

史跡日光山内保存活用計画

令和7年3月 計画策定

令和8年3月 文化庁認定

日光市

例 言

1. 本計画は、国指定史跡「日光山内」の保存活用に関する事項を定めた計画書である。
2. 本計画の策定は、令和6年度（2024）に、文化庁の国宝重要文化財等保存・活用事業費補助金（史跡等保存活用計画等策定費国庫補助金）を受けて実施した。
3. 本計画の策定に当たって、「史跡日光山内」保存・活用協議会を設置し、本協議会及び文化庁文化財第二課、環境省日光国立公園管理事務所、栃木県生活文化スポーツ部文化振興課の指導・助言を受けた。
4. 本計画の編集及び策定に関わる事務は、日光市教育委員会事務局が担当し、策定に関わる支援業務を株式会社プレック研究所に委託した。
5. 本計画は、「文化財保護法に基づく保存活用計画の策定等に関する指針」（最終変更 令和5年3月文化庁）及び「史跡等・重要文化的景観マネジメント支援事業報告書」（平成27年3月 文化庁文化財部記念物課）を参照し、文化庁及び栃木県生活文化スポーツ部文化振興課の指導・助言を基に、「第1章 計画策定の沿革・目的」、「第2章 史跡の概要」、「第3章 史跡の本質的価値」、「第4章 基本方針」、「第5章 保存（保存管理）」、「第6章 防災・防犯」、「第7章 活用」、「第8章 整備」、「第9章 体制」、「第10章 施策の実施」、「第11章 経過観察」、「資料編」で構成した。
6. 本計画に掲載している図の一部については、日光二荒山神社、日光東照宮、日光山輪王寺、日光社寺文化財保存会、東京国立博物館、日光市立図書館から提供を受けた。提供元は各図に記載している。
7. 本計画に掲載している下記の図については、地理院地図を用いて作成した。
図 1-2、図 2-2、図 2-3、図 2-4、図 2-5、図 2-8、図 2-41、図 2-44、図 2-45、図 2-46、図 2-47、
図 2-48、図 2-49、図 2-51、図 2-54、図 2-55、図 3-4、図 3-5、図 3-6、図 5-1、図 5-2、図資 1-1
8. 本計画は、令和7年（2025）3月に日光市が策定し、令和8年3月26日、文化財保護法（昭和25年法律第214号）第129条の2第4項の規定により文化庁長官の認定を受けた。

目 次

第1章 計画策定の沿革・目的	1
1. 計画策定の沿革と目的	1
2. 協議会等の設置・経緯	2
(1) 「史跡日光山内」保存・活用協議会及び同検討委員会の設置	2
(2) 協議経緯	6
3. 他の計画との関係	8
4. 計画の対象	9
(1) 対象範囲	9
(2) 史跡指定地内の文化財の取扱い	11
5. 計画期間	11
第2章 史跡の概要	12
1. 史跡指定の概要	12
(1) 指定に至る経緯	12
(2) 指定内容	12
2. 史跡指定地内の文化財の概要	13
3. 自然的環境	21
(1) 地形・地質・水系	21
(2) 植生	22
(3) 自然災害	25
4. 歴史的環境	30
(1) 日光山の歴史	30
(2) 日光山内の建造物群の立地と環境	47
(3) 歴史的建造物の造営	53
(4) 調査・研究	55
5. 社会的環境	59
(1) 土地所有	59
(2) 管理	61
(3) 法規制	67
(4) 交通	71
(5) 公開活用	73
6. 事業の進捗状況	81

第3章 史跡の本質的価値	84
1. 本質的価値.....	84
(1) 本質的価値の考え方.....	84
(2) 史跡日光山内の本質的価値.....	85
2. 史跡の構成要素.....	87
(1) 史跡の構成要素の考え方.....	87
(2) 史跡日光山内の構成要素.....	90
第4章 基本方針	98
1. 保存活用の目標.....	98
2. 基本方針.....	99
第5章 保存(保存管理)	100
1. 保存(保存管理)の現状・課題.....	100
(1) 史跡指定地内の保存(保存管理)の現状・課題.....	100
(2) 周辺地域の保全の現状・課題.....	101
2. 保存(保存管理)の方向性.....	102
(1) 史跡指定地内の保存(保存管理)の方向性.....	102
(2) 周辺地域の保全の方向性.....	102
3. 史跡指定地内の保存(保存管理)の方法.....	103
(1) 地区及び史跡の構成要素の保存(保存管理).....	103
(2) 調査.....	112
(3) 現状変更等の取扱い.....	114
4. 周辺地域の保全の方法.....	120
(1) 周辺地域の要素の保存(保存管理).....	120
(2) 周辺環境の保全.....	120
第6章 防災・防犯	123
1. 防災・防犯の現状・課題.....	123
2. 防災・防犯の方向性.....	124
3. 防災・防犯の方法.....	125
(1) 予防の方法.....	125
(2) 被災後の対応.....	126

第7章 活用	127
1. 活用の現状・課題.....	127
2. 活用の方向性.....	128
3. 活用の方法.....	129
(1) 情報提供の充実.....	129
(2) 普及啓発の促進.....	130
(3) 利用環境の充実.....	131
(4) 史跡指定地内外と連携した活用.....	131
第8章 整備	132
1. 整備の現状・課題.....	132
2. 整備の方向性.....	133
3. 整備の方法.....	134
(1) 保存に関わる整備.....	134
(2) 活用に関わる整備.....	134
(3) その他の整備.....	135
第9章 体制	136
1. 体制の現状・課題.....	136
2. 体制の方向性.....	136
3. 体制の方法.....	137
(1) 管理団体の体制の充実.....	137
(2) 関係者間の連携体制.....	137
第10章 施策の実施	139
1. 施策の実施の方向性.....	139
2. 施策の実施.....	140
第11章 経過観察	142
1. 経過観察の方向性.....	142
2. 経過観察の方法.....	142

資料編	143
1. 世界遺産「日光の社寺」登録の概要.....	143
2. 関連計画の概要.....	148
3. 日光社寺文化財保存会による建造物保存修理事業.....	156
4. 東照宮・輪王寺大猷院の燈籠.....	158
5. 二荒山碑.....	165
6. 法規制の概要.....	169
7. 文化財保護法に基づく手続き.....	180
8. 文化財保護法等の抜粋.....	184

第1章 計画策定の沿革・目的

1. 計画策定の沿革と目的

史跡日光山内は、約1,200年の歴史を持ち、現在も二社一寺（二荒山神社、東照宮、輪王寺）が多くの歴史的建造物を維持しながら宗教活動を続けている地域である。

史跡指定されたのは平成10年（1998）5月であり、同年11月、合併前の日光市が管理団体の指定を受けた。平成18年（2006）3月には、旧今市市、旧日光市、旧藤原町、旧足尾町、旧栗山村の2市2町1村が合併して現在の日光市となり、管理団体も引き継いだ。

日光市では、平成11年（1999）3月には、史跡の現状変更の手続きや活用の考え方を明確にし、保護の充実を図るため、「史跡日光山内保存管理計画」（以下、「保存管理計画」という。）を策定した。また、同年12月、史跡指定地を資産範囲として、「日光の社寺」が世界遺産に登録された。なお、世界遺産「日光の社寺」登録の概要については、資料編に整理した。

その後、平成25年（2013）3月には、「史跡日光山内整備活用計画」（以下、「整備活用計画」という。）を策定し、世界に誇る文化遺産として、より積極的な文化財の活用や環境整備を図るために必要な事業を計画して進めてきた。

整備活用計画の計画期間は令和5年（2023）3月に満了となったが、計画期間中に予定されていた事業の中には継続中のものや未着手のものがあり、計画更新が急務となっている。さらに、世界遺産を目的としたインバウンドにより外国人観光客が増加する中、多言語対応や、世界遺産や史跡をきっかけとした国内外に向けての日光市のPR等にも注力していく必要がある。

一方で、社会状況が過疎化・少子高齢化の局面を迎える中、地域総がかりで文化財の担い手を確保する必要性や、人々に文化財の重要性を理解してもらい継承に繋げるための公開・活用を促進する必要性から、平成30年（2018）に文化財保護法が改正された。改正された文化財保護法では、所有者または管理団体が作成する保存活用計画の認定が制度化されている。

このような経緯から、既定の保存管理計画と整備活用計画で示された内容を前提としつつ、史跡の現状と課題、事業の進捗状況等を再検証し、関係者が連携して今日的要請に対応した史跡の保存・活用を進めていくための計画として、史跡日光山内保存活用計画（以下、「本計画」という。）を策定する。

2. 協議会等の設置・経緯

(1) 「史跡日光山内」保存・活用協議会及び同検討委員会の設置

本計画を策定するに当たり設置要綱を定め、「史跡日光山内」保存・活用協議会（以下「協議会」という。）を設置した。

協議会は、管理団体の長である日光市長が会長を務め、学識経験者と所有者である二社一寺関係者、日光市教育委員会及び日光市文化財保護審議会の委員と、文化庁文化財第二課、環境省日光国立公園管理事務所、栃木県生活文化スポーツ部文化振興課の助言者(オブザーバー)で構成し、事務局は、日光市教育委員会事務局が担当した。

また、協議会設置要綱の第7条に基づき、計画原案等の検討・作成を行う目的で検討委員会が設置された。検討委員会は、二社一寺等関係者と日光市関係部局で構成され、日光市教育委員会事務局教育次長が委員長を務めた。

「史跡日光山内」保存・活用協議会設置要綱

(設置)

第1条 史跡日光山内（以下「史跡」という。）の保存及び活用を推進するとともに、史跡を次世代へと適切に継承していくため、その基本的な考え方、具体的な取組み等の指針を協議し、これを定めていくことを目的として、「史跡 日光山内 保存・活用協議会」（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項を行う。

- (1) 史跡の課題の検討に関すること。
- (2) 史跡の指針となる保存及び活用に関する計画の策定に関すること。
- (3) 史跡の整備事業に係る連絡調整に関すること。
- (4) その他史跡の保存及び活用のために必要なこと。

(組織)

第3条 協議会は、委員10名以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 史跡の所有者及び関係機関並びに関係団体から推薦を受けた者
- (3) その他市長が必要と認めた者

(任期)

第4条 委員の任期は、5年とする。ただし、再任を妨げない。

2 前項の委員に欠員を生じたときの補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長等)

第5条 協議会に会長及び副会長を置く。会長は市長を務める。

- 2 副会長は委員の互選によりこれを決定する。
- 3 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 会長は、過半数の委員が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 4 会長は、必要と認めるときは、委員以外の者に会議への出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(検討委員会)

第7条 第2条各号に規定する所掌事項について専門的に調査及び検討するため、協議会に検討委員会を置くことができる。

- 2 検討委員会の委員は、会長が委嘱又は任命する。
- 3 検討委員会に委員長及び副委員長を置き、委員長は教育委員会事務局教育次長の職にある者を持って充て、副委員長は検討委員会の委員の中から委員長が選任する。
- 4 委員長は、検討委員会を代表し、会務を総理する。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。
- 6 検討委員会の会議については、前条の規定を準用する。この場合において、「会長」とあるのは、「委員長」と、「副会長」とあるのは「副委員長」と読み替えるものとする。
- 7 検討委員会は、調査研究その他検討委員会が所掌する事項が終了したときは、その結果を協議会に報告するものとする。

(作業部会)

第8条 前条に規定する検討委員会に専門的な事項の調査研究を行わせるため、作業部会を置くことができる。

- 2 作業部会員は、会長が委嘱又は任命する。
- 3 作業部会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(オブザーバー)

第9条 会長は、検討委員会又は作業部会の調査等に必要と認めるときには、オブザーバーを置くことができる。

- 2 前項の規定によるオブザーバーは、第3条第2項第1号に規定する委員の中から選任するものとする。

(事務局)

第10条 協議会の庶務は、日光市教育委員会事務局文化財課において処理する。

(その他)

第11条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

表 1-1 : 「史跡日光山内」保存・活用協議会 委員等名簿

(敬称略)

	氏名	所属・職名等	専門分野
会長	粉川昭一	日光市 市長	
副会長	千田孝明	日光市文化財保護審議会 会長	中世史
	齋藤孝雄	日光市教育委員会教育長 (令和6年(2024)5月12日まで)	
	関孝和	日光市教育委員会教育長 (令和6年(2024)5月13日から)	
	稲葉信子	筑波大学 名誉教授 (令和5年度(2023))	世界遺産学・建築学
		静岡県富士山世界遺産センター 館長 (令和6年度(2024))	
	増淵徹	京都橘大学 名誉教授 (令和5年度(2023))	史跡
		和歌山県立紀伊風土記の丘 館長 (令和6年度(2024))	
	内田和伸	奈良文化財研究所 文化遺産部長 (令和5年度(2023))	遺跡整備・造園学
		文化遺産研究室シニアフェロー (令和6年度(2024))	
	山澤学	筑波大学 准教授	近世史・宗教
	中麿輝美	日光二荒山神社 宮司	
	稲葉久雄	日光東照宮 宮司	
	石塚慈雄	日光山輪王寺 門跡 (令和6年(2024)12月20日まで)	
	柴田立史	日光山輪王寺 門跡 (令和6年(2024)12月21日から)	

助言者

氏名	所属名	職名	専門分野
浅野啓介	文化庁文化財第二課	文化財調査官	
速水香奈	環境省日光国立公園管理事務所	所長	
鏡淳子	栃木県生活文化スポーツ部文化振興課	課長	

表 1-2 : 「史跡日光山内」保存・活用協議会 検討委員会委員名簿

	所属名	職名	氏名	関係部署・関連事務等	
	日光市地域振興部	部長	令和5年度(2023)	久保吉幸	・日光行政センター(市道管理、用水路管理等)
			令和6年度(2024)	伊東剛	
	日光市観光経済部	部長	令和5年度(2023)	山越秀克	・観光課(観光誘客、教育観光等) ・環境森林課(保安林管理)
			令和6年度(2024)	平久明	
	日光市建設部	部長	令和5年度(2023)	土屋栄	・都市計画課(用途地域、景観条例、風致地区、交通対策等) ・維持管理課(市道管理、用水路管理等) ・建設課(市道建設)
			令和6年度(2024)	土屋栄	
	日光市上下水道部	部長	令和5年度(2023)	和氣一夫	・水道課(上水道) ・下水道課(下水道)
			令和6年度(2024)	和氣一夫	
委員長	日光市教育委員会事務局	教育次長	令和5年度(2023)	松本孝	・計画全般
			令和6年度(2024)	松本孝	

	所属名	職名	氏名		関係部署・関連事務等
	日光市消防本部	消防長	令和5年度(2023)	川村多喜男	・防災計画関係
			令和6年度(2024)	手塚克英	
	日光行政センター	所長	令和5年度(2023)	加藤聡司	・産業建設係(市道管理、用水路管理等)
			令和6年度(2024)	森田学	
	日光二荒山神社	権宮司	令和5年度(2023)	齋藤芳史	・社寺における計画
			令和6年度(2024)	齋藤芳史	
		総務部長	令和5年度(2023)	香取正義	・社寺における計画
			令和6年度(2024)	香取正義	
	日光東照宮	権宮司	令和5年度(2023)	稲葉尚正	・社寺における計画
			令和6年度(2024)	稲葉尚正	
		総務部長	令和5年度(2023)	山作良之	・社寺における計画
			令和6年度(2024)	山作良之	
	日光山輪王寺	執事長	令和5年度(2023)	今井昌英	・社寺における計画
			令和6年度(2024)	今井昌英	
		総務部長	令和5年度(2023)	菅原道信	・社寺における計画
			令和6年度(2024)	菅原道信	
	日光社寺文化財保存会	事務局次長	令和5年度(2023)	長修	・社寺建造物に関する計画
			令和6年度(2024)	長修・佐藤育宏	

事務局

所属名	職名	氏名	
日光市教育委員会	教育次長	令和5年度(2023)	松本孝
		令和6年度(2024)	松本孝
日光市教育委員会文化財課	課長	令和5年度(2023)	本間佳夫
		令和6年度(2024)	登坂和博
日光市教育委員会文化財課	世界遺産推進係長	令和5年度(2023)	北山建穂
		令和6年度(2024)	北山建穂
日光市教育委員会文化財課	世界遺産推進係副主幹	令和5年度(2023)	高橋敏明
		令和6年度(2024)	高橋敏明

(2) 協議経緯

協議会は、令和5年度(2023)に2回(1回は現地視察を兼ねた関係打合せ会として開催)、令和6年度(2024)に3回の計5回開催し、検討委員会は、令和5年度(2023)に1回、令和6年度(2024)に3回の計4回開催した。

表 1-3 : 「史跡日光山内」保存・活用協議会及び検討委員会の開催概要

令和5年度	第1回協議会	<p>日時：令和5年10月11日(水)午前10時～</p> <p>場所：日光市 mekke 日光郷土センター 会議室</p> <p>議題：(1) 副会長の選出について</p> <p>(2) 報告事項</p> <p>①「史跡日光山内」保存・活用協議会について</p> <p>②史跡日光山内整備活用計画の進捗状況について</p> <p>(3) 協議事項</p> <p>保存活用計画策定について</p>
	関係打合せ会	<p>日時：令和5年12月6日(水)午後3時～</p> <p>場所：日光市 市民活動支援センター 第4会議室</p> <p>議題：(1) 史跡「日光山内」保存活用計画策定に伴う世界遺産「日光の社寺」のバッファゾーンの取り扱いについて</p> <p>(2) 史跡「日光山内」保存活用計画策定に伴う建造物の保存活用計画策定の考え方について</p> <p>(3) 史跡「日光山内」における石垣調査の現状と今後の方針について</p>
	第1回検討委員会	<p>日時：令和6年1月24日(水)午後2時30分～</p> <p>場所：日光市役所 中会議室 203</p> <p>議題：(1) 報告事項</p> <p>①史跡「日光山内」保存活用計画の策定について</p> <p>②「史跡日光山内」保存・活用協議会の開催結果について</p> <p>③史跡日光山内整備活用計画のこれまでの進捗状況について</p> <p>(2) 協議事項</p> <p>保存活用計画策定の今後の進め方について</p>
令和6年度	第1回検討委員会	<p>日時：令和6年5月15日(水)午後3時30分～</p> <p>場所：日光市教育委員会事務局文化財課報徳ホール</p> <p>議題：(1) 報告事項</p> <p>①これまでの経緯と今後のスキームについて</p> <p>(2) 協議事項</p> <p>②史跡「日光山内」保存活用計画の項目案について</p>
	第1回協議会	<p>日時：令和6年7月19日(金)午後1時30分～</p> <p>場所：日光市教育委員会事務局文化財課報徳ホール</p> <p>議題：(1) 保存活用計画の目的と位置づけ等について</p> <p>(2) 保存活用計画の構成と進め方について</p> <p>(3) 本質的価値の考え方について</p>

令和6年度	第2回 検討委員会	日 時：令和6年11月7日（木）午後2時～ 場 所：日光市役所 中会議室 202 議 題：（1）第1回協議会の報告 （2）保存活用計画（第1章～第9章）について
	第2回 協議会	日 時：令和6年12月16日（月）午後2時～ 場 所：日光市市民活動支援センター 第2・第3会議室 議 題：（1）第1回協議会の意見と対応及び今後の進め方について （2）保存活用計画（第1章～第3章）について （3）保存活用計画（第4章～第9章）について
	第3回 検討委員会	日 時：令和7年3月5日（水）午前10時～ 場 所：日光市役所東庁舎 第3・第4会議室 議 題：（1）第2回協議会の主な意見と対応について （2）史跡「日光山内」保存活用計画について
	第3回 協議会	日 時：令和7年3月18日（火）午後1時30分～ 場 所：日光市市民活動支援センター 第2・第3会議室 議 題：（1）第2回協議会の意見と対応について （2）保存活用計画について （3）計画の認定に向けた今後のスケジュールについて

3. 他の計画との関係

史跡日光山内は、市の最上位計画である総合計画との整合を図るとともに、歴史資源、観光資源、宗教活動・生活の場であることから、栃木県文化財保存活用大綱、日光国立公園の管理計画、都市計画マスタープラン等が関連計画となる。各計画の内容を考慮しつつ、必要に応じて相互調整を図っていく。

また、文化財保護法の適用範囲外に当たる史跡日光山内の周辺地域等の保存や活用については、景観計画等の関連計画と連携して取り組んでいく。

なお、各関連計画等の概要については、資料編に整理した。

表 1-4：関連計画等

	計画名称	策定・改定年	対象期間	策定者
ア	第2次日光市総合計画 (基本構想・基本計画)	平成 28 年(2016)3月	基本構想 平成 28～令和7年度 基本計画(後期) 令和4～7年度	日光市
イ	日光市都市計画マスタープラン	平成 21 年(2009)3月(策定)	～令和 10 年	日光市
	(仮)第 2 次日光市都市計画マスタープラン	令和8年(2026)3月(策定予定)	～令和 28 年	
ウ	日光市景観計画	令和3年(2021)10 月	—	日光市
エ	日光市地域防災計画	令和4年(2022)3月	—	日光市防災会議
オ	栃木県文化財保存活用大綱	令和3年(2021)2月		栃木県教育委員会
カ	日光国立公園日光地域管理計画	平成 13 年(2001)12 月	—	環境省

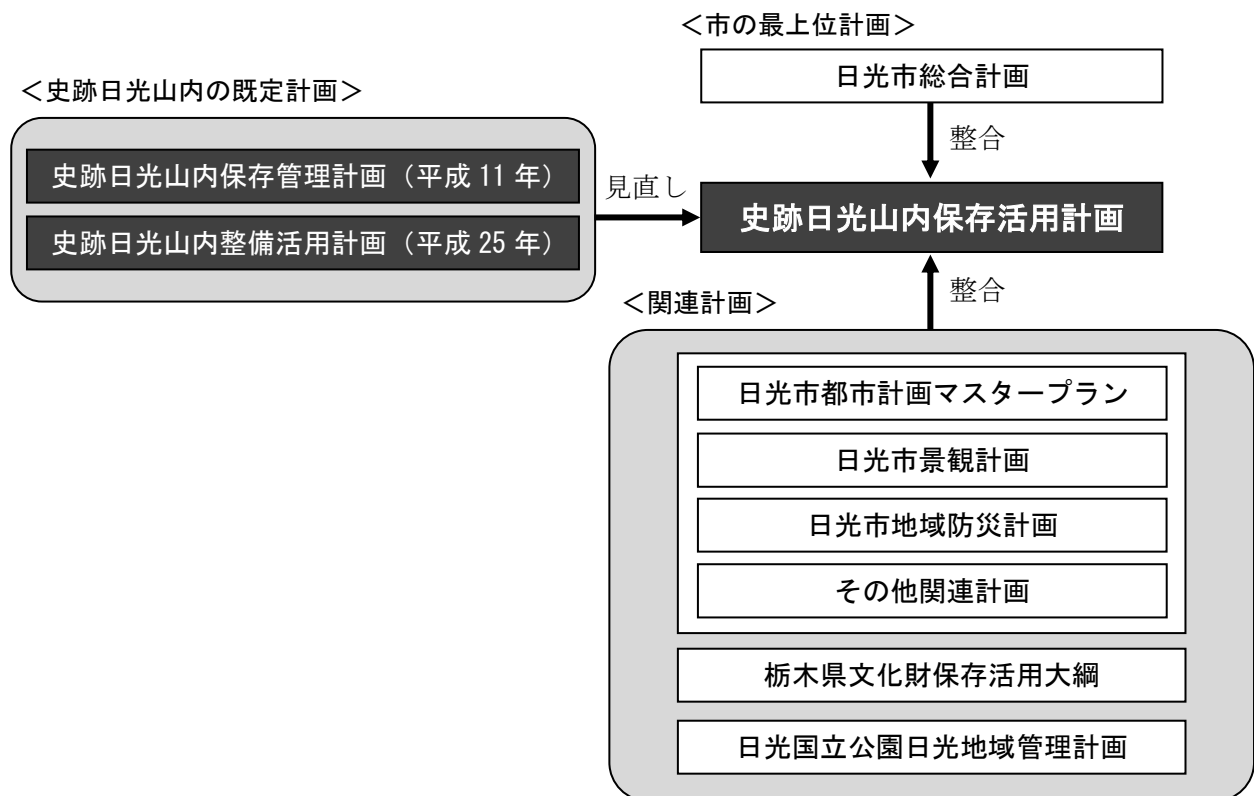


図 1-1：史跡日光山内保存活用計画の位置付け

4. 計画の対象

(1) 対象範囲

本計画の対象範囲は、史跡日光山内の指定範囲とする。なお、史跡の保存・活用に影響する周辺地域については、他法令に基づく保全方策や手続きを整理する。

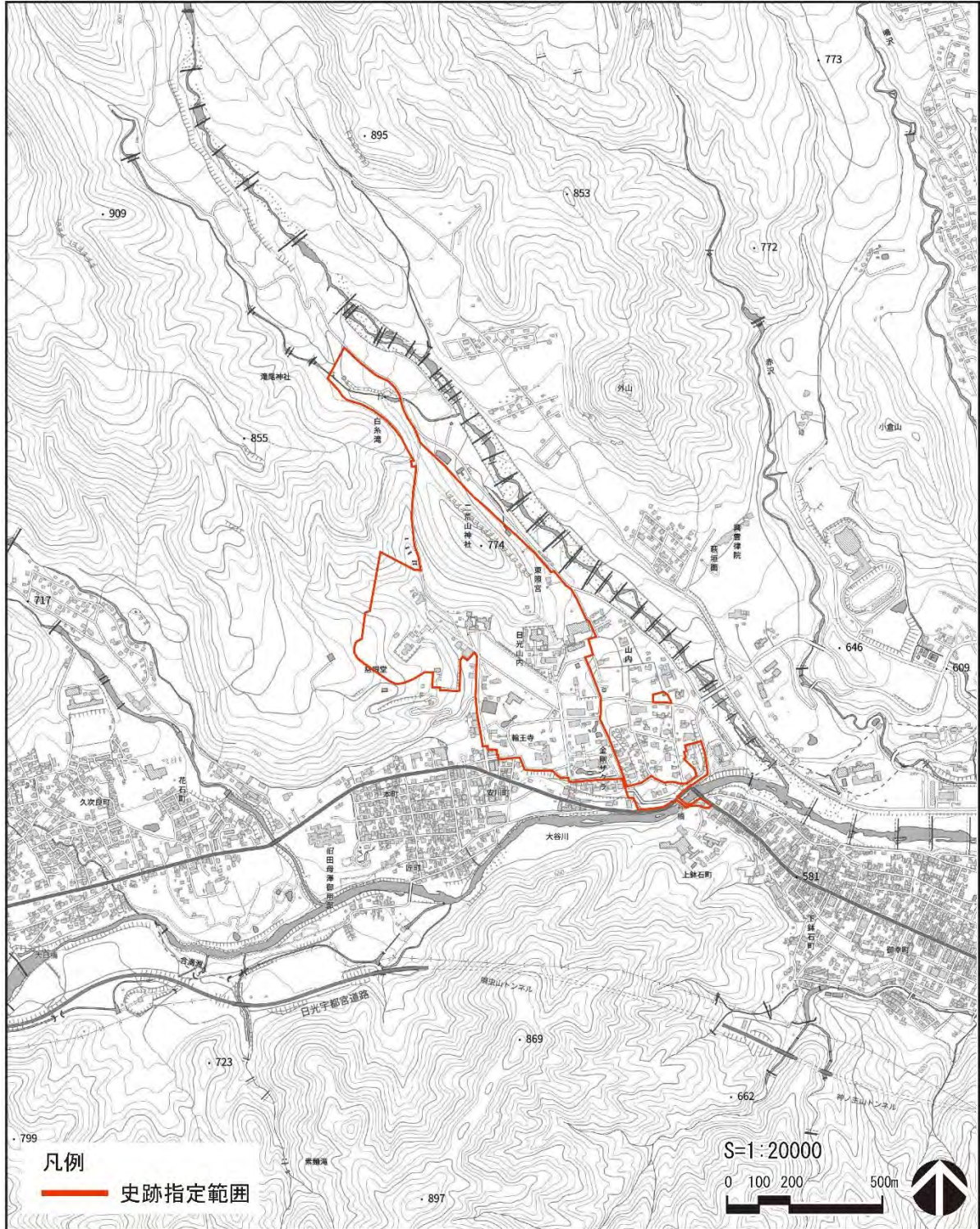


図 1-2 : 計画対象地範囲図

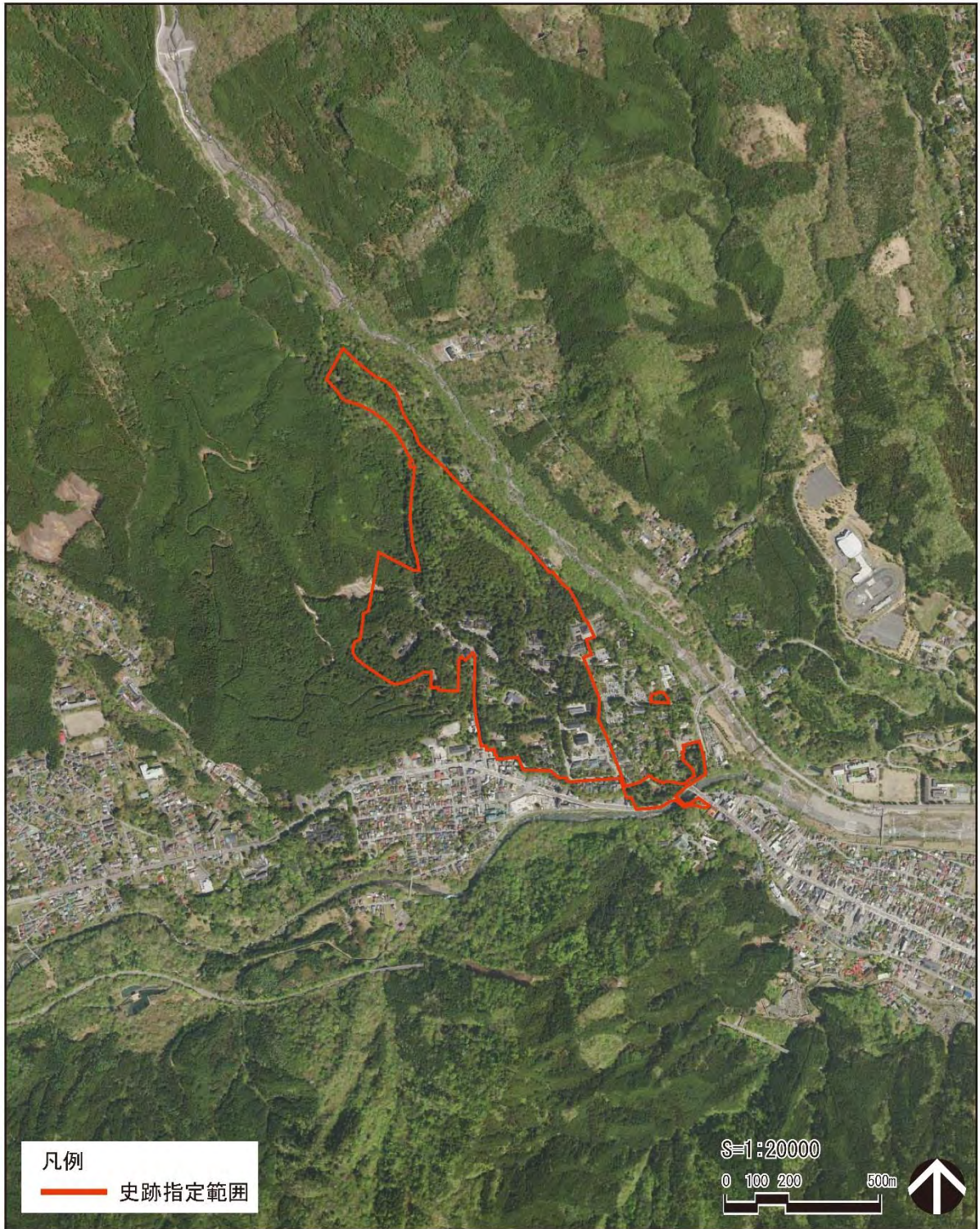


図 1-3 : 計画対象地及び周辺の空中写真
(国土地理院撮影の空中写真(2024年撮影)に史跡指定範囲を追記して作成)

(2) 史跡指定地内の文化財の取扱い

史跡日光山内の指定範囲には、世界遺産「日光の社寺」の構成要素である国宝及び重要文化財に指定されている建造物に加えて、国指定天然記念物である金剛桜などの国・県・市の指定文化財及び登録文化財等が所在する。

これらの史跡指定地内の文化財のうち、不動産の文化財（有形文化財(建造物)・記念物・周知の埋蔵文化財包蔵地)については、本計画において史跡の構成要素としての保存の方法等を整理する。なお、世界遺産の構成要素である国宝及び重要文化財指定の建造物については、公益財団法人日光社寺文化財保存会により事業計画が作成され、計画的に保存修理事業が実施されることで建造物が適切に保存（保存管理）されている（昭和25年（1950）以降に実施された建造物保存修理については資料編に整理）。また、その保存（保存管理）に必要な伝統的技術、その技術継承のための後継者育成も保存会により行われていることから、国宝・重要文化財建造物の保存修理については、保存会が実施する保存修理事業により計画的に実施することを前提とする。

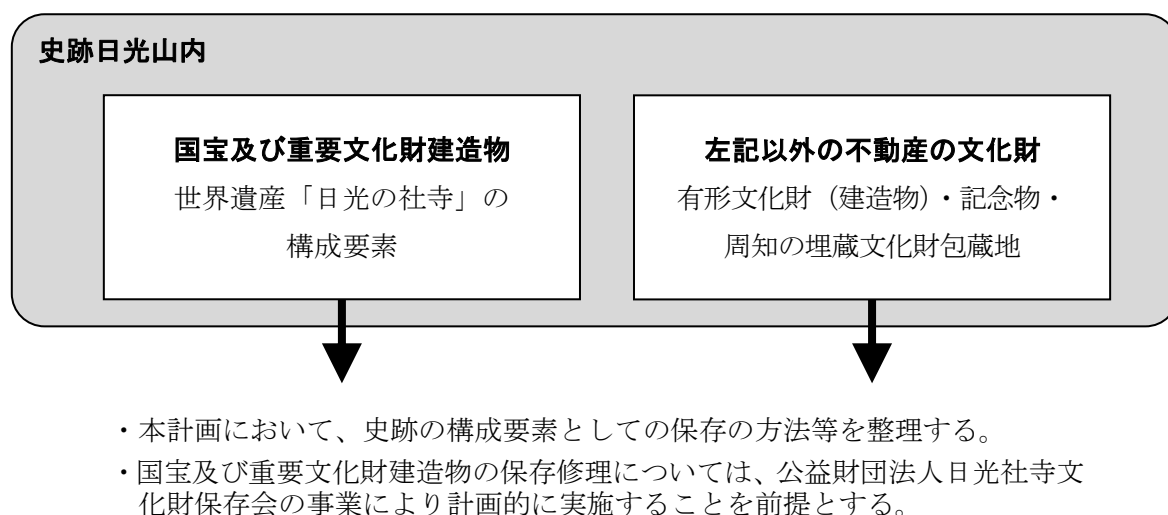


図 1-4：史跡指定地内の文化財の本計画での取扱い

5. 計画期間

本計画の計画期間は、策定後から令和17年（2035）3月31日までとし、期間内に実施する保存や活用取組について整理する。

なお、計画期間中や計画期間後において事業の進捗、調査・研究の進展、社会的環境の変化等により、本計画の内容を見直す必要が生じた場合には変更・改定を行う。

第2章 史跡の概要

1. 史跡指定の概要

(1) 指定に至る経緯

日光山内の史跡指定については、国の文化財保護審議会が昭和30年(1955)3月19日に答申を行った。通常であれば、この答申に続いて史跡の指定手続きに移り、官報に告示されて史跡としての保護が開始されるが、日光の場合は範囲内に住居や旅館、物産店などがあったことから、史跡指定による住居や店舗改築などの法規制が強化されることに地元が難色を示し、中断された。

その後、平成4年(1992)の世界遺産暫定目録の決定に当たり、文化庁は史跡指定が前提となることを関係者に説明し、以後、史跡指定合意のための国、県、市と地元土地所有者との協議が継続的に行われた。史跡指定の地元合意は容易でなく、推薦を延期せざるを得ないかという状況だったが、ユネスコに推薦書類を提出する直前の平成10年(1998)5月14日に、基本的に私有地を区域から除外することで合意が成立し、史跡指定が告示された。また同年、合併前の日光市が管理団体の指定を受けた。

(2) 指定内容

平成10年(1998)5月14日付けの官報第2380号(文部科学省告示第89号)にて、「日光山内」の名称で史跡に指定された。

表2-1: 「日光山内」史跡指定内容¹

種別: 史跡
指定日: 平成10年(1998)5月14日
名称: 日光山内
所在地: 栃木県日光市
地域: 別図のとおり(別図は省略し栃木県教育委員会及び日光市教育委員会に備え置いて縦覧に供する(参考図参照))
指定理由:
基準 特別史跡名勝天然記念物及び史跡名勝天然記念物指定基準(昭和26年(1951)文化財保護委員会告示第2号)史跡の部三(社寺の跡又は旧境内その他祭祀信仰に関する遺跡)及び七(墳墓及び碑)による。
説明 奈良時代末期以来の修験道・山岳信仰の霊場で江戸時代以降は東照宮を中心とする徳川家の廟所として繁栄を極め、現在もその姿を極めて良好に残していることから、史跡に指定して保存を図るものである。
管理団体: 日光市(平成10年(1998)年11月11日指定)



図2-1: 史跡日光山内指定地参考図

(『官報』第2380号より転載)

¹ 『官報』第2380号、指定通知、文化遺産オンライン<<https://bunka.nii.ac.jp/heritages/detail/192462>>より作成。

2. 史跡指定地内の文化財の概要

本項では、史跡指定地内に所在する文化財のうち、不動産である有形文化財（建造物）や記念物、周知の埋蔵文化財包蔵地について整理する。指定地内には国宝・重要文化財が13件あり、これらを構成する103棟の建造物は世界遺産「日光の社寺」の構成要素である。そのほか、国指定天然記念物である金剛桜などの国・県・市の指定・登録文化財等がある。

なお、動産の文化財としては、二社一寺が所有する美術工芸品等が多く所在する。

表2-2：史跡指定地内の国宝及び重要文化財建造物²

番号 ³	指定等	文化財名(件名)・附名 ⁴	指定年月日 ⁵	棟名・附名 ⁶	年代	概要	棟数
1	1-1 — — —	国宝 東照宮 本殿、石の間及び拝殿	1908.08.01 (1951.06.09)	本殿・石の間及び拝殿	1636	本殿…徳川家康の神霊を祀る神殿。 石の間…本殿と拝殿を連結するための建物。 拝殿…神霊を礼拝するための建物。	1
			(1967.06.15)	(附)旧妻戸			
			1944.09.05 (1967.06.15)	(附)箱入大工道具			
			1944.09.05	(附)銅箱入供養具			
2	2-1	国宝 東照宮 正面及び背面唐門	1908.08.01 1944.09.05 (1951.06.09)	正面及び背面唐門	1636	正面唐門…拝殿の前に建つ門。第3の門。 背面唐門…本殿の裏に建つ門。	2
3	3-1	国宝 東照宮 東西透塀	1908.08.01 (1951.06.09)	東西透塀	1636	本殿・石の間・拝殿を囲む屋根付きの格子と透しのついた塀。	2
4	4-1 —	国宝 東照宮 陽明門	1908.08.01 (1951.06.09)	陽明門	1636	東照宮の第2の門。東照宮の建物を象徴する装飾華美な2階門。	1
			(1977.06.27)	(附)旧天井板			
5	5-1 —	国宝 東照宮 東西廻廊	1908.08.01 (1951.06.09)	東西廻廊	1636	本殿などを囲む屋根付きの廊下。	2
			1944.09.25	(附)潜門			
6	6-1 — — —	国宝 輪王寺大猷院霊廟 本殿、相の間、拝殿	1908.08.01 (1952.11.22)	本殿・相の間・拝殿	1653	大猷院霊廟本殿…大猷院(徳川家光の霊)を祀る神殿。 大猷院霊廟相の間…本殿と拝殿を連結するための建物。 大猷院霊廟拝殿…神霊を礼拝するための建物。	1
			1952.11.22 (1952.11.22)	(附)厨子			
			1944.09.05	(附)銅箱入供養具			
			1952.11.22 (1952.11.22)	(附)棟札			
7	7-1 7-2 7-3 7-4 — 7-5 7-6 — 7-7	重文 東照宮	1908.08.01	上社務所	1636	祈祷を行う建物。	1
			1908.08.01	神楽殿	江戸前期	神楽を奏する建物。	1
			1908.08.01	神輿舎	1636	神輿を納めるための建物。	1
			1908.08.01	鐘楼	1636	梵鐘を納めるための建物。	1
			1944.09.05	(附)銅鐘			
			1908.08.01	鼓楼	1636	太鼓を納めるための建物。	1
			1908.08.01	本地堂	1636	薬師如来を祀る建物。	1
			1944.09.05	(附)銅箱入供養具			
1908.08.01	経蔵	1636	一切経を納める建物。	1			

² 『国宝・重要文化財建造物目録』(文化庁、平成24年)と各指定の官報告示による。なお、「棟数」は『世界遺産「日光の社寺」』(日光市教育委員会、平成13年)を参照して記載。

³ 左列は国宝・重要文化財の件ごとの番号で、図2-2の図中番号1～13と対応。右列は件に含まれる棟ごとの番号で、図2-3及び図2-4の図中番号と対応。

⁴ 件の附は該当する文化財名(件名)の直下に記載。複数ある場合は並列で記載。

⁵ 括弧外は重要文化財の指定年月日、括弧内は国宝の指定年月日。

⁶ 棟の附は該当する棟名の直下に記載。複数ある場合は並列で記載。

番号 ³	指定等	文化財名(件名)・附名 ⁴	指定年月日 ⁵	棟名・附名 ⁶	年代	概要	棟数	
7	東照宮		1908.08.01	上神庫	江戸前期	渡御祭の装束等を納める倉庫。	1	
			1908.08.01	中神庫	江戸前期	渡御祭の装束等を納める倉庫。	1	
			1908.08.01	下神庫	江戸前期	渡御祭の装束等を納める倉庫。	1	
				1908.08.01	水屋	1636	逆サイフォン式の水盤を覆う柱が石製の建物。	1
		—		1944.09.05	(附)手水鉢石			
				1908.08.01	神廐	1636	神馬を入れる厩舎。	1
				1908.08.01	表門	1636	東照宮の入口の門。第1の門。	1
		—		1944.09.05	(附)鯨子塀			
				1908.08.01	五重塔	1818	大日如来像を安置する五重の塔。	1
				1908.08.01	石鳥居	1618	参道に建つ石製の大鳥居。	1
				1908.08.01	坂下門	1618	奥社(徳川家康の墓所)への参道の入口に建つ門。	1
				1908.08.01	奥社宝塔	1683	徳川家康の墓所。	1
		—		1944.09.05	(附)銅製華瓶、燭台、香炉、石台付			
				1908.08.01	奥社唐門	1650	奥社宝塔の前に建つ門。	1
		—		1944.09.05	(附)銅製狛犬			
				1944.09.05	奥社石玉垣	江戸前期	奥社を囲む石塀。	1
				1908.08.01	奥社拝殿	1636	奥社を礼拝するための建物。	1
		—		1944.09.05	(附)銅箱入供養具			
				1944.09.05	奥社銅神庫	1654	奥社の銅板包みの宝物蔵。	1
				1944.09.05	奥社鳥居	1683	奥社の参道に建つ銅製の鳥居。	1
				1944.09.05	奥社石柵	江戸前期	奥社の参道の石製の柵。	1
		—		1944.09.05	(附)石狛犬			
			重文		1944.09.05	仮殿本殿、仮殿相之間、仮殿拝殿	1639	仮殿本殿・本殿修理(遷宮)の際に、東照宮神霊を祀る神殿。仮殿相の間・仮殿本殿と仮殿拝殿を連結するための建物。仮殿拝殿・本殿修理(遷宮)の際に、神霊を礼拝するための建物。
				1944.09.05	仮殿唐門	江戸前期	仮殿本殿の前に建つ門。	1
				1944.09.05	仮殿掖門及び透塀	江戸前期	仮殿透塀・仮殿本殿を囲む屋根付き菱格子の塀。	2
				1944.09.05	仮殿鳥居	江戸前期	仮殿本殿の参道に建つ銅製の鳥居。	1
				1944.09.05	仮殿鐘楼	江戸前期	梵鐘を納めるための建物。	1
	—			1944.09.05	(附)石灯籠			
				1944.09.05	御旅所本殿	1685	渡御祭の際に神輿(神霊)が渡御する建物。	1
	—			1944.09.05	(附)石舞台			
				1944.09.05	(附)東遊再興記石碑			
				1944.09.05	御旅所拝殿	1685	渡御祭の際に神霊を礼拝するための建物。	1
			1944.09.05	御旅所神饌所	1685	渡御祭の神饌を調理する建物。	1	
—		1944.09.05	(附)渡廊					
—		(附)石燈籠	1944.09.05					
—		(附)銅燈籠	1944.09.05					
—		(附)燈台穂屋	1944.09.05					
—		(附)銅庫門	1944.09.05					
—		(附)鳥居	1944.09.05					
—		(附)銅神庫	1944.09.05					
—		(附)非常門	1944.09.05	—	—	—		
—		(附)石柵	1944.09.05					
—		(附)燈台	1944.09.05					
—		(附)内番所	1944.09.05					
—		(附)東通用御門(社家門)	1944.09.05					

番号 ³	指定等	文化財名(件名)・附名 ⁴	指定年月日 ⁵	棟名・附名 ⁶	年代	概要	棟数	
7	重文	(附)燈台穂屋	1944.09.05	—	—	—	—	
		(附)参道	1908.08.01					
		(附)西浄	1944.09.05					
		(附)鉄燈籠	1944.09.05					
		(附)鐘舎	1944.09.05					
		(附)渡廊	1944.09.05					
8	重文	二荒山神社	1908.08.01	本殿	1619	大己貴命を主祭神とし、味耜高彦根命、田心姫命の三神を祀る神殿。	1	
			1944.09.05	(附)旧棟木断片				
			8-2	1944.09.05	唐門	江戸前期	本殿の前に建つ門。	1
			8-3	1944.09.05	掖門及び透塀	江戸前期	透塀…本殿を囲む屋根付きの格子つきの塀。	2
			8-4	1908.08.01	拝殿	1645	神霊を礼拝するための建物。	1
			8-5	1944.09.05	鳥居	1799	参道に建つ銅製の鳥居。	1
			8-6	1944.09.05	神橋	1904	日光山内の入口に架かる木造の反りのある桁橋。	1
			—	1944.09.05	(附)下乗石			
			8-7	1944.09.05	別宮滝尾神社本殿	1713	地主神、田心姫命を祀る神殿。	1
			—	1944.09.05	(附)棟札			
			8-8	1944.09.05	別宮滝尾神社唐門	1740	本殿の前に建つ門。	1
			—	1944.09.05	(附)石玉垣			
			8-9	1944.09.05	別宮滝尾神社拝殿	1713	神霊を礼拝するための建物。	1
			8-10	1944.09.05	別宮滝尾神社楼門	1697	滝尾神社の入口の門。	1
			8-11	1944.09.05	別宮滝尾神社鳥居	1696、1779	参道に建つ石製の鳥居。	3
			—	1944.09.05	(附)石燈籠			
			—	1944.09.05	(附)石橋及び石柵			
			—	1944.09.05	(附)参道			
			8-12	1944.09.05	別宮本宮神社本殿	1685	味耜高彦根命を祀る神殿。	1
			8-13	1944.09.05	別宮本宮神社唐門及び透塀	1685頃	透塀…本殿を囲む屋根付きの木柵。	2
—	1944.09.05	(附)石燈籠						
9	重文	輪王寺	1917.04.05	本堂(三仏堂)	1647	阿弥陀如来像、千手観音像、馬頭観音像を安置する堂宇。	1	
			9-2	1917.08.13	相輪櫓	1643	教典を収めた銅製の櫓。	1
			—	1944.09.05	(附)銅燈籠			
			9-3	1944.09.05	本坊表門	江戸中期	輪王寺旧本坊の表門。	1
			9-4	1944.09.05	開山堂	1720頃	輪王寺開山、勝道の霊屋で、地藏菩薩像を安置する堂宇。	1
			—	1944.09.05	(附)石燈籠			
			9-5	1944.09.05	常行堂	1619	阿弥陀如来像を安置する堂宇。	1
			—	1944.09.05	(附)棟札			
			9-6	1944.09.05	法華堂	1619	釈迦如来像を安置する堂宇。	1
			—	1944.09.05	(附)棟札			
			9-7	1944.09.05	常行堂法華堂渡廊	1649	常行堂と法華堂を結ぶ屋根付きの廊下。	1
			9-8	1944.09.05	慈眼堂廟塔	江戸前期	日光山中興、徳川家康の遺言の執行僧、天海の墓所。	1
			—	1944.09.05	(附)石柵			
			—	1944.09.05	(附)石造六天像			
			—	1944.09.05	(附)石几			
—	1944.09.05	(附)石華瓶	1649	慈眼堂を礼拝するための建物。	1			
9-9	1944.09.05	慈眼堂拝殿						
—	1944.09.05	(附)棟札	江戸前期	天海が集めた書籍類を納めた書庫。	1			
9-10	1944.09.05	慈眼堂経蔵						
9-11	1944.09.05	慈眼堂鐘楼	江戸前期	梵鐘を納めるための建物。	1			
—	1944.09.05	(附)銅鐘						

番号 ³	指定等	文化財名(件名)・附名 ⁴	指定年月日 ⁵	棟名・附名 ⁶	年代	概要	棟数		
9	重文	輪王寺	1944.09.05	慈眼堂阿弥陀堂	1646	阿弥陀如来像を安置する堂宇。	1		
			—	(附)石燈籠					
			—	(附)石造多宝塔					
			9-13	—	1944.09.05	児玉堂	江戸前期	児玉を祀る堂宇。	1
			—	—	1944.09.05	(附)石燈籠			
10	重文	輪王寺大猷院霊廟	1908.08.01	唐門	1653	大猷院霊廟拝殿の前に建つ門。	1		
			10-2	—	1908.08.01	瑞垣	1653	大猷院霊廟本殿などを囲む屋根付きの格子と透しのついた塀。	1
			10-3	—	1944.09.05	掖門	1653	瑞垣の門。	1
			10-4	—	1944.09.05	御供所	1653	仏供を調理する建物。	1
			10-5	—	1944.09.05	御供所渡廊	1653	大猷院霊廟本殿と御供所を結ぶ屋根付きの廊下。	1
			10-6	—	1908.08.01	夜叉門	1653	大猷院霊廟の第3の門。	1
			—	—	1944.09.05	(附)左右袖塀			
			10-7	—	1908.08.01	夜叉門左右廻廊	1653	夜叉門の左右にある屋根付きの廊下。	2
			—	—	1944.09.05	(附)潜門			
			10-8	—	1908.08.01	鐘楼	1653	梵鐘を納めるための建物。	1
			—	—	1944.09.05	(附)銅鐘			
			10-9	—	1908.08.01	鼓楼	1653	太鼓を納めるための建物。	1
			10-10	—	1908.08.01	二天門	1652	大猷院霊廟の第2の門。	1
			—	—	1944.09.05	(附)左右袖塀			
			—	—	1944.09.05	(附)板塀			
			10-11	—	1944.09.05	西浄	1653	宗教儀式用の便所。	1
			10-12	—	1908.08.01	水屋	1653	水盤を覆う石製柱の建物。	1
			10-13	—	1908.08.01	宝庫	1653	校倉造の倉庫。	1
			10-14	—	1908.08.01	仁王門	1653	大猷院霊廟の入口の門。第1の門。	1
			—	—	1944.09.05	(附)左右袖塀			
			10-15	—	1908.08.01	皇嘉門	1653	大猷院霊廟奥院の入口の門。	1
			—	—	1944.09.05	(附)左右袖塀			
			10-16	—	1944.09.05	銅包宝蔵	1653	校倉造を銅板で包んだ倉庫。	1
			10-17	—	1908.08.01	奥院宝塔	1683	徳川家光の墓所。	1
			—	—	1944.09.05	(附)銅製香炉、華瓶、燭台、石台付			
			—	—	1944.09.05	(附)石玉垣			
			10-18	—	1908.08.01	奥院鑄抜門	1653	宝塔の前に建つ銅製の門。	1
			10-19	—	1908.08.01	奥院拝殿	1653	奥院を礼拝するための建物。	1
—	—	1944.09.05	(附)銅箱入供養具						
—	—	(附)参道	1908.08.01	—	—	—			
—	—	(附)銅燈籠	1944.09.05	—	—	—			
—	—	(附)石燈籠	1944.09.05	—	—	—			
—	—	(附)石柵	1944.09.05	—	—	—			
11	重文	東照宮旧奥社	1973.06.02	唐門	1641	地震により倒壊した移築復原された石製の旧奥社唐門。	1		
			11-2	—	1973.06.02	鳥居	1641	地震により倒壊した移築復原された石製の旧奥社鳥居。	1
12	重文	輪王寺	1973.06.02	護法天堂	1615 ~ 1624頃	毘沙門天、弁財天、大黒天を祀る堂宇。	1		
			12-2	—	1973.06.02	観音堂	1685	観世音菩薩像を安置する堂宇。	1
			12-3	—	1973.06.02	三重塔	1690	三重の塔。	1
			12-4	—	1973.06.02	大猷院霊廟別当所 竜光院	江戸中期	大猷院を管理する僧院。	1
			—	—	1973.06.02	(附)玄関			

番号 ³	指定等	文化財名(件名)・附名 ⁴	指定年月日 ⁵	棟名・附名 ⁶	年代	概要	棟数
13	重文	二荒山神社	1973.06.02	別宮本宮神社拝殿	1685	神霊を礼拝するための建物。	1
			1973.06.02	別宮本宮神社鳥居	1800	参道に建つ石製の鳥居。	1
			1973.06.02	神輿舎	1617	神輿を納めるための建物。	1
			1973.06.02	大国殿	1745	大国主命を祀る神殿。	1
			1973.06.02	末社朋友神社本殿	1751 ~	少彦名命を祀る神殿。	1
			1973.06.02	(附)水盤石	1764頃		
			1973.06.02	末社日枝神社本殿	1648 ~	大山昨命を祀る神殿。	1
					1651頃		

表 2-3 : 史跡指定地内の国・県・市の指定等文化財（国宝及び重要文化財建造物以外）

番号 ⁷	指定等	文化財名	指定等年月日	年代	概要
14	国 天然記念物	金剛桜	1936.12.16	1882 以後の 移植と伝わる	推定樹齢400年。花は白色でわずかに芳香があるヤマザクラの名品種。4月下旬～5月上旬頃に満開となる。
15	国 登録有形文化財	東照宮武徳殿	2005.2.9	1915 建築、 1931増改造	大正4年の徳川家康没後の三百年大遠忌に際し建築された参拝人休憩所を前身とし、昭和6年に施設機能変更のため増改造が行われ武徳殿として名称変更、主に武道場として活用されている。
16	国 登録有形文化財	旧東照宮宝物館	1938.5.10	1967	岸田日出刀の遺作であり、細部意匠には戦後モダニズム建築による伝統表現の特徴がよく示されている。博物館としての機能を満たしつつ、同時に山内の景観にも配慮している。
17	県 有形文化財 (建造物)	輪王寺行者堂	1975.1.28	1575 再興と 伝わる	二荒山神社脇の山径を登った女峰・赤薙山への登山口にある。簡素な切妻造りの素木造りの堂内に役の小角と侍鬼がまつられており、尊像を安置している。
18	県 有形文化財 (建造物)	輪王寺観音堂 (香車堂)	1975.1.28	1713建造	滝尾神社の参道口で、開山勝道上人を茶毘にした浄域の仏岩谷と称する場所にある。堂の裏には五輪の石塔3基と六部天がある。
19	市 有形文化財 (建造物)	石造不動明王立像、護摩壇	2006.3.3	1711	本尊不動明王を正面に安置し、手前に長方形の二重の石枠を設けて中央に円形の炉を置き、手前内枠の正面に鳥居を設けている。
20	市 記念物(史跡)	末社北野神社石造群	2003.7.23	1661	二荒山神社末社である北野神社に、江戸時代前期から後期にかけて形成された石造群。梅鉢の紋を彫った巨石のほか、石燈籠や石鳥居が含まれる。

表 2-4 : 史跡指定地内の周知の埋蔵文化財包蔵地

番号 ⁸	文化財名	年代	概要
21	朋友神社遺跡	平安時代	種類:祭祀
22	二荒山神社裏経塚	室町時代	種類:経塚
23	浩養園遺跡	奈良、平安時代	種類:散布地
24	本宮遺跡	平安、鎌倉時代	種類:散布地

⁷ 図 2-2 の図中番号 14～20 と対応。

⁸ 図 2-2 の図中番号 21～24 と対応。

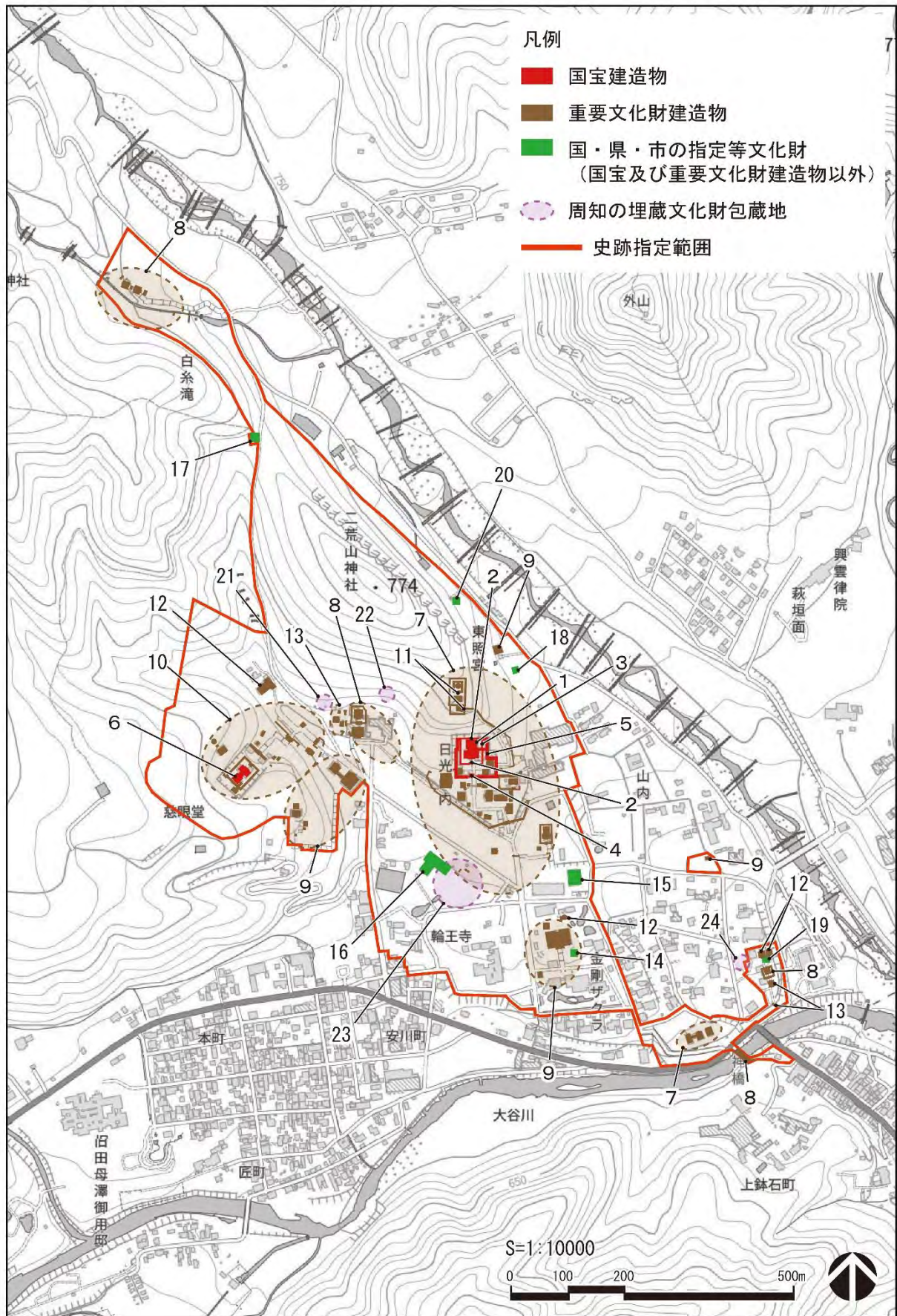
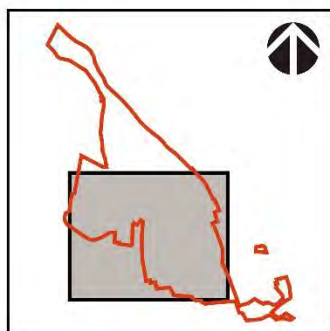
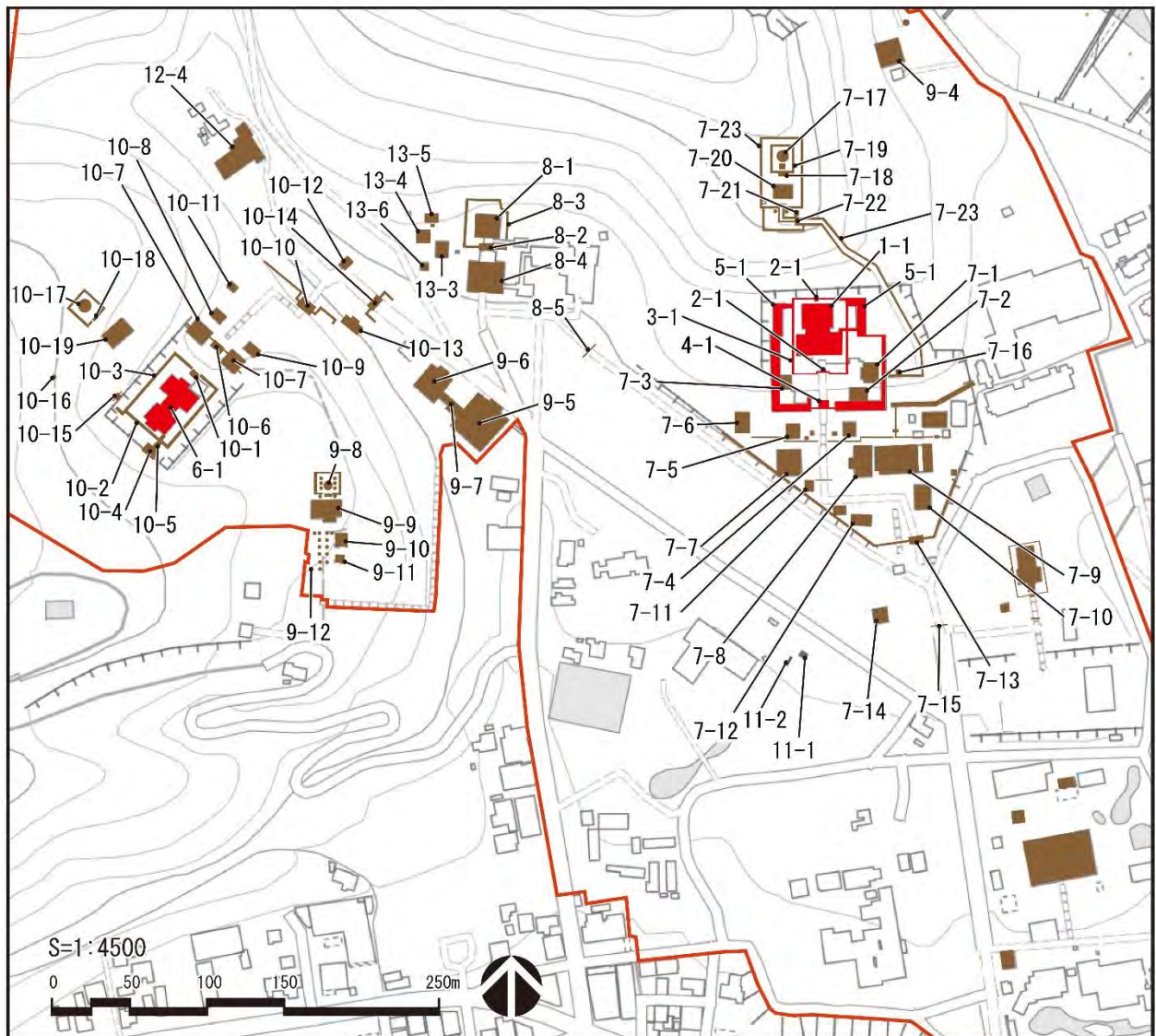


図2-2：史跡指定地内の文化財（指定等の有形文化財(建造物)、記念物、周知の埋蔵文化財包蔵地)

※图中番号は表2-2の「番号」の左列、表2-3, 2-4の「番号」と対応。



凡例

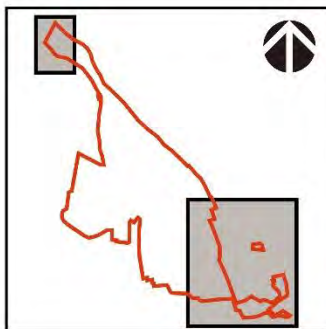
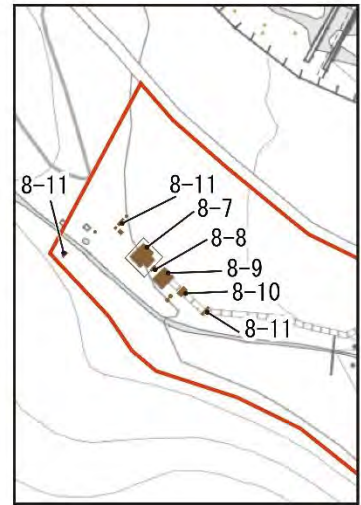
- 国宝建造物
- 重要文化財建造物
- 史跡指定範囲

図 2-3 : 史跡指定地内の国宝及び重要文化財建造物①

※ 図中番号は表 2-2 の「番号」の右列に対応。

※ 表 2-2 の 7 番「東照宮」の「(附) 石燈籠」・「(附) 銅燈籠」・「(附) 鉄燈籠」、10 番「輪王寺大猷院靈廟」の「(附) 銅燈籠」・「(附) 石燈籠」については資料編「4. 東照宮・輪王寺大猷院の燈籠」参照。

※ 指定地内全域に広く分布する参道等の文化財は図示せず。



- 凡例
- 国宝建造物
 - 重要文化財建造物
 - 史跡指定範囲

図2-4：史跡指定地内の国宝及び重要文化財建造物②

※図中番号は表 2-2 の「番号」の右列に対応。

3. 自然的環境

(1) 地形・地質・水系

日光市は、栃木県北西部に位置している。標高は270mから2,500mにわたっており、面積の約75%が高度800m以上の山地で占められている。

史跡指定地の地形は、栃木県北西部の山地の一部である日光火山群から流下する大谷川、稲荷川によって挟まれた段丘である。日光火山群は、男体山、太郎山、女峰山、赤薙山等からなっており、高度は2,000mから2,400mに達する。約50万年前に女峰赤薙成層火山、約2.5万年前に男体成層火山の活動が始まり、男体成層火山は約1.2万年前の火砕流噴火とデイサイト溶岩の流出をもって活動を停止した。

指定地の地質は、南部が大谷川と稲荷川に由来する礫及び砂、北部が日光火山群に由来する流紋岩―デイサイト凝灰角礫岩・火山礫凝灰岩である。流紋岩とデイサイトはマグマが冷えてできた岩石、凝灰角礫岩・火山礫凝灰岩は火山灰を主体とし火山岩塊や火山礫を含む岩石である。

指定地の水系は、周辺を大谷川、稲荷川、山地を南流する複数の沢が流れている。大谷川は約2万年前の男体山の噴火によって形成された中禅寺湖から流れ出て、日光火山群の南端を東流している。稲荷川は、元は単一の成層火山だった女峰山、赤薙山を上流で二峰に分け、日光火山群の東端を南流し、他の河川や沢と共に大谷川に合流している。



図2-5：史跡指定地周辺の地形

(2) 植生

①植生概要

日光市では、標高 800m以下の低山地帯から山地帯、亜高山帯、標高 2,300m以上の高山帯に至るまでの様々な植生を見ることができる。

環境省自然環境局生物多様性センターが作成した植生図によると、大谷川の北部と南部の山麓の植生は「スギ・ヒノキ・サワラ植林」であり、栃木県北西部の低山地から山地にかけて広く分布しているスギ、ヒノキが植栽された常緑針葉樹人工林を指す。

史跡指定地の植生は、植生図によると、山地から平地に至るまでのほとんどが「スギ巨木林」であり、他に「スギ・ヒノキ・サワラ植林」、「ケヤキ群落」、「クリーコナラ群集」、「緑の多い住宅地」、「市街地」が含まれる。

「ケヤキ群落」は、湿潤な砂礫土の堆積した崖錐斜面や溪畔、適湿な沖積低地にみられる植生で、滝尾神社及び白糸滝周辺の標高 750m～800m周辺に分布している。「クリーコナラ群集」は、山地、丘陵地に成立する落葉広葉樹の二次林で、恒例山の西側斜面の標高 700～780m付近に分布している。「スギ巨木林」は、樹高 30m前後、胸高直径 1 m内外で、「スギ・ヒノキ・サワラ植林」が分布する山麓において、指定地内及び周辺の標高およそ 650m以上に分布している。「緑の多い住宅地」は、樹林地、草地を含む植被が 30%以上混在する住宅地であり、標高およそ 650m前後の輪王寺や日光東照宮美術館周辺が含まれている。「市街地」は緑被率 30%未満の市街地等で、標高およそ 600m前後の国道 120 号沿いが含まれている。

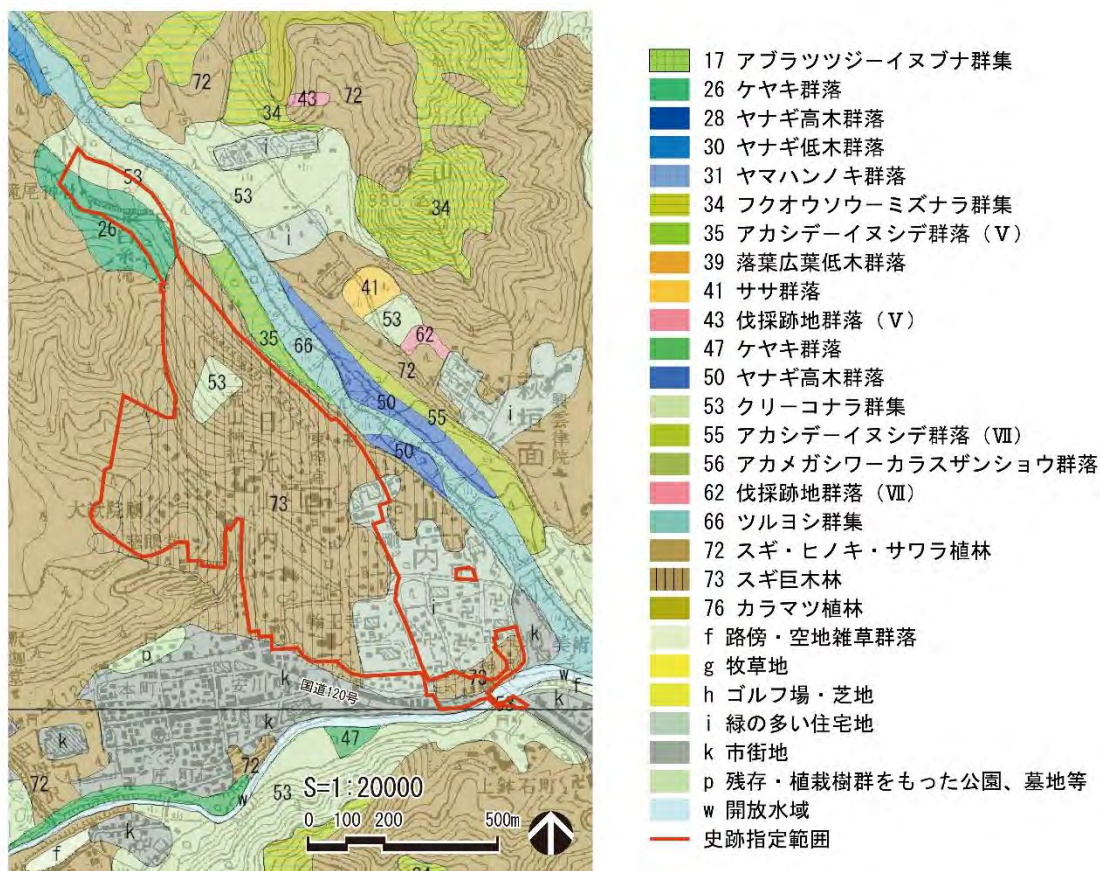


図2-6：史跡指定地内及び周辺の植生図

(1/25,000植生図「日光北部」「日光南部」(環境省自然環境局生物多様性センター、平成23年度修正)を加工して作成)

②植物等調査

指定地内及び周辺では、平成 25 年（2013）から平成 27 年（2015）の 3 か年にかけて、踏査による植物種の地区別の分布状況調査や樹木の根による石垣損傷箇所の調査を実施している。

調査対象地は指定地を中心に A～D の 4 地区に分け、さらに B 地区は生育環境が異なる周辺山地と建物周辺に分割している。

表2-5：植物種の分布状況調査の地区区分

調査地区	範囲
A 地区	中央部山林・別宮滝尾神社周辺
B 地区	周辺山地
	建物周辺（二荒山神社・大猷院）
C 地区	東照宮・輪王寺周辺
D 地区	別宮本宮神社・山内地区（石垣と道路沿い）

ア. 植物種の分布状況調査

植物数は全体で 864 種が確認されている。山地部だけでなく二社一寺などの建物周辺部でも周辺山地に見られるような山地性の植物が多く、全体的にスギの巨木が目立つ。温暖化の影響により暖地性の植物も確認されている。また、山地部を中心にシカによる食害が著しく、シカの移動がヤマビルの生息域を広げる原因にもなっている。スギ巨木等の樹木による日陰化やシカによる食害の影響で、全体的に植生は貧弱な状況となっている。

絶滅危惧種は、栃木県の選定種の 14 種（うち 6 種は環境省の選定種）が確認されており、この中で、主にスギの古木の枝に着生するマツランは、県内では日光市内のみで確認されている稀産種である。

表2-6：分布状況調査で確認された植物数 ※調査対象は維管束植物（シダ植物・種子植物）

調査地区	確認植物数	絶滅危惧種	概況	
A 地区	535	10	・山地性の植物が多い。 ・樹木による日陰化、シカによる食害、滝尾道沿いの落ち葉の堆積等の影響で、植生は貧弱である。	
B 地区	周辺山地	350	3	・山地性の植物が多い。 ・樹木による日陰化、シカによる食害等の影響で、植生は貧弱である。
	建物周辺	354	3	・山地性の植物が多い。
C 地区	614	6	・山地性の植物が多く、平地の植物も交ざる。 ・シカによる食害の影響がある。	
D 地区	653	7	・山地性の植物が多く、平地の植物も交ざる。	
A～D 地区全体	864	14	・全体的に山地性の植物が多い。 ・全体的に樹木による日陰化、シカによる食害等の影響で、植生は貧弱である。	

イ. 石垣損傷箇所の調査

植物の根によると考えられる石垣損傷箇所は、A地区の滝尾神社鳥居付近、滝尾道から行者堂に上がる石段脇、B地区の空畑地蔵付近、D地区の養源院跡で確認されている。また、損傷までには至っていないが、樹木の根も要因となっていると思われる石垣のふくらみが随所で見られている。

いずれも損傷状況は小規模で、来訪者に危害を及ぼす心配はないものとして整理されている。



図2-7：植物の根による石垣の損傷
(養源院跡)

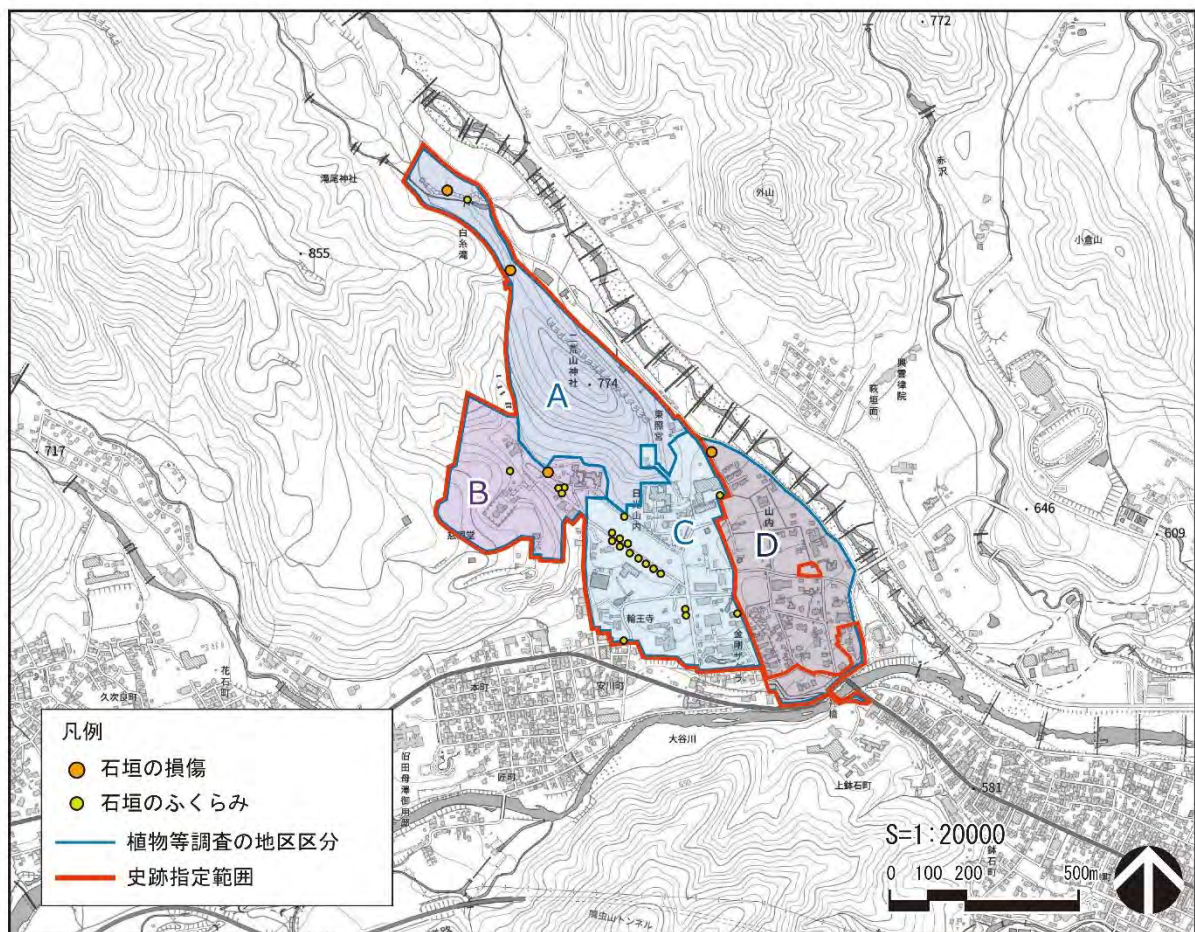


図 2-8：植物等調査の地区区分及び石垣損傷箇所

(『日光山内地区植物等調査報告書』(今市の自然を知る会、平成 28 年)を基に作成)

(3) 自然災害

①災害の状況

ア. 水害

日光地方は県下最多の降雨量であり、特に6～9月は多雨となるため河川が氾濫する。大谷川の勾配率がきついこと、神橋付近の川幅が最狭小であり流量・流速が増すことから、神橋や仮橋⁹は度々流失してきた。

貞享2年(1685)・宝永元年(1704)・正徳3年(1713)・享保10年(1725)には、大谷川の洪水により仮橋が流失した。明治35年(1902)には、台風による増水で神橋・仮橋が流失した。

また、大雨等により沢筋から出水した際には、社寺建造物や石垣・用水路等が崩落・破損した。現在でも短時間に多量の降雨があると、既存排水溝で捌けない雨水が東照宮の表門や大猷院霊廟の仁王門へ向かって川のように流れ出ていく状態になる。

表 2-7：水害の時期及び被害状況・被害規模

	和暦	西暦	被害状況・被害規模
万治	2年7月	1659	日光大風雨、日光山各所破損
	3年7月	1660	山中洪水、日光山各所石垣破損
寛文	2年6月	1662	稲荷川大洪水、石垣破損
天和	3年6月	1683	稲荷川・大谷川洪水、神橋に水上がる
貞享	1年3月	1684	稲荷川・大谷川洪水
	2年8月	1685	大谷川洪水、仮橋半分流失
元禄	2年2月	1689	大谷川洪水、仮橋上に水5・6寸上がる
	12年5月	1699	大谷川洪水
	12年7月	1699	大谷川洪水、神橋危し河原町流失
宝永	1年6月	1704	大谷川・稲荷川・田母沢川洪水、仮橋流失
正徳	3年7月	1713	大谷川洪水、仮橋流失
享保	8年8月	1723	大谷川洪水、仮橋に水上がる
	10年7月	1725	大谷川洪水、仮橋桁脱落・流失
天明	6年	1786	大谷川洪水
安政	5年6月	1858	大谷川・諸川洪水
	6年7月	1859	大谷川・諸川洪水
元治	1年8月	1864	大谷川洪水
明治	35年9月	1902	大谷川洪水、神橋流失
	37年7月	1904	大谷川洪水
	42年8月	1909	大暴雨水害
昭和	41年9月	1966	天狗沢洪水、旧第1発電所被害(42年発電所廃止)

イ. 火災

山内での火災の記録は寛永3年(1626)から残っている。貞享元年(1684)の火災では、蓮華石町(現花石町)からの出火が田母沢を越え西町から山内に延焼し、本坊・本宮・御旅所・四本龍寺等が焼失した。江戸時代からの被害を経て火災の予防対策が進み、大正時代には電動ポンプ設備、昭和時代には消火水路(導水路)施設等が整備された。昭和36年(1961)の本地堂(薬師堂)の火事では、これらが消火活動に有効に働き被害が押さえられた。

また、「御番所日記」¹⁰等には、外山等での野火の発生について記述されている。

⁹ 神橋は重要文化財指定されている木造の桁橋、仮橋は神橋の下流に架けられた一般通行用の橋で現在の日光橋のこと。

¹⁰ 東照宮の社務日誌。貞享2年(1685)以降明治6年(1873)までが社家御番所日記、明治7年(1874)以降は社務日誌として今日まで書き継がれている。

表 2-8 : 火災の時期及び被害状況・被害規模

	和暦	西暦	被害状況・被害規模
寛永	3年 11月	1626	山内大火
	15年 1月	1638	馬町より出火、西町大火
	17年	1640	山内の町家を山外に移転
承応	3年 1月	1654	本坊より出火、焼失
寛文	1年 3月	1661	日光山中火災(銅庫・民家 249 戸焼失)
	11年 10月	1671	萩垣面大火(20 戸焼失)
延宝	2年 1月	1674	稲荷町大火(90 戸焼失)
	4年 2月	1676	鉢石町大火(37 戸焼失)
	8年 1月	1680	松原町大火(38 戸焼失)
	8年 12月	1680	向河原町大火(16 戸焼失)
貞享	1年 12月	1684	鉢石町より出火、東町大火(93 戸焼失)
	1年 12月	1684	蓮華石町より出火、西町大火(668 戸焼失) 日光大延焼 本坊、一宮、御旅所、山王堂、本宮本社、拝殿、三重塔、四本竜寺、山王、星宮、別所 焼失
元禄	7年 10月	1694	松原町(4 戸焼失)
	11年 12月	1698	蓮華石町
正徳	4年 5月	1714	田母沢(4 戸焼失)
享保	9年 2月	1724	日光山学頭修学院焼失
	9年 2月	1724	稲荷町大火(61 焼失)
元文	2年 3月	1737	御幸町・石屋町・松原町大火
寛保	2年 2月	1742	板挽町より出火、西町大火(282 戸焼失)
延享	2年 10月	1745	大猷院霊廟別所、竜光院焼失
宝暦	4年 2月	1754	板挽町より出火、西町大火(288 戸焼失)
	7年 4月	1757	石屋町・松原町大火(64 戸焼失)
明和	1年 2月	1764	稲荷町大火
天明	6年 2月	1786	南谷本月坊より出火、南谷・西町大火
寛政	2年 11月	1790	稲荷町・大横町大火
	8年 3月	1796	大工町(8 戸焼失)
文化	9年 12月	1812	東照宮別所大楽院より出火・焼失
	12年 10月	1815	東照宮五重塔落雷により出火、焼失
	13年 3月	1816	下御廐より出火、大工町・板挽町大火
天保	4年 12月	1833	上本町大火(29 戸焼失)
	9年 10月	1838	松原町大火(75 戸焼失)
弘化	3年 5月	1846	妙道院火災
慶応	3年 2月	1867	板挽町・大工町大火
明治	2年 4月	1869	元日光火之番屋敷焼失
	4年 5月	1871	満願寺旧本坊焼失
	9年 1月	1876	田母沢妙道院付近より出火、西町大火(110 戸焼失)
	22年 10月	1889	松原町大火
	36年 12月	1903	松原町大火
	37年 9月	1904	中・下鉢石町大火
昭和	35年 12月	1960	山内、小西宅焼失
	36年 3月	1961	本地堂(薬師堂)焼損
	48年 5月	1973	殿堂案内組合事務所出火
	56年 10月	1981	文化財事務所前、杉並木火災
平成	20年 8月	2008	山内禅智院より出火
令和	3年 2月	2021	東照宮西浄・下神庫間の杉切株洞への放火

表 2-9：野火の時期及び被害状況・被害規模

	和暦	西暦	被害状況・被害規模
元禄	17年3月	1704	上ノ坂山
宝永	3年2月	1706	荒沢・丸山まで焼失
	3年3月	1706	えずら山
宝永	5年1月	1708	御堂山続き
	6年1月	1709	裏山
	8年2月	1711	外山
享保	3年4月	1718	中禅寺・菖蒲ヶ浜、大野火
	8年11月	1723	不動岩
	10年2月	1725	所野村
	10年2月	1725	氷岩
	10年2月	1725	滝尾奥
寛保	3年4月	1743	中禅寺大野火

ウ. 地震

山の斜面を利用して築かれている東照宮・大猷院霊廟等では、大地震に見舞われると石垣・石段等を中心として甚大な被害が発生してきた。

正保3年（1646）の奥羽地方大地震では、東照宮本殿裏石垣や石造物が破損し、相輪椽が傾く等の被害があった。昭和24年（1949）の今市大地震では、日光でも山崩れが発生し、山内の社殿各所の破損、石垣や石柵の崩落等の被害があったが、建造物自体は耐震性能と地盤の良さから大規模な被害には至らなかった。平成23年（2011）の東北地方太平洋沖地震（東日本大震災）では、史跡「日光山内」の各社寺において文化財に被害が発生した。東照宮では彫子堀や建物の壁面・接合部の亀裂、石燈籠や銅燈籠の落下・剥離、石柵の破損など広範囲に被害があった。また、輪王寺では石燈籠の傾斜や折損、五輪塔の回転、石造物の破損などが見られ、二荒山神社では漆塗の剥離や亀裂、鳥居の亀裂やズレなどが確認された。

表 2-10：地震の時期及び被害状況・被害規模

	和暦	西暦	マグニチュード	被害状況・被害規模
正保	2年6月	1645	5.9	東照宮石垣破損
	3年4月	1646	7.6	東照宮石垣破損
慶安	2年6月	1649		相輪椽傾く
	3年3月	1650	6.6	東照宮石垣破損、相輪椽傾く
明暦	4年4月	1658	6.2	日光山各所破損
万治	2年2月	1659		日光各所破損
天和	3年5月	1683	6.4	東照宮・大猷院石宝塔破損、御宮・御堂の石垣破損、仁王門左右石垣破損、御殿・本坊惣石垣崩壊、山中坊舎の石垣崩壊
	3年5月	1683	7.3	東照宮・大猷院石宝塔笠石破損、石燈籠残らず倒る、御宮・御堂・御殿・慈眼堂・本坊並びに寺院の石垣崩壊
	3年9月	1683	6.8	本坊石垣崩壊
享保	10年4月	1725	6.6	東照宮石柵・石燈籠倒れる
	20年3月	1735	5.9	東照宮石垣崩れる
延享	3年3月	1746	6.9	東照宮石柵倒れる
宝暦	5年3月	1755	6.2	東照宮石垣破損、奥院崩壊
	12年9月	1762	6.6	東照宮石垣崩れる
昭和	24年12月	1949	6.7	社殿各所破損、石垣・石柵崩壊、燈籠が倒れる
平成	23年3月	2011	9.0	東北地方太平洋沖地震（東日本大震災） 二荒山神社 ・（本社）掖門及び透堀：漆塗装の亀裂・剥離破損多数（竣工直前の被災）

和暦		西暦	マグニチュード	被害状況・被害規模
平成	23年3月	2011	9.0	<ul style="list-style-type: none"> 滝尾神社: 楼門前鳥居の円柱と貫取付き部の亀裂破損、三本杉前鳥居の額束ズレ 東照宮 <ul style="list-style-type: none"> ・齧子塀(西方): 漆塗装の亀裂・剥離破損多数(竣工直前の被災) ・石灯籠: 33基被災(宝珠落下8基、漆喰目違破損24基、倒壊危険1基) ・銅灯籠: 1基被災(宝珠落下) ・石柵: 鼓楼前石柵貫破断 ・参道: 奥社参道石柵破損、漆喰目違破損 ・東回廊: 燭台1基離脱 輪王寺 <ul style="list-style-type: none"> ・慈眼堂廟塔: 五輪塔宝珠ずれ、敷石不陸、石柵の折損・傾斜、六部天象破損、東側石垣歪み ・慈眼堂阿弥陀堂: 石灯籠2基被災(宝珠落下1基、相輪折損落下1基) ・大猷院霊廟: 石灯籠7基被災(宝珠折損4基、宝珠落下2基、傾斜1基)

エ. 風害・雪害

風害については、大風・突風・台風等により杉等の倒木・枝の折損したものが落下して、建造物の屋根等に被害を及ぼしてきた。

昭和38年(1963)には、東照宮表参道長坂において突風が吹き荒れ、杉161本が倒木して、東照宮仮殿・御旅所等の重要文化財6棟に被害があった。平成6年(1994)には、大枝の落下により二荒山神社神輿舎の屋根・天井が破損した。

雪害については大規模な被害はないが、降雪量の多い年では、北面や日陰箇所融雪前に再積雪してしまうと、屋根葺銅板や棟金具等の部材が破損することがある。

表 2-11 : 風害・雪害の時期及び被害状況・被害規模

和暦		西暦	被害状況・被害規模
寛永	19年	1642	大雪により、三仏堂破損
明暦	4年2月	1658	大風により日光山各所破損
寛文	7年1月	1667	大風により日光山各所破損
	8年3月	1668	大風により日光山各所破損
宝暦	11年11月	1761	大風により諸社堂被害
昭和	16年3月	1941	風雨により杉立木倒木、滝尾神社本殿全潰
	38年3月	1963	突風により杉立木倒木被害、特に長坂被害大 東照宮御仮殿透塀ほか諸社堂被害
	56年8月	1981	台風の影響による強風のため杉立木が倒木 東照宮御仮殿鐘楼の北面屋根先端に倒木、破損
	57年8月	1982	台風の影響による強風のため杉立木が倒木 大猷院別所竜光院前石燈籠に倒木、3基倒れ笠石・蕨手等折損
	59年	1984	大雪により諸社堂被害 棟・鬼・雨樋等屋根廻りに被害大
平成	2年4月	1990	強風による倒木 東照宮齧子塀・石柵に倒木、塀5間・石柵破損
	6年2月	1994	強風により杉の大枝が折損して屋根に落下 二荒山神社神輿舎枝が屋根を貫通、大棟・鬼等破損
	25年10月	2013	台風26号の強風により、滝尾神社参道(水道事務所より上方)杉樹木の多数倒木 東照宮鐘楼に大枝が落下し、屋根降棟・隅棟が破損
	26年2月	2014	積雪60cmにおよぶ大雪により諸社堂・石造物被害 棟・鬼等屋根廻り破損、落枝による石柵・石灯籠破損
令和	2年3月	2020	東照宮鐘舎に着雪大枝が落下し、桁材に亀裂貫入

オ. 雷害

日光地方は雷が多く、毎年のように自動火災報知設備機器類への被害が生じており、山内周辺に落雷することも度々ある。最も大きい被害は文化12年（1815）の落雷による出火で、東照宮五重塔が焼失した。

②防災の沿革

江戸時代には、防災組織の形成や防火用水の配水による火災対策が行われていた。

明治時代には、二社一寺の社殿修理を目的として設立された「保晃会」によって、防災設備も整備されていったと推測される。

大正時代に入ると、二社一寺による発電・水道事業が立ち上がった。大正2年（1913）には山内発電所が設置され、発電を開始した。また、東照宮の神楽殿と鐘楼脇に貯水槽が設けられ、水路が整備された。同4年（1915）には、東照宮三百年祭記念事業の一環として電動ポンプ設備が整備された。同12年（1923）には水道事業が計画され、滝尾神社参道沿いに浄水施設を置き、給水を開始した。水道配管図面によると、配水全域に消火栓が設置されていたことが分かる。

昭和時代には、昭和2～3年（1927～28）に、滝尾神社境内から二荒山神社と大猷院霊廟方面に配水する消火水路（導水路）施設が増設され、消火栓も各所に設置された。同24年（1949）には、今市大地震からの復旧が契機となり、「日光二社一寺国宝建造物修理事務所」（現公益財団法人日光社寺文化財保存会）によって昭和時代の大修理事業が開始された。防災設備事業も着手され、同59年度（1984）までの35年間、国庫補助を受けて継続的に整備・改修がなされた。

砂防事業に関しては、大正7年（1918）に内務省の管轄で開始され、建設省、国土交通省と管轄が変わり、平成15年（2003）には国土交通省関東地方整備局日光砂防事務所が設置された。大正8年（1919）から昭和12年（1937）にかけて、第1から第13までの稲荷川砂防堰堤群が造られ（第1砂防堰堤は大正8年（1919）に流失）、平成14年（2002）に第2・3・4・6・10砂防堰堤が国の登録有形文化財に登録され、同26年（2014）に全体が「日光稲荷川流域の砂防堰堤群」として土木学会選奨土木遺産に推奨された。平成31年（2019）には大猷院沢の本流・支流、令和3年度（2021）には竜光院沢に砂防堰堤の設置工事が開始され、施工に当たっては、周辺文化や砂防施設の景観に配慮し、景観的影響の少ない工法や施設の小規模化が図られている。

4. 歴史的環境

「日光山」とは、現在は輪王寺の山号であるが、天平神護2年(766)の勝道上人による開山以降は、現在の二荒山神社・東照宮・輪王寺は「日光山」としてひとつに包括された関東の一大霊場であった。

日光山については、二社一寺の所蔵品をはじめとする多くの史料から、近代以降、歴史、宗教、建築、文学、美術等の様々な分野で研究が行われており、現在も新たな研究等により史実が明らかになりつつあるが、本項では、既定計画の保存管理計画及び『日光市史』(日光市史編纂委員会 1986)をもとに、日光山の歴史的な変遷や特徴を整理する。

(1) 日光山の歴史

①日光開山以前(原始～古墳時代)

日光市域に残る遺跡は、縄文時代と弥生時代のものがわずかに認められ、市域内にはじめて集落を作って生活を営んだ人々がいたと思われるのは弥生時代からである。次の古墳時代になると、古墳そのものは市域内に認められていないが、山岳地帯の男体山頂では山岳修行に関連する古墳時代の遺物が確認されている。

男体山頂の遺跡は、明治10年(1877)にアメリカ人のエドワード・モースにより発見された後、大正13年(1924)¹¹、昭和34年(1959)¹²に発掘調査が行われた。昭和34年の発掘調査では、鏡鑑、古印、古銭、武器、鉄鐸、法具・仏具等の多数の遺物が発見されている。その多くは、奈良、平安、鎌倉時代のものであるが、古墳時代の二神二獣鏡^{にしんにじゅうきょう}、水晶製の勾玉や切子玉等の遺物も出土している(図2-9、図2-10)。これらより、勝道上人に先立つ登頂も考えられるが、後世に登拝者たちが伝来の古鏡等を奉養したものと、今日では見られている¹³。



図2-9：二神二獣鏡
(日光二荒山神社所蔵)



図2-10：水晶製の勾玉
(日光二荒山神社所蔵)

¹¹ 栃木県の史蹟名勝天然記念物調査会の丸山源八らにより、大正13年(1924)8月7日から9日までの3日間実施された発掘調査。この時出土した遺物は、昭和28年(1953)11月に一括して重要文化財に指定され、二荒山神社宝物館に保管されている。また、それまで神社で保管されていた不時発見品と併せて昭和2年(1927)に『栃木県史蹟名勝天然記念物調査報告書 第二輯』中に報告されている。

¹² 昭和34年(1959)5月に読売新聞社主催の日光文化財総合調査で山頂の踏査が行われた後、同年7月から10月に二荒山神社が主体となり、文化財保護委員会の指導によって、山頂遺跡の大規模な発掘調査が実施された。発掘調査で出土した遺物は、二荒山神社に一括保存され、昭和51年(1976)6月に大正13年の出土品(昭和28年重要文化財指定)に追加指定されている。なお、その成果は昭和38年(1963)に『日光男体山 山頂遺跡発掘調査報告書』(編集：日光二荒山神社、発行：角川書店)にまとめられている。また、山頂遺跡の出土品のうち、発掘時から編年研究の深化が進んだ土器・陶磁器類について再実測の上検討を加えた『日光男体山頂遺跡～土器・陶磁器再整理概要報告～』が令和6年(2024)8月に発行されている。

¹³ 日光市史編纂委員会編(1986年12月)『日光市史 上巻』p.788。

②日光開山（奈良～平安時代 8世紀初頭～12世紀末）

日光山周辺は古来山岳信仰の舞台であり、仏教者の修行の場であった。ここに明確な宗教活動が営まれるに至るのは、8世紀後半である。

勝道上人は、天応2年（782）に男体山の登頂に成功し、その2年後に寺院を建立し日光山を開いた。この後、日光山は、日本古来の神の信仰と仏教信仰とが結びついた、山岳信仰の聖地として発展することになった。二荒山神社と輪王寺は、この伝統を受け継ぐものである。

12世紀中頃には、常行堂などの堂社の創建が盛んに行われ、勢力も増大した。

ア. 勝道上人と日光開山

日光山を開山した勝道上人は下野国（栃木県）の生まれで、下野国薬師寺で僧侶となり¹⁴、長年修学の後、深い観音信仰のもと、弟子たちとともに日光開山を志した。勝道は、天平神護2年（766）、大谷川の北岸に紫雲の立つところを発見して、そこに寺を創建し、紫雲立寺しうんりゅうじと名づけた¹⁵。のちに四本龍寺と称し、史跡指定地内の「観音堂」は四本龍寺の本堂である（図2-12）。

二荒山は男体山のことで、「ふたらさん」と呼ばれる。つまり、「補陀洛山」のことで、梵語のPotalakaの音を写したものとされ、印度の南海岸の観音の棲み処と考えられた所であり、二荒山（男体山）は観音の霊地とされた。勝道上人は、四本龍寺を基点として弟子達とともに苦修行した後、幾度かの二荒山（男体山）登頂を試み、天応2年（782）にその頂上を極めている。

空海作の勝道上人の伝記「二荒山碑」¹⁶（資料編参照）には、「二年三月中 奉為諸神祇 写経凶仏 裂裳裹足 棄命殉道 緇負経像 至于山麓 読経礼仏 一七日夜 堅発誓願日 若使神明有知 願察我心 我所凶写経及像等 当至山頂 為神供養 以崇神威 饒群生福 仰願 善神加威 毒竜巻霧 山魅前導 助果我願 我若不到山頂 亦不到菩提 如是発願訖 跨白雪之皚々 攀緑葉之璀璨 脚踏一半 身疲力竭 憇息信宿 終見其頂」とあり、天応2年3月に、諸神に祈願し、写経と仏画を背負って山麓に至り、登頂に成功したことが書かれている。その後、延暦3年（784）に再び登頂し下山後に山麓の湖を遊覧している。「二荒山碑」に「託此勝地 聊建伽藍 名曰神宮寺 住此修道 荏苒四祀」とあり、その時に山麓の湖畔（中禅寺湖）に寺を建てて神宮寺と号した。その神宮寺は、現在、輪王寺の別院となっている「中禅寺（立木観音）」の前身といわれている。



図2-11：木造勝道上人坐像（江戸時代）
（日光山輪王寺所蔵）



図2-12：『日光山縁起絵巻』（江戸時代【未詳】）
六巻本より 四本龍寺・本宮
（日光山輪王寺所蔵）

¹⁴ 勝道上人の弟子仁朝・道珍・教旻・道欽の4人が、上人の没後まもなく書き始めたという伝記「補陀洛山建立修行日記」に、薬師寺において鬚髪を剃り、沙弥十戒と七十二威儀を受けたことが書かれている。本伝記は、『日光市史上巻』によると、鎌倉時代に作成されたものとされると書かれている。

¹⁵ 「補陀洛山建立修行日記」に、四方より四色の雲の脇出るを見て、この所において千手像を造り、堂を建て四本龍寺と号したことが書かれている。

¹⁶ 「沙門勝道歴山水瑩玄珠碑」や「沙門勝道歴山瑩玄珠碑」、「沙門勝道上補陀洛山碑」などの題名で知られる弘法大師空海作の勝道上人の伝記で、俗に「二荒山碑」「日光山碑」ともいわれている。本計画の本文では『日光市史上巻』に記載されている「二荒山碑」を用いた。

伝説「山菅の蛇橋」¹⁷には、勝道上人一行が日光に来て大谷川を渡れないでいる時に、「深沙大王」（蛇王権現）が現れ放した二匹の蛇が橋となり一行を助けたという伝説が残っており、『日光山縁起絵』¹⁸にその様子が描かれている（図2-13）。その蛇が橋をかけたところは、その後何十回と橋が架け替えられ、現在の「神橋」となったといわれている。



図2-13：『日光山縁起絵』五巻本より
（正徳5年【江戸時代】）深沙大王と蛇橋
（日光山輪王寺所蔵）

イ. 山内の繁栄と堂社の創建

勝道上人によって開かれ、東国の山岳信仰として発足した日光山は、四本龍寺、中禪寺湖畔の中禪寺が中心となっていたが、やがて真言宗が導入されて、滝尾・寂光・清滝が開かれた。ついで、慈覚大師円仁の来山伝説¹⁹に表徴される天台宗の導入が行われて、恒例山の麓に三仏堂・法華堂が建てられた。

勝道上人によって紫雲立寺の近くに祀られた二荒山権現の社（本宮の起源）は、天長4年（827）稲荷川の水害を避けて、やや北の方に遷されたが、その後恒例山の南の常行堂のうしろの地（現在の東照宮陽明門前の辺）に遷されて、これが新宮と称され、旧地の社もそのまま存して本宮とよばれた²⁰。またある段階で滝尾社の造営が行われ、常行堂は第15代別当聖宣²¹らの手によって、比叡山を模して、久安元年（1145）に建立²²された。

平安時代後期、日光山周辺の豪族の勢力がしだいに増大して、山内にもその外護による堂塔が造立されるようになってくると、しだいに外護者の力が別当の人選を左右するようになった。

③日光山の発展と衰退（鎌倉～室町～桃山時代 12世紀末～16世紀末）

12世紀末に鎌倉幕府が開設されると、関東の鎮護として源頼朝をはじめ歴代將軍の崇敬を受け、多くの堂塔が修造されて、日光山の宗教活動は更に発展をとげた。現在の日光山には、このころからの經典、美術品などが多数保存されている。

この時期には、また、日光山の峰々を結んで修行を行う日光修験の形態が確立した。

南北朝から室町時代にかけては、日光山は関東の一大霊場としてその名を誇り、日光修験も全盛を迎えた。しかし、戦国時代末期には、諸勢力の対立に巻き込まれ、天正18年（1590）には、豊臣秀吉によって大部分の領地が没収されて、一時衰退した。

ア. 鎌倉幕府の保護

鎌倉時代になり、伊豆・箱根・三島のように近く頻繁に参詣・奉幣のできるころとは異なり、京都に対する比叡山のように、関東の北方の鎮めとして、日光山は源頼朝や鎌倉幕府の信仰を集

¹⁷ 伝説の元は、「補陀洛山建立修行日記」と思われる。

¹⁸ 勝道上人が日光山を開いた事跡を奈良時代に描いたもので、全5巻からなる。

¹⁹ 勝道上人の弟子のひとりとして伝わる尊鎮の作と記された「円仁和尚入山記」によると、嘉祥元年（848）に日光山来山とある。

²⁰ 『日光山別当次第』に内題として含まれる「当山秘所」に「勝道上人、四本龍寺において三所の神を崇め奉るの処、東岸崩れて御座所粗危き間、本願上人御弟子教長・千如等相擬して、常行堂の後に移し奉り畢んぬ。仍て爰を新宮と号する地。四本龍寺の旧社を本宮と号する地。（原漢文）」とある。

²¹ 日光山第15代別当で、比叡山で修業し、顕密兼備と称された僧。新宮を現在の地に移したのも聖宣の代と伝わる。

²² 貞治2年（1363）閏正月7日付の「常行堂僧等目安案」などによる。

めた。

日光山と源氏との繋がりは、源頼朝の父義朝が日光山の堂塔整備の功績によって下野守に重任されたこと²³や、義朝の曾祖父義家が既に下野守に任ぜられていたこと²⁴が知られており、源氏と日光山との関係が、頼朝以前から密接であったことや、下野国が源氏の地盤として、かなり長い伝統をもつ地方であったことが知られている。

源頼朝は、治承4年(1180)の伊豆の挙兵²⁵や、元暦元年(1184)平家追討²⁶、文治5年(1189)の藤原泰衡追討²⁷など、多くの日光山への祈願や、報賽の奉納や寄進の記録が残っている。

なお、『吾妻鏡』²⁸の文治2年(1186)9月30日の条に、頼朝は日光山(常行堂)へ寒河郡(栃木県小山市)の田地を三昧田^{さんまいでん}²⁹として寄進した、という記事がある。頼朝は、この前年に、朝廷に請うて諸国に守護・地頭を置くなどの権利が認められていた。

平安時代末期の寿永元年(1182)には、源頼朝の命によって、従兄弟の関係であった観纏^{かんてん}³⁰が日光山別当となっている³¹。鎌倉幕府開設以降、幕府と日光山との関係は、さらに緊密になり、歴代の日光山別当は、頼朝が父義朝の菩提を弔うために創建した鎌倉の勝長寿院(鎌倉大御堂)の別当に補せられるものが多く、鎌倉将軍の護持僧を兼ねた。



図2-14：瑞花孔雀鏡
(鎌倉時代末期から南北朝時代)
(重要文化財 日光山輪王寺所蔵)

イ. 日光修験の全盛

日光山の修験は、熊野修験の大法を日光山に導入したのにはじまるといわれており、日光山に日光修験としての明確な形態が示されるのは、鎌倉時代末期に至ってであるとされる。入峰修行の根本道場となる「宿」が設置されて、修験者たちの信仰対象である「日光三所権現³²」、崇敬対象としての「勝道上人」や「役行者^{えんのぎょうしや}³³」などの御影板絵(図2-16)がこれらの宿々に掲げられ、入峰行程や組織が確定していった。

日光山における山岳信仰の形態は、男体山を対象とする登拝形式の修行である男体禅頂と、日光山域の山岳を対象に行う入峰形式の修行である三峰五禅頂がある。三峰五禅頂は、日光修験の

²³ 平信範の日記『兵範記』保元元年(1156)12月29日の条。

²⁴ 『扶桑略記』延久2年(1070)8月1日の条、『為房卿記』(京都大学所蔵、勸修寺本)永保元年(1081)10月14日の条など。

²⁵ 『日光山満願寺祈請感応条々』によると、治承4年(1180)頼朝が伊豆で挙兵したとき、大願を発して日光山に朝敵誅伐を祈願しており、大願成就の後に、下野国の内の久野(栃木県栗野町久野)・大井(同県鳥山町か)の地を、日光山の燈明料所に寄進している。

²⁶ 『日光山満願寺祈請感応条々』によると、元暦元年(1184)頼朝が平家追討のため、重ねて日光山に祈願しており、所願成就ののち、五月会の会頭を下野国の地頭・家人らの所役と定めている。

²⁷ 『日光山満願寺祈請感応条々』によると、文治5年(1189)には、藤原泰衡追討のために、日光山に祈請している。泰衡平伏ののち、報賽のために頼朝の帯びた太刀を奉納したり、那須庄内の五箇郷を寄進して、神贄狩料所に充当している。さらに日御供料所のために、森田(栃木県那須烏山市森田)・向田(同県同市向田)の二郷を寄付しているなどが記されており、源氏と日光山との繋がりを知ることができる。

²⁸ 鎌倉幕府が編纂した歴史書。治承4年(1180)4月から文永3年(1266)7月まで記事が、歴代将軍の年代記の体裁で記されている。編者・成立年とも未詳。徳川家康も、愛読して武士の道理や治世の術を学んだとされる。

²⁹ 日光山常行堂の修行である念仏常行三昧の費用をまかなう田地のことで、このため後世、常行堂は頼朝堂ともよばれている。

³⁰ 熱田大宮司藤原範忠の子で、熱田大宮司家の娘が母である源頼朝とは従兄弟に当たる。頼朝の命により日光山第19代別当となったが、衆徒の反発を招き2ヶ月で下山した。

³¹ 『日光山常行三昧堂信三大過去帳』、『日光山別当次第』による。

³² 男体山・女峰山・太郎山の三山を御神体とし、それぞれの本地仏を千手観音・阿弥陀如来・馬頭観音とする信仰。

³³ 奈良時代の山岳呪術者。修験道の開祖として崇拝され、江戸時代末期には神変大菩薩の諡号を勅賜された。

形態が確立し、四季にわたる入峰行事が成立してからの呼称で、後に行程を変えて、近世に両峰禪頂が日光山年中行事に組み込まれ、明治初頭まで継承された。

鎌倉時代末期までに成立し、組織・形態を整えた日光修験は、南北朝・室町時代に至って全盛期を迎えた。入峰儀礼の規定や教義、組織が確立して日光修験が充実してくると、日光山に修行の場を求めて参集する修験の徒が続出して、それが男体山頂の修験者の法具・仏具などの埋納という形で残り、また逆に日光山から豊前の彦山（福岡県の英彦山）など他山に修行に出るものもみられたという。



図2-15：修験者の錫杖（頭）
（奈良時代以降）
（重要文化財 日光二荒山神社所蔵）



図 2-16：役行者板絵（元徳 3 年【鎌倉時代】）
（日光山輪王寺所蔵）

ウ．豊臣秀吉による領地没収と衰退

日光山は、日光修験の全盛にともない、関東の霊地として公武の崇敬を集め、山内及び門前町も繁栄し、盛時には衆徒坊 36 坊、部屋坊 25 坊、そのほか小坊 300 坊があったといわれ、戦国時代になると武力を蓄え、日光山領は 66 郷（寄進地を加えて 71 郷）³⁴におよんでいた。

天正 18 年（1590）4 月の豊臣秀吉の小田原征伐がはじまると、日光山は^{みぎよしたけ}壬生義雄³⁵とともに北条氏に加担した。しかし、北条氏が降伏したことで、日光山は滅亡をまぬがれたものの社領の大部分を没収され、天正 18 年（1590）9 月 20 日付の秀吉の朱印状（図 2-17）により、神橋内の寺屋敷、門前町としての鉢石町、それに足尾村が寄付されたに過ぎなかった。

「日光山本房・惣徒旧跡之記」³⁶によると「天正拾八年関白秀吉公関東御発向ノ時、当山ノ社領寺領悉没収、纔（わずかに）御橋ノ内山林畑等并（ならびに）足尾郷ヲ社領寺領トシ、鉢石町ヲ門前屋敷トセラレ当山ニ寄進セラレヌ、此時ヨリ衆徒寺漸々二断絶ス、座禅院共仁九箇寺相残ル」とあり、このときから衆徒はしだいに山を離れ、坊舎は断絶して、当時、権別当として日光山を統轄していた座禅院とともに、わずか九カ寺を残すだけとなった。



図2-17：秀吉朱印状（天正18年【江戸時代の写し】）
（日光山輪王寺所蔵）

³⁴ 「日光山常行三昧堂新造大過去帳」（元禄4年（1691））の巻末に付された「日光山往古社領六拾六郷」によると、現在の日光市（旧今市市、足尾町、藤原町、栗山村を含む）、鹿沼市（旧栗野町を含む）、宇都宮市の各域に及ぶものであった。

³⁵ 下野宇都宮氏、後に北条氏の家臣で、当時日光山と最も因縁の深かった壬生氏の5代当主。天正 18 年（1590）の豊臣秀吉の小田原征伐の際、北条氏に味方して小田原城に立て籠もったが、小田原落城の直後に病死した。

³⁶ 「日光山常行三昧堂新造大過去帳」の巻末に付されたもので、僧天祐が元禄4年（1691）に編んでいる。

④東照宮鎮座と江戸幕府による再興（江戸時代 17世紀～19世紀中期）

江戸時代に入ると、日光山は、徳川家康の側近である天海³⁷の手により、再興に向かった。

特に元和3年（1617）に徳川家康、次いで慶安4年（1651）に徳川家光が葬られると、日光山は徳川將軍家の祖を祀る地となり、幕府によって、手厚い保護を受けることとなった。

歴代將軍の社参や朝廷からの例幣使の派遣も行われ、日光山は、將軍家を頂点とする江戸時代の政治体制を支えるための役割も果たした。

徳川家康を祀る「東照宮」は、当初、元和3年（1617）に造営され、その後、寛永11～13年（1634～1636）に大造替が行われた。また、徳川家光の靈廟「大猷院靈廟」は、承応2年（1653）に造営された。そのほか、江戸時代を通して、二荒山神社諸社殿、三仏堂、常行堂、法華堂、相輪櫓などの造営をはじめ、旧衆徒の寺跡再興、堂塔の修造、造営が継続して行われた。また、日光道中（日光街道）、日光道中壬生通り（例幣使街道）、会津道（会津西街道）の日光山領の3街道に植えられた日光杉並木は、東照宮を中心とする日光山の整備の過程で植林され、江戸時代を通じて、幕府の命で維持されてきたものである。

また、日光山の年中行事も規定され、日光ならではの文化も発達し、繁栄した。

ア. 日光領の設定と幕府の寄進

江戸幕府開設後、慶長14年（1609）3月5日、大御所徳川家康は、日光山座禪院、同衆徒中に對して日光領の安堵の黒印状を出した。これは天正18年（1590）の豊臣秀吉の朱印状を認めたものであり、日光山の所領は秀吉に削られた時と同じであるが、その後は、幕府の寄進などにより領地が拡大していった。

天海が日光山の貫主として迎えられた慶長18年（1613）には、寄付を含めて領地が足尾村から今市・久賀・草久郷へと広がった。二代將軍秀忠の時代にも、東照社の造営を契機に元和6年（1620）3月に幕府が日光山領を加増寄進し、それとは別に東照大権現社領として下野国塩谷・都賀の両郡のうちで17カ村、5,000石を寄進している。

元和の段階では日光山領の宛所は「光明院殿・座禪院」で、東照大権現社領の宛名は天海であり、両地は別個のものであったが、寛永11年（1634）5月に、三代將軍家光により元和の日光山領と社領の寄進状及び目録が一本化され、天海宛に下されたことにより、旧来の日光山領は東照社領の中に吸収合体され、幕府直轄地となった。幕府による寄進は、正保2年（1645）に東照社に「東照宮」の宮号が勅賜された後、承応元年（1652）の大猷院靈廟の創建にともなう大猷院領の寄進などその後も続いた。

イ. 天海による修験の再興

慶長18年（1613）11月、天海が日光山の貫主として光明院の座主に任ぜられた。

光明院は延応2年（1240）に別当弁覺³⁸の建てた本院である。しかし、その後、応永年間（1394～1428）より、座禪院が権別当として実権を握ったため、勢威はいちじるしく後退していた。

天海が貫主に就任し、光明院が再興されたことで再び日光山が脚光をあび、日光修験の伝統も再興されることとなる。再興された宗教行事には、山岳地帯への入峰形式と、山内一帯の諸

³⁷ 江戸時代前期の天台宗の僧。徳川家康に仕えて信厚く、日光山を再興。寛永元年（1624）江戸上野に寛永寺を開山。秀忠・家光を補佐して幕政に参与。寛永20年（1643）10月2日没。日光山内の慈眼堂は天海の墓廟である。

³⁸ 日光山から熊野へ入り修行後に帰山して別当職をつぎ、日光に熊野修験を導入したといわれる。また、日光山の本院として光明院を建てたのはじめ、中禪寺の諸堂、新宮の社殿や三重塔の造立、金堂の再興など、日光山内の社殿の造立や整備を行ったとされている。

堂社等を一定期巡拝する^{にょうどう}遶堂形式との2つの修行形態があり、さらに、日光山の儀式としての行事があった。入峰形式の行事は、古来「三峰五禅頂」と称されたものであるが、再興後は2峰、3組の入峰に縮小され、「両峰禅頂」と呼ばれるようになった。遶堂形式の修行は「大千度修行」といい、山内一円の諸堂社、霊石、霊木、日光山内諸所の神仏、日光山外の主なる神社仏閣等を巡拝するものであった。儀式の代表的なものとしては強飯があげられる。強飯は、諸大名、富豪等に対して行われたもので、日光山の神威、威光を高揚するための性格が強い儀式であり、現在も輪王寺では毎年4月に強飯式が行われている。



図2-18：慈眼大師（天海）御像
（寛永17年【江戸時代】）
（日光山輪王寺所蔵）

東照社が創建され、日光山が幕府直轄地となつてから再興された修験は、日光山の権威のための伝統行事としての性格が強く、中世における修験のあり方とは異なる形態となつて発展し、日光山僧徒によって実施される日光山の年中行事の一つとなつた。

ウ. 元和の東照社創建

元和2年（1616）4月17日、徳川家康が駿府城で75歳の生涯を終えると、この霊柩は即夜、駿府久能山に移された。翌3年（1617）2月21日に朝廷から東照大権現の神号が勅賜され、3月9日正一位に叙せられた。その後、家康の遺命により、遺骸は3月15日に久能山を発し、4月4日に日光山の座禅院に到着、8日に奥院の石窟に安置された。

東照社の建築工事は、元和2年10月26日の縄張、12月の造営事始、翌3年正月の居礎と進行して、家康の一周忌に当たる元和3年4月17日に、二代将軍秀忠の臨席のもとに、正遷宮の儀式が行われた（図2-19、図2-20）。その後も社殿の工事は続き、翌4年（1618）には、石鳥居を黒田長政³⁹が、石の水盤を鍋島勝茂⁴⁰が献納した。現存する中神庫の棟木銘にも元和5年（1619）とあり、一部の建物の工事が続いていたことがわかる。

家康の遺骸を葬った奥院の宝塔や石垣の工事は、本社等よりも遅く、元和7年（1621）11月に始まり、翌8年（1622）4月に竣工した。

これらの造営はいずれも幕府の手によって行われ、総奉行は本多正純⁴¹で、建築工匠の指導者は、当時の幕府の大工頭⁴²の中井正清⁴³（最初に完成した本社・本地堂等）と鈴木長次⁴⁴（元和5年以降）であった。

これらの元和創建の東照社の建築は、次の寛永の造替工事が全面的な建替工事であったため、そのほとんどが、取り壊し、または全面的な改修工事を受け、現在の東照宮境内に元のまま残っ

³⁹ 筑前国福岡藩主。関ヶ原の戦いでは東軍につき一番の功労者として称えられ、徳川家康より筑前国名島に52万3千余石の封を受け、福岡藩の初代藩主となった。

⁴⁰ 肥前国佐賀藩主。徳川家康の命により龍造寺高房の跡を承け佐賀藩の初代藩主となった。

⁴¹ 徳川家康の側近。家康没後、老中として秀忠に仕え、元和5年（1619）に宇都宮城主となり、宇都宮城を改築し、現在の宇都宮の町割の基礎を築いた。

⁴² 大工頭は、作事奉行の下に位する職で、工事全体を統轄した。幕府の大工頭は江戸時代前期には鈴木、木原、中井、片山の4家があり、いずれも家職として代々世襲された。

⁴³ 京大工頭として畿内・近江6カ国の大工・大鋸を支配した中井家の初代。慶長11年（1606）に従五位下大和守に任官し、以後、徳川家御大工の地位は正清に一元化されている。伏見城、二条城、知恩院、江戸城、駿府城、名古屋城、仙洞御所、内裏など幕府が関与した大工事を担当した。元和5年（1619）に死去。

⁴⁴ 譜代大工木原方の大工。家康没後、秀忠が実権を握ると側近として重用され諸処の建築を監督した。寛永9年（1632）に新たに設置された作事方の大工頭となった。

ているのは、石鳥居と水盤舎内の石造の水盤のみである。中神庫については、元和の壁面を残しながら、その周囲に校木を取り付けたことがわかっている。

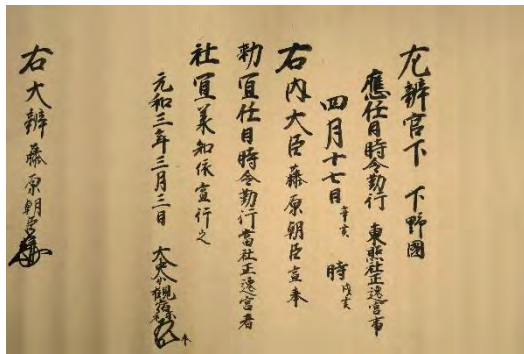


図2-19：元和三年三月三日宣旨
(正遷宮日時) (日光東照宮所蔵)



図2-20：元和三年三月廿一日太政官符
(正遷宮幣帛使発遣) (日光東照宮所蔵)

エ. 東照社の寛永大造替

東照社では、元和の創建後、約20年を経た寛永11年(1634)に、三代将軍家光により寛永造替の大工事が始められた。造替工事は寛永11年11月に始まり、同13年(1636)4月に完成し、4月10日に正遷宮儀式が行われた(図2-21)。寛永の造替は新造に等しく、今日見られる華麗を極めた建築はこの時でき上がったものであった。

この時に完成した建物は、寛永19年(1642)9月に造営奉行から幕府に提出された工事決算書(「日光山東照宮造営帳」)によれば、

本社・拝殿・玉垣・唐門(三棟)・護摩堂・神楽所・御輿堂・廻廊・陽明門・本地堂・鐘楼・鼓楼・燈籠堂・輪蔵・水盤舎・宝蔵・中神庫・東神庫・仁王門・雪隠・馬屋・御供所・御仮殿・銅鳥居・奥院・神橋(仮橋を含む)

であった。

この工事の建築工匠の棟梁を務めたのは、当時幕府の作事方の大棟梁⁴⁵の職にあり、元和の東照社造営、江戸の増上寺や台徳院廟の造営等に従事した甲良宗広⁴⁶であった。また奥院の工事の場合は、甲良宗広と並んで幕府作事方大棟梁であった平内正信⁴⁷が棟梁を務めた。各種の装飾工事には、狩野探幽⁴⁸にひきいられた絵師たちのほか、鋳物師、鍛金工、絵仏師、蒔絵師など、当時幕府に仕えていた優れた技能をもつ人々が動員された。

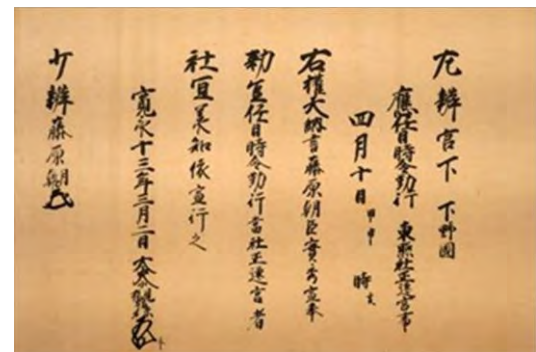


図2-21：寛永十三年三月二日宣旨
(正遷宮日時) (日光東照宮所蔵)

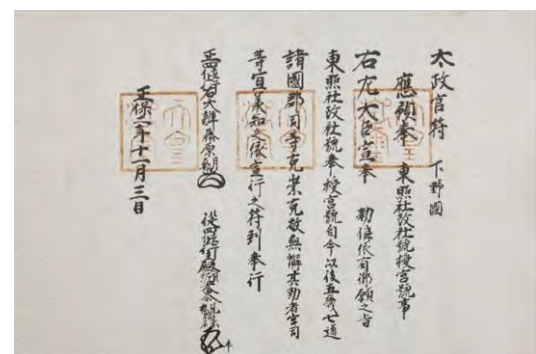


図2-22：正保二年十一月三日太政官符
(宮号宣下) (日光東照宮所蔵)

⁴⁵ 大棟梁は、工事全体を統轄する大工頭の下で設計面の管理や諸職人の手配などを受けもった。幕府の大棟梁には甲良、平内、鶴、辻内の4家があり、いずれも家職として代々世襲された。

⁴⁶ 江戸幕府の作事方大棟梁の甲良家の初代。徳川家康・秀忠・家光に重用され、日光東照宮のほか、台徳院仏殿、寛永寺五重塔などを建築。正保3年(1646)に死去。

⁴⁷ 江戸幕府の作事方大棟梁の平内家の初代。父の吉政と共に体系的な木割書である『匠明(しょうめい)』を著す(木割とは建築物の各部の比例のことで設計の基準とされた)。正保2年(1645)に死去。

⁴⁸ 江戸時代前期の狩野派の絵師。13歳で将軍秀忠より祖父永徳の再来と絶賛された。16歳で江戸幕府御用絵師となる。大坂城障壁画、二条城障壁画、名古屋城本丸上洛殿の障壁画に携わる。延宝2年(1674)に死去。

境内の整備工事等は正遷宮の後も続けられ、特に奥院の造替工事は遅れて寛永18年(1641)に始まり、同19年(1642)4月に竣工した。その後も、家光は、奥院宝塔の木造から石造への造り替え(寛永18年)や、相輪櫓の造営(寛永20年)などを行っている。

なお、造替後、正保2年(1645)に東照社に「東照宮」の宮号が勅賜されている(図2-22)。

オ. 承応の大猷院霊廟創建

三代将軍家光は慶安4年(1651)4月20日に48歳で没した。霊柩は一旦、東叡山寛永寺に安置された後、26日に日光へ発し、29日には日光山の本坊に到着した。5月3日に朝廷は家光に太政大臣、正一位を贈り、諡号を大猷院と賜っている。5月6日には霊柩が本坊を発し三仏堂も移された後、日光大黒山の山頂に埋葬された。その後、幕府は6月18日に日光山の霊廟建立に着手した。霊廟は、家光の遺命により、天海の墓廟である慈眼堂に隣り合った大黒山の中腹に建設することとなった。

承応元年(1652)2月16日の日光山で霊廟造営の事始めの後、承応2年(1653)10月14日には霊廟造営の一応の完成によって入仏の儀が行われた。大猷院霊廟造営の直接関係者は、大工頭が木原義久⁴⁹、大棟梁は平内応勝⁵⁰であった。

日光山は東照社(東照宮)の創建によって幕府の聖地となったが、更に大猷院霊廟の造営によって、全国的な幕藩制支配を展開する徳川政権の守護として確固不動の位置を確立することになった。



図2-23：日光山御堂総図
(寛文11年頃か【江戸時代・大猷院殿二十一回忌図】)
(日光山輪王寺所蔵)



図2-24：日光山御堂拜殿図
(寛文11年頃か【江戸時代・大猷院殿二十一回忌図】)
(日光山輪王寺所蔵)

カ. 日光東照宮への参拝と街道の整備

東照宮は、徳川家最大の聖地として尊崇され、将軍家をはじめ大名や公家、外国からの使節、さらに一般庶民などが多く参詣するようになり、それらに必要な街道や宿場等の交通網や体制が整備された。

将軍の日光社参

徳川家康を祀る東照社(東照宮)が造営されると、将軍家の日光社参が行われることになった。将軍家の日光社参は、二代将軍秀忠より十二代将軍家慶までに19回にわたって行われている。このうち、三代将軍家光の社参が最も多く、10回を数え、その多くが家康の正当神忌に当たる4月17日に合わせて行われている。日光道中の社参行列は多くの経費と人員を必要とし、負担となったため、将軍の日光社参は、幕府の政治を揺るがすような事件があった時、東照大

⁴⁹ 譜代大工木原方の6代目。鈴木家(長次)とともに、寛永9年(1632)に新たに設置された作事方の大工頭となった。

⁵⁰ 江戸幕府の作事方大棟梁の平内家の2代目で、平内正信の子。大猷院霊廟の他に浅草寺観音堂、上野寛永寺にある厳有院(家綱)の霊廟の造営も行っている。天和3年(1683)に死去。

権現への復帰という名目で幕藩体制の引き締めのために実施され、四代将軍家綱以降は、八代吉宗、十代家治、十二代家慶が社参したのみであった。

日光例幣使

正保2年(1645)11月3日、東照社に「東照宮」の宮号が勅賜され、翌3年(1646)3月10日に、宮号の宜下の第一年目の大祭に臨んで奉幣するため幣帛使が東照宮に派遣された。その後毎年、朝廷からは東照宮に例幣使が派遣されることになった(図2-25)。

例幣使は、元来、天皇の祖廟に当たる伊勢神宮に送られるものであったが、応仁の乱(1467~77)の頃から中絶されていた。日光への例幣使派遣は、朝廷からみればそれまでの伝統とは異なり、徳川氏への表敬ともいえるものであった。日光例幣使は慶応3年(1867)まで222回、毎年行われた。なお、日光への派遣を機会として伊勢神宮への奉幣使も復活されている。江戸時代を通じて例幣使が派遣されたのは、日光東照宮と伊勢神宮だけであり、朝廷の重要な神事であった。

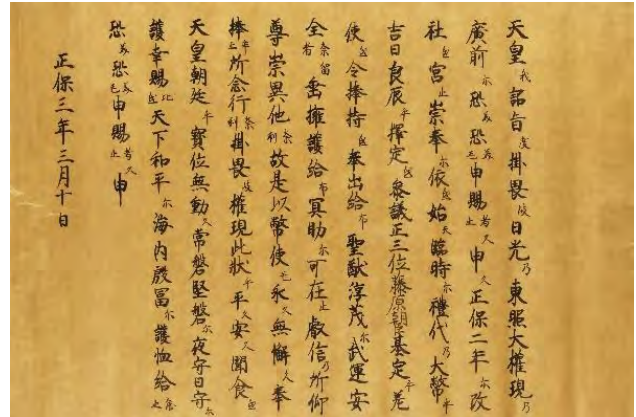


図2-25：正保三年三月十日宣命
(二十一回神忌)(日光東照宮所蔵)

朝鮮通信使

朝鮮との通交は文禄・慶長の朝鮮出兵後断絶していたが、徳川家康は朝鮮との親交を深めるため、使節の派遣を要請し、これに応じて慶長12年(1607)、秀忠の将軍職就任の祝賀のために朝鮮から使節が来日した。これを「朝鮮通信使」と呼び、慶長12年(1607)から文化8年(1811)までの205年間に12回あった。

そのうち、日光山の遊覧または参拝は、三代家光の時に、東照社の大造替工事完成後の寛永13年(1636)12月、東照社に朝鮮国王の親筆、臣下の詩、銅鐘、香炉、燭台、花瓶の奉納された祭礼を行った寛永20年(1643)7月の2回行われた。その後、家綱の将軍就任を祝う使節派遣の要請が行われ、明暦元年(1655)10月にも東照宮と大猷院霊廟を参拝している。

朝鮮通信使のほかにも、琉球慶賀使⁵¹らを東照宮に参詣させ、また長崎出島のオランダ商館長よりシャンデリアや灯架などの献納を受けたりしている。これらは、将軍の恩威が海外辺土におよび、日光山の東照大権現の神威を荘厳なものとするのに大きな役割を果たした。

庶民の日光参詣や日光の紀行文

日光山は近世においても修験の信仰の対象であり、庶民の参詣の場であった。このような参詣者を、日光では「堂者」と呼んでいた。幕府は、旗本や御家人に社参を奨励するとともに、東照宮の神威を民衆の間に高める立場から、堂者に対して一定の規制の下に東照宮の鰐口下までの参詣、初穂料・賽銭の奉納、堂社の拝見などを許可していた。堂者は、山内の特定の院や坊の旦那となり、衆徒が参詣の世話をした。特定の院や坊の旦那でない参詣者は、鉢石町及び御幸町の旅宿などから坊に申し出て参詣した。

また、日光に多くの人々が訪れるようになると、『日光山名跡誌』(享保13年(1728))や『日

⁵¹ 琉球から将軍や琉球王の代替わり時に派遣された使節。琉球は慶長14年(1609)に島津氏の攻略後、幕府によって薩摩藩の領有が認められ、事実上、幕藩体制のなかに組み込まれたが、明から冊封をうけ、明との間には二年一貢の進貢貿易が続けられていた。

光山道しるべ』⁵²などの案内書が刊行された。また、日光へは、多様な身分階層に属する数多くの公家、武士、学者、文人墨客が訪れ、烏丸光広の『日光山紀行』⁵³、松尾芭蕉の『おくのほそ道』⁵⁴、竹村立義の『日光巡拝図誌』⁵⁵など、多くの紀行文を後世に遺している。

日光街道の整備

日光街道は、江戸時代に幕府の政策として整備された五街道のひとつで、江戸から日光東照宮に至る主要交通路として東海道に次いで整備された。

日光街道の杉並木の初植は中世後期、文明8年(1476)に日光山貫首・権別当となり座禅院に住んだ東田坊昌源⁵⁶とする説もあるが、本格的な植樹は寛永2年(1625)頃に着手し慶安元年(1648)4月頃に完成させた、松平正綱⁵⁷によるものである。

日光への交通路は、日光街道のほか、例幣使街道・会津西街道などが使われ、将軍・大名・例幣使や、庶民の東照宮参拝の道としてにぎわった。



図2-26：日光山道中図絵（天保年間か【江戸時代】）
（今市の杉並木）（日光東照宮所蔵）

キ. 幕末の混乱期

慶応3年(1867)10月、十五代将軍慶喜が大政奉還した後、日光山では同年冬から一般の武士や庶民の参詣立入を禁止した。そして翌4年(1868)1月には、日光奉行はそれまでの警備番所のほかに、各要所に関門を設け、警備を一層厳重にしている。

慶応4年(1868)1月の鳥羽・伏見の戦いにより戊辰戦争が始まり、同年4月10日の江戸城の無血開城の後、4月24日の宇都宮の戦いで敗れた旧幕府兵約2000人が、日光山へ敗走してきた。これを追う官軍は、今市に陣を敷き戦闘態勢に入っていたが、日光一山総代の桜本院道純⁵⁸と安居院慈立⁵⁹が、官軍の板垣退助⁵⁸や谷干城⁵⁹と交渉を行い、旧幕府兵は奥州に向かって退散することと

⁵² 『日光山名跡誌』は、御幸町の町人鷹橋義武(治郎左衛門)が執筆・板行した案内書で、山内の堂社の説明を中心に、日光の名物や各方面からの里程が記されている。堂社については、成立年代・由来・建物の特徴を簡略にまとめた上で、位置関係を示す挿絵が添えられている。『日光山道しるべ』は、参詣者への便宜を図るため、『日光山名跡誌』の内容をより簡略化して刊行されたもの。

⁵³ 江戸時代前期の公卿・歌人・能書家。元和3年(1617)徳川家康の遺骸を駿河国久能山より日光へ鎮座する際に随行しており、『日光山紀行』は、そのおりの見聞をまとめたもの。

⁵⁴ 江戸時代前期の俳諧師。『おくのほそ道』は、奥州、北陸道を巡った紀行文であり、松尾芭蕉は、元禄2年(1689)4月に日光を訪れ、東照宮に詣でている。

⁵⁵ 江戸時代後期の紀行家。新橋で仕立屋を生業としていた。『日光巡拝図誌』は、江戸出発後、東照宮を参拝後、中禅寺や華厳滝等を見物した旅について、日光関係の書物を引用しながらまとめている。

⁵⁶ 文明8年(1476)に第44代別当となり、法華経などの開版や諸堂、諸社を再興し、日光山の興隆に尽くした。堂社を回る道筋に杉・松数万本を植えたと伝えられており、開山堂の北に位置する北野神社から滝尾神社に至る一帯の樹齢500年以上といわれる杉林は「昌源杉」と呼ばれている。

⁵⁷ 15歳で長沢松平家に養子となった後、駿府の家康のもと近習出頭人、後の勘定奉行に当たる職務についた。家康の没後、その久能山埋葬と日光山移遷に供奉し、その後も、大御所秀忠の日光社参、朝鮮通信使の日光参詣、日光山火災復興、日光東照宮廟塔再建の奉行役、家光社参の先途役、東照宮号宣下の勅使接待、日光奉幣使の接待などに関わった。

⁵⁸ 日光で旧幕府軍と対峙した官軍は土佐藩兵主体で、板垣退助は主将であった。板垣は、日光山を戦火にさらすことを避けるべく、旧幕府軍の説得に成功したことで、その遺徳を讃えて昭和4年(1929)に銅像が建立された(銅像は第二次大戦時の金属供出により軍需に供され、金谷ホテルの前にある現在の銅像は昭和42年(1967)に再建されたもの)。

⁵⁹ 土佐藩出身の幕末・明治時代の軍人・政治家で、名は「かんじょう」とも呼ばれる。日光で旧幕府軍と対峙した官軍で軍監を務めた。戊辰戦争で功績をあげ、西南戦争では熊本鎮台司令長官となった後、伊藤内閣の農商務相となった。

なり、徳川将軍家の祖を祀る地である日光山は戦火から免れることができた。

東照宮の神体は、日光に戦火が迫ったため、慶応4年4月26日に動座し、会津若松城（福島県会津若松市）の三の丸東照宮に安置された。その後、会津若松城で官軍との攻防戦が始まったため、同年8月23日に再び避難して立石寺（山形県山形市）に移したのち、仙岳院（宮城県仙台市）を経て、明治元年（1868）10月29日の7カ月ぶりに日光東照宮に帰座した。

ク. 日光山の年中行事

日光山における年中行事は、幕府によって規定され、神事祭祀が維持された。幕府による日光山領や東照社領の寄進は、神事・仏事の祭礼を維持していくためでもあった。

現在も日光山内では、二社一寺による祭礼等の様々な年中行事が行われており、それらは江戸時代や近世以前から宗教行事として引き継がれているものも多く、日光山特有の信仰に根ざした民俗芸能として知られているものには以下のようなものがある。

二荒山神社の八乙女神楽

八乙女神楽は、2人または4人の巫女が舞う神楽で、曲目には、御膳（御前）神楽、式神楽（檜扇の舞）、速神楽（御鈴の舞）などがある。二荒山神社の小祭（月の一日・十五日・二十八日）、中祭・大祭（四月十七日）の祭典に神社拝殿において舞われる。社伝によれば、古くからこの神社に神人、八乙女の家系があり、神護景雲年間（767～770）から舞楽を奏して祭典を執行したといわれる。

東照宮の東遊

東遊は、毎年5月の春季大祭、10月の秋季大祭における神輿の渡御の際に奏せられる舞楽で、舞人4人、歌曲を奏する倍従5人の楽員9人で奏される。

東照宮でこの舞をはじめたのは、元和3年（1617）といわれており、その後、一時中絶したものを宝永3年（1706）に徳川綱吉が復活したといわれる。

輪王寺の強飯式

強飯式は、日光山古儀の「飯を強いる」儀式であって、「日光責め」ともいわれる。勝道上人以来、修験（山伏）の回峰行が最も盛んであった平安時代に始められた日光三社権現（三仏堂の三尊）並びにその応化たる開運の三天（大黒天・弁財天・毘沙門天）から御供を戴くという儀式である。現在は、毎年4月2日に輪王寺三仏堂内で行われている。

輪王寺の延年舞

延年舞は、二人の舞衆によって奉納される舞で、慈覚大師円仁が唐から移入した秘舞曲にはじまるといわれている。寺伝によれば、嘉祥元年（848）、慈覚大師が日光山に来山したおりに伝えられたもので、その後、毎年12月晦日の夜より正月7日の朝まで常行堂において日々この舞を奏して天下泰平を祝うのを恒例とし、鎌倉時代の建長年間（1249～1256）に新宮の神事として毎年3月2日に舞を奉ることとなり、元和3年（1617）の東照大権現の鎮座以来、その祭礼にも行うことになったといわれる。現在は、毎年5月17日に輪王寺三仏堂内で行われている。

⑤山内の衰退と保護（明治時代～）

明治4年（1871）に明治政府が神仏分離を命じた結果、江戸時代までは一体として経営されてきた日光山も二荒山神社、東照宮、満願寺（輪王寺）の二社一寺に分離され、これに伴い幾つか堂塔

も移動した。また、この頃には、急激な近代化の波の中で、一時期、国内の文化資産を軽視する風潮が生じ、日光の社寺も一時衰微した。

一方、明治12年(1879)には、日光の社寺を保護するため「保晃会」が組織され、社寺の修理等を開始した。

政府が、明治30年(1897)に「古社寺保存法」を制定して、文化遺産の保護に乗り出すと、日光には「日光社寺大修繕事務所」が政府及び二社一寺によって組織され、社寺の修理を担当するようになった。

また、昭和6年(1931)には「国立公園法」が制定され、昭和9年(1934)に日光国立公園が指定された。その後、昭和13年(1938)には特別地域が、また、昭和28年(1953)には特別保護地区が指定され、現在に至るまでその保護が図られている。

そして、日光山内の範囲が平成10年(1998)に史跡に指定された後、平成11年(1999)には世界遺産リストに記載(登録)された。

ア. 神仏分離による二社一寺への分離

慶応4年(1868)3月13日、太政官によって祭政一致、神祇官再興が布告され、同月28日、神仏分離令が達せられた。これにより、全国で神仏分離が進められたが、日光では、幕末の戦乱に巻き込まれたことと僧侶等の嘆願により、神仏分離が直ぐには行われなかった。

しかし、明治4年(1871)に日光県の通達に従い、1月10日から分離の作業が開始された。これにより、新宮が国幣中社二荒山神社となって本宮・滝尾・寂子(寂光)・中宮祠(中禅寺)から男体山以下の諸山岳を管し、東照宮は別格官幣社となり、輪王寺宮門跡管下にあった仏寺僧坊は満願寺に統合され、二社における仏教的施設を引き取ることを命ぜられ、草創時から神仏習合の複合体として発展してきた日光山が、二社一寺に解体された。

分離にともない、新宮と軒を並べていた三仏堂(図2-27)は明治9年(1876)に解体して、満願寺に運ばれた後に境内に置かれていたが、後年の明治天皇東北御巡幸の時(日光には明治9年6月6日から3日間行幸)下された御手許金によって、明治12年(1879)に移築、明治14年(1881)に入仏式が行われて再興された(図2-28)。満願寺は明治15年(1882)に輪王寺と改名した。



図2-27：『日光山志』(天保8年【江戸時代】)
二巻より(中央の建物が新宮、右が三仏堂)
(日光市教育委員会所蔵)

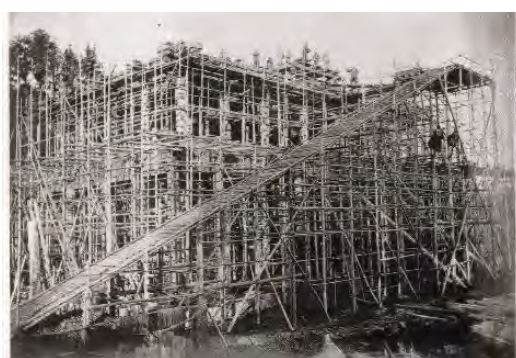


図2-28：現在地へ移築工事中の三仏堂
(明治12年頃か)(日光市教育委員会所蔵)

イ. 保晃会と明治・大正時代の修繕

保晃会の設立

保晃会は、明治維新によって幕府の保護を離れた東照宮を支援して社殿を修繕し、二荒山神社、満願寺(輪王寺)など日光の諸堂宇及び名勝を保存する目的で組織された。明治8年(1875)

に地元の実業家など40余名が発起人となって設立準備を開始し、伊藤博文⁶⁰とともに日光を訪れた米国前大統領ユリシーズ・グラント⁶¹が、日光の美観を称賛し、殿堂の保護を提唱したことなどを受け、規則を作成し、保晃会と政府との対約願書を提出し、明治12年（1879）12月16日に許可を得て設立された。

保晃会は、広く会員を募って資金（保晃金）を集め、日光町より寄付された山などに植林（保晃林）し、田地を購入（保晃地）して、会の財産の確実な増殖を図った。主な事業は、社堂の修理保存と山内道路の改修であり、東照宮石鳥居前から二荒山神社、大猷院霊廟に通ずる杉並木道の改修も行った。

明治・大正時代の修繕

保晃会が社堂維持に努力したのは、主として資金調達であり、技術的な対応は「日光社寺大修理事務所」が行った。これは、二社一寺が協議の上、栃木県庁に設立を願い出た後に設置されたもので、栃木県事務官が所長となり、一種の官営事務所であった。

第一期修繕は明治32年（1899）8月から明治44年（1911）8月までで、東照宮の表門、神廄、水屋、輪蔵、鐘楼、鼓楼、本地堂、東廻廊、西廻廊、神楽殿、神輿舎、上社務所、玉垣、拝殿、石之間、本社渡廊下、本社、坂下門、北唐門、参道、四盤、敷石、石柵、階段などを修繕した。

第二期の修繕は、明治45年（1912）から大正8年（1919）12月にわたり、東照宮の唐門、坂下門、陽明門、東西廻廊、上神庫、中神庫、下神庫、五重塔などを修繕した。

第二期修繕中の大正3年（1914）11月27日、社寺の委託により、工事は全て県知事の直轄とし、「日光社寺共同事務所」が設置された。同事務所は、保晃会などで取り扱ってきた社堂、参拝のための施設、道路、電気、営林などの事業に関する諸事項を総管した。

保晃会は、大正5年（1916）に財産全部を東照宮、輪王寺、二荒山神社に譲渡して二社一寺の共同管理に移して解散した。また、大正12年（1923）、日光社寺共同事務所は日光社寺営林事務所、日光社寺電気事務所などに分かれて、社寺建造物などの経営に当たった。



図 2-29：東照宮坂下門修繕の際の彩色見取図
（明治45年）（日光社寺文化財保存会蔵）

ウ. 文化財と国立公園の指定

文化財指定

明治30年（1897）、我が国最初の文化財保護に関する法律として「古社寺保存法」が制定され、古社寺が所有する歴史的に価値あるものや美術品としての価値が高いものが、特別保護建造物及び国宝に指定された。同法は、昭和4年（1929）に「国宝保存法」に移行され、古社寺保存

⁶⁰ 伊藤博文は、明治11年（1878）に内務卿に就任している。内務卿は、内務省を指揮監督し、内閣制度が導入されるまでは事実上の首相格であった。保晃会創設の願書は内務卿伊藤博文に提出され、公許された。

⁶¹ 第18代アメリカ合衆国大統領で、大統領任期後の明治12年（1879）に訪日し、7月に日光を訪れている。その際、グラント自身が殿堂保護を提唱し、保晃会設立の願いの後押しとなった。

法によって指定されていた旧国宝・旧特別保護建造物は、そのまま国宝となった。

昭和5年（1930）度における全国の国宝数は3,704点で、このうち栃木県には100点があり、その約80%の79点が日光町の二社一寺にあった。国宝建造物57棟のうち46棟が日光に、その他の国宝は43点のうち33点が日光にあり、日光は国宝の宝庫として重要な地位を占めていた。

大正8年（1919）には史跡等の記念物を保護するための法律として「史蹟名勝天然紀念物保存法」が制定されており、史蹟名勝天然紀念物保存法と国宝保存法は、重要美術品等ノ保存ニ関スル法律（昭和8年（1933）制定）と合わせて、昭和25年（1950）に「文化財保護法」に統合された。国宝保存法と史蹟名勝天然紀念物保存法に基づいて指定されていた物件は、文化財保護法上の重要文化財及び史蹟名勝天然紀念物に指定がなされたものとみなされた。同法施行後に指定、登録されたものも含め、現在、史跡指定地内の建造物のうち、6件（9棟）が国宝、7件（94棟）が重要文化財に指定され、2件が登録有形文化財に登録されている。なお、「日光山内」は、平成10年（1998）5月14日に史跡に指定された。

国立公園指定

明治23年（1890）の日光線の開通等、交通機関が整備されるにもなって、日光には観光客が増大した。観光地としての名声は、国内だけでなく、外国人にも日本を訪れた際には、日光を見物するという風潮を強めていった。観光地としての日光の名声が高まるにもない、日光の自然の保存と整備を求める動きが日光の町のなかから起こってきた。

当時、文化財保護に関する法律として「古社寺保存法」が明治30年（1897）に制定されていたが、同法は社寺の建造物や宝物類を対象とした局地的なものであり、一定のまとまった地域を総合的に指定して保存・整備の施策を行うことは不可能であった。

東照宮・輪王寺・二荒山神社などの史跡やそれを取りまく自然環境が大規模に広がっている地域に対し、積極的な国の保護政策を求めるために、日光町は明治44年（1911）と翌45年（1912）、帝国議会に「日光を帝国公園となすの請願書」を提出した。この請願書は議会に採択され、全国で初めての国立公園の設置運動が開始された。

その後、全国的に国立公園設置の要望が高まって、昭和6年（1931）に「国立公園法」が制定された。同法に基づいて昭和9年（1934）3月16日に瀬戸内海、雲仙、霧島の3箇所が日本初の国立公園に指定され、日光国立公園は、同年12月4日に阿寒、大雪山、中部山岳及び阿蘇とともに国立公園に指定された。その後、日光国立公園では、昭和13年（1938）に特別地域、昭和28年（1953）に特別保護地区を指定しており、史跡日光山内の指定範囲は、特別保護地区、特別地域（第2種、第3種）、普通地域に指定されている。

エ. 東照宮 300 年祭と記念事業

東照宮 300 年祭

徳川家康の没後300年に当たる大正4年（1915）、東照宮300年祭が営まれた。

この祭事は、江戸時代には「御神忌」といわれ、年忌ごとに営まれていたが、慶応元年（1865）に250回忌が行われて以来の祭典であった。江戸時代の「御神忌」当日は、庶民の参拝は許されず、日光の周辺は厳重に警戒されて町民は屋内で謹慎したが、300年祭は官幣社としてはじめての神忌の祭典であり、祭典はひろく開放され、一般参拝者も自由に宮域に入って、遠くから盛儀を拝観することができた。

記念大祭では、宗家の徳川家達をはじめ、水戸、尾州、紀州の御三家、松平一門の親族らが

集まり、祭事に参列した。

記念事業

東照宮300年祭を機に記念事業が計画され、宝物館の建設、防火設備の建設、杉並木の補植、貴賓館と休憩所の新築、神苑新設と道路旧跡の補修、祭神伝記と社誌の編纂などが実施された。なお、この記念事業で建設された休憩所は、後年の増改築を経て「東照宮武徳殿」として国の登録有形文化財に登録されている（図2-30）。

この時建設された宝物館（大江新太郎設計）⁶²は、昭和40年（1965）の350年式年大祭の記念事業で新たに宝物館（岸田日出刀設計）⁶³（図2-31）が建設された際に取り壊された。350年式年大祭で建設された宝物館は「旧東照宮宝物館」として残され、国の登録有形文化財に登録されている。なお、現在の新宝物館は、平成27年（2015）の400年式年大祭に合わせて武徳殿の隣接地に建設されたものである。



図2-30：参拝人休憩所（現東照宮武徳殿）
（大正4年）（日光東照宮所蔵）



図2-31：宝物館（大正4年）
（日光東照宮所蔵）

オ. 昭和時代の修理と日光社寺文化財保存会の設立

日光社寺共同事務所の廃止後、管理は各社寺に委ねられる状況となっていた。世界大戦の影響もあり、十分な修理を行うことが困難であったが、昭和24年（1949）に発生した今市大地震の被害の復旧対応が契機となり、翌25年（1950）の文化財保護法制定とも呼応して機運が高まり、昭和25年（1950）から大修理事業が進められることとなった。事業実施に当たり、調査審議機関として「日光二社一寺文化財保存委員会」が設置され、委員会の決定に基づき「日光二社一寺国宝建造物修理事務所」が修理の実務に当たった。その後、昭和45年（1970）12月に委員会組織を発展的に改組して財団法人が設立され、現在は公益財団法人日光社寺文化財保存会に業務が引き継がれている。

昭和25年度に始まったこの修理事業は、第一期から第二期修理事業（昭和25年度以降昭和60年度（1985）まで）で二荒山神社並びに東照宮の建物の経年修理が一巡し、続く第三期修理事業（昭和61年度（1986）から平成14年度（2002）まで）は輪王寺の経年修理を中心に行われた。

第三期終了後、引き続き、第四期修理事業（平成15年度（2003）から令和元年度（2019））が実施されている。第四期では、既に第一期から50年程度の期間が経過しており、根本的な修理の時期に至っていたため、未修理だった輪王寺三重塔以外は、第二次目として修理事業が行われた。現

⁶² 日光社寺の明治時代の修繕工事監督を務めた大江新太郎の設計による木造の宝物館。海外の先進的な陳列法を採用していたが、日光山内特有の多湿・寒冷を防ぐことができなかつたこともあり、50年後の350年式年大祭の折に取り壊された。

⁶³ 東京大学名誉教授・工学博士の岸田日出刀の設計で、大正4年に建設された宝物館と同じ場所に鉄筋コンクリート造で建設された宝物館。展示室と収蔵庫に冷暖房設備を備えていたが、温湿度調整を行うことができず、建物自体の劣化も進んだため、400年式年大祭に合わせて新宝物館が計画された。

在も修理事業は継続しており、令和2年度（2020）から五期目へと移行している。

カ. 史跡指定と世界遺産登録

昭和47年(1972)、世界遺産条約がパリのユネスコ総会で採択された後、日本は平成4年(1992)にこの条約を締結した。この時、日本政府は、文化遺産2件と自然遺産2件⁶⁴の推薦書類とともに暫定目録をユネスコの世界遺産センターに提出した。暫定目録は、条約の運用指針規定で推薦に先立って提出が求められているもので、日本政府が提出した文化遺産の目録10件⁶⁵に「日光の社寺」が含まれた。

日光市では、暫定目録に記載されたことを受けて、平成9年(1997)10月に世界遺産登録推進班を設置し、国県市の協力で推薦書策定作業が進められた。平成10年(1998)5月に国の文化財保護審議会に「日光の社寺」の世界遺産推薦について報告、了承を得た後、関係省庁連絡会議を経て、同年6月29日にユネスコに推薦書が提出された。

なお、推薦に当たって、日光山内の範囲を面的に保護するために必要とされた史跡指定については、平成4年の暫定目録決定以降、継続的に指定合意のための国県市と地元所有者との協議が進められた。そして、平成10年4月の国の文化財保護審議会を経て、推薦書提出直前の5月14日の官報告示により史跡指定された。

推薦書提出後、平成10年12月にI COMOS⁶⁶による現地視察が行われ、平成11年(1999)にモロッコのマラケシュで開催された第23回世界遺産委員会において12月2日に記載(登録)が決定、4日に世界遺産リストに記載(登録)された。

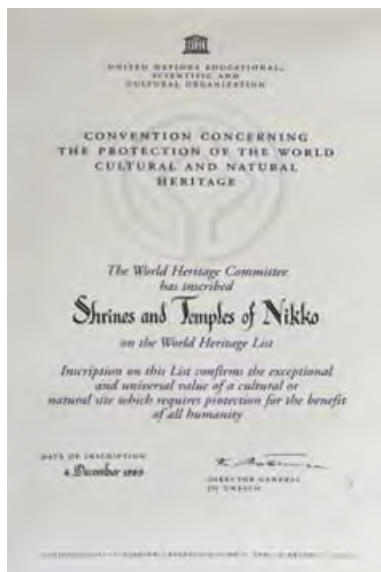


図2-32：世界遺産登録証明証
(写本 日光市所蔵)

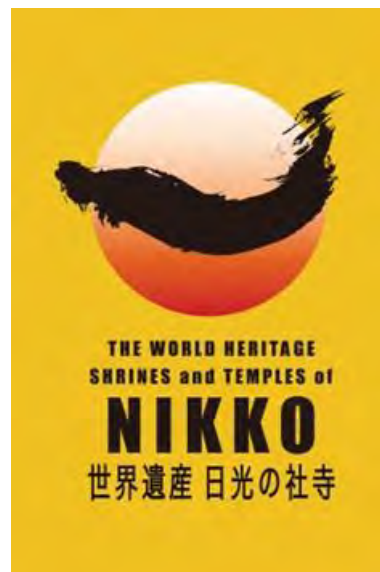


図2-33：世界遺産登録記念ロゴマーク
(日光市教育委員会事務局所有)

⁶⁴ 文化遺産は「法隆寺地域の仏教建造物」と「姫路城」、自然遺産は「屋久島」と「白神山地」。

⁶⁵ 京都、奈良、鎌倉、法隆寺、厳島神社、日光、姫路城、琉球の城(グスク)、彦根城、白川村の農村集落の10件(法隆寺と彦根城は推薦書類の提出と合わせて目録を提出)。

⁶⁶ 国際記念物遺跡会議(International Council on Monuments and Sites)のことで、文化遺産保護に関わる国際的な非政府組織(NGO)。ユネスコの諮問機関として、世界遺産登録の審査や評価結果の勧告を行う。

(2) 日光山内の建造物群の立地と環境

東照宮と大猷院霊廟は、山の地形を利用して造営され、石垣や階段により境内を広くまた狭く見せ、また、参道に曲折をつけて奥行きゆとりや緊張を見せる工夫をしている。さらに、大切な建造物になるにしたがってだんだん高い所に建てられ、建造物も巧みに配置され、尊厳の風格を盛り上げている。これらの地割りや石垣等の造営は、日本の城郭建築で築き上げられた最高の建築技術で造営され、また、水道や排水設備が当時の最新の技術により整備された。

また、日光山内の山林地域は、8世紀末に始まる日光の山岳信仰の聖域とされ、老樹の杉林を形成し、現在も、境内の杉が御神木とされている。これらの景観は、自然に対する原始的な信仰が発生して以来の日本人の伝統的な自然感と深く結びついて、今日まで伝えられてきたものである。日光山内の山林地域は、日本独特の神道思想との関連において、自然と社殿が一体となった文化的な景観を形成する資産となっている。

①建造物群の配置

東照宮と大猷院霊廟の建造物の配置の特徴について、『日光市史 中巻』（日光市史編纂委員会 1986）の掲載内容を抜粋する。

ア. 東照宮の配置形式

東照宮は、以前は傾斜地であった土地をならして造られた、いくつかの台地上に建てられている。敷地は大別すると、表門前の千人枡形、表門から陽明門までの表神域、本社を中心とする地域、奥院、それに千人枡形の東側にある御仮殿の五地域に分かれる。

これらの敷地の境界の石垣や連絡路の石段には、巨石を使って念入りな工事がしてある。石垣には城郭の石垣の形式を用いた箇所がいくつかあり、元和創建のときの敷地の縄張に、城の縄張の名手であった藤堂高虎が参画しているので、築城技術が応用されたものと考えられる。

建築物の配置法も、このような敷地条件のために、配置の中心軸は直線ではなくて、何回も折れ曲っており、また左右対称の配置法を持つのは、陽明門前の鐘楼・鼓楼と、本社周囲の唐門と透塀のみである。

東照宮の配置で著しい特色となっているのは、敷地条件に巧みに適応して、石段・石垣を利用して主体的な配置景観を造り上げていること、境内の所々に広場的な空間を設けていること、非対称的な建築の配置と軸線の折れ曲りを積極的に利用していること、の三つであると考えられる。

建築の数と種類は大変多く、表門から内部だけで22棟ある。このうち表神域のものは、神庫・水盤舎・経蔵・神厩等のように、神社の付属的な機能に用いられ

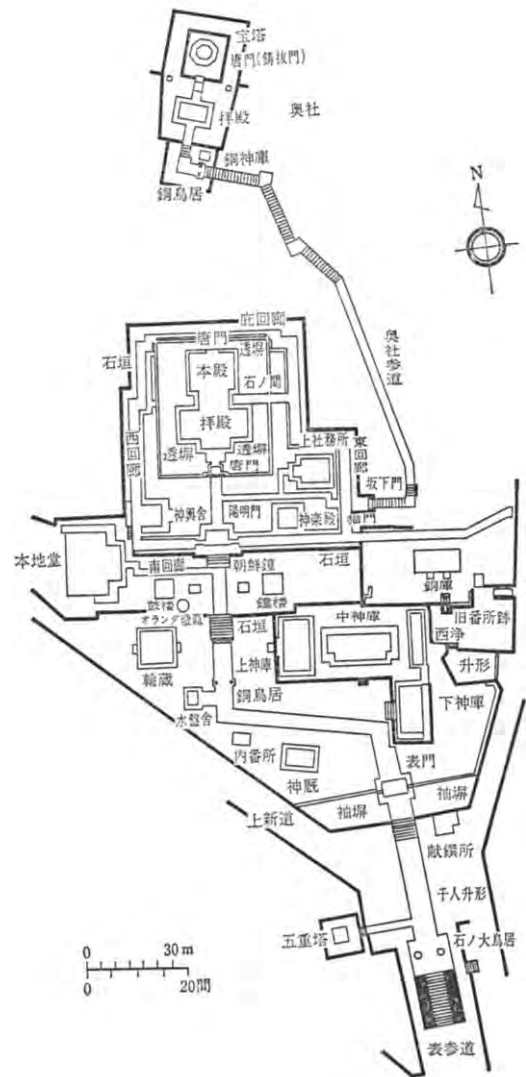


図 2-34：東照宮配置図

(『日光市史 中巻』より転載)

る建物であるが、西浄（元は禅宗寺院で用いられた便所のこと）のように、実用に供されずに、象徴的な意味のみを与えられた建物もある。陽明門から内側では、本社を中心にして、透塀（玉垣）と廻廊で二重の環をつくり、その要所に唐門や神楽殿等の小建築が配されている。この二つの地域の境界の、ちょうどくびれのような場所に陽明門が建てられており、境内の配置上で最も重要な場所に相当する。この門に東照宮のなかで最高の建築表現を与えられたのは当然のことといえる。

現在の東照宮に見られるような社殿の構成法、すなわち、本社に「石の間づくり」の形式を用い、その周囲を玉垣と廻廊で囲み、更に前方に古代の神社や寺院に利用された多種の付属建築を配する方式は、豊臣秀吉のために慶長4年（1599）に京都の東山に造られた豊国神社で始まったものである。千人枳形のような広場を設けることも、豊国神社で既に行われている。

東照宮の配置は、この豊国神社の配置法の原理を受け継ぎながら、更に建物の種類と数を増加させ、また豊国神社では直線的な軸線を用いていたのに対し、より複雑な配置法を適用している。

このような複雑な形式で、多数の建築を配置し、また境内に多くの敷石道を設けて、各建物を順次見て歩くことができるようになってきているのは、桃山時代における城郭建築や回遊式庭園の造営での多くの経験が生かされたのではないかと考えられる。

イ. 大猷院霊廟の配置形式

大猷院の建築の配置や様式は、全体的には東照宮を手本にして、それを簡略化したものであるが、部分部分にはかなり大きな相違がある。最も大きな相違は本殿の形式で、その全体の形は、本殿と拝殿を相の間で繋いだ一種の「石の間づくり」（権現づくり）であるが、本殿が唐様仏殿（禅宗寺院の仏殿に一般的に用いられる）の形式であること、相の間で床の低い石の間でなく拝殿と同じ床高であることは、東照宮のような神社建築の「石の間づくり」と趣を異にしている。人によってはこれを「相の間づくり」と呼ぶことがある。

この三つの建築は、本来仏式の葬礼を行うためのもので、またそれ故にこのような形式がとられたわけであるが、本殿・拝殿という一般に神社建築に適用される名称が古くから用いられており、以下でもそれに従うことにする。

大猷院廟の配置は、東照宮のそれに比較すると、長い軸線に沿ってその左右に建築を並べて、つぎつぎに変化するその景観を見せることに主眼が置かれており、一方、左右の空間的な拡がりが少ない。たとえば、廻廊は正面側のみが造られ、左右と背後は省略されている。透塀の内側と外側に東照宮にはなかった敷石道が設けられ、本殿や拝殿を側面から十分に鑑賞できるようになっている。

また東照宮の配置で重要な役目を果たしていた広場的な空間は、大猷院廟では姿を消している。表門前の千人枳形は、設けられておらず、また東照宮では広場的な空間に面して堂々と建てられていた神庫は、大猷院廟では脇の方に追いやられている。そのような表現に代わって、大猷院廟では長い石段を上ってゆくと、突然に夜叉門や鐘楼・鼓楼が現れてくるような効果が工夫され、また水盤舎の後方には築山が造られて、その周辺は庭園のような雰囲気を持つようにされている。

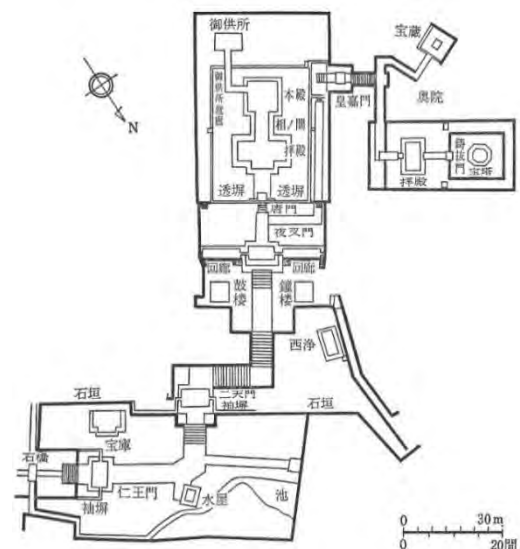


図 2-35 : 大猷院霊廟配置図
 (『日光市史 中巻』より転載)

以上のように、大猷院では、配置、構造部分の様式、装飾の全体にわたって、東照宮の豪華さや力強さよりも、むしろ繊細で技巧的な工夫が目立っている。このような変化は、桃山時代から江戸時代中期への建築界の動きの特色を反映し、大猷院廟はそれを特に明らかに示している例と考えられる。

②山内の地割や景観の変遷

山内の地割や景観について、古図に描かれた各時代の山内の建造物や道、山林の状況を基に、その変遷や特徴を整理する。

ア. 東照社創建以前（中世）の山内

元和の東照社創建前の日光山内の様子がわかる古図として、中世の日光山を描いたとされる「日光二荒山之図」（東京国立博物館所蔵、図 2-36）があげられる。三幅対の本図は江戸時代末期の模本であるが、東照社創建前の姿が描かれており、原本の作成年代は中世末とされる。

本図には、右幅の下（南）に神橋、本宮、四本龍寺などがあり、稻荷川の上（北）に滝尾社が描かれている。中幅には中央の参道の先に鳥居があり、鳥居背面に常行堂・法華堂が描かれている。その左には三仏堂があり、左幅につづいて新宮がある。さらにその上端には中禅寺湖や中禅寺が描かれている。

中幅には、恒例山の麓（南）に、金堂である三仏堂、僧徒の修行の場である常行堂、法華堂が描かれており、左につづく新宮と合わせて、三幅の中央に描かれたこれら建物一帯が、中世の日光山の中心地帯であったことがうかがえる。

本図は日光山一帯を鳥瞰で描いた図であるため、具体的な地割は確認できないが、山林の中に堂塔が点在する当時の山内の景観の様子をうかがい知ることができる。また、神橋を渡り、大谷川に沿って坂を登り、右に折れて幅員が広がった道の先に鳥居がある参道の描写は、現在の参道の構成と共通するため、当時の参道が現在と同様の配置であったことを思わせる。

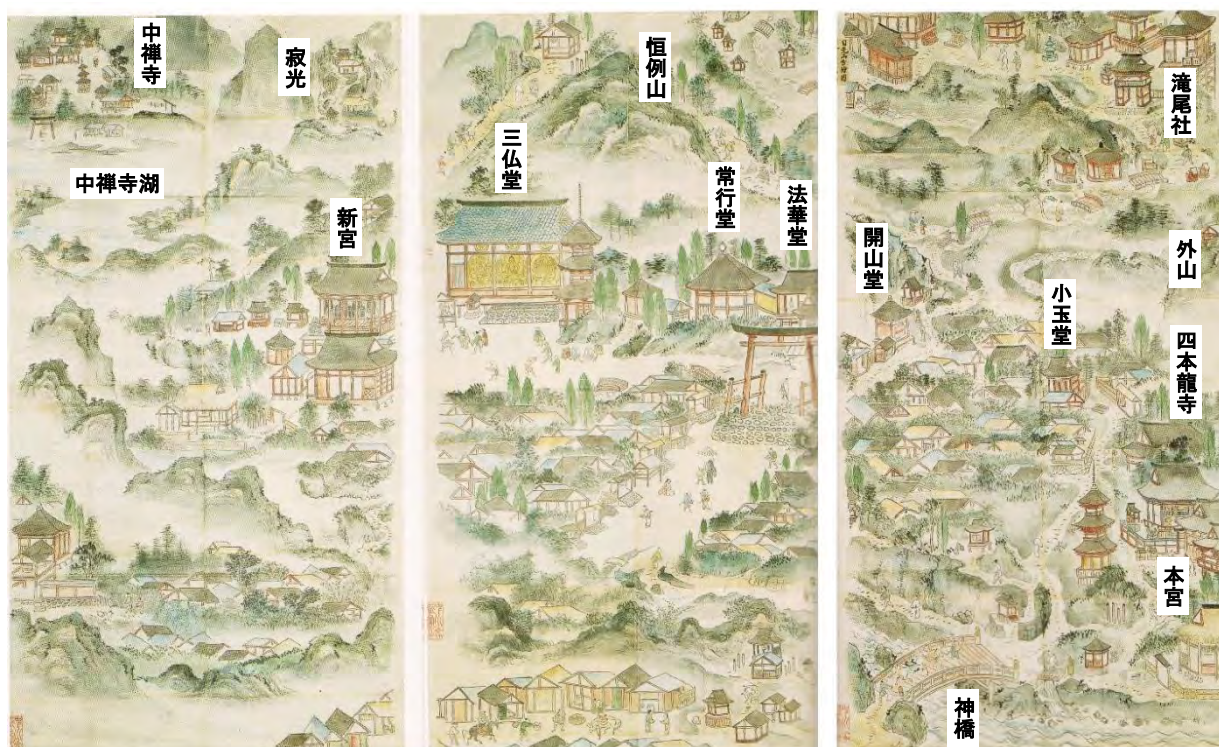


図 2-36 : 日光二荒山之図（模本 東京国立博物館所蔵）

（東京国立博物館研究情報アーカイブズ提供の図に堂塔名称の追記、加工等をして作成）

イ. 元和の東照社創建後の山内

元和の東照社創建（元和3年(1617)）後の日光山内の様子がわかる古図として、寛永初年頃（1624年頃）に作成された「日光山古図」（図2-37）があげられる。本図の原本は所在不明であるが、日光東照宮に写しが残されている。

本図の上下（南北）方向の参道の上（北）、恒例山の麓に東照社が、山腹に奥院が描かれている。参道上の鳥居は白く描かれており、現在残る石鳥居（元和4年(1618)創建）であると思われる。石鳥居と東照社の社殿の間には現在の表門や左右の石垣はなく、社殿に向かって上がっていく道が描かれている。現在の陽明門の位置には小規模な楼門が建ち、その左右の大きな石垣や、前方の中段にある鐘楼や鼓楼も描かれていない。このように、本図からは、元和創建の東照社は、現在の東照宮に比べて堂塔の数も少なかったことがわかる。

本図に描かれた、本宮、滝尾、法華堂、常行堂、三仏堂、新宮などは、中世の日光二荒山之図（図2-36）に描かれた建物と同じ位置関係にある。なお、神橋については、本図の右下部分が破損しているため確認できない。

本図は日光山内を鳥瞰で描いた図であるが、山内の道も描かれており、堂塔の位置関係などについても当時の状況を読み取ることができる。神橋の具体的な位置は図の破損で確認できないものの、大谷川と参道の関係から、神橋から東照社に向かう参道と奥院及び東照社と恒例山の山頂との位置関係は、東照宮となった現在と同じことが確認できる。

また、恒例山や山腹、山麓の堂塔周りには、針葉樹が堂塔を取り囲むように強調して描かれており、現在と同様に杉林を背景に斜面地に建造物群が展開する景観が当時から形成されていたことがうかがえる。



図2-37：日光山古図（部分）（寛永初年頃(1624年頃)）（日光東照宮所蔵）

（堂塔名称の追記、加工等をして作成）

ウ. 寛永の東照社造替と承応の大猷院霊廟創建後の山内

日光山内では、寛永 11～13 年 (1634～1636) の東照社 (東照宮) の大造替後、承応 2 年 (1653) に大猷院霊廟が造営され、日光山は、徳川政権の守護としての存在が確立された。

東照宮造替と大猷院霊廟造営後の日光山内の様子がわかる古図として、江戸時代に作成されたとされる「日光山総絵図」(図 2-38) を参考に当時の状況を確認する。

本図は、日光山内を平面的に描いており、東照宮、大猷院霊廟、新宮、慈眼堂、法華堂、常行堂、三仏堂、本宮等の主要な堂塔や、稲荷川と大谷川に沿って建ち並ぶ各院や坊などの地割の状況を確認することができる。

山内の道も平面的に描かれているため、現況と比較することができる。寛永の造営前の状況を描いた「日光山古図」と比べると、東照社参道の石鳥居付近から新宮に向かう道は確認できない(「日光山古図」にはルートを示すと考えられる赤線が引かれているため 1 本の道はあったと思われる)が、本図では、新宮に向かう現在の「上新道」と大猷院霊廟に向かう参道として新設された「新道」の 2 本の参道が確認できる。現在の山内の道路は、江戸時代の大猷院霊廟造営後から大きく変化していないことがわかる。

また、恒例山や山腹、山麓の堂塔周り、参道沿いには、「日光山古図」(図 2-37)と同様に針葉樹が堂塔を取り囲むように強調して描かれている。



図 2-38 : 日光山総絵図 (部分) (江戸時代) (日光市教育委員会所蔵)

エ. 近代

日光山は、神仏分離により、二荒山神社、東照宮、満願寺（輪王寺）の二社一寺に分離され、これに伴い三仏堂の解体、移築等、幾つか堂塔も移動したが、日光山内の基本的な地割は大きな変化はなかった。

日光山については、江戸時代から参詣者のための案内書が刊行されていたが、明治時代以降も多くの観光案内書や案内絵図が刊行された。日光の案内絵図には、中央の二荒山神社の左右に東照宮と大猷院霊廟を大きく配置し、その周囲に日光山全体を納める構図が多い（図 2-39、図 2-40）。



図 2-39 : 日光山全図（明治 19 年(1886)）（日光市立図書館所蔵）



図 2-40 : 日光山真図 睡猫図（明治 30 年(1897)）（日光市立図書館所蔵）

(3) 歴史的建造物の造営

史跡日光山内には、二社一寺に関わる歴史的建造物が多数所在する。以下に、二社一寺の歴史的建造物の造営の歴史について概術する。

①二荒山神社

二荒山神社は、日光の山岳信仰の中心として崇拝されてきた神社である。

社伝によれば、嘉祥3年(850)には、現在の東照宮鐘楼付近に社殿が移転され、新宮と呼ばれ、現在の本宮神社付近にも本宮の社殿が構えられ、滝尾の三社を合わせて、日光三社と呼ばれた。中世には、日光の山岳信仰が隆盛となり、社殿も多数造営された。また、文明8年(1476)には、山内に松や杉が植えられ、現在は老樹となり自然的景観を形成している。

元和5年(1619)には、東照社の造営に伴い、徳川幕府によって、本殿が造営され、その後、諸社殿が同様に造営された。また、造営以来、適切な修理や維持管理が行われ、今日に至っている。

本殿など23件が重要文化財に指定されている。

そのほかに未指定文化財の歴史的建造物として以下のものがあげられる。

北野神社：梅鉢紋のある石標を背にした小さな祠で、学問の神、菅原道真を祀る。寛文元年(1661)、筑紫安楽寺の大鳥居信幽が勧請したものである。

滝尾稲荷神社：滝尾神社の境内に鎮座する神社で、弘仁11年(820)に弘法大師が滝尾神社とともに稲荷神社も創建したとされる。昭和41年(1966)9月に台風で流出したため、昭和43年(1968)に巴会により再建された。

二荒山神社楼門、二荒山神社神門：上新道の境内東側(楼門)と正面の大鳥居を入った場所(神門)に位置する入母屋造の門で、いずれも勝道上人の男体山登頂1200年を記念して、昭和53年(1978)に建立された。

②東照宮

東照宮は、徳川初代将軍家康を祀る神社として、元和3年(1617)に創建されたのが始まりで、現在の主要な社殿は、三代将軍家光によって、寛永13年(1636)に造営されたものである。

東照宮の建築では、本殿に拝殿を石の間で連結した「権現造」様式や彫刻、彩色等の建築装飾等、近世的建築技術が確立されるとともに、建物の配置法と彩色や形態に優れた工夫が行われている。これらは、当時の第一級の技術者によって造営された。

造営以来、修理に当たっては、従前の形式と技法を踏襲しながら行われた。しかし、度重なる修理のうちに、その時代の流行や工法により技法を変更したり、文様、主題を改めることも起こり得たため、宝暦3年(1753)に装飾の形式、技法の変更を防ぐための「結構書」が作成され、その後の修理における仕様、配色などの基準とした。その後、適切な修理や維持管理が行われ、今日に至っている。

本殿・石の間及び拝殿、正面及び背面唐門、東西透塀、陽明門及び東西廻廊の5件8棟が国宝に、そのほか34件が重要文化財に指定されている。

そのほかに未指定文化財の歴史的建造物として以下のものがあげられる。

黒門(東照宮 防災道路側・客殿側)：銅神庫(重要文化財)の西側(客殿側)と南側(防災道路側)に位置する黒塗の門。

③輪王寺

輪王寺は、8世紀末、日光開山の勝道が創建した四本竜寺に起源をもつ。寺伝では四本竜寺の創建は、天平神護2年(766)で、以後は満願寺、光明院などと名称を変え輪王寺と変遷した。

古代の満願寺は、日光山の中心となる寺院として発展し、鎌倉時代には、鎌倉幕府の尊崇を受け、さらに、室町時代には、一時衰微したが、一般の崇拜は絶えることなく信仰を集めた。

その後、桃山時代に豊臣秀吉に反して寺は衰退したが、江戸時代初期に、東照宮の造営に伴い、仏教の堂宇も造営された。また、承応2年(1653)には、徳川家光の霊廟である大猷院霊廟が造営され、龍光院がその別当となり、徳川幕府の保護を受けた。

大猷院霊廟は、当時の第一級の技術者によって造営され、彫刻、彩色等の建築装飾の技法が完成されるとともに、建物の配置法と彩色や形態に優れた工夫が行われている。

明治4年(1871)に神仏分離令が実施され、満願寺(輪王寺)と二荒山神社、東照宮に分離された。これに伴い、本堂(三仏堂)と相輪櫓が現在地へ移転した。

造営以来、修理に当たっては、貞享4年(1687)に作成された全体の配置図、各建物の平面図、立面図や宝暦3年(1753)に作成された「結構書」などにより、以前の形式と技法を踏襲しながら、適切な修理及び維持管理が行われ、今日に至っている。

大猷院霊廟本殿、相の間、拝殿(合1棟)が国宝に、そのほか37件が重要文化財に指定されている。

そのほかに未指定文化財の歴史的建造物として以下のものがあげられる。

輪王寺鐘楼：輪王寺本堂(三仏堂)の南西側にある鐘楼。天保3年(1832)鑄造。以前は東照宮の御仮殿にあったものを、明治時代に神仏分離により現在地に移設した。

稲荷社：輪王寺の護摩堂に隣接して鎮座する神社。鎌倉時代中期に別当弁覚が創建した光明院の鎮守として建立された稲荷社で、古くから日光山の五大稲荷の一つとして、学業成就・家業繁栄の守護神として信仰されている。光明院は、明治時代の神仏分離の混乱の際に焼失した。

御物見：輪王寺の表門である黒門の南側に位置し、かつて日光山の門主であった輪王寺宮が、二荒山神社や東照宮の神様を祀る「神輿」を拝むために造られた建物。現在も二荒山神社の大祭「弥生祭」や、東照宮の「千人武者行列」が行われる際には、輪王寺の門主が御物見に座り、その前を渡御して行く神輿を拝む。

深沙王堂：神橋の北岸、国道沿いの太郎杉の脇に鎮座し、「深沙大王」(蛇王権現)が祀られる堂で、勝道上人によって建立されたとされる。現在の社殿は、昭和53年(1978)に再建された。

深沙王は「毘沙門天」の化身であり、勝道上人一行が大谷川を渡れないでいる時に、二匹の蛇を放って一行を助けたということが伝説「山菅の蛇橋」に残っている。

(4) 調査・研究

①発掘調査

史跡指定地内では、昭和40年(1965)から令和6年(2024)にかけて発掘調査(学術調査)や試掘調査を実施しており、中世の礫石経や燈明皿、近代以降の磁器や水溜石積等が検出されている。

表2-12：史跡指定地内の発掘調査一覧

番号	調査年	内容	実施主体	調査場所	調査規模	検出物
1	昭和40年(1965)	発掘調査(学術調査)	二荒山神社	二荒山神社社務所北側	—	礫石経、土壙
2	昭和49年(1974)	発掘調査(学術調査)	二荒山神社	滝尾神社境内地	トレンチ8箇所	石垣、土師器、土師系坏、燈明皿、古銭、神殿廃材、銅金具、釘、かすがい等
3	平成11年(1999)	発掘調査	日光市教育委員会	輪王寺大猷院番所	トレンチ2箇所	石垣
4	平成24年(2012)	発掘調査(学術調査)	日光市教育委員会	東照宮武徳殿前	トレンチ7箇所	切土、盛土、明治時代以降の磁器
5	平成26年(2014)	発掘調査及びボーリング調査(学術調査)	日光市教育委員会	日光社寺文化財保存会敷地	トレンチ7箇所 ボーリング4箇所	
6	平成27年(2015)	発掘調査(学術調査)	日光市教育委員会	輪王寺境内地	トレンチ8箇所	参道基礎、水溜木柀、水溜石積、井戸(推定)
7	平成30年(2018)	発掘調査	日光市教育委員会	神橋前境内地	トレンチ4箇所	
8	令和6年(2024)	試掘調査	日光市教育委員会	輪王寺大猷院番所	トレンチ4箇所	

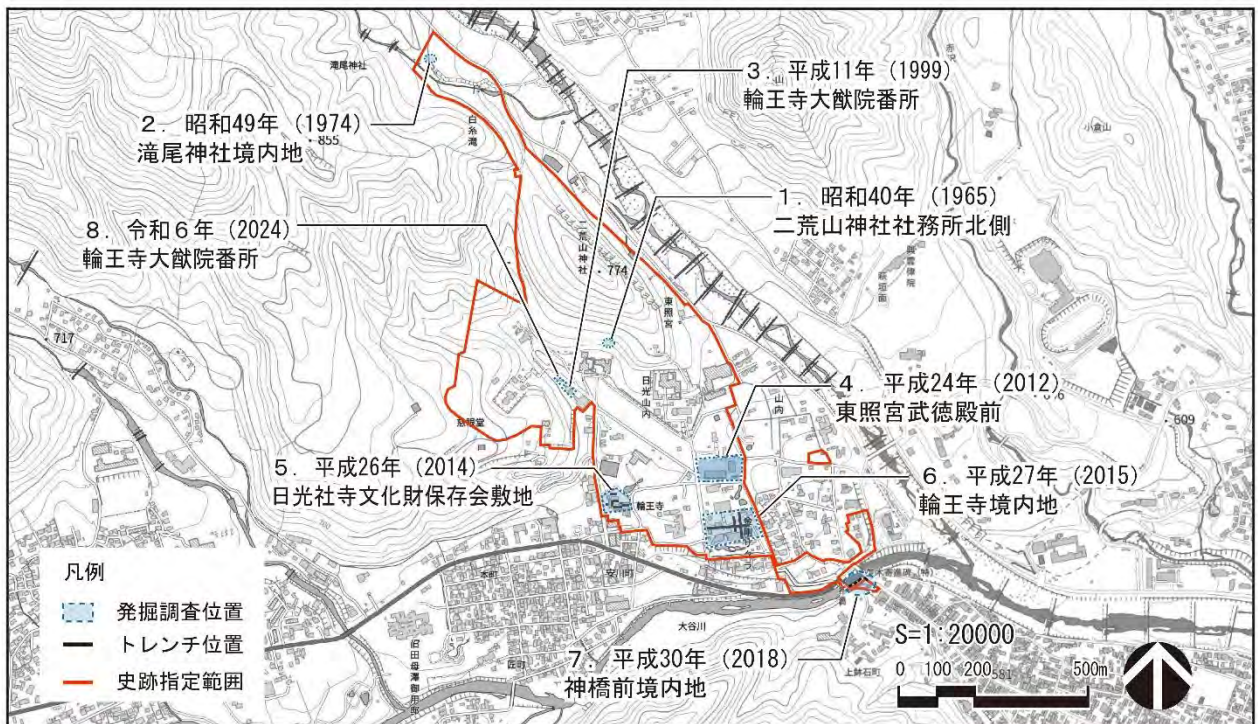


図2-41：史跡指定地内の発掘調査位置

②石垣調査

指定地内及び周辺では、以前から石垣の経年劣化が確認されており、損傷状態を把握するため、平成 25 年度（2013）まで日光社寺文化財保存会が調査を実施していた。平成 25 年度（2013）からは、整備活用計画に基づき、保存会の測量データを引き継ぐ形で、市において石垣調査を開始した。

ア. 日光社寺文化財保存会の測量データへの補足調査

平成 25 年度（2013）、指定地内の石垣（特に参拝者通路に面した場所）の危険度判定調査を行い、危険箇所を改めて抽出した。大猷院裏手西側石垣については、保存会の測量データが欠損していたが、危険度判定調査の結果危険度が低いと判明したため、平成 27 年度（2015）に簡易な写真測量を実施しデータを補充した。

イ. 石垣カルテの作成

平成 28 年度（2016）には、これまでに収集した保存会及び市のデータを整理し、データベースを作成した。平成 30 年度（2018）には、データベースに撮影調査の結果を追加し、紙資料の石垣台帳として整理した。

令和元年度（2019）には、指定地内及び周辺の石垣を A～T の 20 区画に分け、個別の番号を付し、それぞれの積み方や危険度等について記載した石垣カルテを作成し、石垣台帳に追加した。危険度は、崩落危険度と周辺危険度（人的被害や景観上の被害）を 3 段階で評価し、危険度が高いものから A、B 1、B 2、B 3、C、D の 6 段階で分類した。石垣カルテの情報は、二荒山神社、東照宮、輪王寺、保存会、日光市で共有している。

表2-13：石垣の崩落危険度

a1	ズレや抜け、亀裂やハラミ等の単独または複数の要素が組み合わさって変形が著しく、石垣の崩落の起因となる場合
a2	現状ではズレや抜け、亀裂やハラミ等の変形量はそれほど大きくは無いが、地震、豪雨、風圧や地盤状況、水位の変動による築石の移動等によって将来的に石垣の崩落が危惧される場合
a3	ズレや抜け、亀裂やハラミ等の変形量がほとんど見られない場合

表2-14：石垣の周辺危険度

b1	現在あるいは将来的、石垣の崩壊による直接的な施設の損傷や人災の発生、景観上の阻害が甚大であると考えられる場合
b2	現在あるいは将来的、石垣の崩壊による直接的な施設の損傷や人災の発生、景観上の阻害が発生すると考えられる場合
b3	現在及び将来にわたって、石垣の崩落によって施設の損傷や人災、景観阻害がほとんどないと考えられる場合

表2-15：崩落危険度と周辺危険度を組み合わせた石垣の危険度

	a1	a2	a3
b1	危険度A 現状で崩落の危険性があり、利用上の危険性も高い場合	危険度B2 将来的に崩落が危惧され、利用上の危険性が高い場合	危険度D 利用状況に係わらず崩落の危険性が低い場合
b2	危険度B1 現状で崩落の危険性はあるが、利用上の危険性は低い場合	危険度B3 将来的に崩落が危惧されるが、利用上の危険性は低い場合	
b3	危険度C 崩落の危険性や危惧はあるものの、利用上の危険性がほとんどない場合		

個別石垣カード		ID	1	台帳番号	A-01	枚番号	01
更新日		2020/3/26					
立地地区 二荒山神社別宮本宮神社地内南部斜面地							
延長		29.1 m					
地盤	土	平面形	直線				
地形	斜面	隅角部右	すり付	隅角右段数	2		
積み方	乱積	隅角部左	出隅	隅角左段数	3		
石垣加工	野面	反りの有無	無				
間詰め	少	変形度	ハツミ(小)				
崩落危険性	a2	危険度評価	B3				
周辺危険性	b2						





図 2-42 : 石垣カルテの例

ウ. 変動調査



令和 2 年度 (2020) 以降は、石垣カルテを基に、危険度評価の高い石垣を中心に、変動調査や写真撮影調査等を実施している。

変動調査には、伸縮ゲージやクラックディスクを使用している。伸縮ゲージやクラックディスクを使用する際は、ひび割れや変動が予想される箇所をまたぐ形で設置、接着剤で固定し、距離を測定する。任意の日数が経過した後、再度測定し、最初に測定した数値との差が変動量となる。

令和 2 年度 (2020) から令和 5 年度 (2023) までの調査では 65 箇所を調査し、そのうち変動が確認されたのは 47 箇所、目立つ変動がなかったのは 18 箇所だった。

石垣カルテは、調査を実施した結果を踏まえ、危険度や変形度を都度加除修正している。

表 2-16 : 石垣の変動調査に用いる器具の概要等

名称	概要	写真
伸縮ゲージ	アクリルプラスチック製の器具で、伸縮があった際に目盛で数値を読み取り変動量を計測する。	
クラックディスク	ビス状の器具で、伸縮があった際にノギスを用いて変動量を計測する。伸縮ゲージが設置出来ない場所等で使用する。	



危険度評価 凡例

- A (現状で崩落の危険性があり、利用上の危険性も高い)
- B1 (現状で崩落の危険性はあるが、利用上の危険性は低い)
- B2 (将来的に崩落が危惧され、利用上の危険性が高い)
- B3 (将来的に崩落が危惧されるが、利用上の危険性は低い)
- C (崩落の危険性や危惧はあるものの、利用上の危険性がほとんどない)
- D (利用状況に係わらず崩落の危険性が低い)
- 史跡指定範囲

図 2-43 : 石垣危険度評価の調査箇所

(平成 30 年度に作成された石垣の全体図及び令和元年度の危険度評価を基に作成)

5. 社会的環境

(1) 土地所有

史跡指定地は、日光市、二荒山神社、東照宮、輪王寺、照尊院が所有している。日光市の所有地は22,724.01 m² (1筆)、社寺の所有地は一部共有地を含めて485,590.92 m² (35筆) で、合計508,314.93 m²である。

表2-17：史跡指定地内の土地所有関係

所有者氏名	所有する土地の所在	地目	面積(m ²) ⁶⁷
二荒山神社	日光市山内 2270-1	境内地	※10,513.20
	〃 2302-1	宅地	6,714.04
	〃 2307	境内地	33,464.97
	〃 2308	境内地	80,546.80
	〃 2311	境内地	10,224.58
	〃 2313-1	境内地	※9,496.28
	〃 2317	境内地	※6,209.58
	〃 2384	境内地	※5,343.55
	日光市上鉢石町 1112-1	原野	115.00
	〃 1113-1	原野	208.00
〃 1113-2	原野	102.00	
小計	11筆		162,938.00
東照宮	日光市山内 2301	境内地	48,757.47
	〃 2301-2	境内地	76,823.19
	〃 2324	宅地	1,011.57
	〃 2378-1	境内地	1,605.09
	〃 2378-2	境内地	586.44
〃 2379	境内地	7,049.24	
小計	6筆		135,833.00
輪王寺	日光市山内 2281-4	宅地	184.32
	〃 2300	境内地	25,511.23
	〃 2303	境内地	※1,621.19
	〃 2304-1	境内地	※4,504.37
	〃 2305	境内地	4,482.64
	〃 2306	境内地	22,298.41
	〃 2309	境内地	451.83
	〃 2312	境内地	3,233.38
	〃 2318	境内地	3,136.82
	〃 2338	境内地	1,289.78
	〃 2383-1	境内地	※986.22
	日光市安川町 2271	境内地	702.87
〃 2272	境内地	64,615.89	
小計	13筆		133,018.95
二荒山神社、東照宮、輪王寺	日光市山内 2281-1	境内地	20,171.99
	〃 2281-3	宅地	29,804.95
	〃 2302-2	宅地	3,395.03
小計	3筆		53,371.97
照尊院	日光市山内 2306-2	芝地	218.00
	〃 2306-3	公衆用道路	211.00
小計	2筆		429.00
日光市	日光市山内 2281-2	宅地	1,535.33
	指定地域内に介在する道路及び水路 ⁶⁸		※21,188.68
小計	1筆		※22,724.01
合計			※508,314.93

⁶⁷ ※は実測面積、※がついていないものは公簿面積。

⁶⁸ 「指定地域内に介在する道路及び水路」の面積21,188.68 m²は、保存管理計画に示された実測面積508,314.93 m²から公簿面積487,126.25 m²を引いた数としている。

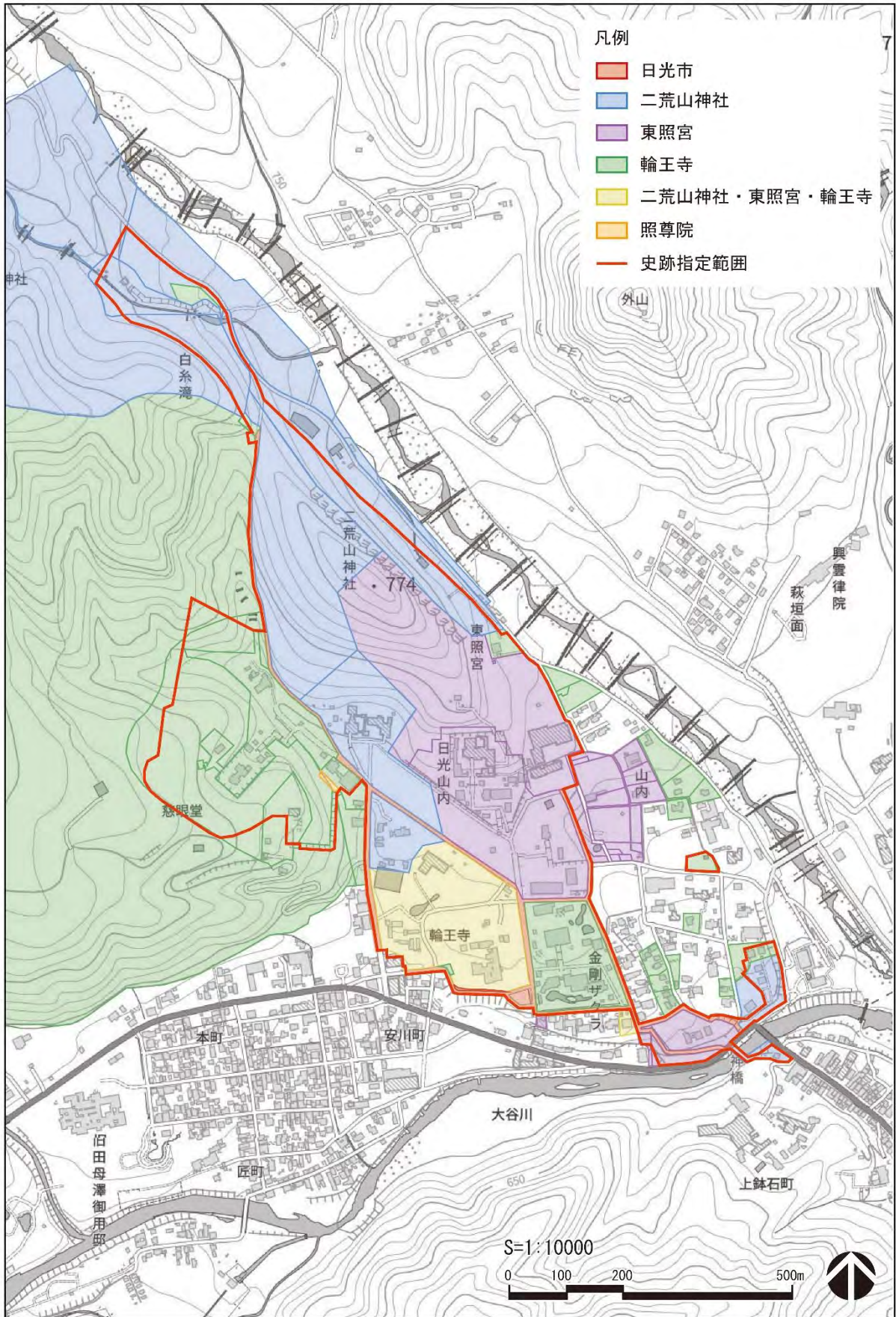


図 2-44 : 史跡指定地内の土地所有図⁶⁹

⁶⁹ 世界遺産推薦時の書類等を基に作成しており、所有地の境界線は厳密なものではない。

(2) 管理

①史跡指定地の管理体制

史跡日光山内の管理団体は日光市であり、史跡指定地内の土地や建物は基本的に二社一寺が管理している。また、インフラ（水道、電気）や防災・防犯設備等は、二社一寺が共同で設立した日光社寺文化財保存会や事務所が管理している。

表2-18：史跡指定地内の管理体制

組織	管理内容
日光市	所有地の管理、所有地内の建物の管理、下水道の管理
二荒山神社	所有地の管理、所有地内の建物の管理
東照宮	所有地の管理、所有地内の建物(本地堂・経蔵以外)の管理
輪王寺	所有地の管理、所有地内の建物の管理
公益財団法人 日光社寺文化財保存会	本地堂・経蔵の管理、保存会関連施設(事務所棟、作業棟等)の管理、建造物の防犯設備の管理
日光社寺共同事務所	外部の防犯カメラの管理
日光社寺水道事務所	上水道設備の管理
日光社寺電気事務所	電気設備の管理
日光社寺営林事務所	二社一寺の所有地の山林の管理
環境省 日光国立公園管理事務所	日光国立公園指定区域の管理
国土交通省 関東地方整備局 日光砂防事務所	砂防指定地の管理

②経過観察

ア. 窒素酸化物の濃度

世界遺産の資産へ影響を与える諸要素としての大気汚染、酸性霧雨等の環境問題に対して定期的な点検を実施するため、平成20年(2008)2月以降、年に3回、日光ユネスコ協会に依頼し、窒素酸化物の調査を行っている。調査では現在、指定地内外の建物等33箇所(二社一寺の建造物や公民館等の公共施設)付近に窒素酸化物の測定用カプセルを設置し、境内や道沿いのデータを採取し、濃度を測定、評価している。

イ. 雨量、温湿度、風速

世界遺産の保存管理状況について、環境問題による影響に対する定期的なモニタリングの実施が義務化されているため、登録後の平成11年(1999)以降、独立行政法人国立文化財機構東京文化財研究所の指導・助言のもと、雨量、温湿度、風速の調査を開始した。現在では年に4回、指定地内外の8箇所に設置された雨量計、温湿度計、風速計から気象データ採取の調査を実施している。

ウ. 石垣の変動

経年劣化、損傷した指定地内の石垣の状態を把握するため、令和2年度以降、市で変動調査を行っている。調査では、危険度評価を整理した石垣カルテに基づき、伸縮ゲージ等を使用して石垣の変動量を測定している。

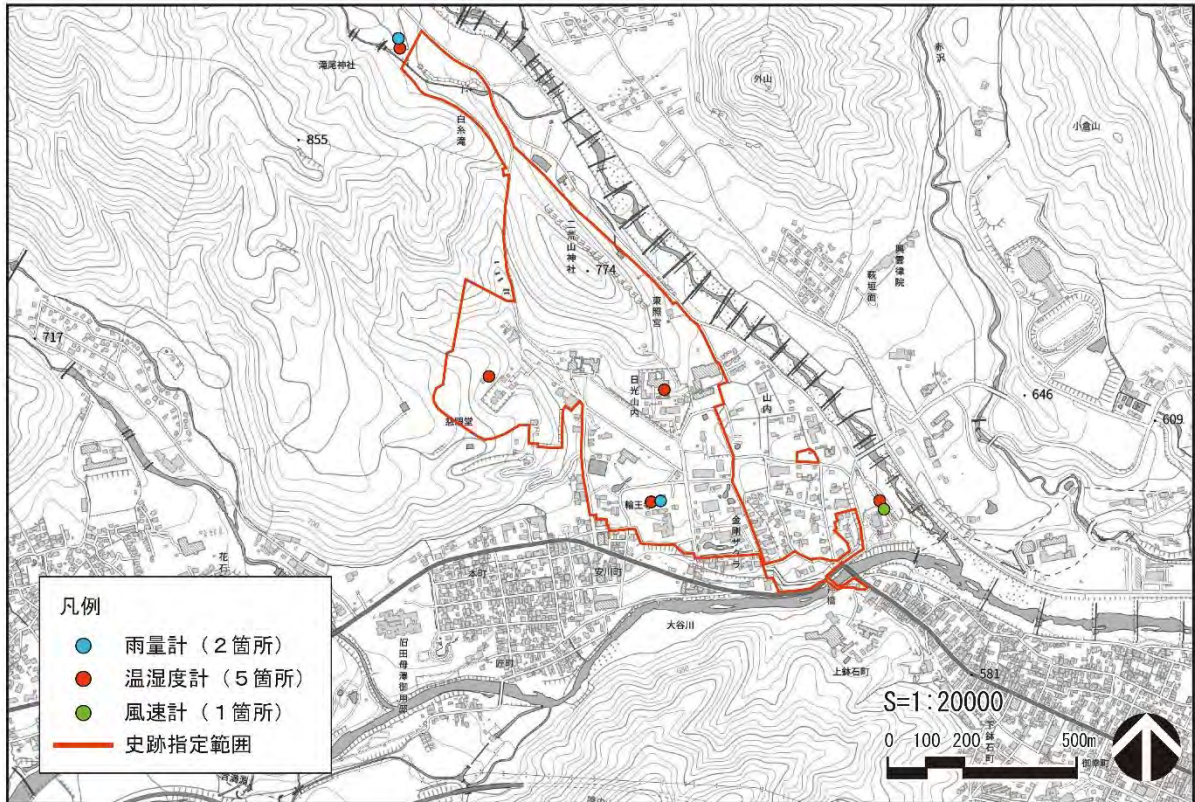


図 2-45：史跡指定地内の気象観測機器設置箇所（雨量、温湿度、風速）

③防災・防犯

ア. 建造物の対策

二社一寺と日光社寺文化財保存会では、所有している建造物に対して防災・防犯関連の設備を整備している。主な整備は平成 12 年度（2000）～17 年度（2005）の総合防災整備事業によって実施し、その後の状況把握により更なる整備の必要性があると判断された部分について、防災事業計画を策定し追加の整備を行った。

これまでに二社一寺と保存会が実施した防災・防犯関連の整備事業は、以下のとおりである。

表 2-19：二荒山神社の防災・防犯関連整備事業（整備対象：本殿ほか18棟）

設備の区分	竣工年度	事業内容
自動火災報知設備	平成17年度 (2005)	<ul style="list-style-type: none"> 受信機、感知器、総合盤等機器類の取替え 電路配線の全敷設直し 不良空気管の張替え 弱電用避雷設備の設置
	令和5年度 (2023)	<ul style="list-style-type: none"> [神輿舎及び朋友神社] 炎感知器の整備
消火設備	平成17年度 (2005)	<ul style="list-style-type: none"> 消火設備用配管の全布設直し 各種消火栓・放水銃の設置 [滝尾神社] 電動ポンプ設備の全改修(遠隔操作)
	令和3年度 (2021)	<ul style="list-style-type: none"> 放水銃の凍結防止排水弁改善補修

設備の区分	竣工年度	事業内容
消火設備	令和3年度 (2021)	・[滝尾神社]電動ポンプの遠隔操作盤取替え
防犯設備	平成17年度 (2005)	・[本社拝殿周囲・神橋]侵入警戒人感センサーの設置
監視カメラ設備	平成17年度 (2005)	・カメラの設置 ・監視用パソコン、同モニター、録画装置の整備 ・通信ケーブルの敷設
	令和5年度 (2023)	・既設監視カメラ設備の取替え改修
避雷設備	平成17年度 (2005)	・建造物及び樹木の導帯、引下げ銅線、振止め金具等の取付直し
その他	平成17年度 (2005)	・主貯水槽の緊急遮断弁設置 ・貯水槽内の堆積土砂浚渫清掃 ・導水管路の布設直し ・水路制水ゲートの設置
	令和3年度 (2021)	・感震機能付きブレーカーの整備

表2-20：東照宮の防災・防犯関連整備事業（整備対象：本殿、石の間及び拝殿ほか35棟）

設備の区分	竣工年度	事業内容
自動火災報知設備	平成17年度 (2005)	・受信機、感知器、総合盤等機器類の取替え ・電路配線の全敷設直し ・不良空気の張替え ・弱電用避雷設備の設置
	令和2年度 (2020)	・[水屋・奥社銅神庫]自動火災報知設備(空気の管)の新規設置
消火設備	平成17年度 (2005)	・消火設備用配管の全布設直し ・各種消火栓・放水銃の設置 ・ドレンチャー設備噴水装置の取替え等 ・電動ポンプの設備改修
	令和2年度 (2020)	・放水銃・消火栓の凍結防止排水弁改善補修
防犯設備	—	—
監視カメラ設備	平成21年度 (2009)	・カメラの取替え ・赤外線投光器の設置 ・監視用パソコン、同モニター、録画装置の取替え ・通信ケーブルの敷設直し
避雷設備	平成17年度 (2005)	・建造物及び樹木の導帯、引下げ銅線、振止め金具等の取付直し ・ボーリング接地極の補足
その他	平成17年度 (2005)	・主貯水槽の緊急遮断弁設置 ・貯水槽内の堆積土砂浚渫清掃 ・導水管路の布設直し ・水路制水ゲートの設置
	令和2年度 (2020)	・感震機能付きブレーカーの整備

表2-21：輪王寺の防災・防犯関連整備事業（整備対象：本堂（三仏堂）ほか36棟）

設備の区分	竣工年度	事業内容
自動火災報知設備	平成17年度 (2005)	・受信機、感知器、総合盤等機器類の取替え ・電路配線の全敷設直し ・不良空気の張替え ・弱電用避雷設備の設置
	令和2年度 (2020)	・[大猷院霊廟水屋・同銅包宝蔵]空気の新規設置 ・[大猷院霊廟夜叉門]空気の漏れ毀損による張替え
消火設備	平成17年度 (2005)	・消火設備用配管の全布設直し ・各種消火栓・放水銃の設置 ・本堂電動ポンプ設備の全改修
	令和3年度 (2021)	・[三重塔]炎感知器の整備
	令和2年度 (2020)	・放水銃・凍結防止排水弁の改善補修
防犯設備	—	—
監視カメラ設備	令和4年度 (2022)	・[三仏堂、四本龍寺、開山堂、児玉堂、大猷院霊廟、慈眼堂]カメラの新規整備
避雷設備	平成17年度 (2005)	・建造物及び樹木の導帯、引下げ銅線、振止め金具等の取付直し
その他	平成17年度 (2005)	・主貯水槽の緊急遮断弁設置 ・貯水槽内の堆積土砂浚渫清掃 ・導水管路の布設直し ・水路制水ゲートの設置
	令和2年度 (2020)	・感震機能付きブレーカーの整備

表2-22：日光社寺文化財保存会の防災・防犯関連整備事業（整備対象：東照宮本地堂、経蔵）

設備の区分	竣工年度	事業内容
自動火災報知設備	平成17年度 (2005)	・受信機、感知器、総合盤等機器類の取替え ・電路配線の全敷設直し ・不良空気の張替え ・弱電用避雷設備の設置
	令和3年度 (2021)	・[本地堂(薬師堂)]空気の漏れ毀損による外部2回線の張替え
消火設備	平成17年度 (2005)	・消火設備用配管の全布設直し ・各種消火栓、放水銃の設置 ※東照宮事業で整備
防犯設備	—	—
監視カメラ設備	—	—
避雷設備	平成17年度 (2005)	・建造物及び樹木の導帯、引下げ銅線、振止め金具等の取付直し
その他	令和3年度 (2021)	・感震機能付きブレーカーの整備

イ. 屋外の対策

建造物の屋外の防犯対策としては、日光社寺共同事務所が事務局となり防犯カメラが設置されている。防犯カメラは、平成 28 年度（2016）に表参道や下新道を中心に、平成 29 年度（2017）に日光橋の袂や指定地周辺の道を中心に、平成 30 年度（2018）に開山堂や慈眼堂等の中心部から離れた場所に設置され、その後は維持管理が行われている。

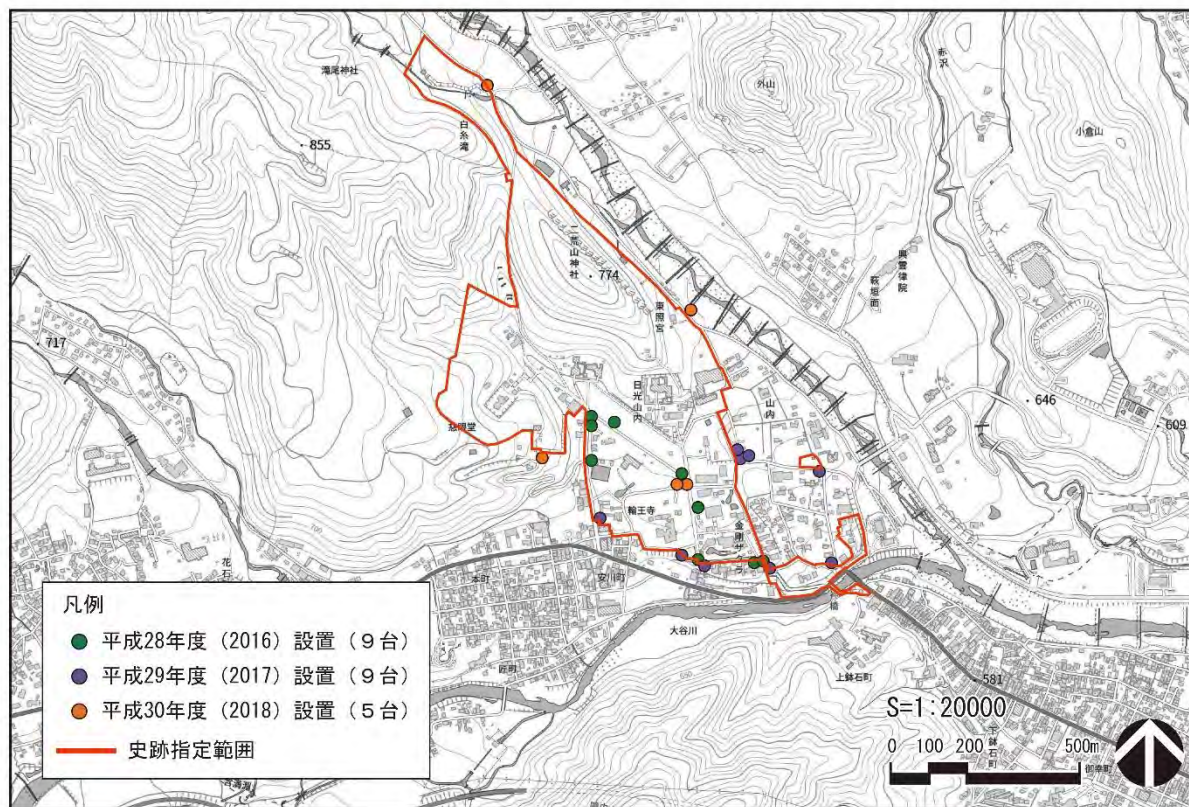


図 2-46：日光社寺共同事務所が設置した屋外の防犯カメラ位置

ウ. 防火訓練

二社一寺と保存会では、消防計画を策定し、日光社寺共同事務所、周辺自治会と共同し、自衛消防隊を組織している。消防隊は定期的に消火設備の操作等の訓練を実施しており、文化庁と消防庁が定める毎年 1 月 26 日の文化財防火デーには、二社一寺の持ち回りで防火訓練を行っている。

第 70 回となる令和 6 年（2024）は、東照宮仮御殿から出火したという想定の下、以下の参加者で役割分担し、訓練を行った。

表 2-23：令和 6 年日光二社一寺文化財防火訓練の参加者及び役割分担

参加者	人数	役割分担
東照宮	25名	火災発見、連絡、119番通報、初期消火、重要物品搬出、参拝者の避難誘導、放水(放水銃及び消火栓による放水実施)、指揮本部
輪王寺	27名	放水
二荒山神社	11名	放水
日光社寺共同事業所	13名	放水
日光社寺文化財保存会	6名	放水

参加者	人数	役割分担
山内工務班	5名	放水
区民班	3名	放水
社寺殿堂案内共同組合	8名	放水
日光消防団／本部及び第1、第2、第3分団	32名	指揮本部、放水訓練
日光消防署	34名	指揮本部及び演習全体統括、放水及び救出訓練、訓練講評
日光警察署	2名	交通整理
日光市教育委員会	2名	現場立会い

エ. 文化財パトロール

文化財保護法（昭和25年法律第214号）第191条の規定に基づき、知事が委嘱した栃木県文化財保護指導委員による文化財パトロールを実施している。栃木県文化財保護指導委員は、県内に在住し文化財保護に関心を有する者から、定数31人以内で任期を1年として委嘱される。

パトロールの対象は、国・県指定の建造物・史跡・名勝・天然記念物及び重要な埋蔵文化財包蔵地であり、日光山内では下表のとおりである。パトロールは年間計画に基づいて毎月1日以上（災害等による影響が想定される場合は随時）行い、文化財の滅失・毀損等の状況や、所有者等の管理状況を確認する。確認後は、異常の有無に関わらず、日光市教育委員会を經由して県に報告書を毎月提出する。

表2-24：日光山内における文化財パトロールの対象

名称	員数	所有者等	指定等
日光山内		日光市	国史跡
東照宮本殿、石の間及び拝殿	1棟	東照宮	国宝建造物
東照宮正面及び背面唐門	2棟	東照宮	国宝建造物
東照宮東西透塀	2棟	東照宮	国宝建造物
東照宮陽明門附旧天井板二枚	1棟	東照宮	国宝建造物
東照宮東西廻廊	2棟	東照宮	国宝建造物
輪王寺大猷院霊廟（本殿、相の間、拝殿）	3棟	輪王寺	国宝建造物
二荒山神社（別宮滝尾神社、別宮本宮神社、中宮祠を含む）のうち二荒山神社、別宮滝尾神社、別宮本宮神社		二荒山神社	国重要文化財建造物
二荒山神社（神輿舎・大国殿・末社朋友神社本殿・末社日枝神社本殿・別宮本宮神社拝殿・別宮本宮神社鳥居）	6棟	二荒山神社	国重要文化財建造物
東照宮（奥社、仮殿、御旅所を含む）	35棟	東照宮	国重要文化財建造物
東照宮奥社（唐門、鳥居）	2棟	東照宮	国重要文化財建造物
輪王寺（開山堂、常行堂、法華堂慈眼堂、児玉堂を含む）	13棟	輪王寺	国重要文化財建造物
輪王寺（護法天堂・観音堂・三重塔・大猷院霊廟別当所竜光院）	4棟	輪王寺	国重要文化財建造物
輪王寺大猷院霊廟	20棟	輪王寺	国重要文化財建造物
金剛桜		輪王寺	国天然記念物
輪王寺行者堂	1棟	輪王寺	県建造物
輪王寺観音堂（香車堂）	1棟	輪王寺	県建造物

(3) 法規制

史跡指定地内及び周辺の法規制等を以下に整理する。

なお、各法規制等の許可・申請等が必要な行為や諸手続きについては、資料編に整理した。

①自然公園法（国立公園）

指定地内及び周辺は、自然公園法に基づく国立公園の特別保護地区、第2種特別地域、第3種特別地域、普通地域に指定されており、自然環境の保全のため、工作物の高さや面積等が制限されている。

②森林法（保安林）

指定地内及び周辺は、森林法に基づく保安林に指定されており、森林の有する機能を十分に発揮するため、開発行為等が制限されている。

③砂防法（砂防指定地）

指定地内及び周辺は、砂防法に基づく砂防指定地に指定されており、治水上砂防のため、栃木県砂防指定地の管理等に関する条例（平成15年4月1日施行）によって工作物の新築、改築、除却等が制限されている。

④河川法（河川区域及び河川保全区域）

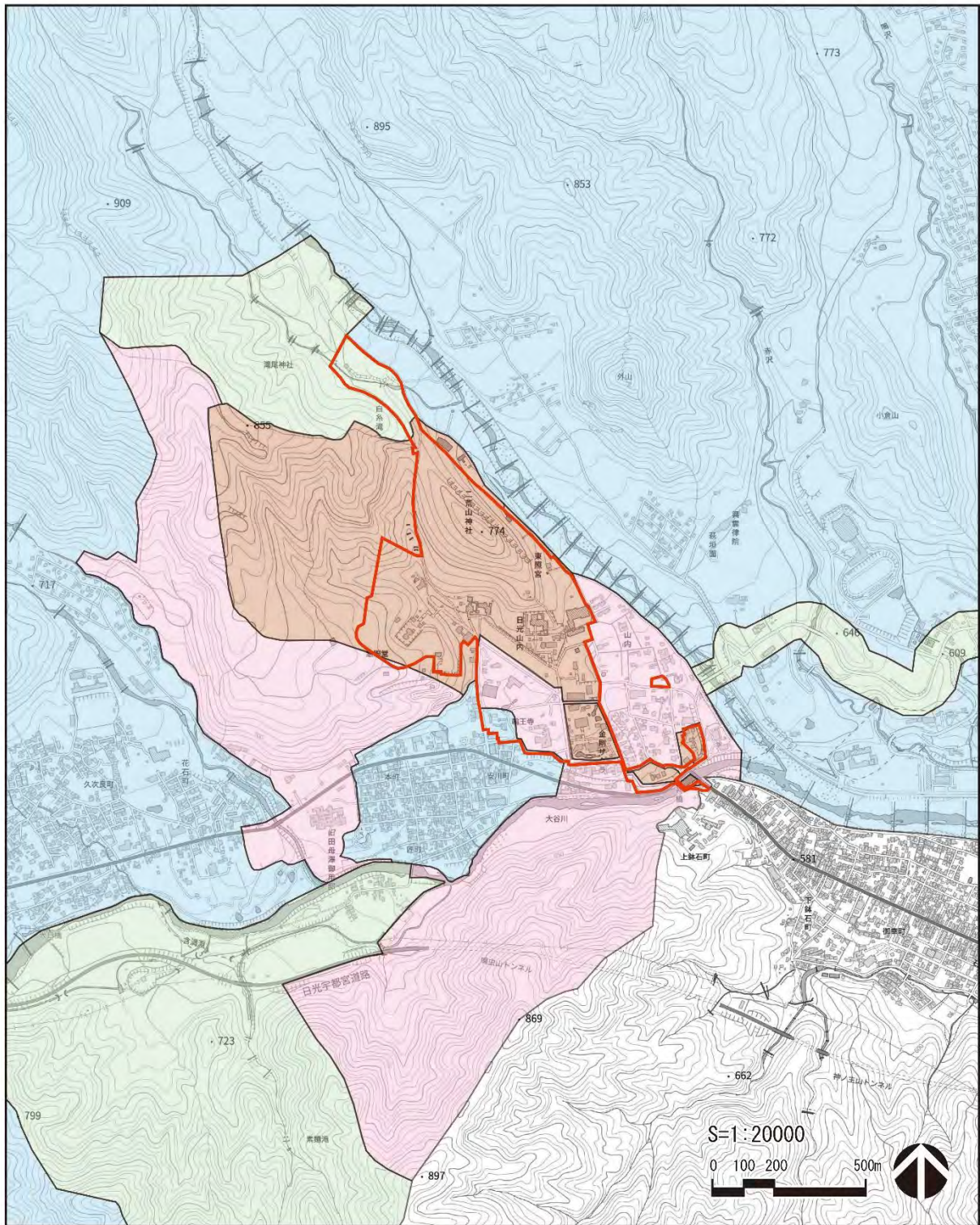
指定地内及び周辺は、河川法に基づく河川区域及び河川保全区域に指定されており、河川の管理や堤防・護岸等の保護のため、工作物の新築、改築、除却等が制限されている。

⑤景観法（景観計画重点区域）

指定地内及び周辺は、景観計画重点区域に指定されており、良好な景観を形成するため、景観計画によって建築物の高さや面積等が制限されている。また、屋外広告物については、日光市屋外広告物条例により、規制が設けられている。

⑥都市計画法

指定地内及び周辺は、都市計画法に基づく都市計画区域に指定されており、指定地内の一部（西参道と長坂の南側）及び周辺は地域地区に指定されている。用途地域では、良好な市街地環境の形成や、都市における住居、商業等の適正な配置による機能的な都市活動の確保のため、建築物の用途、容積率、建ぺい率、高さ等が制限されている。風致地区では、都市の風致を維持するため、日光市風致地区条例（平成24年4月1日施行）によって建築物の高さや建ぺい率等が制限されている。



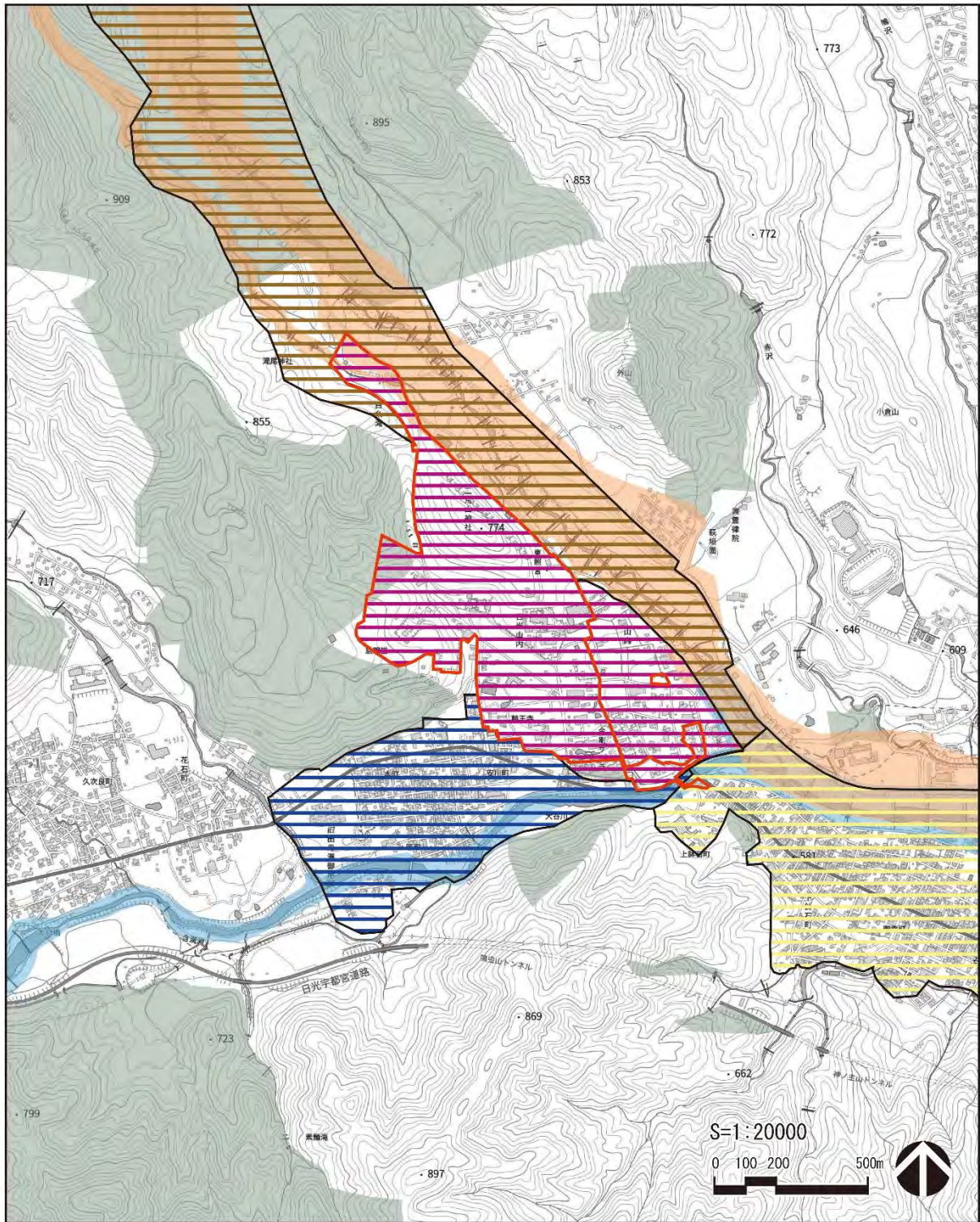
凡例

— 史跡指定範囲

自然公園法

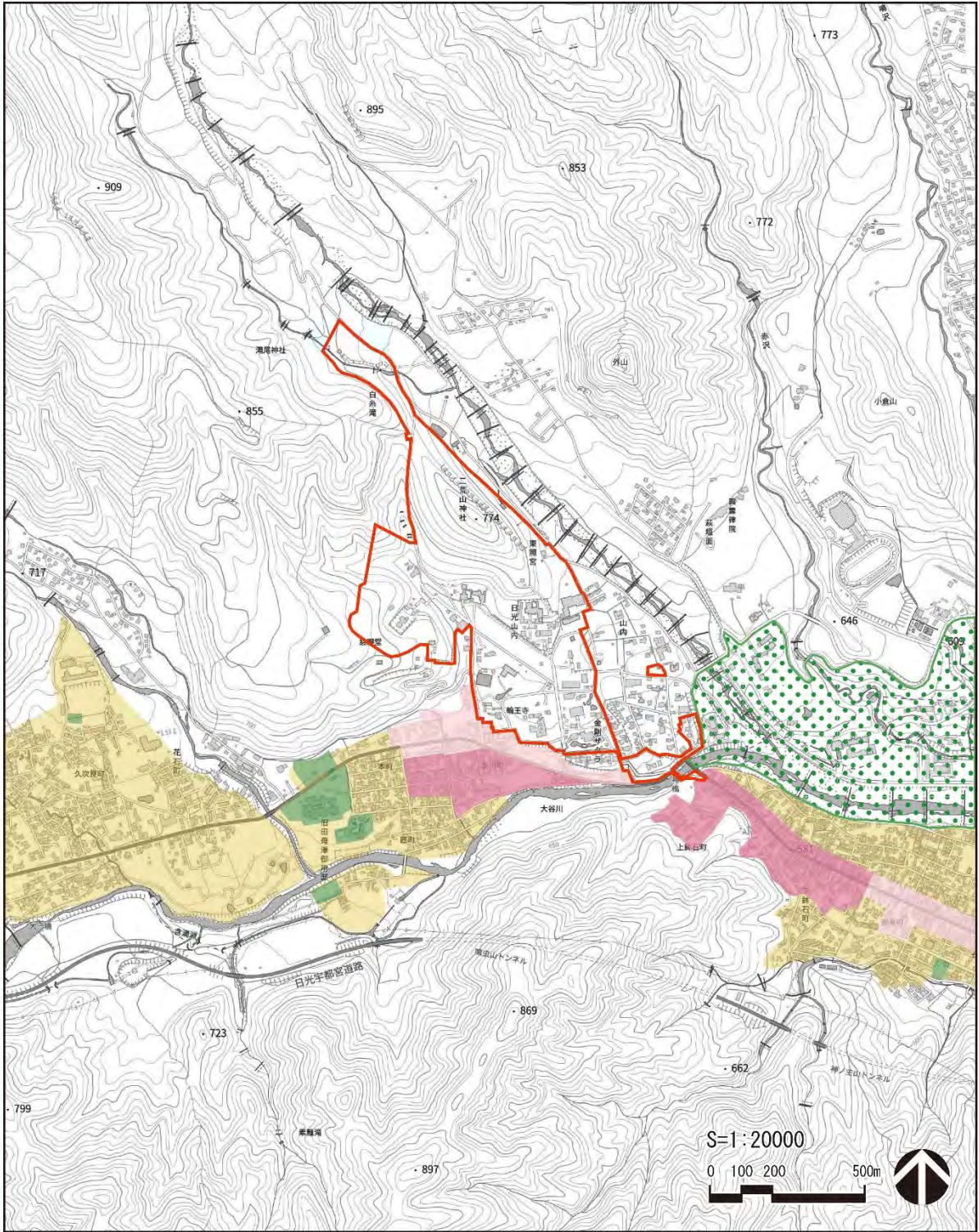
- 特別保護地区
- 第2種特別地域
- 第3種特別地域
- 普通地域

図 2-47 : 史跡指定地内及び周辺の法規制 (自然公園法等)



凡例	森林法	景観法
— 史跡指定範囲	保安林	山内地区
	砂防法	稲荷川地区
	砂防指定地	東町地区
	河川法	西町地区
	河川区域及び河川保全区域	

図 2-48 : 史跡指定地内及び周辺の法規制 (森林法・砂防法・河川法・景観法)




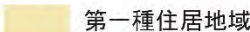


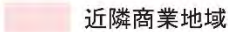
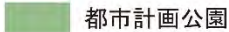
凡例	都市計画法		
 史跡指定範囲	 第一種住居地域	 商業地域	 風致地区
	 近隣商業地域	 都市計画公園	

図 2-49 : 史跡指定地内及び周辺の法規制 (都市計画法)

(4) 交通

①広域交通網

日光山内への広域的な交通手段は、東京方面からの場合、電車とバス、車がある。

電車は、東京駅・宇都宮駅間を東北新幹線で約50分あるいはJR宇都宮線で約2時間、その後、宇都宮駅・日光駅間をJR日光線で約45分というルートがある。そのほか、浅草駅・東武日光駅間を東武日光線の特急列車で約2時間、新宿駅・東武日光駅間をJRと東武日光線の特急列車で約2時間というルートがある。

車は、東北自動車道宇都宮ICから日光宇都宮道路を経て日光ICで下り、そこから約2kmのルートがある。



図 2-50 : 日光山内への広域交通網 (日光市ホームページより引用)

②史跡指定地の交通

史跡指定地内は、東照宮へ向かう表参道とそこから東西に延びる道路が車両進入禁止であり、主な交通手段は徒歩である。指定地周辺の交通手段は、日光市が東武バス日光株式会社と共同で運行している「日光グリーンスローモビリティ⁷⁰」、東武バス日光株式会社が運行している「世界遺産めぐりバス」及び車である。

「日光グリーンスローモビリティ」と「世界遺産めぐりバス」の運行ルートは下図のとおりであり、表参道や勝道上人像前等にバス停が置かれている。

指定地内及び周辺の駐車場は、二社一寺、県、市が運営するものがあり、全て稼働すると普通車は977台、大型車は43台が収容できる。

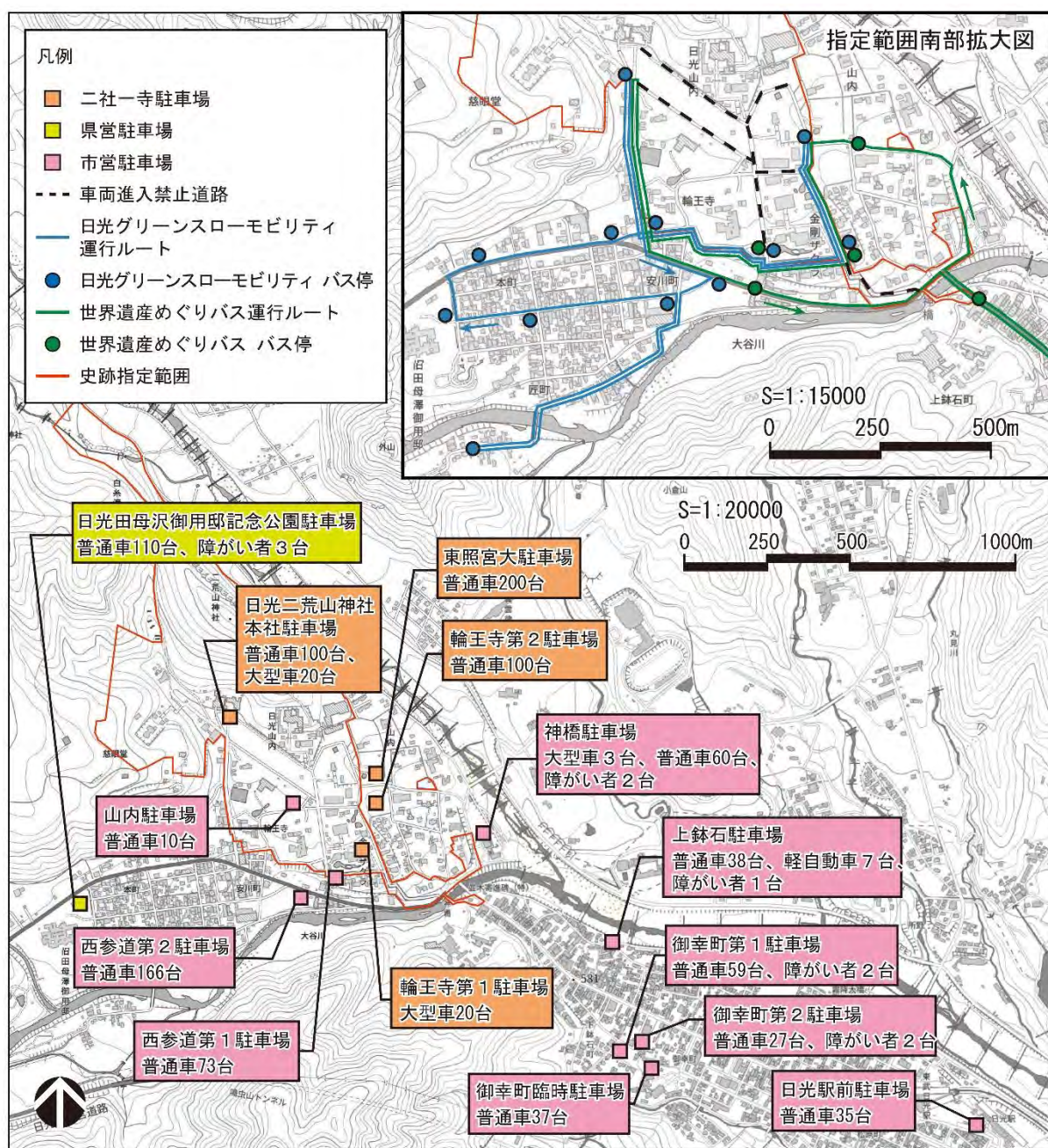


図 2-51：史跡指定地の駐車場・バス停とバス運行ルート

⁷⁰ グリーンスローモビリティは、小型で環境にやさしい車両として国土交通省や環境省が導入を推奨している低速電動モーターの通称。西町地域に点在する観光資源の交通手段の確保と、世界遺産地域を訪れる観光客の西町地域への誘客を目的として、令和2年度の実証実験を踏まえ、令和4年度から定期的に運行している。

③日光市の交通対策

日光市では、観光客が集中するゴールデンウィークや紅葉シーズンにおいて、栃木県や関係機関と連携し、指定地内への自家用車の進入を抑えるための各種交通対策を実施している。具体的には、指定地外の河川敷及び公共施設を利用した臨時駐車場の開設や、カーナビゲーションシステムへの駐車場の満空情報の表示、市ホームページや二次元バーコードの読み取りなどによる混雑情報の発信等である。

日光山内から少し離れた場所に臨時駐車場を設置することにより、門前町を散策しながら社寺参拝を目指すルートの確立にも繋がっており、渋滞対策に一定の効果が認められている。

(5) 公開活用

①公開範囲

公開範囲は二社一寺とそれらを繋ぐ参道であり、その中には有料の公開範囲や、期間限定の公開範囲が含まれる。有料の公開範囲は二社一寺の境内の一部である。期間限定の公開範囲には東照宮御旅所等がある。東照宮御旅所は春季例大祭及び秋季大祭で公開され、流鏝馬神事や渡御祭「百物揃千人武者行列」が行われる。

表2-25：二社一寺の拝観情報（2024年9月時点）

拝観場所	有料の公開範囲	拝観時間
二荒山神社	・神苑(神輿舎、大国殿、朋友神社、日枝神社一帯)	4月～10月 8時～17時 11月～3月 9時～16時
東照宮	・表門、本殿、奥社一帯 ・宝物館 ・美術館	4月～10月 9時～17時 11月～3月 9時～16時
輪王寺	・本堂(三仏堂) ・大猷院霊廟 ・宝物殿 ・逍遙園	4月～10月 8時～17時 11月～3月 8時～16時

②利用者（入込客・参拝者）数

日光市の年間の入込客数は、平成18年（2006）の合併以降、1,000万人前後を推移している。東日本大震災が発生した平成23年（2011）に約863万人まで減った後、平成30年（2018）には1,231万人を記録した。令和2年（2020）には新型コロナウイルスの感染拡大の影響で834万人まで落ち込んだが、その後は回復傾向にあり、令和5年（2023）の入込客数は約990万人である。

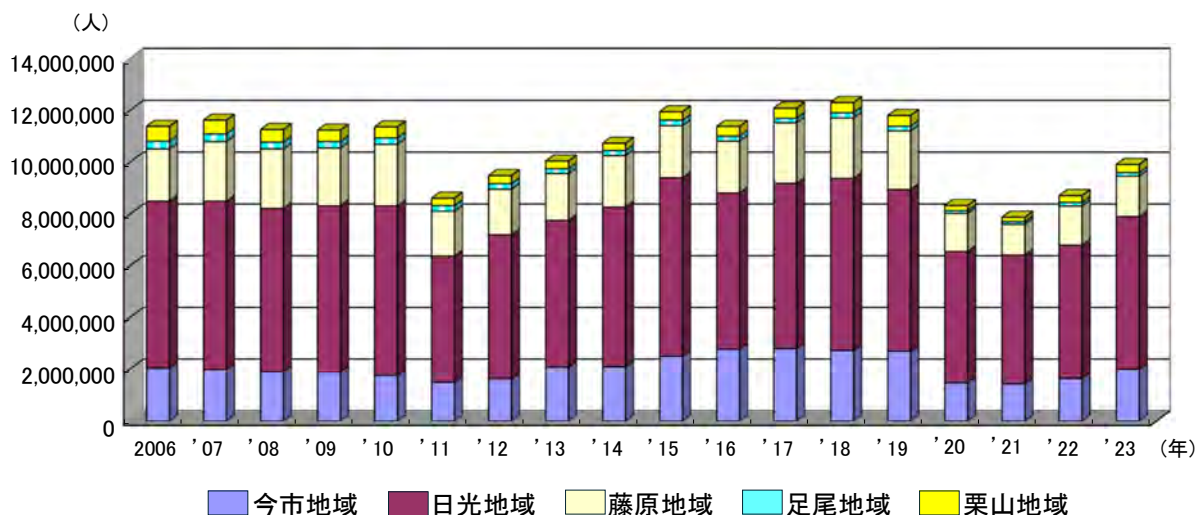


図2-52：日光市への入込客の推移

（日光市観光客入込数・宿泊数調査結果(2023年)より引用）

二社一寺の参拝者数は、1980年代は250万人前後を推移していたが、平成3年（1991）のバブル崩壊を機に減少した。ただし、平成4年（1992）の世界遺産暫定目録の決定時と平成11年（1999）の世界遺産登録後の平成12年（2000）には、参拝者数は急増した。

平成18年（2006）の合併以降は増加傾向にあり、東日本大震災が発生した平成23年（2011）に約166万人まで減った後、平成29年（2017）には318万人を記録した。令和2年（2020）には新型コロナウイルスの感染拡大の影響で147万人まで落ち込んだが、その後は回復傾向にあり、令和5年（2023）の参拝者数は約278万人である。

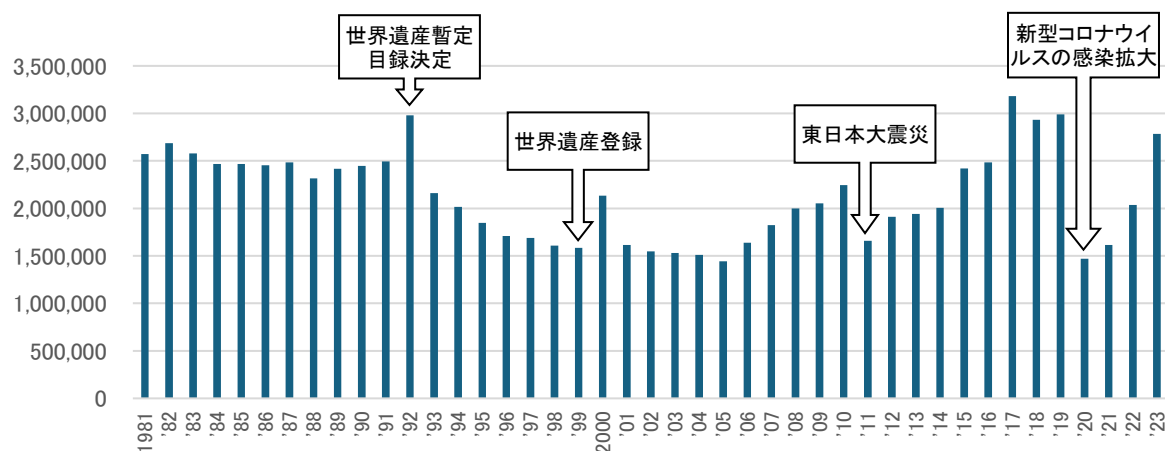


図2-53：二社一寺の参拝者数の推移⁷¹

⁷¹ 二社一寺それぞれで集計した参拝者数の合計値であり、重複する参拝者は延べ人数で計上している。

③収蔵・公開施設

日光山内に関する収蔵・公開施設は、史跡指定地内に日光東照宮宝物館・美術館、輪王寺宝物殿、指定地外の日光二荒山神社中宮祠に日光二荒山神社宝物館がある。

ア. 日光東照宮宝物館

旧宝物館の老朽化を受け、平成 26 年（2014）に竣工、平成 27 年（2015）に開館した。徳川家康の遺愛品をはじめ、朝廷や将軍家・大名家からの奉納品、東照宮の祭器具等を収蔵、公開している。1 階は無料で入館でき、主に東照宮の紹介を行うガイド機能等を備え、カフェが併設されている。

収蔵品は約 4100 点であり、そのうち指定文化財は国宝 5 件・12 点、重要文化財 11 件・202 点である。常時 50 点程を展示している。

イ. 日光東照宮美術館

昭和 3 年（1928）に竣工し旧社務所として用いられていた建物を、平成 7 年（1995）に美術館として開館した。旧社務所の杉戸、襖などの障壁画のほか、掛け軸等の日本画を収蔵、公開している。

収蔵品は約 68 点であり、常時 56 点程を展示している。

ウ. 輪王寺宝物殿

昭和 57 年（1982）に竣工、昭和 58 年（1983）に開館した。日光山や徳川家の歴史を伝える歴史的・美術的価値の高い資料を収蔵、展示している。

収蔵品は約 3 万点であり、そのうち指定文化財は国宝 1 件・59 点、重要文化財 51 件・1618 点、重要美術品 4 件・7 点である。常時 50 点程を展示している。

エ. 日光二荒山神社宝物館（史跡指定地外）

昭和 37 年（1962）に竣工、開館した。日光二荒山神社中宮祠にあり、日光二荒山神社に関する貴重な歴史資料を収蔵、展示している。

収蔵品は約 1400 点（ほかに下野国男体山頂出土品一括）であり、そのうち指定文化財は国宝 2 件・3 点、重要文化財 23 件（うち 13 件が刀剣関係）である。常時 40 点程を展示している。

④便益施設等

ア. トイレ

トイレは指定地内に市管理のものが 2 箇所設置されている。それ以外にも、二社一寺管理のトイレがある。

イ. 飲食物販施設

飲食物販施設としては、表参道と東照宮旧宝物館の間に売店が 1 箇所あり土産物の販売や飲食物の提供がなされている他、平成 27 年（2015）に開館した日光東照宮宝物館の 1 階でも飲食物が提供されている。それ以外にも、自動販売機が指定地内に設置されている。

ウ. 説明板、標柱、制札

文化財や収蔵・公開施設に関する解説板は、文化財多言語解説整備事業によって、所有している二社一寺がそれぞれ設置している。

文化財多言語解説整備事業は、訪日外国人旅行者の満足度を向上させるため、文化庁が観光庁

の施策と連携し、デジタル技術等を活用した文化財の多言語解説にかかるコンテンツの制作を支援する事業である。平成29年度(2017)に東照宮で実施した多言語解説整備をモデルに、平成30年度(2018)以降、全国で実施している。日光山内で実施された文化財多言語解説整備の対象等は下表のとおりであり、輪王寺では整備が完了している。解説板の整備のほか、解説アプリやパンフレットも作成されている。

それ以外にも、参道の沿道等には、施設等の名称を示した標柱や立入禁止を示す制札が設置されている。

表2-26：二社一寺の文化財多言語解説整備事業内容

年度	主な対象文化財	主な整備内容
平成29年度(2017)	東照宮	
平成30年度(2018)	二荒山神社	・QRコード付き解説板の整備 ・解説アプリの作成
平成30年度(2018)	輪王寺	・QRコード付き解説板の整備 ・解説アプリの作成
令和元年度(2019)	二荒山神社 別宮瀧尾神社	・QRコード付き解説板の整備 ・パンフレットの作成
令和2年度(2020)	輪王寺 大猷院霊廟、本堂(三仏堂)、常行堂、法華堂、渡廊、護法天堂、相輪、金剛桜	・QRコード付き解説板の整備 ・パンフレットの作成

⑤祭事等

ア. 二社一寺が主催する行事

日光山内で二社一寺が主催する行事の中には、二荒山神社の弥生祭、東照宮の百物揃千人武者行列、輪王寺の開山会等の歴史的な宗教行事があり、それらの起原は中世に遡るものもある。弥生祭は県指定無形民俗文化財に指定されている。これらの祭事は、近年、観光資源にもなっている。

表2-27：二社一寺が主催する年中行事

開催時期	二荒山神社	東照宮	輪王寺
1月	歳旦祭 武射祭 松引祭 新年祈禱祭	歳旦祭 新年特別祈禱(初詣) 新年献饌祭 山入祭	除夜撞鐘(除夜の鐘) 新春祈禱 修正会 外山毘沙門天縁日 福来い囃子 温泉寺節分大祭 慈覚会大輪講法楽
2月	節分祭 白鳥神社例祭 紀元祭 天長祭	節分祭 紀元祭 祈年祭 天長祭	節分会 涅槃会 太子講 小玉堂法楽
3月	祈年祭 滝尾稲荷神社例祭	献穀講大祭	春季彼岸会 初大師 深沙大将法楽 菰はずし 桓武天皇講
4月	八乙女間政授与式 太々神楽祈禱祭 弥生祭	栗石返奉告祭	開山会 強飯式 佛生会

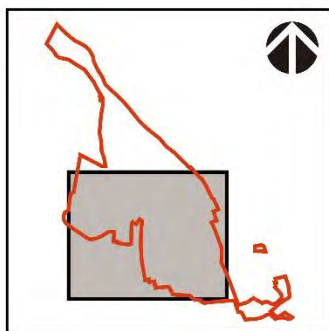
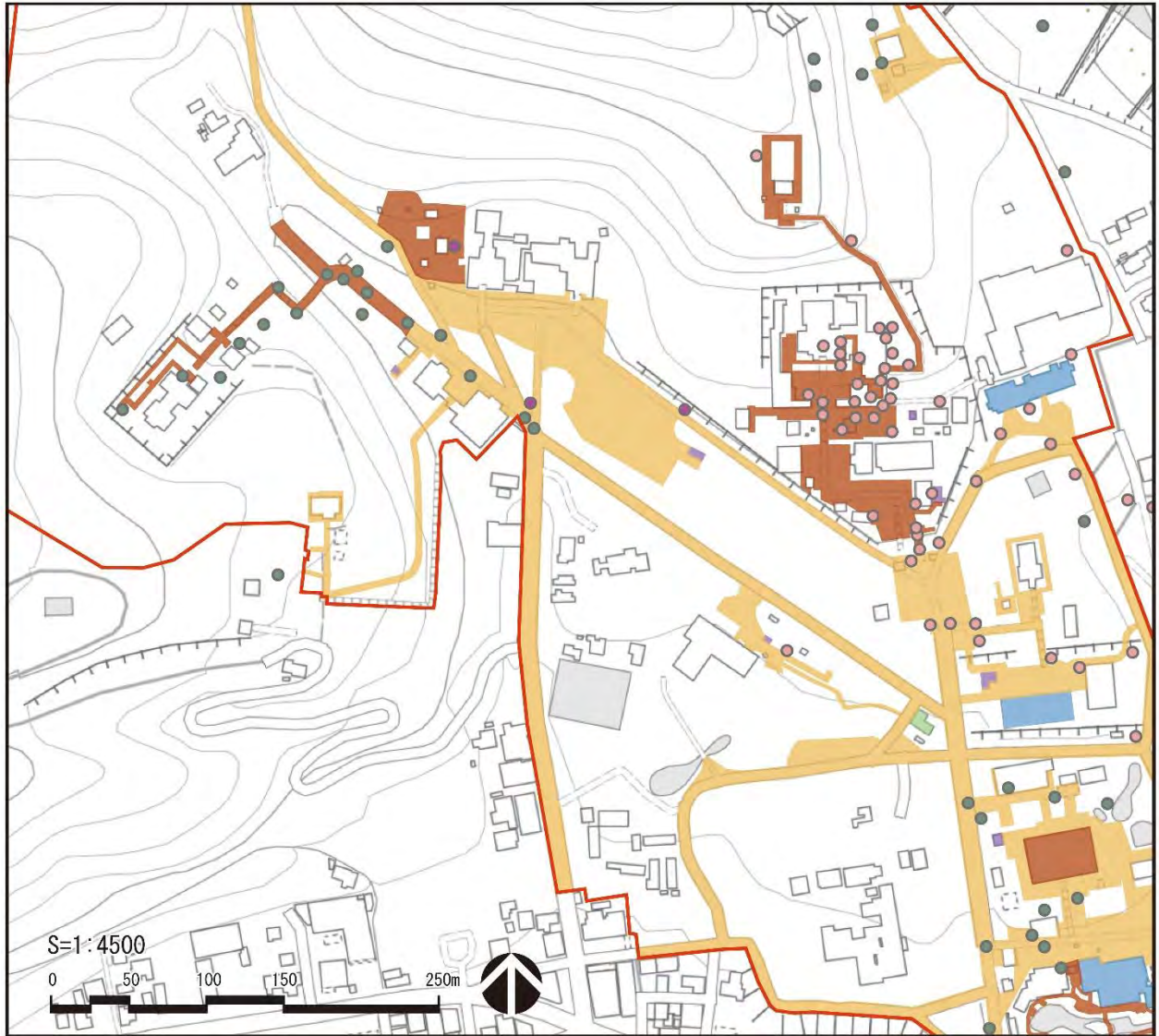
開催時期	二荒山神社	東照宮	輪王寺
4月	日光弥生祭付祭家体献備行事 (県指定民俗無形文化財) 庖丁感謝祭・奉納庖丁式 開山祭		三社講 御逮夜法要 御祥忌法要 栗石返し
5月	朋友神社例祭 報釀祭 滝尾稲荷神社講社大祭	献酒 春季例大祭(流鏝馬神事、渡御祭「百物揃千人武者行列」)	法華八講 照光院殿御忌 東照講 延年舞 開創会 三社講 行者堂 法楽
6月	日枝神社例祭 華厳神社例祭 大祓	神田御田植祭 大祓式(水無月大祓)	山家会 大日堂法楽 中禅寺講 地藏流し
7月	男体山登拝大祭 深山踊り 御内陣入祈禱祭		慈眼講 慈雲寺法楽 般若会 盆供
8月	男体山登拝大祭 深山踊り 御内陣入祈禱祭 北野神社例祭	日光剣道大会	船禅頂 温泉寺 薬師堂法楽 採灯大護摩供 宗祖降誕会
9月	水神祭 放魚豊漁感謝祭 仲秋登拝祭		秋季彼岸会 仏教文化講座
10月	滝尾高德水神社例祭 祈釀祭 若子神社例祭	秋季大祭(流鏝馬神事、渡御祭「百物揃千人武者行列」) 献菓展	長講会 観音堂 法楽 菰巻 東照講法楽 鎮護王院御忌
11月	閉山祭 七五三祈禱祭 新嘗祭	明治祭 神田拔穂祭 新嘗祭 七五三祈禱祭	天台会 護法天堂法楽
12月	煤払祭 大祓 除夜祭 古神札焼納祭	御煤払祭 御餅つき 献楽祭 大祓式(師走大祓) 除夜祭	山神供 煤払供養 御供加持 歳末会 採灯大護摩供 成道会
通年	月次祭(毎月1日、15日)	月次祭(毎月1日、17日、26日)	

イ. 二社一寺以外が主催する行事

指定地内では、二社一寺が主催する行事以外にも、日光市観光協会や民間事業者が主催するイベントが開催されている。開催時期に関しては、まち歩きツアー等の常時行われるものと期間限定のものがあり、令和6年(2024)には世界遺産登録25周年を記念したイベントが期間限定で複数開催された。内容としては、坐禅体験や茶会等の二社一寺の建物内で実施するものや、スタンプラリーやランニング大会等の指定地内やその一部を移動するもの等がある。

表2-28：日光山内の主なイベント（2024年実施）

開催時期	イベント名	主催
令和5年(2023)9月15日(金)～令和6年(2024)9月30日(月)	日光おでかけサロン「坐禅体験」	日光おでかけサロン
令和5年(2023)10月27日(金)～令和6年(2024)1月14日(日)	日光ライトアップめぐり スタンプラリー	日光市観光協会
令和5年(2023)11月11日(土)～令和6年(2024)3月31日(日)	星降る夜の日光	日光市観光協会
令和5年(2023)12月～令和6年(2024)3月の第2第3水・木・土曜日	世界遺産日光の社寺周辺 冬季ガイドツアー「Winter Free Guided Tour」	日光市観光協会
令和6年(2024)2月4・11・18・25日(日)、3月3日(日)	<世界遺産登録25周年企画>「東照宮の彫刻が物語る家康公の目指した平和」をテーマとした歴史探索ツアー	日光市観光協会、日光おでかけサロン
令和6年(2024)2月9日～25日	日光ぐるめまち歩き with 風呂敷バッグ	日光市観光協会
令和6年(2024)3月23日(土)～4月下旬頃	日光桜回遊	日光市観光協会
令和6年(2024)4～6月、10～11月の木・土・日(2025)1～2月の木・土・日曜日	世界遺産日光の社寺周辺 定点ガイド「FREE GUIDED TOUR」	日光市観光協会
令和6年(2024)4月～令和7年(2025)年3月	日光おでかけサロン「日光東照宮 将軍着座の間 特別祈禱ツアー」	日光おでかけサロン
令和6年(2024)7月20日(土)～8月31日(土)	クイズ もっと知りたい日光・足尾	日光市観光協会
令和6年(2024)10月4日(金)・5日(土)	<世界遺産登録25周年企画>第46回世界遺産劇場「日光／東照宮・二荒山神社」	日光市観光協会
令和6年(2024)10月6日(日)	<世界遺産登録25周年企画>日光茶会	日光茶会実行委員会
令和6年(2024)7月13日(土)～12月15日(日)	<世界遺産登録25周年企画>ジャパンエコトラック日光デジタルスタンプラリー	日光市観光協会
令和6年(2024)7月25日(木)～11月21日(木)	日光グリーンスローモビリティデジタルスタンプラリー	東武バス日光株式会社
令和6年(2024)7月29日(月)～12月25日(水)	<世界遺産登録25周年企画>日光の社寺めぐり手帖	日光市観光協会、東武鉄道株式会社
令和6年(2024)11月9日(土)、10日(日)	第9回日光国立公園マウンテンランニング大会	日光トレイルランニング実行委員会
令和6年(2024)11月29日(金)～12月1日(日)	日光世界遺産 Night Wedding	株式会社ホライズンリゾートパートナーズ
令和6年(2024)11月29日(金)～12月1日(日)	ライトアップNIKKO	ライトアップNIKKO実行委員会
令和6年(2024)12月1日(日)～令和7年3月31日(月)	<世界遺産登録25周年企画>まちあるきデジタルスタンプラリー	日光市観光協会
令和6年(2024)12月2日(月)	「日光の社寺」世界遺産登録25周年記念講演会・祝賀の集い	世界遺産登録25周年記念事業実行委員会
令和6年(2024)12月8日(日)	「日光の社寺」世界遺産登録・日光ユネスコ協会創立25周年 日光国立公園指定90周年記念のつどい	日光ユネスコ協会
毎週土曜日、日曜日	日光まち歩きツアー	日光市観光協会



凡例

- 公開範囲
- 公開範囲（有料）
- 収蔵・公開施設

便益施設等

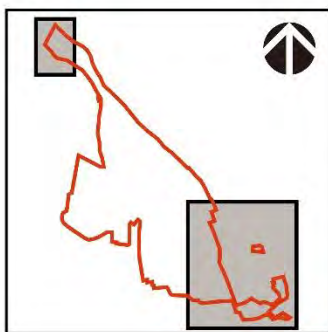
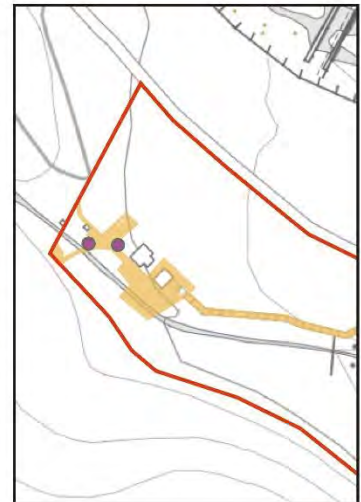
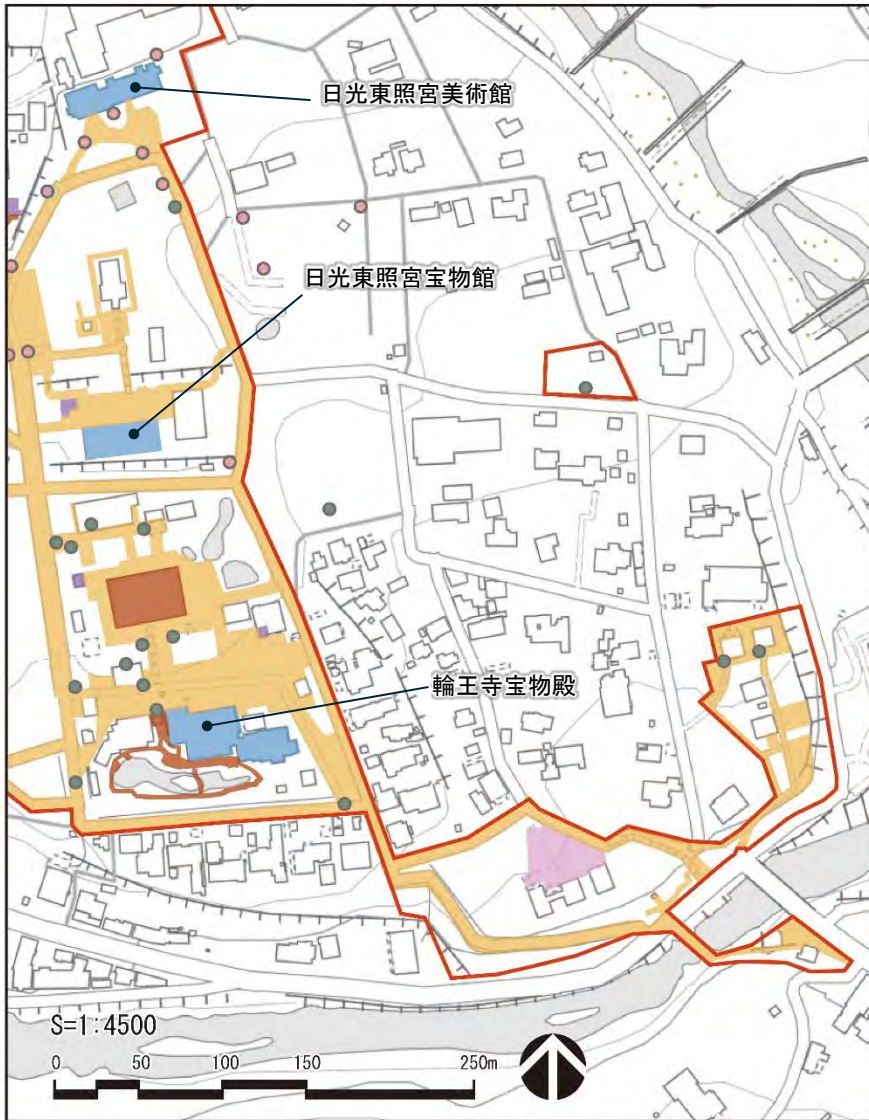
- トイレ
- 飲食物販施設

説明板、標柱、制札

- 文化財多言語解説整備事業による解説板（二荒山神社）
- 文化財多言語解説整備事業による解説板（東照宮）
- 文化財多言語解説整備事業による解説板（輪王寺）

- 史跡指定範囲

図 2-54 : 史跡指定地内の公開範囲及び施設①



凡例

- 公開範囲
- 公開範囲（有料）
- 公開範囲（期間限定：東照宮の春季例大祭及び秋季大祭でのみ）
- 収蔵・公開施設

便益施設等

- トイレ
- 説明板、標柱、制札
 - 文化財多言語解説整備事業による解説板（二荒山神社）
 - 文化財多言語解説整備事業による解説板（東照宮）
 - 文化財多言語解説整備事業による解説板（輪王寺）
- 史跡指定範囲

図2-55：史跡指定地内の公開範囲及び施設②

6. 事業の進捗状況

整備活用計画（日光市、平成 25 年(2013)）では、平成 25 年（2013）から令和 5 年（2023）までの実施事業と事業実施計画が示された。現在までに完了している事業もあるが、文化財保護体制の強化や石垣調査、史跡ガイダンス施設整備等については、未着手や進行中である。

①整備活用計画の策定方法

No.	実施事業(整備活用計画)	分類	事業実施計画(整備活用計画)	進捗状況
1	「史跡日光山内」保存・活用協議会	(1)－1	保存活用協議会設置運営	進行中
2	関係法令の周知徹底	(1)－2	史跡内各種法規制及び手続きリーフレット作成	未着手
3	周辺地域の土地利用との調整	—	—	—

②総合的な学術調査の実施

No.	実施事業(整備活用計画)	分類	事業実施計画(整備活用計画)	進捗状況
1	調査体制の整備	(2)－1	日光市の文化財保護体制の強化	進行中
2	日光社寺文化財保存会との連携	—	—	—
3	関連史跡の環境保全	(2)－3	史跡内外の石垣調査	進行中

③宝物館等の充実・連携

No.	実施事業(整備活用計画)	分類	事業実施計画(整備活用計画)	進捗状況
1	ガイダンス施設の整備	(3)－1	史跡ガイダンス施設整備	未着手
2	東照宮宝物館改修	(3)－2	東照宮新宝物館建設	完了
3	二社一寺宝物館等との連携	—	—	—
4	そのほか関連施設との連携	—	—	—
5	普及・啓発の促進	(3)－5	史跡紹介パンフレット作成	未着手
6	関連遺跡とのネットワーク化	—	—	—

④説明板等の設置・統一

No.	実施事業(整備活用計画)	分類	事業実施計画(整備活用計画)	進捗状況
1	史跡内の案内標示	—	—	—
2	屋外広告物の設置	—	—	—

⑤環境の整備

No.	実施事業(整備活用計画)	分類	事業実施計画(整備活用計画)	進捗状況
1	山内バリアフリー化	(5)－1	東照宮境内バリアフリー事業	完了
2	社寺関連施設の改修	(5)－2	境内各所整備	進行中
		(5)－2	輪王寺小玉堂境内生垣植栽工事	完了
		(5)－2	社務所便所の改修	未着手
		(5)－2	本宮神社下旧別所改修	完了
3	社寺文化財保存会関連施設の改修	(5)－3	保存会施設整備	進行中
4	文化財建造物修理関連施設の整備・改修	(5)－4	保存会施設整備	進行中
		(5)－4	保存会施設整備	完了
5	防災施設の維持・管理	(5)－5	防災施設維持・整備	進行中
6	防犯体制の整備	—	—	—
7	街路灯の整備	—	—	—

⑥山林地域の維持更新

No.	実施事業(整備活用計画)	分類	事業実施計画(整備活用計画)	進捗状況
1	山林の維持・管理	—	—	—
2	枯損木の管理	(6)－2	枯損木の伐採	進行中
		(6)－2	危険木枯損木の伐採間伐	進行中
		(6)－2	危険木枯損木の伐採間伐	進行中
		(6)－2	枯損木・枝、危険木・枝の伐採及び緑化	未着手
		(6)－2	危険木の伐採	進行中
3	樹根の銀護	—	—	—
4	自然環境の定期観測	(6)－4	砂防施設整備	完了
5	山林の調査	—	—	—

⑦道路・水路・下水道等の整備計画との調整

No.	実施事業(整備活用計画)	分類	事業実施計画(整備活用計画)	進捗状況
1	東電電線地中化	—	華蔵院坂～明治の館	—
2	社寺電気設備整備・改修	(7)－2	輪王寺東地区 地下埋設設備改修	完了
		(7)－2	老朽電柱更新	完了
3	市上水道施設整備	(7)－3	日光地域送水管敷設工事(市道西参道～表参道線)	完了
		(7)－3	日光地域送水管敷設工事(市道長坂～表参道線)	未着手
4	社寺水道施設整備	(7)－4	輪王寺東地区 地下埋設設備改修	完了
		(7)－4	水道管更新工事	完了
5	市山内配水池撤去	(7)－5	山内配水池撤去	未着手
6	側溝整備	(7)－6	御旅所敷地内外の雨水処理排水溝整備	未着手
		(7)－6	輪王寺東地区 地下埋設設備改修	完了
		(7)－6	側溝整備事業	進行中
7	道路改築工事	(7)－7	道路改築工事	進行中

⑧車両乗り入れ規制の検討

No.	実施事業(整備活用計画)	分類	事業実施計画(整備活用計画)	進捗状況
1	車両の規制	—	—	—
2	駐車場の整備	—	—	—

※整備活用計画で実施事業に対して具体的な事業実施計画が挙げられていない場合は、「分類」及び「事業実施計画(整備活用計画)」、「進捗状況」に「—」と記入。

第2章 参考文献

3. 自然的環境

環境庁日光国立公園管理事務所内自然解説ハンドブック編集委員会 1986 『日光国立公園日光地区自然解説ハンドブック』

国土交通省関東地方整備局日光砂防事務所 2019 『日光と砂防の歴史～日光砂防 100 年の工事記録～』

財団法人日光社寺文化財保存会 2006 『日光二社一寺 総合防災整備事業 工事報告書』
地質調査所 2000 『20 万分の 1 地質図幅「日光」』

日光市教育委員会 2018 『日光市二宮尊徳記念館・歴史民俗資料館展示図録』

日光市史編纂委員会 1986 『日光市史 上巻』

日光市史編纂委員会 1986 『日光市史 中巻』

日光市史編纂委員会 1986 『日光市史 下巻』

今市の自然を知る会 2016 『日光山内地区植物等調査報告書』

4. 歴史的環境

浅尾和年 2011 「日光二社一寺の保存修理」『月刊文化財』第 575 号、第一法規株式会社

浅尾和年 2022 「途切れることのない修理の風土」『月刊文化財』第 706 号、第一法規株式会社

菅原信海 2011 「日光開山と堂舎の変遷」『日光その歴史と宗教』春秋社

千田孝明 2011 「日光山常行堂小史」『日光その歴史と宗教』春秋社

栃木県教育委員会 2019 『特別史跡・特別天然記念物 日光杉並木街道保存活用計画』

中川光熹 2011 「日光山の山岳信仰」『日光その歴史と宗教』春秋社

日光山輪王寺 2020 『「史跡 日光山内」における輪王寺本堂（三仏堂）境内整備事業に係る調査報告書（完了報告書）』

日光市教育委員会 2012 『史跡日光山内発掘調査報告書』

日光市史編纂委員会 1986 『日光市史 上巻』

日光市史編纂委員会 1986 『日光市史 中巻』

日光市史編纂委員会 1986 『日光市史 下巻』

山澤学 2009 『日光東照宮の成立—近世日光山の「荘厳」と祭祀・組織—』思文閣出版

5. 社会的環境

環境省自然環境局北関東地区自然保護事務所 2001 『日光国立公園日光地域管理計画書』

国土交通省 2017 『平成 29 年度版 観光白書』

栃木県 2007 「栃木県第 1 期保安林整備実施計画 選定地域位置図」

日光市 2021 『日光市景観計画』

日光市 2022 『日光市誘客戦略』

日光市 2022 「日光都市計画総括図」

日光市 2023 「日光市観光客入込数・宿泊数調査結果（令和 5 年 1 月～令和 5 年 12 月）」

日光市教育委員会 2001 『世界遺産「日光の社寺」』

日光市史編纂委員会 1986 『日光市史 下巻』

第3章 史跡の本質的価値

1. 本質的価値

(1) 本質的価値の考え方

指定説明文や既定の保存管理計画、世界遺産の登録内容を踏まえて、史跡日光山内の本質的価値を以下のように整理する。

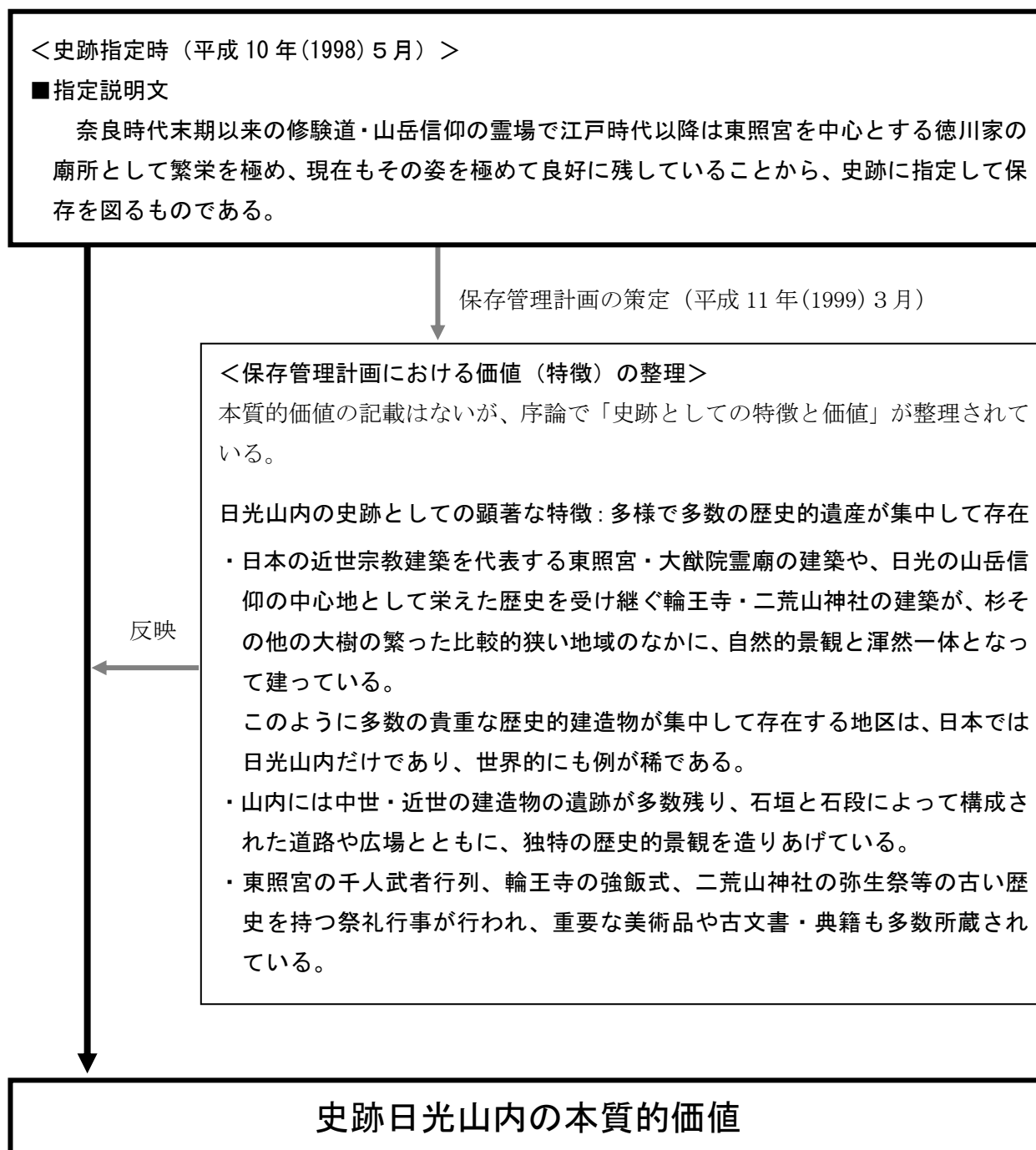


図3-1：史跡日光山内の本質的価値の考え方

(2) 史跡日光山内の本質的価値

指定説明文には、「修験道・山岳信仰の霊場」及び「徳川家の廟所」として繁栄を極めた場所であり、「現在も繁栄を極めたかつての姿を良好に残している」ことが指定の理由として明記されている。

また、保存管理計画では、歴史的遺産である建築（群）、建造物の遺跡、石垣、石段によって構成された地形と周辺の山林が一体となって形成する自然的、歴史的な景観が特徴として整理されている。これらを踏まえて、史跡日光山内の本質的価値を以下の3点に整理する。

①古代からの修験道・山岳信仰の霊場としての歴史を有すること

8世紀末の僧勝道の日光開山後、日光山は、日本古来の神の信仰と仏教信仰とが結びついた山岳信仰の聖地として発展した。

鎌倉幕府開設後は、関東の鎮護として源頼朝をはじめ幕府の保護を受け、多くの堂塔が修造されて日光山の宗教活動は更に発展をとげた。また、日光山の峰々を結んで修行を行う日光修験の形態が確立し、室町時代には、日光山は関東の一大霊場としてその名を誇った。

日光山は、山岳信仰の聖地として発展した場所であり、山林の中に多くの堂塔が集積した当時の山内の様子は「日光二荒山之図」によりうかがい知ることができる。日光山を開山した勝道上人の伝説「山菅の蛇橋」にその由緒を伝える「神橋」や、上人創建の四本龍寺（紫雲立寺）等の中世に創建した堂社の多くは徳川家の聖地として近世に繁栄した日光山の前身となった。

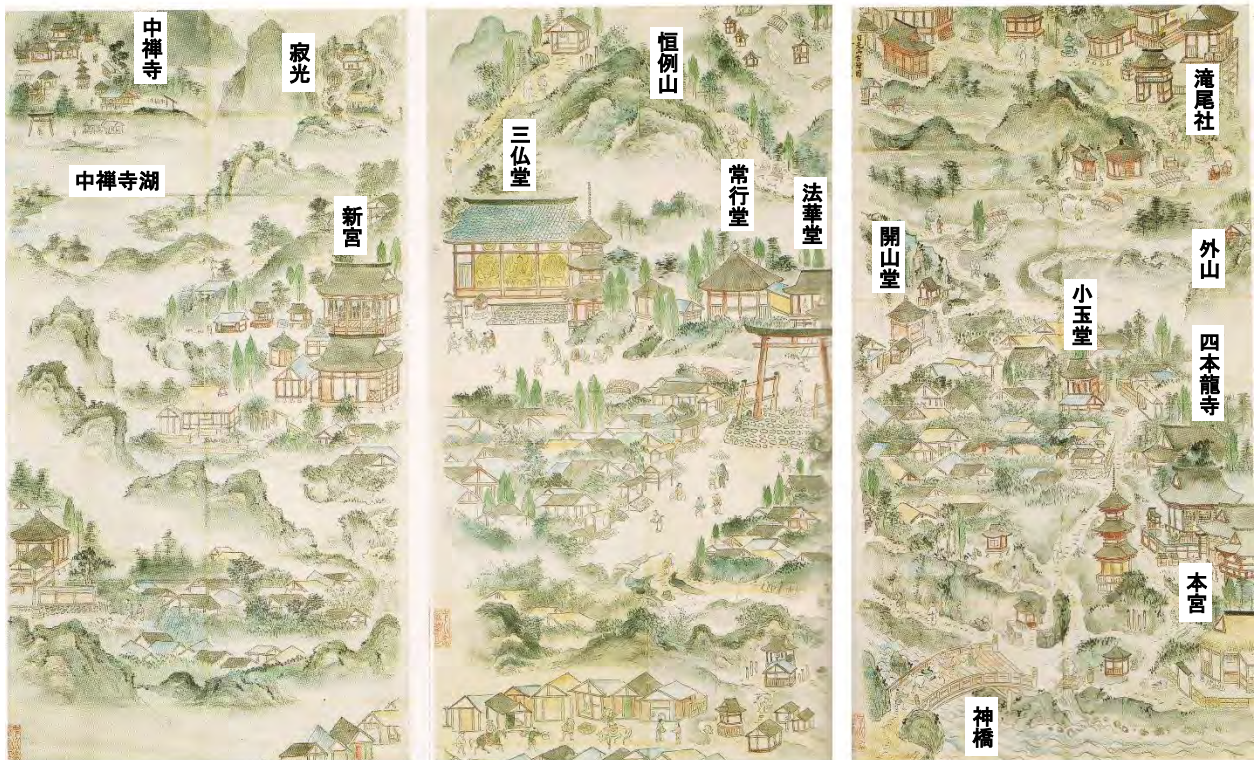


図 3-2：日光二荒山之図（模本 東京国立博物館所蔵）（再掲）

（東京国立博物館研究情報アーカイブズ提供の図に堂塔名称の追記、加工等をして作成）

②徳川家の聖地としての近世の歴史を有し、その歴史を伝える地割や多くの建造物が残っていること

日光山内では、江戸時代初期に、徳川家康を祀る東照宮の造営によって、現在の建造物群が形成された。その後は、将軍の社参や朝廷からの例幣使の派遣などのほか、朝鮮通信使も参詣しており、江戸時代の政治体制を支えるための極めて重要な役割を果たした。

史跡内の建造物群の立地とその環境は、中世にはその原形がみられ、近世に入り、元和の東照社

の造営、寛永の造替を経て、承応の大猷院霊廟造営により完成した。東照宮と大猷院霊廟は、山の地形を利用して造営され、これらの地割りや石垣等の造営は、城郭建築で築き上げられた最高の建築技術で造営された。現在の地割り、参道、石垣などのほとんどが東照宮や大猷院霊廟の造営当初の形態を残している。

江戸時代に徳川幕府によって建立された建造物は、徳川幕府によって定期的な修理が行われ、現在も江戸時代に建立された建造物が多く残されている。近代以降は、社殿を修繕して保存するために保晃会が設立され、現在は公益財団法人日光社寺文化財保存会により、以前の形式と技法を踏襲した適切な修理及び維持管理が行われている。

また、現代に至るまで神道や仏教をはじめとする多くの宗教儀礼や行事が受け継がれており、重要な美術品や古文書・典籍も多数所蔵されている。



図 3-3：日光山総絵図（部分）（江戸時代）（日光市教育委員会所蔵）（再掲）

③建造物群、遺跡、地形、周辺の山林が一体となって形成する歴史的な景観を有すること

日光山内の山林地域は、8世紀末に始まる日光の山岳信仰の聖域とされ、老樹の杉林を形成している。その神格化された山や森などを背景として、その前面の斜面地に社殿が位置する立地環境は、建造物群と自然環境が一体となった景観を形成している。

建造物群と杉林が形成する景観は、日光山を描いた近世の絵図にも描かれており、日光が観光地としての地位を確立する近代以降は、案内絵図等により多くの人々に認知されてきた。また、明治時代には、その環境を保全するために全国で初めての国立公園の設置運動が日光で始まるなど、近世に成立した歴史的な景観は、保全、継承すべきものとして、その価値が評価されてきた。

2. 史跡の構成要素

(1) 史跡の構成要素の考え方

史跡日光山内の本質的価値を適切に保存するためには、史跡の構成要素の価値に応じた適切な保存（保存管理）の方法と現状変更等の取扱基準を定める必要があることから、史跡日光山内に関係する要素について、以下のとおり分類する。

表 3-1：史跡日光山内の構成要素の整理の考え方

史跡の構成要素の分類		概要
史跡を構成する要素	ア 本質的価値を構成する要素	本質的価値の維持・継承に必要な要素 史跡の本質的価値を表す物証となるもので、原状を保存していく必要があるもの
	イ 本質的価値に密接に関わる要素	本質的価値に関係する要素 史跡の本質的価値に直接的に関係しないが、史跡指定地の歴史に関わる要素として適切に保存していくもの
	ウ 本質的価値を構成する要素以外の要素（その他の要素）	本質的価値に直接関係しない要素 史跡の本質的価値の保存・活用上で必要なものは現状維持又は改善を図り、支障を与える又は必要が無いものについては撤去等も検討するもの
周辺地域の要素	エ 本質的価値に密接に関わる周辺の要素	本質的価値の維持・継承と関連性を有する指定地外の要素 史跡の本質的価値の維持・継承のために保存・活用のあり方を示す必要があるもの
	オ その他の周辺の要素	指定地の保存・活用に関わる指定地外の周辺の要素 史跡の保存・活用のために取扱いの方向性を示す必要があるもの

①史跡を構成する要素

ア：本質的価値を構成する要素

史跡日光山内の本質的価値の維持・継承に必要な要素として、史跡の歴史の物証となる学術上の価値を有する要素や、歴史的な景観を構成する重要な要素。史跡の歴史上の価値として重要な各時代の物証となる要素が中心となる。現在の状況を基本としつつ、適切な維持管理や必要な補修・修復を行い、保存していく。

ア-1. 歴史的建造物（江戸時代に建設）

江戸時代に建立された建造物で、世界遺産「日光の社寺」の構成要素である国宝、重要文化財建造物のほか、県指定有形文化財や未指定の歴史的な建造物

ア-2. 墳墓・石碑等

勝道上人等の日光山内の近世以前の歴史に関わる人物の墓や、近世以前の歴史上の出来事に関する寄進碑、信仰の対象や伝承が残る岩石、近世以前の燈籠等、日光山内の歴史に関わる石造物

ア-3. 土木構造物

近世の絵図で確認できる参道等の近世以降、現在まで使われてきた道や、参道や建造物建設のために近世以前に造られた石垣や石段、水路

ア-4. 庭園等

日光山内に近世以前に造営された庭園や園地

ア-5. 地形・山林・樹木・池泉等

建造物群と一体となった景観を形成する地形・山林や、信仰の対象となった自然的要素

ア-6. 過去に存在した建物等の遺構・発掘調査で検出された遺物

日光山内に存在した遺構・遺物で、発掘調査で確認、検出されたもの。遺構に関しては、文献等により近世以前に存在していたことが判明しているものを含む。

イ：本質的価値に密接に関わる要素

史跡日光山内の史跡の本質的価値に直接的に関係しないが、指定地の歴史に関わる要素で、近代以降に付加されたもので、後世に維持・継承していく必要がある要素が中心となる。「A：本質的価値を構成する要素」と同様に、現在の状況を基本としつつ、適切な維持管理や必要な補修・修復を行い、保存していく。

イ-1. 歴史的建造物(近代以降に建設)

近代以降に二社一寺によって再建、建立された建造物で、国の登録文化財建造物のほか、未指定の歴史的な建造物

イ-2. 石碑等

近代以降の日光山内の歴史上の出来事に関する記念碑、燈籠等の石造物

ウ：本質的価値を構成する要素以外の要素(その他の要素)

史跡日光山内の本質的価値に直接関係ない要素で、現代に付加された要素が中心となる。二社一寺の管理・運営や本質的価値の保存・活用上必要な場合は現状維持又は改善を図り、本質的価値の保存・活用に支障を与える又は必要が無い場合は移設・撤去も検討する。

ウ-1. 社寺の管理・運営施設

二社一寺の管理・運営に関わる諸施設

ウ-2. 保存に関わる施設

日光山内の歴史的建造物の修理を行っている公益財団法人日光社寺文化財保存会に関連する諸施設や、史跡や建造物の管理施設(防災・防犯設備、雨水排水施設等)

ウ-3. 公開活用に関わる施設

二社一寺が所有する文化財等の収蔵・公開施設や、来訪者のためのトイレ、休憩所、駐車場等の便益施設、案内板、説明板等のサイン類等、日光山内の公開等の活用に関わる施設

ウ-4. 公共施設

国道・市道等の道路や側溝等の水路など、指定地内の公共施設

ウ-5. その他

住居や飲食物販施設等の民間施設

②周辺地域の要素

エ：本質的価値に密接に関わる周辺の要素

指定地と連続して歴史的な景観を形成している周辺環境等、史跡の本質的価値の維持・継承のために重要な要素。指定地外であるため、文化財保護法以外の他法令や条例を用いて保全していく。

地形・山林

指定地の建造物群と一体となった景観を形成する自然環境と連続する指定地周辺の地形や山林

オ：その他の周辺の要素

史跡日光山内の本質的価値の維持・継承に直接関係ないが、史跡の保存・活用のために重要な要素は、その取扱いの方向性を示して適切な誘導を図る。

公開活用に関わる施設

トイレ、休憩所、駐車場等の便益施設、案内板、説明板等のサイン類等、日光山内の公開等の活用に関わる周辺の諸施設

(2) 史跡日光山内の構成要素

史跡の構成要素の考え方を踏まえた史跡日光山内の構成要素は以下のとおり。

表 3-2：史跡日光山内の構成要素

史跡の構成要素の分類			史跡の構成要素	
史跡を構成する要素	ア	本質的価値を構成する要素	歴史的建造物 (江戸時代) ⁷²	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国宝建造物 (計 9 棟) ・ 重要文化財建造物 (計 94 棟) ・ 県指定有形文化財建造物 (輪王寺行者堂、輪王寺観音堂 (香車堂)) ・ 市指定有形文化財建造物 (石造不動明王立像、護摩壇) ・ 未指定建造物 (北野神社、輪王寺鐘楼、稲荷社、御物見、黒門 (東照宮 防災道路側・客殿側))
			墳墓・石碑等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 墳墓 (勝道上人の墓、教受僧都の墓) ・ 寄進碑 (日光杉並木寄進碑) ・ 境界石 (下乗石【重要文化財建造物 附】、大小便禁制碑) ・ 信仰・伝承等に関わる岩石等 (末社北野神社石造群【市記念物 (史跡)】、紫雲石、仏岩、陰陽石、子種石、影向石、笈掛石) ・ 燈籠 (近世以前)
			土木構造物	<ul style="list-style-type: none"> ・ 参道等 (表参道、西参道、滝尾道、上新道 (新宮馬場)、下新道、千人枅形、延命坂、長坂、中山通、賄坂) ・ 石垣・石段 (参道の石垣、東照宮石島居下石段 等) ・ 水路
			庭園等	造遙園
			地形・山林・樹木・池泉等	地形・山林、金剛桜【国天然記念物】、太郎杉、三本杉、滝尾神社三本杉、昌源杉、酒の泉、二荒霊泉、白糸の滝
	過去に存在した建物等の遺構・発掘調査で検出された遺物 ⁷³	<ul style="list-style-type: none"> ・ 過去に存在した建物等の遺構 〔中世以前〕古鐘楼跡、本宮遺跡、滝尾神社遺跡、朋友神社遺跡、二荒山神社裏経塚、多宝鉄塔跡、常行堂跡、法華堂跡、浩養園遺跡、護摩壇跡 等 〔近世以降〕相輪櫓跡、本地堂跡、根本堂跡、三拾番神堂跡、番所跡、光明院跡、久善坊跡、円音坊跡、蓮藏坊跡、干手堂跡、御殿跡、三仏堂跡、大楽院跡、座禅院跡、輪王寺本坊跡、安養院跡、別所跡、不動堂跡、常行堂跡、法華堂跡 等 ・ 発掘調査で検出された遺物 		
	イ	本質的価値に密接に関わる要素	歴史的建造物 (近代以降)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国登録有形文化財建造物 (東照宮武徳殿、旧東照宮宝物館) ・ 未指定建造物 (深沙王堂、滝尾稲荷神社、二荒山神社楼門、二荒山神社神門)
			石碑等 (近代以降)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 記念碑 (保晃会之碑、保晃会紀功碑) ・ 燈籠 (近代)
			庭園等	浩養園
	ウ	本質的価値を構成する要素以外の要素 (その他の要素)	社寺の管理・運営施設	二荒山神社社務所、東照宮社務所、輪王寺本坊、護摩堂、二荒山神社職舎、輪王寺紫雲閣、御霊殿、信徒寺務所 等
保存に関わる施設			日光社寺文化財保存会関連施設 (事務所、工作所、倉庫等)、管理施設 (防災・防犯設備、雨水排水施設等)	
公開活用に関わる施設			収蔵・公開施設 (東照宮宝物館、輪王寺宝物殿、日光東照宮美術館) 便益施設等 (トイレ、休憩所、案内板・説明板・標識・制札、駐車場 等)	
公共施設			国道・市道、山内配水池、側溝 (水路) 等	
その他			住居、飲食物販施設 等	
周辺地域の要素	エ	本質的価値に密接に関わる周辺の要素	地形・山林	史跡指定地と連続する地形・山林
	オ	その他の周辺の要素	公開活用に関わる施設	便益施設等

⁷² 国宝及び重要文化財建造物の内容は第2章「2. 史跡指定地内の文化財の概要」参照。

⁷³ 過去に存在した建物等の遺構・発掘調査で検出された遺物の中で、下線については、発掘調査により確認したもの (他は文献等により確認されるもの)。

表 3-3 : 「ア. 本質的価値を構成する要素」の概要

番号 ⁷⁴	史跡の構成要素	概要	
—	国宝建造物 (計 9 棟)	※第 2 章「2. 史跡指定地内の文化財の概要」参照。	
—	重要文化財建造物 (計 94 棟)	※第 2 章「2. 史跡指定地内の文化財の概要」参照。	
—	県指定有形文化財建造物	※第 2 章「2. 史跡指定地内の文化財の概要」参照。	
—	市指定有形文化財建造物	※第 2 章「2. 史跡指定地内の文化財の概要」参照。	
1	未指定建造物	北野神社	梅鉢紋のある石標を背にした小さな祠で、学問の神様、菅原道真を祀る。
2		輪王寺鐘楼	天保 3 年 (1832) 铸造。以前は東照宮の御仮殿にあったものを、明治時代に神仏分離により現在地に移設。
3		稲荷社	鎌倉時代中期に日光山の総本坊として「光明院」が創建され、その鎮守として建立された稲荷社。光明院は、明治時代の神仏分離の混乱の際に焼失。
4		御物見	かつて日光山の門主であった輪王寺宮が、二荒山神社や東照宮の神様を祀る神輿を拝むために造られた建物。
5		黒門 (東照宮 防災道路側・客殿側)	東照宮の防災道路側と客殿側にある黒塗の門。
6	墳墓	勝道上人の墓	日光開山の祖、勝道上人の墓所。当初、上人の遺骨は仏岩谷の上方に埋葬されたが、東照宮鎮座の折、開山堂が建てられ遺骨も移された。
7		教旻僧都の墓	日光山第二祖の教旻僧都 (749~828 年) の墓所。勝道上人の跡を受け、日光山の基礎を固めた。大千度行法の創始者といわれる。
8	寄進碑	日光杉並木寄進碑	国指定特別史跡の日光杉並木街道の附指定。寄進碑は、慶安元年 (1648) に建立。杉を植えた由緒を刻んだもの。
9	結界石	下乗石【重要文化財建造物 附】	神橋の南東側の広場である下馬に建てられた「下乗」と印刻された石碑。ここから先は將軍も馬から降りて参詣しなければならなかった。
10		大小便禁制碑	滝尾神社の聖域の入口にある結界石で、大小便を禁ずる碑。庶民にも読めるように、「大小」のほかは、「平仮名」で書かれている。
—	信仰・伝承等 に関わる岩石 等	末社北野神社石造群【市記念物(史跡)】	※第 2 章「2. 史跡指定地内の文化財の概要」参照。
11		紫雲石	勝道上人が礼拝していると、紫雲石の周囲から紫雲が立ち上り、青竜、朱雀、白虎、玄武の四雲がわいたという。
12		仏岩	開山堂の裏側の切り立った断崖。仏に似た岩が並んでいたのがついたが、地震で崩れてしまった。現在な六部天の石仏を安置している。
13		陰陽石	観音堂の近くにある二個の自然石。
14		子種石	古くから石の前で祈りをささげた後、石の周りを時計回りに回ること子宝に恵まれ、安産にもご利益があると言われていた。この石は子種権現とも呼ばれている。
15		影向石	参道近くに地蔵尊を祀る大石があり、弘法大師がこの石上から女体神影を拝したと言われていた。
16	笈掛石	日光開山の祖、勝道上人が笈を掛けたと伝えられる石。「笈」と「老い」が同音であることから、老いを掛けて若返るといわれる。	

⁷⁴ 図 3-4~3-6 の図中番号と対応。

番号 ⁷⁴	史跡の構成要素	概要
—	燈籠（近世以前）	近世以前に設置された石・銅・鉄製の燈籠。 ※大名等から東照宮・大猷院に献納されたものについては資料編に整理した。 ※指定地内全域に広く分布するため図示せず。
17	参道等	表参道
18		西参道
19		滝尾道
20		上新道（新宮馬場）
21		下新道
22		千人枅形
23		延命坂
24		長坂
25		中山通
26		賄坂
—	石垣・石段	参道の石垣、東照宮石島居下石段 等 参道や建造物建設のために近世以前に造られた石垣や石段。 ※指定地内全域に広く分布するため図示せず。
—	水路	近世に設置され現在も使われている水路。 ※指定地内全域に広く分布するため図示せず。
27	逍遙園	江戸時代初期に造られた庭園で、東西に長く南方西方の山々を円形に取り入れている。面積 970 坪。
—	地形・山林	近世以前に造成された地形と杉の巨木を中心とする山林。 ※指定地内全域に広く分布するため図示せず。
—	金剛桜【国天然記念物】	※第 2 章「2. 史跡指定地内の文化財の概要」参照。
28	太郎杉	深沙王堂前の老杉。樹高 43 メートル、目通直径 5.75 メートル。樹齢は 500 年以上。
29	三本杉	二荒山神社拝殿の西南隅にある三本の老杉。二荒山神社の神木。
30	滝尾神社三本杉	瀧尾神社本殿裏の石柵内にある三本の巨杉で、田心姫命が降臨したと伝えられている御神木。当初の三本は元禄 12 年（1699）、延享 4 年（1747）、寛延 2 年（1749）にそれぞれ倒れ、現在の御神木は二代目となる。初代最後に倒れた木は腐木となって今でも横たわっている。
31	昌源杉	室町時代に瀧尾神社の参道に植えられた老杉の樹林。文明 8 年（1476）に日光山の座主に就いた昌源により数万本の杉や松が植えられたといわれる。
32	酒の泉	瀧尾神社境内の奥にあり、昔から日光の名水として知られている湧き水。醸造家の信仰が厚く、この水を源として酒を造ると良い酒ができる。

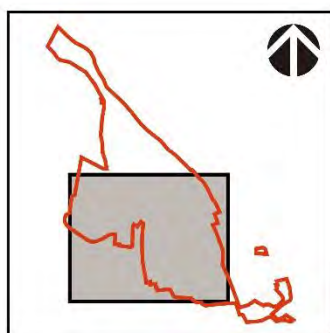
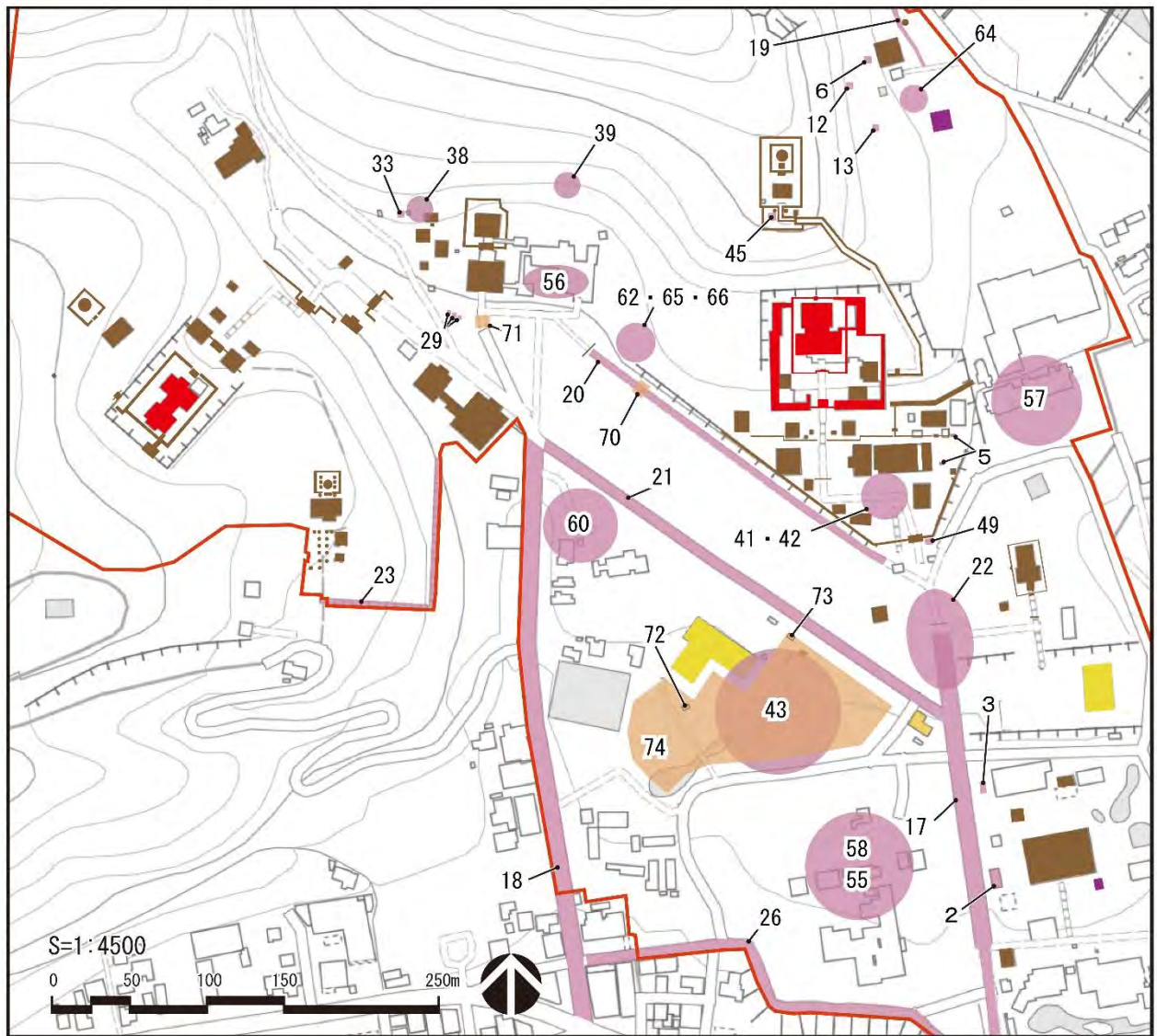
番号 ⁷⁴	史跡の構成要素	概要		
33	二荒霊泉	二荒山神社本殿後ろの恒例山の洞窟から湧き出る「薬師霊泉」と、滝尾神社の境内の「酒の泉」を集めて二荒山神社神苑の引き込んだ泉。		
34	白糸の滝	滝尾神社参道沿いの天狗沢にある滝。		
35	過去に存在した建物等の遺構〔中世以前〕	古鐘楼跡	滝尾神社境内にあった鐘楼の跡。	
36		本宮遺跡	本宮神社の境内地にある埋蔵文化財包蔵地。平安時代から鎌倉時代にかけての祭祀遺跡と思われるが、遺物は少なく散布も薄い。	
37		滝尾神社遺跡	滝尾神社境内地にある埋蔵文化財包蔵地。平安、室町、江戸時代にわたる祭祀遺跡及び建築付属物遺構。	
38		朋友神社遺跡	二荒山神社境内地にある埋蔵文化財包蔵地。平安時代の祭祀遺跡で、坏を出土する。	
39		二荒山神社裏経塚	二荒山神社境内地にある埋蔵文化財包蔵地。不整形の穴を掘り礫石経を投入しただけの経塚で、書写棟はない。室町時代末頃の造営と考えられる。	
40		多宝鉄塔跡	文明2年（1470）に鑄造された鉄製の宝塔があった場所で、滝尾中宮社の社前とされる。	
41		常行堂跡	法華堂とともに、東照宮の三神庫の近くに存在。	
42		法華堂跡	常行堂とともに、東照宮の三神庫の近くに存在。	
43		浩養園遺跡	埋蔵文化包蔵地。奈良、平安時代の集落跡。小溪谷を利用した庭園のほとんど全体にわたる遺跡。	
44		護摩壇跡	滝尾神社付近に造られた護摩壇の跡。四本竜寺や星の宮に残る護摩壇と同様の時期に造られたと思われる。	
45		過去に存在した建物等の遺構〔近世以降〕	相輪櫓跡（奥社拝殿前）	相輪櫓は仏教における塔建築の一形式で、寛永20年（1643）、東照宮奥社拝殿前に建立されたが、その後移築。
46			本地堂跡	滝尾神社境内に存在した。二間四方恵心僧都作の彌陀勢至観音の三尊を安す。
47			根本堂跡	滝尾神社本殿の西にあった堂宇。
48			三拾番神堂跡	滝尾神社の鉄塔の並びにあった赤塗の四尺社。
49	番所跡（東照宮仁王門下）		封建時代の目附所。山内警備のため置かれた。（東照宮仁王門下）	
50	光明院跡		江戸時代、天海大僧正によって再興された日光山の総本坊であった寺院。現在の三仏堂付近にあり、延床面積2,600坪の大書院であったが、明治4年（1871）5月13日の火災により焼失した。	
51	久善坊跡		現在の東照宮御仮殿の南側に存在した僧坊。	
52	円音坊跡		現在の東照宮御仮殿の南側に存在した僧坊。	
53	蓮藏坊跡		現在の東照宮御仮殿の南側に存在した僧坊。	
54	千手堂跡		滝尾神社の西脇にあり、勝道上人による二間半四方黒塗の本尊があったとされる。	
55	御殿跡		寛永16年（1639）に光明院の旧跡に建てられた將軍御殿の跡。	
56	三仏堂跡		現二荒山神社の社務所の位置に存在。神仏分離により、三仏堂は、明治時代に現在地に移設。	
57	大楽院跡		東照宮別当で、現在の東照宮美術館向側付近に存在した。文化9年（1812）火災により焼失。	
58	座禪院跡		日光山の中心院として、慶長18年（1613）まで存在。	

番号 ⁷⁴	史跡の構成要素	概要
59	過去に存在した建物等の遺構〔近世以降〕	輪王寺本坊跡
60		安養院跡
61		別所跡
62		相輪櫓跡 (上新道脇)
63		不動堂跡
64		番所跡 (滝尾口)
65		常行堂跡
66		法華堂跡
67	番所跡 (三仏堂脇)	
—	発掘調査で検出された遺物	過去の調査では、中世の礎石経や燈明皿、近代以降の磁器や水溜石積等が検出されている。 ※指定地内全域に広く分布するため図示せず。

表 3-4 : 「イ. 本質的価値に密接に関わる要素」の概要

番号 ⁷⁵	史跡の構成要素	概要
—	国登録有形文化財建造物	※第 2 章「2. 史跡指定地内の文化財の概要」参照。
68	未指定建造物	深沙王堂
69		滝尾稲荷神社
70		二荒山神社楼門
71		二荒山神社神門
72	記念碑	保晃会之碑
73		保晃会紀功碑
—	燈籠 (近代)	近代に設置された燈籠。 ※指定地内全域に広く分布するため図示せず。
74	浩養園	保晃会碑に付随する庭園として造成。

⁷⁵ 図 3-4~3-6 の図中番号と対応。



凡例

ア. 本質的価値を構成する要素

- 国宝建造物
- 重要文化財建造物
- 国天然記念物、県・市指定有形文化財建造物、市記念物（史跡）
- 上記以外の本質的価値を構成する要素

イ. 本質的価値に密接に関わる要素

- 国登録有形文化財建造物
- 上記以外の本質的価値に密接に関わる要素

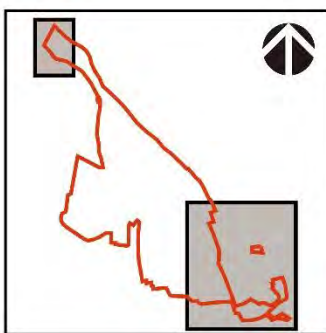
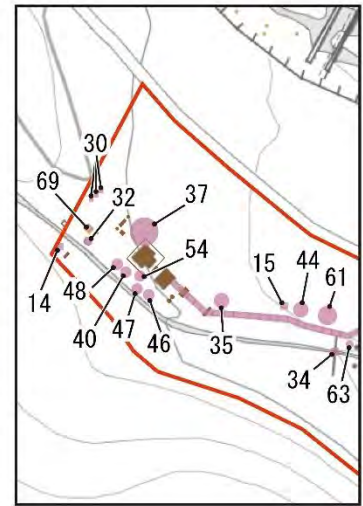
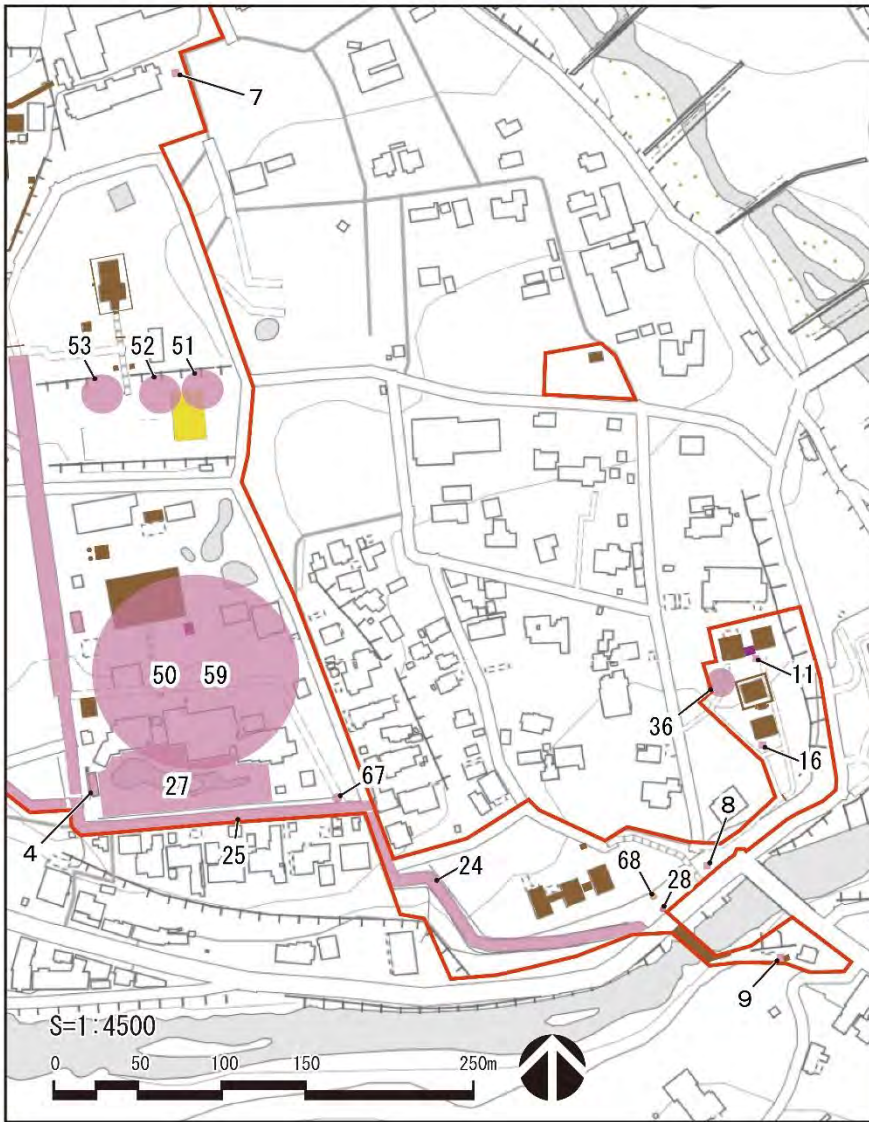
史跡指定範囲

図 3-4：史跡の主な構成要素①（ア. 本質的価値を構成する要素、イ. 本質的価値に密接に関わる要素）

※図中番号は表 3-3～3-4 の「番号」と対応。

※国宝・重要文化財建造物、国天然記念物、県・市指定有形文化財建造物、市記念物（史跡）、国登録有形文化財建造物については第 2 章「2. 史跡指定地内の文化財の概要」参照。

※円形で示したものは範囲が明確でないもの。



凡例

ア. 本質的価値を構成する要素

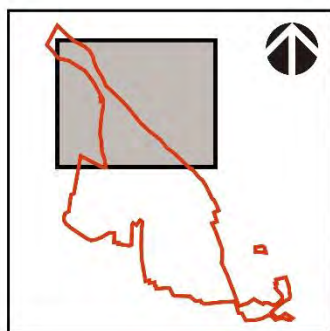
- 重要文化財建造物
- 国天然記念物、県・市指定有形文化財建造物、市記念物（史跡）
- 上記以外の本質的価値を構成する要素

イ. 本質的価値に密接に関わる要素

- 国登録有形文化財建造物
- 上記以外の本質的価値に密接に関わる要素

史跡指定範囲

図 3-5：史跡の主な構成要素②（ア. 本質的価値を構成する要素、イ. 本質的価値に密接に関わる要素）
 ※図中番号は表 3-3～3-4 の「番号」と対応。
 ※国宝・重要文化財建造物、国天然記念物、県・市指定有形文化財建造物、市記念物（史跡）、国登録有形文化財建造物については第 2 章「2. 史跡指定地内の文化財の概要」参照。
 ※円形で示したものは範囲が明確でないもの。



凡例

ア. 本質的価値を構成する要素

■ 重要文化財建造物

■ 国天然記念物、県・市指定有形文化財建造物、市記念物（史跡）

■ 上記以外の本質的価値を構成する要素

— 史跡指定範囲

図 3-6 : 史跡の主な構成要素③（ア. 本質的価値を構成する要素、イ. 本質的価値に密接に関わる要素）

※図中番号は表 3-3～3-4 の「番号」と対応。

※国宝・重要文化財建造物、国天然記念物、県・市指定有形文化財建造物、市記念物（史跡）、国登録有形文化財建造物については第 2 章「2. 史跡指定地内の文化財の概要」参照。

※円形で示したものは範囲が明確でないもの。

第4章 基本方針

1. 保存・活用の目標

日光山は、8世紀末の勝道の日光開山後、山岳信仰の聖地として発展し、以降、鎌倉幕府や江戸幕府の保護を受け繁栄してきた。特に、江戸時代に、徳川家康を祀る東照宮の造営以降は、江戸時代の政治体制を支えるための極めて重要な役割を果たした。史跡内には、日光山の開山後から歴史が積み重ねられ、近世に完成した地割や建造物群が残っている。

日光山内の建造物は、建立以降、徳川幕府によって定期的な修理が行われて維持されてきた。近代以降は、社殿を修繕して保存するために保晃会が設立され、現在は日光社寺文化財保存会により、以前の形式と技法を踏襲した適切な修理及び維持管理が行われている。

平成11年(1999)には、史跡指定地内の建造物群及び遺跡の価値と、それらの保全措置と管理体制が評価されて世界遺産に登録された。また、平成11年に保存管理計画、平成25年(2013)に整備活用計画が策定され、計画に基づき、所有者である二社一寺と管理団体の日光市をはじめとする行政の協力体制により適切に保存(保存管理)や活用、整備が進められてきた。

また、国際観光文化都市である日光市における重要な観光資源として、日光山内には国内外から多くの人々が訪れており、近年はそれら来訪者のための環境整備やイベント等の利用促進も図られてきた。

このように、日光山の歴史のなかで残されてきた建造物や形成された歴史的な景観を、今後も、これまでの取組を継続していくことで、確実に史跡を保存・活用しつつ、日光山内の価値を後世に継承いくために、史跡の保存・活用の目標を以下のように設定する。

<史跡日光山内の保存・活用の目標>

史跡日光山内の本質的価値の継承に向けた

確実な保存(保存管理)の継続と理解のための活用の促進

- ・日光山の歴史の物証となる建築物や遺跡と、それらと山林が一体となった歴史的な景観を確実に保存し後世に継承していくために現在の取組や体制を維持・継続していく。
- ・さらに、国内外から訪れる多くの人々に史跡や世界遺産としての日光山内の価値を理解していただくための活用の促進を図る。

2. 基本方針

<保存（保存管理）の基本方針>

①本質的価値を構成する要素と歴史的な景観の確実な保存（保存管理）を行う。

- ・歴史上の価値の物証となる建造物群、遺跡の各要素の保存と、それらと山林等の自然的要素が一体となって形成する歴史的な景観の保全を確実に実施する。

②史跡日光山内の歴史的な景観に影響する周辺環境を適切に保全する。

- ・史跡指定地と一体となって歴史的な景観を形成している周辺地域を、史跡の「緩衝地帯」として文化財保護法以外の法令等により保全する。

<防災・防犯の基本方針>

③二社一寺と行政が協力して、防災・防犯に必要な取組を進める。

- ・史跡指定及び周辺一帯の防災・防犯に必要な対策について、史跡の保存や活用に関わる関係者の協力体制を維持・継続して実施する。

<活用の基本方針>

④史跡の来訪者に本質的価値を理解していただくための環境を充実させる。

- ・国内外から訪れる多くの来訪者に本質的価値を理解していただくために、情報提供を充実させるとともに、来訪者が快適に史跡を見学できるように利用環境の向上を図る。

<整備の基本方針>

⑤史跡の本質的価値の保存・継承や理解に必要な整備を実施する。

- ・史跡内の建造物群、遺跡の各要素の保存や歴史的な景観を保全していくために必要な修復等の整備を継続的に実施するとともに、本質的価値の理解や利活用の環境向上に必要な整備を実施する。

<運営・体制の基本方針>

⑥二社一寺と行政機関の連携体制の維持・継続により、史跡の保存・活用を確実に実施する。

- ・管理団体の日光市の体制を充実していくとともに、史跡の保存や活用に関わる関係者間の既存の体制の維持・継続して、史跡の保存・活用を確実に実施する。

第5章 保存(保存管理)

1. 保存(保存管理)の現状・課題

(1) 史跡指定地内の保存(保存管理)の現状・課題

①保存(保存管理)の現状

世界遺産「日光の社寺」の資産範囲となっている史跡日光山内は、古代からの修験道・山岳信仰の霊場で、江戸時代以降は徳川家の聖地として宗教活動が行われ、現在は二社一寺（二荒山神社、東照宮、輪王寺）により宗教活動が続けられている。

史跡指定地内には、13件の国宝・重要文化財建造物（世界遺産を構成する103棟の建造物群）をはじめ、墳墓・石碑等の石造物、参道等の道、石垣等の土木構造物、山林のスギ巨木林、池泉等の自然物、近世以前に建設された建物の遺構等、史跡の本質的価値を構成する多種多様な要素が所在している。また、二社一寺の宗教活動に必要な施設や文化財の保存に関連する日光社寺文化財保存会の施設、収蔵・公開施設やトイレ、休憩所、案内・説明板等の活用に関連する施設等、史跡の本質的価値を構成する要素以外のその他の要素も様々な施設等が分布している。これらの要素を含む指定地内の管理は、土地所有者である日光市と二社一寺、保存会、二社一寺が共同で設立した事務所により適切に実施されている。

特に、国宝・重要文化財建造物は、保存会による事業計画に基づき保存修理が継続的に実施されており、今後も現体制により適切に維持していくことが前提となる。

指定地内及び周辺に分布する石垣は、樹根の影響等による損傷や経年劣化が確認されたため、平成25年度（2013）から分布や損傷状況を把握するための調査が実施され、令和2年度（2020）から変動調査による経過観察を行っている。また、指定地内及び周辺では、世界遺産登録後、雨量、温湿度、風速の調査や窒素酸化物の濃度の調査等の環境調査を継続して実施しているほか、平成25年度（2013）から3か年かけて日光山内地区内の植物種の分布状況の把握を目的とした植物調査が実施されており、シカによる食害も確認されている。

②保存(保存管理)の課題

ア. 史跡指定地内の多種多様な要素の適切な保存

- ・指定地内には、国宝・重要文化財建造物等の文化財やそれらの保存・活用に関わる要素に加えて、宗教活動や生活に関わる要素等、多種多様な要素が混在している。これらは、各所有者や管理団体により適切に管理されており、今後も継続して確実に史跡を保存（保存管理）していく必要がある。

イ. 史跡の保存に必要な調査の継続と調査結果に基づく対策の検討

- ・史跡の保存に向けて、継続して行われている石垣や環境の調査については、今後も継続して情報を蓄積していくとともに、調査結果を分析して、問題がある箇所については必要な対応を検討していく必要がある。
- ・現在実施している調査以外にも、史跡の保存等の状況を把握するのに必要な調査についても検討し、確実に史跡を保存（保存管理）していく必要がある。

(2) 周辺地域の保全の現状・課題

①周辺地域の保全の現状

史跡指定地の西側と北側は史跡と連続する斜面地となっており、指定地内の山林と連続して歴史的な景観を形成する樹林が広がっている。これらの山林は、社寺の所有地となっており、日光社寺営林事務所が維持管理を行っている。

指定地の南東側は、稲荷川（東側）と大谷川（南側）によって形成された段丘地となっており、勝道上人が紫雲立寺（四本龍寺）を創建した場所である。近世の絵図には多くの衆徒各院や坊等が建ち並ぶ様子が描かれており、現在も多くの支院が所在し、日光山の歴史とともに変化してきた史跡と関連性の高い場所である。また、駐車場、飲食物販施設、宿泊施設等の観光関連の施設が立地しており、史跡の活用面においても重要な場所となっている。

世界遺産「日光の社寺」の緩衝地帯となっている史跡の周辺地域は、日光国立公園（特別保護地区、特別地域、普通地域）、保安林、砂防指定地、河川区域及び河川保全区域、景観計画の景観計画重点区域、風致地区等の様々な法律等による規制区域に指定されており、工作物及び建築物の建築や開発行為等に対して許可、届出受理等の監督が行われ、指定地と連続する景観が適切に維持されている。

②周辺地域の保全の課題

ア. 史跡の保存や活用に関係する周辺地域の要素の維持

- ・指定地内と連続する周辺の地形・山林は、本質的価値に密接に関わる重要な要素であるが、急峻な沢に囲まれていることから、枯損木や倒木、沢の出水が史跡への被害を及ぼす可能性があり、治山等も含めた山林の管理を行う必要がある。
- ・指定地周辺には、駐車場等の史跡の活用に関わる施設が数多くあり、史跡の保存に影響を与えないように調整しつつ、適切に実施していく必要がある。

イ. 史跡指定地周辺を保全する法規制の適切な運用

- ・指定地周辺は、世界遺産の緩衝地帯として文化財保護法以外の法律等に基づく規制区域に指定されており、今後も現在の状況を維持し、関係機関と連携して周辺地域の環境保全を図っていく必要がある。

2. 保存（保存管理）の方向性

第3章で示したように、史跡の本質的価値のひとつである「建造物群、遺跡、地形、周辺の山林が一体となって形成する歴史的な景観の価値」は、史跡周辺の自然環境と一体となって形成されている。また、周辺環境は、世界遺産「日光の社寺」の資産を保護するための緩衝地帯に位置付けられている。そのため、史跡日光山内の保存（保存管理）については、史跡指定地内に加えて、周辺地域についても整理することとし、その方向性について、第4章の基本方針と第5章の保存（保存管理）の現状・課題を踏まえ、以下のように定める。

（1）史跡指定地内の保存（保存管理）の方向性

＜史跡指定地内の保存（保存管理）の基本方針＞

本質的価値を構成する要素と歴史的な景観の確実な保存（保存管理）を行う。

①地区の特性に応じた適切な保存（保存管理）の実施

- ・史跡指定地内には、近世の土地利用が継承されている地区や近代以降に宗教活動や生活に合わせて少しずつ変化した地区があり、場所ごとに本質的価値を構成する要素の分布状況が異なるため、各地区の特性に応じた保存（保存管理）を実施する。

②史跡の構成要素の維持・修理に必要な調査の実施

- ・歴史上の価値の物証となる建造物群、遺跡の各要素の保存と、それらと地形、山林等の自然的要素が一体となって形成する歴史的な景観の保全を確実に実施していくために、必要な調査を実施し、調査結果に基づく適切な対応を検討する。

（2）周辺地域の保全の方向性

＜周辺地域の保全の基本方針＞

史跡日光山内の歴史的な景観に影響する周辺環境を適切に保全する。

①周辺地域の要素の適切な保存（保存管理）

- ・周辺地域に所在する史跡の本質的価値に関わる要素や、史跡の保存や活用に関わる要素について、史跡と一体的な保存や活用が図れるように適切な保存（保存管理）を行う。

②歴史的な景観を形成する周辺環境の保全

- ・史跡指定地内の建造物群や遺跡と一体となって歴史的な景観を形成している周辺地域を、自然公園法、都市計画法、景観法等の文化財保護法以外の法令等に基づく保護措置により、所管する機関との連携を密にしながら保全する。

3. 史跡指定地内の保存（保存管理）の方法

（1）地区及び史跡の構成要素の保存（保存管理）

①地区区分

保存管理計画では史跡指定地内の史跡の構成要素の分布状況に基づき地区区分を設定しており、計画策定以降、その区分に基づき保存（保存管理）を実施してきた。保存管理計画策定後も土地利用等の指定地内の状況は変化していないことから、保存管理計画の地区区分を踏襲して以下のように設定する。

表 5-1：史跡日光山内の保存（保存管理）の地区区分

地区	概要
A地区	国宝・重要文化財指定建造物並びに社叢の所在する歴史的に重要な地区 江戸時代に建立された歴史的建造物や参道等の本質的価値を構成する要素が最も集積する場所で、近世から土地利用が変化していない地区
B地区	宗教活動上必要な社務所、本坊、附属建物及びこれらに付随する山林等の所在する地区 近代以降に宗教活動の変化に合わせて、社寺の管理・運営に必要な施設等が整備された地区
C地区	収蔵・公開施設、文化財修復のための施設、駐車場、便益施設、住居等が所在する地区 近代以降の社会の変化に合わせて土地利用が変化し、現在は史跡の管理や公開活用に必要な施設等が整備されている地区
D地区	山内の自然環境をなす山林地区 山林が中心となり、基本的には近世から土地利用が変化していない地区
E地区	山内の市道を中心とする道路の地区 道としての土地利用は基本的には近世から変化していないが、道路として舗装等が整備されている地区

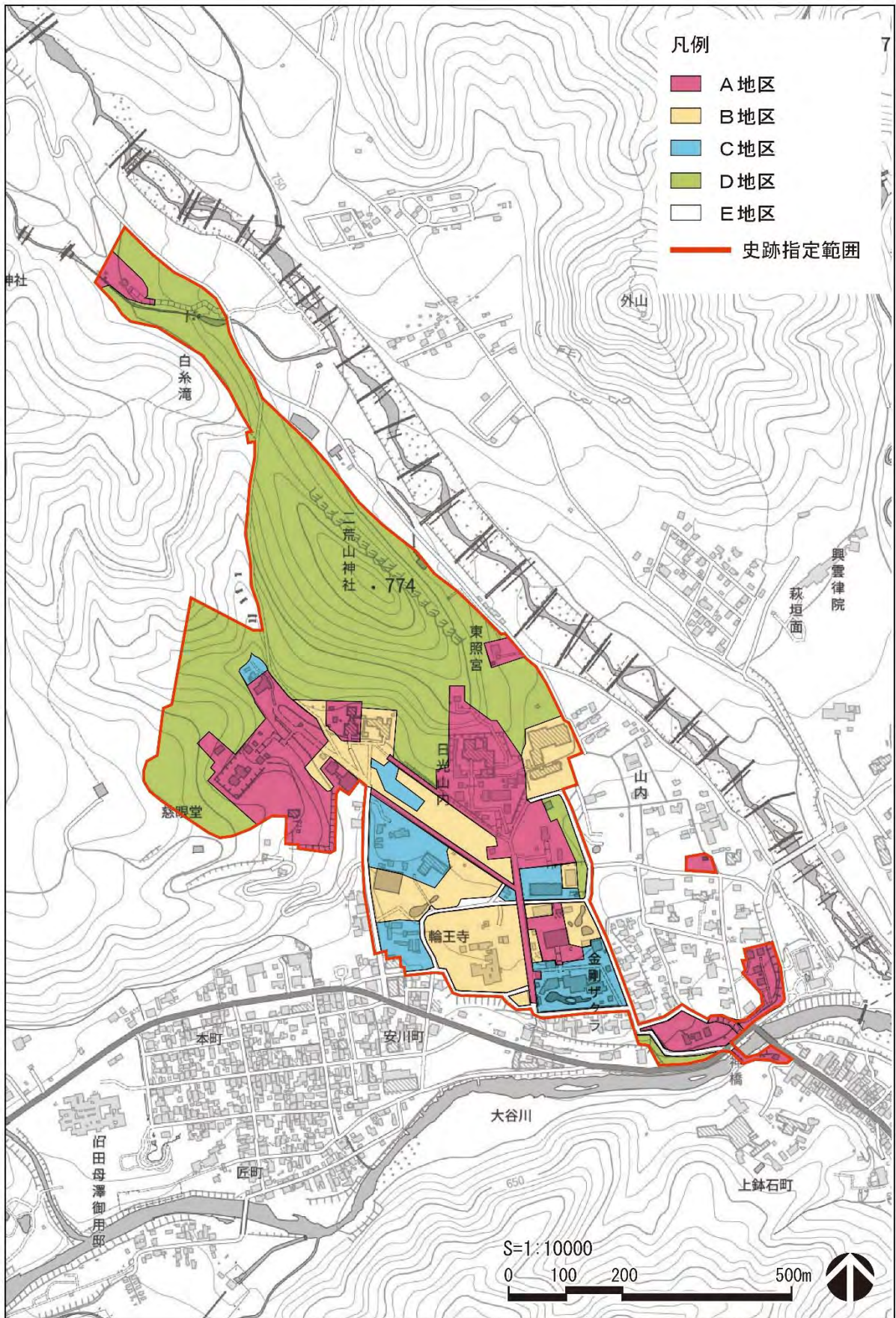


図 5-1 : 史跡日光山内の保存（保存管理）の地区区分図

②地区別の保存（保存管理）の方針

A地区

A地区は、国宝・重要文化財指定建造物等の歴史的建造物や参道等が所在し、史跡の本質的価値を構成する要素が集積する重要な地区であることを踏まえて、地区の保存（保存管理）の方針を以下のように設定する。

表 5-2：A地区の保存（保存管理）の方針と構成要素

<p>A地区の 保存（保存 管理）の 方針</p>	<p>江戸時代から継承される歴史的建造物とその立地環境の現状を確実に保存する。</p> <p>日光山の宗教活動の中心として、江戸時代に建立された建造物が周辺の地形等と一体的に残されており、地下には中世以降の建物跡等の遺構が多く残っている可能性も高い地区であるため、地区全体の現状を確実に後世に継承していくための保存（保存管理）を行う。</p>		
<p>A地区の 構成要素</p>	<p>ア：本質的価値を構成する要素</p>	<p>歴史的建造物 (江戸時代)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・国宝建造物（計9棟） ・重要文化財建造物（計92棟） ・県指定有形文化財建造物（輪王寺観音堂（香車堂）） ・市指定有形文化財建造物（石造不動明王立像、護摩壇） ・未指定建造物（黒門（東照宮 防災道路側・客殿側））
<p>墳墓・石碑等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・墳墓（勝道上人の墓） ・寄進碑（日光杉並木寄進碑） ・結界石（下乗石）【重要文化財建造物 附】 ・信仰・伝承等に関わる岩石等（紫雲石、子種石、笈掛石） ・燈籠（近世以前） 		
<p>土木構造物</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・参道等（表参道、滝尾道、上新道（新宮馬場）、下新道、千人枅形、延命坂） ・石垣・石段 ・水路 		
<p>地形・山林・樹木・池泉等</p>	<p>地形・山林、金剛桜【国天然記念物】、太郎杉、滝尾神社三本杉、酒の泉</p>		
<p>過去に存在した建物等の遺構・発掘調査で検出された遺物</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・過去に存在した建物等の遺構 〔中世以前〕古鐘楼跡、本宮遺跡、滝尾神社遺跡、朋友神社遺跡、多宝鉄塔跡、常行堂跡、法華堂跡 等 〔近世以降〕相輪櫓跡（奥社拝殿前）、本地堂跡、根本堂跡、三拾番神堂跡、番所跡（東照宮仁王門下）、光明院跡、千手堂跡 等 ・発掘調査で検出された遺物 		
<p>イ：本質的価値に密接に関わる要素</p>	<p>歴史的建造物 (近代以降)</p> <p>石碑等 (近代以降)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・未指定建造物（深沙王堂、滝尾稲荷神社、二荒山神社楼門） ・燈籠（近代） 	
<p>ウ：本質的価値を構成する要素以外の要素（その他の要素）</p>	<p>保存に関わる施設</p> <p>公開活用に関わる施設</p> <p>公共施設 その他</p>	<p>管理施設（防災・防犯設備、雨水排水施設等）</p> <p>便益施設等（案内板・説明板・標識・制札等）</p> <p>側溝（水路）等</p>	

B地区

B地区は、宗教活動上必要な施設が立地する地区であることを踏まえて、地区の保存（保存管理）の方針を以下のように設定する。

表 5-3：B地区の保存（保存管理）の方針と構成要素

B地区の 保存（保存 管理）の 方針	二社一寺の宗教活動に関わる諸施設の維持を図りつつ、史跡の保存を行う。		
	二社一寺の宗教活動に必要な諸施設が立地する地区であり、今後も宗教活動を継続していくために、社寺の管理・運営を考慮しながら、各施設の必要性や維持に必要な行為との調整を図りつつ、適切に保存（保存管理）を行う。		
B地区の 構成要素	ア：本質的価値を構成する要素	歴史的建造物（江戸時代）	<ul style="list-style-type: none"> ・重要文化財建造物（東照宮旧奥社唐門、同鳥居 計2棟） ・未指定建造物（輪王寺鐘楼）
		墳墓・石碑等	<ul style="list-style-type: none"> ・墳墓（教曇僧都の墓） ・燈籠（近世以前）
		土木構造物	<ul style="list-style-type: none"> ・石垣・石段
		地形・山林・樹木・池泉等	地形・山林、三本杉、二荒霊泉
		過去に存在した建物等の遺構・発掘調査で検出された遺物	<ul style="list-style-type: none"> ・過去に存在した建物等の遺構 〔中世以前〕浩養園遺跡 等 〔近世以降〕久善坊跡、御殿跡、三仏堂跡、大楽院跡、座禅院跡 等 ・発掘調査で検出された遺物
	イ：本質的価値に密接に関わる要素	歴史的建造物（近代以降）	<ul style="list-style-type: none"> ・国登録有形文化財建造物（東照宮武徳殿） ・未指定建造物（二荒山神社神門）
		石碑等（近代以降）	<ul style="list-style-type: none"> ・記念碑（保晃会之碑、保晃会紀功碑） ・燈籠（近代）
		庭園等	浩養園
	ウ：本質的価値を構成する要素以外の要素（その他の要素）	社寺の管理・運営施設	二荒山神社社務所、東照宮社務所、輪王寺本坊、護摩堂 等
		保存に関わる施設	管理施設（防災・防犯設備、雨水排水施設等）
		公開活用に関わる施設	収蔵・公開施設（日光東照宮美術館） 便益施設等（案内板・説明板・標識・制札等）
		公共施設	山内配水池、側溝（水路）等

C地区

C地区は、収蔵・公開施設、文化財修復のための施設、駐車場、便益施設、住居等が所在する地区で、史跡の保存や活用に必要な施設が立地する地区であることを踏まえて、地区の保存（保存管理）の方針を以下のように設定する。

表 5-4：C地区の保存（保存管理）の方針と構成要素

C地区の 保存（保存 管理）の 方針	<p>史跡の保存や活用に關わる諸施設の維持を図りつつ、史跡の保存を行う。</p> <p>史跡内の保存に必要な施設や収蔵・公開施設、便益施設等の活用に必要な施設が立地する地区であり、今後も史跡の保存や活用のために、各施設の必要性や維持に必要な行為との調整を図りつつ、適切に保存（保存管理）を行う。</p>		
	C地区の 構成要素	ア：本質的価値を構成する要素	歴史的建造物（江戸時代）
墳墓・石碑等			・燈籠（近世以前）
土木構造物			・石垣
庭園等			逍遙園
過去に存在した建物等の遺構・発掘調査で検出された遺物			・過去に存在した建物等の遺構 〔近世以降〕円音坊跡、蓮藏坊跡、輪王寺本坊跡、安養院跡 等 ・発掘調査で検出された遺物
イ：本質的価値に密接に關わる要素		歴史的建造物（近代以降）	・国登録有形文化財建造物（旧東照宮宝物館）
		石碑等（近代以降）	・燈籠（近代）
ウ：本質的価値を構成する要素以外の要素（その他の要素）		社寺の管理・運営施設	二荒山神社職舎、輪王寺紫雲閣、御靈殿、信徒寺務所 等
		保存に關わる施設	日光社寺文化財保存会関連施設（事務所、工作所、倉庫等） 管理施設（防災・防犯設備、雨水排水施設等）
		公開活用に関わる施設	収蔵・公開施設（東照宮宝物館、輪王寺宝物殿） 便益施設等（トイレ、休憩所、案内板・説明板・標識・制札、 駐車場 等）
	公共施設	側溝（水路）等	
	その他	住居、飲食物販施設	

D地区

D地区は、山内の自然環境をなす山林を中心とした地区であることを踏まえて、地区の保存（保存管理）の方針を以下のように設定する。

表 5-5：D地区の保存（保存管理）の方針と構成要素

D地区の保存（保存管理）の方針	史跡の歴史的な景観上重要となる山林の自然環境を維持して、史跡の保存を行う。		
	指定地内及び周辺の山林は、史跡の歴史的な景観を形成する重要な要素であるため、その樹林景観や自然環境を維持していくための保存（保存管理）を行う。		
D地区の構成要素	ア：本質的価値を構成する要素	歴史的建造物（江戸時代）	<ul style="list-style-type: none"> ・県指定有形文化財建造物（輪王寺行者堂） ・未指定建造物（北野神社、稲荷社）
		墳墓・石碑等	<ul style="list-style-type: none"> ・境界石（大小便禁制碑） ・信仰・伝承等に関わる岩石等（末社北野神社石造群【市記念物（史跡）】、仏岩、陰陽石、影向石） ・燈籠（近世以前）
		土木構造物	<ul style="list-style-type: none"> ・参道等（滝尾道） ・石垣
		地形・山林・樹木・池泉等	地形・山林、昌源杉、白糸の滝
		過去に存在した建物等の遺構・発掘調査で検出された遺物	<ul style="list-style-type: none"> ・過去に存在した建物等の遺構 〔中世以降〕二荒山神社裏経塚、護摩壇跡 〔近世以降〕相輪櫓跡（上新道脇）、別所跡、不動堂跡、番所跡（滝尾口）、常行堂跡、法華堂跡 等 ・発掘調査で検出された遺物
	イ：本質的価値に密接に関わる要素	石碑等（近代以降）	<ul style="list-style-type: none"> ・燈籠（近代）
ウ：本質的価値を構成する要素以外の要素（その他の要素）	保存に関わる施設	管理施設（防災・防犯設備、雨水排水施設等）	

E地区

E地区は、市道を中心とする道路の地区であることを踏まえて、地区の保存（保存管理）の方針を以下のように設定する。

表 5-6：E地区の保存（保存管理）の方針と構成要素

E地区の保存（保存管理）の方針	史跡内の活動上重要な道路の維持を図りつつ、史跡の保存を行う。		
	車両通行可能な指定地内の道路を中心とした地区であり、今後も史跡の保存や活用等のために、道路の維持に必要な行為との調整を図りつつ、適切に保存（保存管理）を行う。		
E地区の構成要素	ア：本質的価値を構成する要素	土木構造物	<ul style="list-style-type: none"> ・参道等（西参道、長坂、中山通、賄坂） ・水路
		過去に存在した建物等の遺構・発掘調査で検出された遺物	<ul style="list-style-type: none"> ・過去に存在した建物等の遺構 〔近世以降〕番所跡（三仏堂脇） 等 ・発掘調査で検出された遺物
	ウ：本質的価値を構成する要素以外の要素（その他の要素）	保存に関わる施設	管理施設（防災・防犯設備、雨水排水施設等）
		公開活用に関わる施設	便益施設等（駐車場）
		公共施設	国道（120号）、市道（日32127号線、日32128号線、日32129号線、日32134号線、日32135号線、日32136号線、2127号線）、側溝（水路）等

③要素別の保存（保存管理）の方法

ア：本質的価値を構成する要素

ア-1. 歴史的建造物（江戸時代）

- ・国宝建造物及び重要文化財建造物（A地区・B地区）については、日光社寺文化財保存会による事業計画に基づき保存修理を実施していくとともに、日常的な点検等で損傷等が判明した際に補修等を行い、現状を適切に維持する。国宝建造物及び重要文化財建造物の附として指定されている石造物や参道等については、その内容に応じて、以降に示す要素に準じた保存（保存管理）を行い、現状を適切に維持する。
- ・県指定有形文化財建造物（A地区：輪王寺観音堂（香車堂）、D地区：輪王寺行者堂）についても、国宝建造物及び重要文化財建造物と同様に、現状を適切に維持する。
- ・未指定建造物（A地区：黒門（東照宮 防災道路側・客殿側）、B地区：輪王寺鐘楼、C地区：御物見、D地区：北野神社、稻荷社）についても、文化財指定建造物と同様に、その歴史的価値を考慮し保全に努めるものとする。

ア-2. 墳墓・石碑等

- ・現状維持を基本とし、傾倒及び部分的に破損した場合の応急的な措置を実施する。
- ・毀損・劣化等の進行により衰亡の危険性が生じた際には、劣化状況診断及び劣化防止のための処理等について検討する。

ア-3. 土木構造物

- ・砂利舗装や石張等の舗装の現状を維持し、特に公開しているA地区の表参道、上新道、下新道、千人枡形については来訪者の通行が多いため、日常的な清掃等の管理を行い、不陸及び破損が確認された場合は早急に復旧する。
- ・街路灯、安全柵、ガードパイプ、標識等の既設の付属施設については、現状維持に必要な補修、応急措置を行い、施設更新時には現在の規模、意匠、色彩等を基本に、史跡の歴史的な景観に配慮した改修を行う。
- ・石垣については、現状維持を基本とするが、過年度の調査結果で劣化・損傷等で危険度評価が高い箇所については変動調査による経過観察を行い、今後「石垣の復旧（修理）のための基本計画」を策定した上で、優先度が高い箇所から復旧（修理）を行う。
- ・石段については、現状維持を基本とするが、公開範囲で来訪者が通行する箇所については、日常的な清掃等の管理を行い不陸及び破損が確認された場合は早急に復旧する。

ア-4. 庭園等

- ・逍遙園（C地区）については、園地の現状を維持・改善していくために、現在実施している保存（保存管理）を継続して実施する。

ア-5. 地形・山林・樹木・池泉等

- ・地形・山林・樹木・池泉等の自然的な要素については、現状維持を基本とし、各所有者による適切な管理を行い、土砂流出、樹勢低下、湧水量の変化等の現状維持に対する問題が生じた場合は対応方法を検討する。
- ・史跡地内の山林は、社寺営林事務所並びに二社一寺の林務担当が現在実施している管理を継続して行うとともに、山林の維持に必要な以下の点の検討を進める。

- 危険木に関して、各社寺がそれぞれ把握している現況を一つに集約し、山内全地域共通の植生及び危険木分布の山林地図等を作成して情報共有を図るとともに、建造物等や来訪者に被害を及ぼす恐れのある危険木を特定し、養生補強・伐採・枝払いなどの対処を計画的に実施する。
- 史跡の周囲は急峻な沢に囲まれていることから、景観保持及び建造物、来訪者への被害を予防するため、樹林の管理に加えて、崩落防止工事等の治山の措置を検討する。
- 長期的な視野に立ち、建造物と一体となって歴史的な景観を形成している山内地区の山林の植生等のあるべき姿を明確にして、伐採、補植等による樹林の維持更新の方法についての調査、研究、検討を進める。
- ・金剛桜（A地区）については、桜の現状を維持・改善していくために、輪王寺が現在実施している保存・管理の方針にしたがい、今後も樹木の状況観察（花卉・枝葉・根及び環境等）、施肥（御礼肥、寒肥（土壌改良）等）、病虫害予防対策（薬剤散布等）、剪定・枯枝除去を継続して実施する。

ア-6. 過去に存在した建物等の遺構・発掘調査で検出された遺物

- ・試掘調査や発掘調査で地下遺構が確認された場合は、遺構の保護を原則とし、記録した上で、必要に応じて保護対策を講じた後、埋め戻して適切に保存する。
- ・試掘調査や発掘調査で遺物が検出された場合は、日光市教育委員会が保存方法を確認の上、日光市教育委員会と二社一寺で適切に保存（保存管理）する。

イ：本質的価値に密接に関わる要素

イ-1. 歴史的建造物(近代以降)

- ・国登録有形文化財建造物（B地区：東照宮武徳殿、C地区：旧東照宮宝物館）については、国宝建造物及び重要文化財建造物と同様に、適切な管理を実施する。
- ・未指定建造物（A地区：深沙王堂、滝尾稲荷神社、二荒山神社楼門、B地区：二荒山神社神門）についても、文化財指定建造物と同様に、その歴史的価値を考慮し保全に努めるものとする。

イ-2. 石碑等(近代以降)

- ・現状維持を基本とし、傾倒及び部分的に破損した場合の応急的な措置を実施する。
- ・毀損・劣化等の進行により衰亡の危険性が生じた際には、劣化状況診断及び劣化防止のための処理等について検討する。

イ-3. 庭園等

- ・浩養園（B地区）については、園地の現状を維持・改善していくために、現在実施している保存（保存管理）を継続して実施する。

ウ：本質的価値を構成する要素以外の要素（その他の要素）

- ・本質的価値を構成する要素以外の要素（その他の要素）に区分される各施設については、各施設の機能維持に必要な補修、応急措置、清掃等を行い、現状を維持していくことを基本とする。
- ・施設更新時には、遺構に影響を与えないことを前提に、史跡の歴史的な景観に配慮した改修を行うとともに、機能上、必要がないものについては撤去、指定地外に設置可能な施設については移設を検討する。

- ・建築物の改修に当たっては、適宜予定地内での試掘調査を実施し遺構等の有無を確認の上、遺構に影響を与えないよう考慮した工法を採用することとし、外観についても史跡の歴史的な景観を損ねないようにする。
- ・建築物の保存修理や改修に当たって設置する施設は、史跡に影響を与えないよう仮設のもので原状に復することのできる仕様を原則とし、外観についても史跡の歴史的な景観を損ねないように配慮する。
- ・道路・側溝（水路）の整備・改修に当たっては、史跡に与える影響を最小限に止めるような工法と史跡の歴史的な景観に配慮した計画となるよう調整する。
また、冬季の路面の凍結、除雪については来訪者の安全確保の点から対応策を検討する。
- ・下水道、電気設備等の整備・改修に当たっては、極力更新前の位置を踏襲し、新たな掘削が伴わないように配慮する。新規の配管については、経路を検討し史跡に与える影響を最小限に止めるような工法を検討する。

(2) 調査

①建造物調査

ア. 国宝・重要文化財の建造物調査

- ・日光社寺文化財保存会において、現在修理を進行中の建造物及び次期計画で修理を予定している建造物についての調査を実施する。調査の内容については、建造物の破損や劣化状況の確認と、これまでの修理の履歴をもとにした修理方針の決定、耐震診断や対象建造物の実測等を行う。
- ・大雨や地震等の災害発生時においては、日光市教育委員会による所有者への被害状況の調査や現地の確認等を実施する。

イ. 県・市指定文化財や未指定文化財の建造物の状況確認

- ・県指定文化財については、栃木県の文化財パトロールを実施することで定期的な建造物の破損や劣化状況についての確認を実施する。また、大雨や地震等の災害発生時においては、日光市教育委員会による所有者への被害状況の調査や現地の確認等を実施する。
- ・市指定の文化財や未指定の文化財においては、所有者による定期的な見回り調査に加え、大雨や地震等の災害発生時においては、日光市教育委員会による所有者への被害状況の調査や現地の確認等を実施する。

②石垣調査

ア. 変動調査の継続

- ・史跡指定地及び周辺の石垣については、損傷や経年劣化が確認されており、平成 25 年度 (2013) から分布状況や損傷状況を把握するために調査や石垣カルテの作成が行われ、令和 2 年度 (2020) から危険度評価が高い箇所に変動調査が実施されている。今後も、変動が確認された箇所や変動の可能性がある箇所について変動調査を継続して実施し、経過観察を行う。

イ. 復旧（修理）のための基本計画の策定と整備の実施

- ・過年度の調査結果や変動調査による経過観察結果を踏まえて、「石垣の復旧（修理）のための基本計画」を策定し、経年劣化や損傷している石垣の復旧（修理）に必要な整備を進める。
- ・石垣の復旧（修理）の計画は、委員会を設置して専門家等による助言・指導を受けて、『石垣整備の手引き』（文化庁文化財部記念物課 2015）に基づき策定する。
- ・また、損傷状況や築造年代等により個々の石垣の評価、損傷要因の特定、復旧（修理）の工法の検討を行い、指定地内及び周辺に広範囲に分布する多数の石垣を、計画的に復旧（修理）していくための事業化計画を策定する。

③樹木調査

ア. 樹木調査の実施

- ・史跡指定範囲及び周辺の山林は、建造物と一体となって歴史的な景観を形成している重要な要素であるが、日光山内では、平成 25 年度 (2013) から平成 27 年度 (2015) の 3 か年をかけて植物調査を実施して以降、10 年以上が経過している。そのため、今後の状況を注視し、現状を把握するための調査を検討する。

イ. 支障木の対応や山林のあるべき姿の検討

- ・調査の結果、建造物等や来訪者に被害を及ぼす恐れのある危険木等、史跡の保存や活用に支障を与える樹木等や、シカ等による食害が確認された場合は、必要な対処を計画的に実施する。
- ・史跡及び周辺の山林は、建造物と一体となって歴史的な景観を形成している重要な要素であるため、調査結果に基づき史跡の本質的価値を踏まえた山林の植生等のあるべき姿を明確にして、伐採、補植等による山林の維持更新の方法についての調査、研究、検討を進める。

④地下遺構調査

ア. 整備に伴う遺構確認の実施

- ・指定地内において土地の掘削を伴う整備を行う際には、掘削の位置、規模に応じて、遺構の有無を確認するために必要な箇所を試掘調査や、施工時の日光市教育委員会による立会を行い、遺構への影響を確認して実施する。

イ. 学術調査としての発掘調査の実施

- ・史跡日光山内では、これまでに部分的に発掘調査が実施されているが、指定地内には中近世に所在した建造物等の遺構が地下に残っている可能性があるため、今後も可能な範囲については、状況に応じて発掘調査を実施していく。

⑤環境調査（雨量、温湿度、風速、窒素酸化物）

ア. 環境調査の継続

- ・現在、指定地及び周辺で継続的に実施している、雨量、温湿度、風速、窒素酸化物の環境調査は、今後も継続して実施し、データを蓄積していく。

イ. 環境調査結果の分析

- ・これまで蓄積されたデータについて、経年変化等の分析を行い、分析結果を受けて、調査箇所・方法の検証や環境変化への対応の必要性について検討する。

⑥史跡のマネジメントに関わる調査（第11章 経過観察参照）

ア. 保存・活用の状況把握

- ・史跡に影響を与える要因、体制、保護措置、予算措置等の管理状況や来訪者数、イベント開催状況等の活用状況に関わる情報を記録する。

イ. 調査結果の報告と対応の検討

- ・観察及び結果の記録は、日光市教育委員会事務局文化財課で一括して管理し、「史跡日光山内」保存・活用協議会において、定期的に結果を報告して対応の必要性等を協議する。

⑦調査成果の蓄積と公開

- ・各調査の成果は、日光市教育委員会では保管し、史跡内の保存に関わる基礎情報として蓄積していく。
- ・保存会で実施している建造物調査成果等とも連携を図り、成果の共有、充実を図るとともに、日光山に関する調査・研究に活かせるように、広く一般に公開していくことを検討する。

(3) 現状変更等の取扱い

史跡指定地内及び周辺地で、史跡の「現状を変更する行為」や「保存に影響を及ぼす行為」に該当すると思われる行為を実施する者は、以下の項目に留意して手続きを行う。

上記の実施者と所有者が異なる場合は、申請に際して所有者の承諾が必要となる。

①法令に基づく現状変更等の許可権限

文化財保護法及び同法施行令に記載されている現状変更等の内容を以下のとおり整理する。

なお、文化財保護法に基づく諸手続きについては、資料編に整理した。

表 5-7：現状変更の許可権限

根拠法令と現状変更に関わる行為（要約）	許可権限者
1. 文化財保護法 第 125 条 第 1 項 （現状変更等の制限及び原状回復の命令） ・ 現状変更 ・ 保存に影響を及ぼす行為	文化庁長官
2. 文化財保護法施行令 第 5 条 第 4 項 第 1 号 ・ 次に掲げる現状変更等 ⁷⁶ （日光市教育委員会が処理する事務のうち、史跡日光山内に関連する事項に関するものを文化財保護法施行令より以下に抜粋） イ 小規模建築物 ⁷⁷ で2年以内の期間を限って設置されるものの新築、増築又は改築 ハ 工作物（建築物を除く。）の設置若しくは改修 ⁷⁸ 又は道路の舗装若しくは修繕（それぞれ土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更を伴わないものに限る。） ニ 文化財保護法第 115 条第 1 項（文化財保護法第 120 条及び第 172 条第 5 項において準用する場合を含む。）に規定する史跡名勝天然記念物の管理に必要な施設の設置又は改修 ホ 電柱、電線、ガス管、水管、下水道管その他これに類する工作物の設置又は改修 ヘ 建築物等の除却（建築又は設置の日から 50 年を経過していない建築物等に係るものに限る。） ト 木竹の伐採（名勝又は天然記念物の指定に係る木竹については、危険防止のため必要な伐採に限る。） チ 史跡名勝天然記念物の保存のため必要な試験材料の採取	日光市 教育委員会
3. 文化財保護法 第 125 条 第 1 項ただし書 i) 維持の措置 ⁷⁹ ii) 非常災害のために必要な応急措置 iii) 保存に影響を及ぼす行為については影響が軽微なもの	許可不要

⁷⁶ 具体的な許可の事務処理の基準については、資料編の「文化財保護法施行令第5条第4項第1号イからルまで並びに第6条第2項第1号イ及びロに掲げる史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可の事務の処理基準(平成12年4月28日 文部大臣裁定(平成31年3月29日最終改正))」参照。

⁷⁷ 階数が2以下で、かつ、地階を有しない木造又は鉄骨造の建築物であって、建築面積(増築又は改築にあつては、増築又は改築後の建築面積)が120m²以下のもの。

⁷⁸ 改修又は除却にあつては、設置の日から50年を経過していない工作物に係るものに限る。

⁷⁹ 文化財保護委員会規則第10号(特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可申請等に関する規則 第4条(維持の措置の範囲))に基づく。

一 き損し、又は衰亡している場合において、指定当時の原状に復するとき。

二 き損し、又は衰亡している場合において、き損又は衰亡の拡大を防止するため応急の措置をするとき。

三 き損し、又は衰亡し、かつ、当該部分の復旧が明らかに不可能である場合において、当該部分を除去するとき。

②現状変更等の対象行為

文化財保護法第 125 条第 1 項に規定する「現状を変更する行為」と「保存に影響を及ぼす行為」について、史跡日光山内で想定される行為を以下に整理する。

ア. 現状を変更する行為

現状を変更する行為とは、現状の物理的変更を伴う一切の行為であり、史跡日光山内において想定される現状変更には以下の行為がある。

- 1) 建築物の新築、増築、改築、除却、色彩の変更
- 2) 工作物（道路、石垣、側溝(水路)、防災設備、説明板等で仮設工作物を含む）の設置、改修、除却、色彩の変更
- 3) 土地の掘削、切・盛土等土地の形状の変更
- 4) 木竹の伐採、植栽、移植
- 5) 土石類の採取
- 6) 歴史的建造物等の保存修理及び修理に伴う仮設工作物の設置
- 7) 発掘調査等の各種学術調査及び整備に必要な調査（試掘調査）や調査に伴う仮設工作物の設置

イ. 保存に影響を及ぼす行為

史跡における保存に影響を及ぼす行為とは、物理的に現状に変更を及ぼすものではないが、史跡の保護の見地からみて将来にわたり支障を来す行為である。保存への影響については、行為の場所、規模、範囲により異なる。

③現状変更等の取扱基準

史跡日光山内の現状変更等の取扱いの基本方針と基準を以下に示す。

＜現状変更等の取扱いの基本方針＞

①原則として、史跡指定地内においては、史跡の保存・活用上必要な行為、社寺の管理・運営上必要な行為、公益上必要な行為、発掘調査等の調査・研究上必要な行為以外の現状変更等は認めないものとし、史跡の保存（保存管理）の地区区分の各地区の性格に応じて以下の取扱いを前提とする。

＜A地区＞

- ・ A地区内での現状変更は、原則として認めない。
- ・ ただし、史跡の保存・活用、社寺の管理・運営、公益上必要と認められる整備及び調査・研究の場合は、史跡の保存に影響を及ぼさない範囲で認める。

＜B地区＞

- ・ B地区内での現状変更は、原則として、社寺の管理・運営、公益上必要と認められる整備以外は認めない。
- ・ ただし、史跡の保存・活用及び調査・研究の場合は、史跡の保存に影響を及ぼさない範囲で認める。
- ・ また、土地の形状変更及び木竹の伐採の場合は、境内地や参道の保全・修復で、史跡の保存に影響を及ぼさない範囲で認める。

＜C地区＞

- ・ C地区内での現状変更は、史跡の保存に影響を及ぼさない範囲で、原則として認める。
- ・ ただし、建築物の新築・増築及び工作物の設置の場合は、社寺の管理・運営、公益上必要と認められる整備以外は、原則として認めない。

<D地区>

- ・D地区内での現状変更は、原則として認めない。
- ・ただし、社寺の管理・運営、公益上必要と認められる整備、木竹の伐採の場合は、史跡の保存に影響を及ぼさない範囲で認める。

<E地区>

- ・E地区内での現状変更は、原則として認めない。
 - ・ただし、道路の改良、石垣の保全・修復等の場合は、史跡の保存に影響を及ぼさない範囲で認める。
- ②現状変更等については、当該指定地内でなされる必然性があること、その内容・規模等が必要最小限であり、遺構の保護や景観の保全に配慮するなど、史跡の保存への影響を軽減する措置が執られていることを許可の条件とする。
- ③各種現状変更等に際しては、原則として計画段階から日光市教育委員会等の関係機関と事前協議を行うものとする。

基本方針に基づく現状変更の許可申請の対象となる具体的な行為と取扱基準を以下に示す。

なお、言及されていない事案については、栃木県や日光市教育委員会、必要に応じて文化庁と協議を行うものとする。また、現状変更に際して掘削等の土地の形状の変更を伴う場合は、事前の日光市教育委員会による試掘調査または立会調査を要する。試掘・立会調査で遺構が検出された場合には、計画変更等を要することがある。

ア. 現状を変更する行為の許可

史跡日光山内の指定地内の要素の整理において、「本質的価値を構成する要素」及び「本質的価値に密接に関わる要素」に分類された要素の確実な保存を前提に実施する、以下の行為については申請を行うことで許可を受けることができる。

1) 史跡の保存・活用上必要な行為

- ・史跡の保存（保存管理）のための設備や施設、工作物の新たな設置や改修に際しては、必要最小限の規模に留め、「本質的価値を構成する要素」及び「本質的価値に密接に関わる要素」に分類された要素の確実な保存を前提に実施するものであること。又は、活用の目的に適したものであること。
- ・災害時の応急措置・復旧等の緊急を要するもの以外は、必要に応じて専門家との協議又は意見聴取を行い、その結果に基づき、計画的に実施するものであること。

<対象となる行為の例>

- ・文化財保護法第115条に規定する史跡の保存及び管理のための標識、説明板、境界標、囲さく、覆屋等の保存施設の設置
- ・防災・防犯対策のための建造物の防火・防災施設等の設置
- ・史跡の「本質的価値を構成する要素」及び「本質的価値に密接に関わる要素」の保存修理や復旧
- ・史跡の保存（保存管理）・活用・整備のための木竹の伐採、植栽、移植
- ・その他保存（保存管理）及び活用・整備のために必要な建築物の新築・増築・改築・除却・色彩変更、工作物の設置・改修・除却・色彩変更及びこれらに伴う土地の形状の変更

2) 社寺の管理・運営上必要な行為

- ・社寺の宗教活動上必要な行為で、管理・運営上の必要性が明らかであり、遺構の保存に影響を与えないものについては認める。本行為は「本質的価値を構成する要素以外の要素（その他の要素）」に対する行為に該当し、その新設や改築、形状の変更は、必要最小限の規模に留め、史跡の「本質的価値を構成する要素」及び「本質的価値に密接に関わる要素」に分類された要素の確実な保存を前提に実施するものであること。
- ・災害時の応急措置・復旧等の緊急を要するもの以外は、必要に応じて専門家との協議又は意見聴取を行い、その結果に基づき、計画的に実施するものであること。

<対象となる行為の例>

- ・社務所、寺務所等の社寺が宗教活動等を行う上で管理・運営上必要となる建築物の新築・増築・改築・除却・色彩変更、工作物の設置・改修・除却・色彩変更及びこれらに伴う土地の形状の変更

3) 公益上必要な行為

- ・公益性の観点から必要性が明らかであり、遺構の保存に影響を与えないものについては認める。本行為は「本質的価値を構成する要素以外の要素（その他の要素）」に対する行為に該当し、その新設や改築、形状の変更は、必要最小限の規模に留め、史跡の「本質的価値を構成する要素」及び「本質的価値に密接に関わる要素」に分類された要素の確実な保存を前提に実施するものであること。
- ・災害時の応急措置・復旧等の緊急を要するもの以外は、必要に応じて専門家との協議又は意見聴取を行い、その結果に基づき、計画的に実施するものであること。

<対象となる行為の例>

- ・道路や排水・電気・上下水等に関連する工作物の設置・改修・除却・色彩変更及びこれらに伴う土地の形質の変更

4) 調査・研究上必要な行為

- ・史跡の本質的価値を損なうことなく、調査・研究の目的が適切であり、それに応じた必要最小限の範囲であるとともに、専門家等の指導を受け、実施するもの。

<対象となる行為の例>

- ・発掘調査等の各種学術調査及び整備に必要な調査（試掘調査）

イ. 保存に影響を及ぼす行為の許可

保存への影響については、行為の場所、規模、範囲により異なり、個々の事案ごとに行政による判断が必要となるため、指定地の近接地において工事等を実施する場合は、日光市教育委員会に事前相談すること。

④現状変更等の許可を必要としない行為

文化財保護法第125条の規定に基づき、現状変更等の許可を必要としない行為を以下に示す。

なお、各行為の留意点に記載している影響については、個々の事案ごとに行政による判断が必要となるため、実施する者は日光市教育委員会に事前相談すること。

ア. 植物管理

- 1) 樹木・草本類の管理（除草など）。
- 2) 本質的価値を構成する要素などの保存や景観に影響を及ぼす、実生木の除去。

<留意事項>

- ・処理において地形の変更（掘削・盛土）を伴わないもの（施肥等の小規模な行為を含む）。
- ・処理において「本質的価値を構成する要素」及び「本質的価値に密接に関わる要素」に影響を与えないもの。
- ・処理において抜根を伴わず、地表及び地下部分に影響を与えないもの。

イ. 地表面の維持管理

- 1) 地表面に発生する水溜りなど、本来の地形の改変を伴わない補修的な埋戻し及び不陸の整正。
- 2) 土留柵など地形の改変を伴わない応急処置で、表土流出を一時的に抑えるために緊急を要するもの。
- 3) 二次的に堆積した土砂の除去で、堆積前の地形の改変を伴わないもの。
- 4) 地表面の構造や形状の変更を伴わない補修で、原状に回復することを目的とするもの。

<留意事項>

- ・本格的な整備事業が行われるまでの間、現状を悪化させないための維持的補修。
- ・予防措置として行う性格が強いもので、地表及び地下部分に影響を与えないもの。

ウ. 工作物などの維持管理

- 1) 保存や活用上必要な施設及び公益性の観点から必要な施設として設置された工作物などで、同質かつ同規模のものの維持的補修。

<留意事項>

- ・工作物の維持的補修で、材料・形状寸法・位置等に変更を伴わないもの。
- ・材料の耐用年数により周期的に行う維持的補修。
- ・外観・色彩・デザイン等の変更を伴わない、補修または塗装（塗替え）。
- ・部分的な部材の交換等、地表面及び地下部分に影響を与えない工作物の維持的補修。

エ. 行事・催事に伴う仮設物の設置

- 1) 日光市教育委員会が認める毎年実施される行事・催事に伴う仮設物の設置（表 5-8）。

<留意事項>

- ・対象とする行事・催事は、5年間以上継続して実施しており（新型コロナウイルス蔓延防止に伴う休止期間を除く）、今後も継続的な実施が見込まれるもので、表 5-8 に示すものに限る。
- ・仮設物の位置が史跡の保存や活用の妨げにならず、史跡の価値や雰囲気にも悪影響を及ぼさないこと。
- ・行事・催事に伴う仮設物で、設置及び撤去の際に土地の掘削を伴わないこと。（例：除夜祭、歳旦祭や節分祭等の仮設テント（10m×10m 程度）、流鏝馬神事や百物揃千人武者行列等における観客用観覧椅子（w500×D500×H800 程度）、ライトアップ NIKKO 時の設置型照明等）
- ・仮設物設置の養生を目的に土嚢や重し等の固定物を使用する場合は、使用後に原状に復すること。
- ・例年と異なる仮設物を新たに設置する場合は、設置する仮設物の内容に問題がないか日光市教育委員会に確認すること。

表 5-8 : 日光市教育委員会が認める行事・催事（現状変更の申請を省略できる行事・催事）

時期	二荒山神社	東照宮	輪王寺	その他団体等
1月	・歳旦祭 ・新年祈祷祭	・新年縁起物配布	・除夜撞鐘（除夜の鐘） ・新春祈祷	—
2月	・節分祭	・節分祭	・節分会	—
3月	・滝尾稻荷神社例祭	—	・菰はずし	—
4月	・太々神楽祈禱祭 ・弥生祭 ・日光弥生祭付祭家体献備 行事（県指定民俗無形文化財）	・栗石返奉告祭	・強飯式 ・栗石返し	—
5月	・朋友神社例祭 ・報醸祭 ・滝尾稻荷神社講社大祭	・春季例大祭（流鏝馬神事、 渡御祭「百物揃千人武者 行列」）	・行者堂 法楽	—
6月	・日枝神社例祭 ・大祓	・日本宝樹展	—	—
8月	・北野神社例祭	—	—	—
10月	・滝尾高德水神社例祭 ・祈醸祭	・秋季大祭（流鏝馬神事、渡 御祭「百物揃千人武者行 列」） ・日本宝樹展	・菰巻 ・逍遙園ライトアップ	—
11月	—	—	・逍遙園ライトアップ	・日光国立公園マウンテン ランニング大会 ・ライトアップ NIKKO
12月	・大注連縄奉製 ・煤払祭 ・古神札焼納祭 ・大祓 ・除夜祭	—	・御供加持 ・採灯大護摩供	—
通年	・月次祭（毎月1日、15日）	—	—	—

4. 周辺地域の保全の方法

(1) 周辺地域の要素の保存（保存管理）

周辺地域に所在する、史跡の保存・活用のために重要となる以下の要素について、保存（保存管理）の方法を整理する。

表 5-9：周辺地域の要素

周辺地域の要素	エ：本質的価値に密接に関わる周辺の要素	地形・山林	史跡指定地と連続する地形・山林
	オ：その他の周辺の要素	公開活用に関わる施設	便益施設等

エ：本質的価値に密接に関わる周辺の要素

地形・山林

- ・ 史跡指定地の建造物群と一体となって歴史的な景観を形成する周辺の地形や山林については、指定地内と同様に、社寺営林事務所並びに二社一寺の林務担当が現在実施している管理を継続して行うとともに、山内全地域の植生や危険木分布の情報共有、計画的な危険木への対処、治山措置の検討、樹木の維持更新の方法についての調査、研究、検討を進め、指定地内と連続した樹木の景観を維持する。

オ：その他の周辺の要素

公開活用に関わる施設

- ・ トイレ、休憩所、駐車場等の便益施設、案内板、説明板等のサイン類等、日光山内の公開等の活用に関わる周辺の諸施設については、指定地内の施設と同様に、各施設の機能維持に必要な補修、応急措置、清掃等を行い、現状を維持していくことを基本とする。
- ・ 施設更新時には、史跡の歴史的な景観に配慮した改修を行うとともに、指定地内の施設と統合して周辺地域に整備する等により、指定地内の環境改善に寄与する整備を検討する。

(2) 周辺環境の保全

史跡日光山内の周辺は、「自然公園法」に基づく日光国立公園（特別保護地区、特別地域、普通地域）、「都市計画法」に基づく風致地区、「森林法」に基づく保安林及び「日光市景観条例」による景観計画重点区域に指定され、建造物等の意匠、形態、色彩及び高さ等の規制により、一体的な自然環境が保護されている。

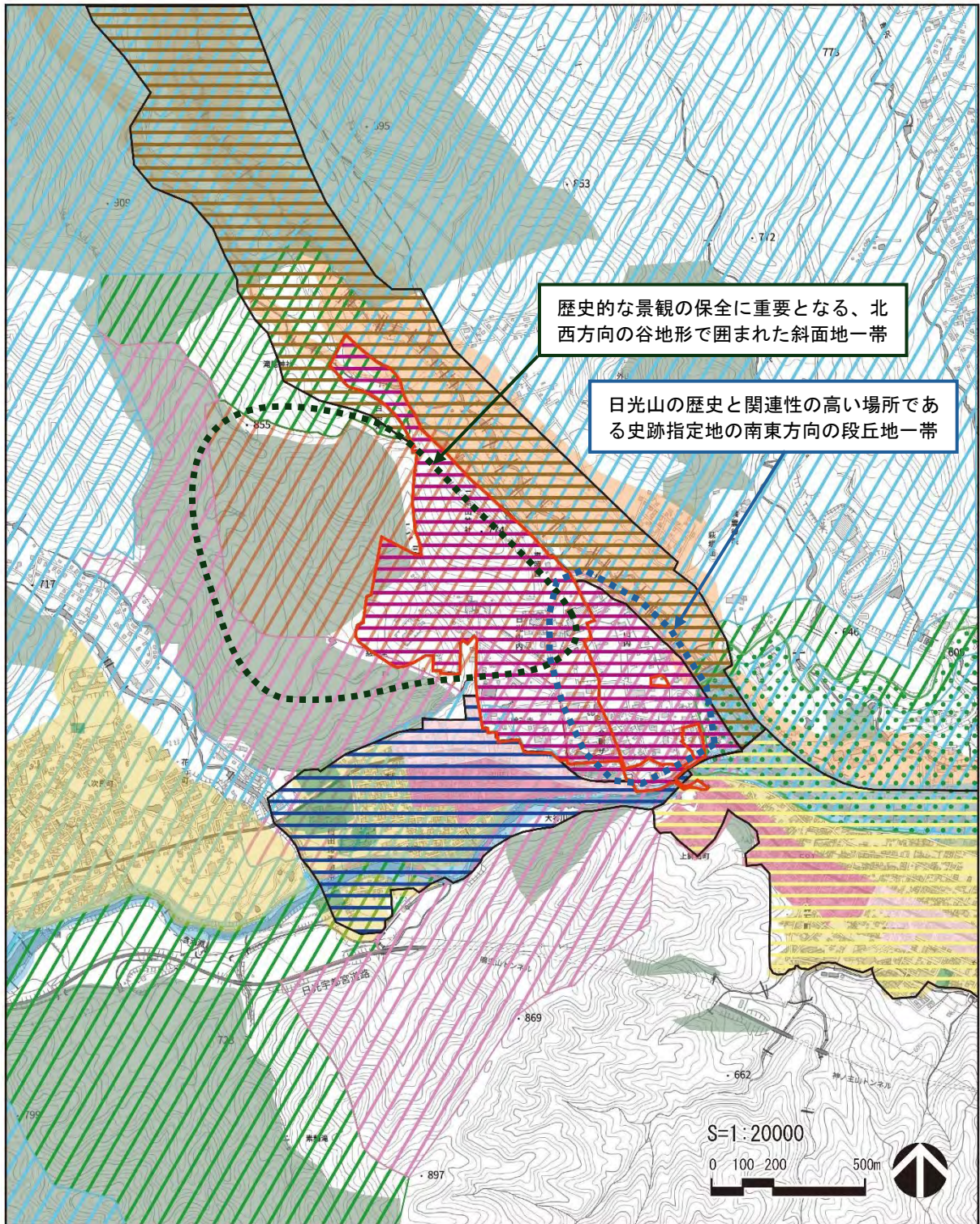
特に史跡指定地と一体となって形成する歴史的な景観の保全に重要となる、歴史的な建造物が集中する指定地中央から連続する指定地外の北西方向の谷地形で囲まれた斜面地一帯は、国立公園の特別保護地区や保安林に指定され、指定地と連続する地形・山林が適切に維持されている。また、日光山の歴史と関連性の高い場所である指定地の南東側は、史跡とともに、国立公園の第2種特別地域や景観計画重点区域（山内地区）に指定されている。

史跡日光山内の本質的価値に密接に関わる周辺の要素や、指定地と一体となった歴史的な景観については、今後も引き続き、これらの文化財保護法以外の他法令や条例等による保護措置を講じていくこととし、指定地内と一体となって適切な保全が図れるように、他法令や条例を所管する関係機関、部署と情報共有、連携を図っていく。

なお、周辺地域の文化財保護法以外の法令等に基づく許可・申請等が必要な行為や諸手続きについては、資料編に整理した。

表 5-10：史跡指定地周辺環境の保全に関する規制状況

根拠法令（条例）	指定内容	規制等の概要
自然公園法	国立公園 ・特別地域 ・特別保護地区 ・普通地域	・日光国立公園内においては、優れた自然風景を保護するため、自然公園法に基づき各種の行為が規制されている。行為を行う場合は、公園計画（規制計画）に基づいて指定された地域の種類によって、申請又は届出の手続きが必要となる。 【手続きを要する行為の例（※）】 ○特別地域…工作物の新築・改築・増築、木竹の伐採、鉱物や土石の採取、広告物の設置等、物の集積（貯蔵）、土地の形状変更、屋根・壁面等の色彩の変更 など ○特別保護地区…特別地域における規制行為、木竹の損傷、木竹の植栽、火入れ・焚火、植物の採取等・落葉落枝の採取、木竹以外の植物の植栽又は採取、動物の捕獲 など ○普通地域…大規模な工作物の新築・改築・増築、鉱物や土石の採取、広告物の設置等、土地の形状変更 など ※記載の行為内容が全てではない。また、行為の内容によっては手続きを要しない場合もある。規制に関する審査基準として自然公園法施行規則において面積や高さ等が決められているほか、日光国立公園管理計画において色彩や形状等の基準が定められている。
森林法	保安林	・自然環境の保全・形成、森林の有する公益的な機能維持・増進を図るため、立木の伐採や土地形質の変更などが制限されている。
都市計画法	用途地域 ・近隣商業地域 ・商業地域 ・第1種住居地域	・用途地域では、良好な市街地環境の形成や、都市における住居、商業等の適正な配置による機能的な都市活動の確保のため、建築物の用途、容積率、建ぺい率、高さ等が制限されている。
都市計画法 （日光市風致地区条例）	風致地区	・風致地区では、都市の風致を維持するため、日光市風致地区条例（平成24年4月1日施行）によって建築物の高さや建ぺい率等が制限されている。
砂防法 （砂防指定地管理規則）	砂防指定地	・治水上砂防のため、栃木県砂防指定地の管理等に関する条例（平成15年4月1日施行）によって工作物の新築、改築、除却等が制限されている。
河川法	河川区域 （河川保全区域）	・河川の管理や堤防・護岸等の保護のため、工作物の新築、改築、除却等が制限されている。
景観法 （日光市景観条例）	景観計画重点区域 （世界遺産区域 （山内地区・稲荷川地区・東町地区・西町地区））	・景観計画重点区域は、日光市を象徴する景観を有し、良好な景観の保全・形成が必要と思われる区域で、建築物や工作物の新築・増築・改築・移転・色彩の変更等や木竹の伐採の規模等が制限されている。 ・また、地区の特性を活かした景観形成を進めるために、「日光市景観計画」を策定し、良好な景観の形成に関する方針と行為の制限を定めるとともに、屋外広告物の表示等に関する行為の制限を定めている。



凡例

自然公園法

- 特別保護地区
- 第2種特別地域
- 第3種特別地域
- 普通地域
- 史跡指定範囲

森林法

- 保安林
- 砂防法
- 砂防指定地
- 河川法
- 河川区域及び河川保全区域

都市計画法

- 第一種住居地域
- 近隣商業地域
- 商業地域
- 都市計画公園
- 風致地区

景観法

- 山内地区
- 稲荷川地区
- 東町地区
- 西町地区

図 5-2 : 史跡日光山内及び周辺地域の法規制等

第6章 防災・防犯

1. 防災・防犯の現状・課題

①防災・防犯の現状

史跡指定地は、山林地で国宝・重要文化財建造物をはじめとする多くの木造建造物が所在しており、火災発生時に被害が拡大する可能性が高いため、防火対策が最も重要となる。

防災・防犯に必要な設備としては、二社一寺により、大正時代から消火設備等の整備が進められ、昭和25年度(1950)から59年度(1984)まで国庫補助を受け継続的に設備の拡充が図られてきた。近年では、二社一寺が取りまとめた防災設備整備計画に基づき、平成12年度(2000)から18年度(2006)の6か年で老朽化した施設の全面改修を行い、自動火災報知設備や消火設備、避雷設備、人感センサー等の防犯設備、監視カメラ設備が設置された。平成28年度(2016)以降には、参道の防犯対策として、日光社寺共同事務所により、表参道や下新道を中心に防犯カメラが設置されており、現在は、これらの施設の維持管理を実施している。

防災・防犯の体制としては、二社一寺では各社寺で消防隊を組織しており、定期的に消火設備等の操作等の訓練を実施している。また、二社一寺と日光社寺文化財保存会では、日光社寺共同事務所、周辺自治会と共同で自衛消防隊を組織しており、文化庁と消防庁が定める毎年1月26日の文化財防火デーには、二社一寺の持ち回りで防火訓練を行っている。

行政側の取組としては、栃木県が委嘱した文化財保護指導委員が文化財パトロールを実施しているほか、日光市教育委員会では、文教・文化財に関わる対策の手引きとして日光市地域防災計画に基づく「文教・文化財マニュアル(令和5年修正)」を作成している。

②防犯・防災の課題

ア. 防災・防犯の取組の継続と対策の充実化

- ・山林地で国宝・重要文化財建造物等の多くの木造建造物が所在し、国内外から多くの人々が訪れる日光山内では、防災・防犯のための十分な対策が重要となるため、防災・防犯設備が災害時等に確実に稼働するように適切に維持管理を行うとともに、必要な設備等の追加等により、指定地及び周辺一帯の防災・防犯対策を充実させていく必要がある。

イ. 防災・防犯体制の維持・継続

- ・史跡日光山内の保存や活用には多くの組織、団体等が関係するため、現在の防災・防犯に関わる協力体制を維持していくとともに、史跡には国内外から多くの人々が訪れるため、災害時の避難誘導についても検討していく必要がある。

2. 防災・防犯の方向性

今後も史跡日光山内で確実に防災・防犯対策に取り組んでいくために、その方向性について、第4章の基本方針と整備の現状・課題を踏まえ、以下のように定める。

<防災・防犯の基本方針>

二社一寺と行政が協力して、防災・防犯に必要な取組を進める。

①防災・防犯に必要な予防措置の促進

- ・防災・防犯設備の維持・追加整備等のハード面や、巡視等のソフト面の取組を継続・充実させて、史跡指定地及び周辺一帯の防災・防犯に向けた対策の強化を図る。

②防災・防犯に必要な協力体制の維持・継続

- ・所有者、管理団体、管理関係者等の史跡の保存や活用に関わる関係者の協力体制を維持、継続して、引き続き史跡の確実な防災・防犯に向けた対策を実施する。

3. 防災・防犯の方法

(1) 予防の方法

①防災

ア. 防災設備の維持と整備

- ・防災設備については、災害発生時に確実に作動できるように、定期的な動作点検や、設備周辺の清掃等の維持管理を行い、必要な箇所については設備の更新や追加等の整備を実施し、防災対応の強化を図る。

イ. 防災体制の継続

- ・二社一寺共同事務所、日光社寺文化財保存会、周辺自治会が共同して組織している自衛消防隊や、各社寺の消防隊による定期訓練、毎年文化財防火デーに実施している関係者合同の防火避難訓練を継続して実施し、災害発生時に行動できるようにする。
- ・日光市の対応として、毎年実施している上記の防火避難訓練に参加するとともに、文化財防火デーに先立ち、日光消防署による各社寺における文化財建造物等への立入火災予防査察や指導等を行う（消防法第4条及び第16条の5の規定に基づく）。
- ・火災や震災、風水害等の災害発生の際には、地域防災計画及び日光市消防計画に基づき対応する。

ウ. 災害発生時の避難経路と避難場所の共有

- ・山内境内外地域における地震や火災の災害発生時の避難経路と一時的避難場所の確保・明示がなく、その誘導體制なども確立されていないことから、情報共有と体制整備を早急に進める。

②防犯

ア. 防犯設備の維持と整備

- ・監視カメラ等の防犯設備について、定期点検等の必要な維持管理を行い、必要な箇所については設備の更新や追加等の整備を実施し、防犯対応の強化を図る。

イ. 史跡指定地内の巡視

- ・二社一寺が実施している各社寺境内の巡視や、文化財保護指導委員による県指定文化財を中心とした文化財パトロールにより、史跡指定地内の状況を定期的に把握するとともに、異常等が確認された場合は情報共有して日光山内の安全管理に努める。

(2) 被災後の対応

日光市教育委員会では、日光市地域防災計画に基づく文教・文化財に関わる対策の手引きとして「文教・文化財マニュアル（令和5年修正）」を作成している。マニュアルに基づいた日光山内の史跡を含めた文化財の被災後の対応を以下に整理する。

なお、人為的要因による毀損等の被害が生じた場合も以下と同様の対応を行うことを基本とする。

①指定等文化財の所有者との連絡体制

日光山内の指定等文化財の所有・管理者との連絡窓口は、教育委員会事務局文化財課とする。

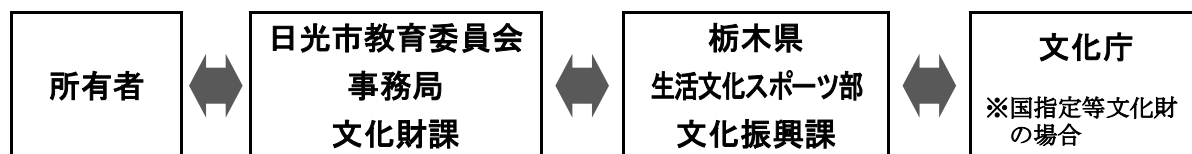


図 6-1：史跡日光山内の文化財に関わる非常時等の連絡体制

②緊急保存措置の検討

ア. 被害状況の把握

- ・災害時は、指定等文化財の被害状況の把握が急務であるため、指定等文化財の劣化を最小限に止めるために、教育委員会事務局文化財課が以下の対応を早急に行う。
- 1) 日光山内の指定等文化財の被害状況の聞き取りを行い、被害の有無を確認する。
 - 2) 緊急保存措置の検討が必要と思われる指定等文化財については、文化財被災状況報告書によりその概要を報告する。
 - 3) 必要に応じ、日光市文化財保護審議会及び同専門調査委員会を開き、把握状況を報告する。

イ. 国及び県指定等文化財の緊急保存措置

- ・被害状況の把握により、緊急保存措置の検討が必要と思われる、国・県指定等文化財については、教育委員会事務局文化財課が栃木県生活文化スポーツ部文化振興課に連絡の上、所有者・管理者を含めた関係者との協議を行い当面の措置を検討する。

ウ. 市指定等文化財の緊急保存措置の検討

- ・緊急保存措置の検討が必要と判断された、市指定等文化財については、教育委員会事務局文化財課が詳細な調査を実施し、保護のための以下の指導・助言を行う。
- 1) 状況に応じて、日光市文化財専門調査委員を現地に派遣し、所有者・管理者に保護のための適切な指導・助言を行う。
 - 2) 必要に応じて、日光市庁舎または市所有施設に市指定等有形文化財の避難場所を確保し、部材の散逸及び劣化の防止に努める。
 - 3) 状況に応じて、日光市文化財保護審議会及び同専門調査委員会を開き当面の措置を検討する。

第7章 活用

1. 活用の現状・課題

①活用の現状

史跡指定地内は、参道を中心に一般公開されており、二社一寺の境内の一部は有料公開となっている。令和5年(2023)は約278万人の参拝者が訪れ、新型コロナウイルスの感染が収束して以降、参拝者は増加傾向にある。

史跡に関わる展示施設としては、日光市が日光市歴史民俗資料館・二宮尊徳記念館で日光山の歴史に関する展示を行っているほか、二社一寺が運営する収蔵・公開施設として、山内の日光東照宮宝物館・美術館、輪王寺宝物殿、中宮祠の日光二荒山神社宝物館があり、日光山内の歴史や二社一寺の宗教儀礼を伝える美術品等を収蔵・公開している。

指定地内では、日光市や各社寺により、説明板、標柱、制札等が設置されている。二社一寺の解説板は、平成29年度(2017)以降、文化財多言語解説整備事業によって整備されたものであり、多言語対応が進められ、外国人旅行者に対して便宜が図られている。

現在、これらの案内・解説は、各社寺や施設がそれぞれで実施しているため、今後、相互連携を図ることにより、史跡全体での活用の活性化が期待される。

史跡に関する情報提供としては、日光市及び二社一寺によるホームページでの情報発信やリーフレットの配布等が行われている。リーフレットには、日光市が作成した世界遺産広報用のものや、日光市観光協会が作成し栃木県や日光市のホームページで公開されているもの、二社一寺が文化財多言語解説整備事業で作成したもの等があり、各団体に配布、配信している。

日光市の教育委員会の事業としては、日光社寺文化財保存会や二社一寺の協力の下、市内在住の小学生を対象とした文化財の修復現場見学会や、建造物彩色のワークショップなどの文化財の普及啓発事業を実施している。さらに、世界遺産の環境調査の一環である窒素酸化物の濃度調査では、市内の3つの高等学校の生徒にも参加を呼びかけ、日光ユネスコ協会などの団体とともに、貴重な文化財を未来へ継承していくための後継者育成に取り組んでいる。

保存会では、建造物の保存修理事業に関する情報提供も行っている。保存会のホームページで事業や技術を紹介しているほか、事業の説明用のリーフレットが作成されている。

指定地内のバリアフリー化については、整備活用計画の策定以降、東照宮表門から陽明門に至る参拝路にスロープが設置された。また、バリアフリーマップが作成され、高齢者・障がい者の安全への配慮が図られている。

指定地内には、市管理と二社一寺管理の駐車場があり、指定地内は、表参道、上新道、下新道等を除き車両の乗り入れが可能となっている。ゴールデンウィーク等の混雑期には駐車場が満車になり、渋滞や路上駐車が発生等が問題となっている。これらの交通問題については、平成14年度(2002)に策定された日光市まちづくり交通計画に基づき、山内の一部の車両乗り入れ規制が交通実験により試行的に実施された。この実験で路上駐車は緩和されたものの、山内の通過交通並びに車両乗り入れについての抜本的な解決に至ってはいない。平成30年度(2018)からは、観光シーズンに大谷川河川敷に臨時駐車場を開設し、SNSで満空情報を発信する等、混雑への対応を図っているが、引き続き、史跡及び周辺の交通問題の改善に向けて取り組んでいく必要がある。

②活用の課題

ア. 情報提供や普及啓発の充実

- ・ 史跡日光山内や世界遺産「日光の社寺」については、二社一寺や日光市、保存会が、各展示施設や案内・解説板、ホームページによって、国内外からの来訪者に向けた情報提供を実施している。今後は、それぞれの取組を進めるとともに、ガイドンス機能の整備や関係者間の連携により、文化財修理や公開範囲等の史跡の保存・活用に関わる適切な情報を発信し、来訪者や市民に向けた普及啓発を強化して、史跡の歴史や価値を理解していただくことが望まれる。

イ. 来訪者の利便性の向上

- ・ 日光山内では、国内外から訪れる多くの人々が安全、快適に見学できるように、バリアフリー化や駐車場、トイレ等の便益施設の整備が進められており、今後も引き続き、公開活用に関わる施設の充実や車両規制の検討等を進めて、来訪者の利便性を高め、国際観光文化都市である日光市にふさわしい環境を整えていくことが望まれる。

2. 活用の方向性

史跡日光山内の活用は、平成 11 年（1999）の保存管理計画に基づき様々な取組が進められてきた。今後も、来訪者への史跡の本質的価値を理解していただくために、これまでの取組を継続しつつ、さらに充実させていくこととし、その方向性について、第 4 章の基本方針と活用の現状・課題を踏まえ、以下のように定める。

<活用の基本方針>

史跡の来訪者に本質的価値を理解していただくための環境を充実させる。

①本質的価値の理解の促進

- ・ 来訪者に本質的価値を理解していただくために、ガイドンス施設や史跡指定地内外における案内・解説の情報提供を充実させる。
- ・ 市民の史跡日光山内の保護に対する意識向上、誇りや愛着の醸成を目指して、市民向けの普及啓発活動を進める。

②国際観光文化都市にふさわしい利用環境の充実

- ・ 史跡日光山内を訪れる国内外の全ての人々が、安心、安全に史跡内の社寺を巡ることができるように、利用環境の充実を図る。
- ・ 史跡周辺の関連施設や観光資源との連携により、市域全体に史跡の来訪者を案内誘導して、日光市の国際観光文化都市の充実に寄与する。

3. 活用の方法

(1) 情報提供の充実

史跡日光山内に関わる情報提供については、現在、史跡または世界遺産全体の内容は管理団体である日光市が実施し、二社一寺に関わる内容は各社寺が実施しており、今後も、それぞれで実施している現在の取組を活かし、史跡指定地内外の情報提供を充実させていく。

指定地外においては、来訪者に予め史跡全体の歴史や文化を紹介し、史跡の本質的価値や保存の重要性を学習するための情報を提供し、指定地への案内誘導を図る。これら史跡全体に関わる情報提供は日光市が中心となって実施する。

指定地内においては、各社寺による現地の案内・解説板や宝物館の展示等により、来訪者が実際に現地を巡り社寺境内を見学することで理解が深めるようにする。

また、指定地内の案内誘導等は、史跡全体に関わる情報提供として日光市が実施する。

表 7-1：史跡日光山内の情報提供の方法

場所	情報提供の目的	提供する情報	実施主体	情報提供の方法
史跡指定地外	史跡（世界遺産）の全容の把握	全体の歴史、価値、見学方法等の情報	日光市	・ウェブサイトによる情報発信 ・ガイダンス施設による情報発信 ・ガイドブック、パンフレット
	↓ 現地（史跡）への誘導案内		日光市	・案内・誘導板
史跡指定地内	史跡（世界遺産）の理解を深める	二荒山神社・東照宮・輪王寺の各社寺の歴史、価値、見学方法等の情報	二社一寺の各社寺	・ウェブサイトによる情報発信 ・現地での案内・解説板 ・宝物館における展示 ・ガイドブック、パンフレット (・有料ガイドによる案内 ⁸⁰)
	現地（史跡）の誘導案内		日光市	・案内・誘導板 ・案内マップ ・ガイドアプリ

①ガイダンス機能の充実

- ・日光の社寺の歴史的背景や文化、伝統技術などを深く理解していただくため、日光市歴史民俗資料館において、既存の日光山内の歴史に関する展示に加え、史跡（世界遺産）に関する内容の展示や情報の拡充を行い、ガイダンス機能の一端を担うものとする。
- ・また、史跡に隣接した既存の公共施設等を利用し、最新のデジタル技術を活用した映像などによるガイダンス機能の充実を図る。

②案内・解説等の充実

ア. ガイドブックやパンフレットの充実

- ・史跡日光山内の歴史や価値をわかりやすく説明したガイドブックやパンフレットを作成する。
- ・ガイドブックやパンフレットの作成に当たっては、多言語対応や、ホームページからの配信等の発行方法を検討し、より多くの人々が史跡の見学と合わせて利用できるようにする。

⁸⁰ 有料ガイドは、現在、日光殿堂案内協同組合、大日光観光ガイド株式会社等が実施している。

イ. 史跡内の案内・解説

- ・指定地内の解説板の整備は、二社一寺により実施済であるため、今後は、史跡（世界遺産）全体の解説板や、史跡及び周辺の案内誘導に必要なサイン類の整備を、日光市サイン計画に基づいて進める。

ウ. 情報提供の強化

- ・ホームページやSNS（ソーシャルネットワーキングサービス）等、インターネットを活用して、多様な来訪者のニーズに対応できる方法により情報提供の強化を進める。
- ・現在、二社一寺により一部で導入されている、携帯端末を使用して自由に欲しい情報が得られるガイドアプリや、音声ガイド、QRコードによるテキスト・動画の配信サービス等の活用により、景観を損なわない必要最低限の施設整備で、多言語サービスへの対応可能な方法により情報提供の強化を進める。

③保存修理の情報提供や現場公開

- ・日光社寺文化財保存会との連携により、来訪者に文化財の維持に必要な保存修理の必要性を理解してもらうために、実施中の保存修理について、リーフレットや現地の臨時解説板、施設内での企画展示等による情報提供を行う。
- ・修理現場は文化財の保存に関する学習の場にもなるため、公開して見学できる機会を設ける等、日光山内で文化財修理現場が常時運営されていることを活かした公開活用の方法を検討する。

④二社一寺の情報提供や公開活用の連携

- ・各社寺の宝物館での史跡（世界遺産）全体を紹介する共通の展示や、各社寺の公式ウェブサイトでの相互紹介、二社一寺の共通拝観券の再開等、史跡（世界遺産）に活用に関わる共同の取組を検討し、史跡全体での利用の活性化を図る。

（2）普及啓発の促進

市民が史跡日光山内の本質的価値の理解を深め、保護に対する意識向上、誇りや愛着の醸成を図ることを目的に、情報提供やイベントの企画・運営、学校教育や社会教育への積極的な活用を図る。

①子どもや社会人への普及啓発

- ・史跡日光山内に関わる情報を子ども向けにまとめた小冊子の作成や郷土学習の教材の開発、市内小学校での出前授業を行い、より多くの子どもたちに、史跡の本質的価値や保存の取組を知るきっかけづくりを行う。
- ・関係機関等と連携して、史跡日光山内の歴史、価値、保存の取組等をテーマにした市民講座を開催し、市民への普及啓発活動を推進する。

②普及啓発イベントの実施

- ・世界遺産登録記念で市内の公共施設で実施している移動展示や、日光市民文化祭等の市内で開催されるイベントの活用により、史跡日光山内の価値や保存の取組状況に関する情報提供を積極的に行う。

(3) 利用環境の充実

史跡日光山内を訪れる国内外の人々が、安心、安全に史跡内の社寺を巡り、歴史や景観を体感できるように、利用環境の充実を図る。

①史跡指定地及び周辺のバリアフリー化

- ・整備活用計画策定以降、社寺境内の一部ではバリアフリー化の整備が進められており、今後も史跡指定地内の公開のための動線となる参道や境内の参拝ルートで必要、可能な箇所については、バリアフリー化を進める。
- ・また、史跡の地形的制約によりバリアフリー化が困難な箇所もあるため、代替措置として、施設内等で映像・模型等により体験、体感できる展示を充実させる等の検討も行う。

②車両乗り入れ規制の検討

- ・平成14年度(2002)に実施した山内地区の通過交通や路上駐車を規制する交通実験で、山内の市道の一部の車両乗り入れ規制を強化したことで、表参道等地区内の路上駐車は緩和し一定の成果は認められた。また、行楽シーズンにおいて近隣の河川敷に臨時駐車場を設けたり、公共機関の駐車場を開放したりするなどの対策を実施しており、一定の効果が認められるが、山内の通過交通並びに車両乗り入れについての抜本的な解決に至ってはいない。このため、既存の対策を継続した上で、史跡内への車両乗り入れを段階的に縮小できるよう規制方法を検討する。

③夜間の利用環境の改善

- ・指定地内や周辺の夜間の通行者の安全対策や防犯対策を図るため、街路灯の充実等、夜間の利用環境の改善を図る。

(4) 史跡指定地内外と連携した活用

史跡指定地及び周辺の関連施設との連携により、日光山の歴史や文化に対する理解を深めるとともに、広く市域全体に史跡の来訪者を案内誘導して、日光市の国際観光文化都市の充実にも寄与する活用を目指す。

①史跡指定地及び周辺の関連施設との連携

- ・日光杉並木街道や日光奉行所跡等の日光山の歴史に関わる文化財や、東照宮美術館や小杉放菴記念日光美術館等の展示施設等の指定地内や周辺に所在する施設と、相互案内や周遊ルートの設定等により連携を図り、指定地と周辺一帯で歴史や文化を体験し、来訪者に更なる文化財の理解を図るように努める。

②日光市内の観光施設等との連携

- ・国際観光文化都市である日光市は、世界遺産「日光の社寺」である史跡日光山内のほか、足尾銅山関連施設の産業遺産等の「歴史・文化」、日光国立公園やラムサール条約登録湿地である奥日光の湿原等の豊かな「自然環境」、湯治場として永い歴史があり、泉質・湯量が共に豊富な各地域の「温泉」等の多様な観光資源を有している。これらの資源、施設と連携して、日光市が目指す滞在型観光の実現に必要な取組を、日光市全体の取組に合わせて、日光市観光協会等と連携して実施する。

第8章 整備

1. 整備の現状・課題

①整備の現状

史跡指定地内の整備は、平成 25 年（2013）に策定された整備活用計画に基づいて進められており、東照宮新宝物館建設、各社寺が計画していたバリアフリー等の事業が完了している。しかし、本計画の事業実施計画に示された事業には、危険木や枯損木の伐採や間伐等の樹林の整備、防災・防犯設備の整備、ガイダンス施設の整備、車両の乗り入れ規制等の整備等の進行中や未着手の事業がある。

国宝・重要文化財建造物については、日光社寺文化財保存会が事業計画を作成し、保存のために必要な修復等の整備を実施しており、今後も継続して事業が進められる。

指定地及び周辺の石垣については、経年劣化が確認されており、整備計画が策定された平成 25 年度（2013）から損傷状況を把握するための調査が実施され、令和 2 年度（2020）から変動調査による経過観察が行われている。

②整備の課題

ア. 整備活用計画で計画され、進行中又は未着手の事業の実施

- ・平成 25 年（2013）策定の整備活用計画に示された事業で、進行中や未着手の事業のうち、史跡の保存や活用に必要な整備については引き続き実施を検討、調整していく必要がある。

イ. 文化財建造物や石垣の計画的な修復の実施

- ・指定地内に所在する数多くの国宝・重要文化財建造物は、保存会の事業計画に基づき、今後も継続して事業を進めていく必要がある。
- ・石垣については、広範囲に分布しており、劣化状況も様々であるため、現在実施している調査結果に基づき復旧（修理）計画を策定し、整備を計画的に進めていく必要がある。

ウ. 文化財建造物以外の施設の維持・更新

- ・史跡指定地内の、建造物等の保存、公開活用に関わる施設や、路、側溝（水路）等の公共施設、社寺の管理・運営の施設、住居、飲食物販施設等の施設について、それらの維持・継続に必要な整備を、史跡の保存に影響を与えないように調整しつつ、適切に実施していく必要がある。

2. 整備の方向性

整備活用計画に位置付けられた事業で未完了または未着手の事業については実施する必要がなくなった事業を除いて引き続き取組、また、現在の史跡内の保存や活用状況を踏まえて必要な整備を追加していくこととし、その方向性について、第4章の基本方針と整備の現状・課題を踏まえ、以下のよう

<整備の基本方針>

史跡の本質的価値の保存・継承や理解に必要な整備を実施する。

①保存に関わる整備の確実な実施

- ・史跡内の建造物群、遺跡の各要素の保存や歴史的な景観を保全していくために必要な修復等の整備を継続的に実施する。

②活用に関わる整備の実施

- ・史跡の本質的価値の理解に必要なガイダンス施設について、新たなデジタル技術などを活用したガイダンス機能の整備を実施する。
- ・史跡の公開に当たって、国内外の全ての人々が、安心、安全に史跡内の社寺を巡ることができるように、利用環境を充実させるための整備を実施する。

③本質的価値を構成する要素以外の要素の維持・更新に必要な整備の実施

- ・指定地内の本質的価値に関係しない要素（その他の要素）について、史跡への影響と調整を図りながら各施設等の維持・更新に必要な整備を実施する。

3. 整備の方法

(1) 保存に関わる整備

第5章の保存（保存管理）及び第6章の防犯・防災に基づき、保存に関わる整備を整理する。

①国宝・重要文化財建造物の保存修理

- ・国宝建造物及び重要文化財建造物については、日光社寺文化財保存会による事業計画に基づき保存修理を実施する。

②石垣の保存整備

- ・石垣の変動調査の結果等に基づき、石垣自体の損傷状況や周辺へ影響等を考慮して優先度が高い箇所から計画的に復旧（修理）に必要な整備を進める。

③樹林整備

- ・建造物等や来訪者に被害を及ぼす恐れのある危険木等、史跡の保存や活用に支障を与える樹木等について、伐採や枝払いなどの対処を計画的に実施する。

④防犯・防災設備の整備

- ・防犯・防災設備の維持管理を行うとともに、必要な箇所については設備の更新や追加等の整備を実施する。

(2) 活用に関わる整備

第7章の活用に基づき、活用に関わる整備を整理する。

①ガイドンス機能の充実

ア. ガイドンス機能の整備

- ・日光市歴史民俗資料館において、ガイドンス機能の一端を担えるよう、史跡（世界遺産）に関する展示の充実を図る。
- ・また、史跡に隣接した既存の公共施設等を利用し、最新のデジタル技術を活用した映像などによる案内・解説や展示等を行うガイドンス機能を整備する。

イ. 案内・解説板の整備

- ・史跡（世界遺産）全体の解説板や、史跡及び周辺の案内誘導に必要なサイン類の整備を進める。

②利用環境の整備

ア. 史跡指定地及び周辺のバリアフリー整備

- ・史跡指定地内の公開のための動線となる参道や境内の参拝ルートについて、階段への手すりやスロープ等補助施設の設置を進める。

イ. 車両の規制と駐車場の整備

- ・車両乗り入れ規制の範囲や期間を検討するとともに、指定地内外の駐車場の効率的な運用を検討し、指定地外の遊休地や既存駐車場の整備・活用等により駐車スペースを確保する。

ウ. 街路灯の整備

- ・夜間の通行者や防犯対策のための街路灯の新設や照明器具の仕様変更等を検討し、利用環境の改善を図る。

(3) その他の整備

本質的価値を構成する要素以外の要素（その他の要素）に位置付けられている以下の施設等については、各施設等の維持・更新に必要な整備を、適切な時期に適宜実施する。

- ・社寺の管理・運営施設（社務所、寺務所等）
- ・保存に関わる施設（日光社寺文化財保存会関連施設、管理施設等）
- ・公開活用に関わる施設（収蔵・公開施設、便益施設等）
- ・公共施設（道路、側溝（水路）等）
- ・その他施設（住居、飲食物販施設等）

第9章 体制

1. 体制の現状・課題

①体制の現状

史跡日光山内の管理団体である日光市では、平成16年度(2004)に埋蔵文化財発掘調査経験者を職員採用し、平成24年度(2012)には教育委員会事務局内に文化財課を新設し、総合的な学術調査を実施するための体制整備に取り組んできた。現在、史跡の保存・活用に関わる事務手続きを日光市教育委員会事務局文化財課が担当している。また、史跡指定地内には建設部が所管する市道が含まれるほか、市の主要な観光資源として観光経済部が関係している。

指定地内の管理には、日光市だけでなく、二社一寺、日光社寺文化財保存会、二社一寺が共同で運営している4つの事務所、環境省の日光国立公園管理事務所、国土交通省の日光砂防事務所等の複数の団体に関わっており、案件に応じて、各団体が連携を図りながら事業調整を行っている。

②体制の課題

ア. 管理団体である日光市の体制強化や庁内の情報共有

- ・史跡日光山内の保存や活用を充実させていくためには、管理団体である日光市の体制強化を図っていくとともに、庁内での事業調整や情報共有が重要となる。

イ. 史跡日光山内の保存や活用に関わる関係者間の連携体制の継続と充実化

- ・史跡日光山内の保存や活用には多くの組織、団体等が関係するため、今後も継続して連携体制を維持していくとともに、定期的に史跡日光山内の保存や活用に関わる事業の検討・調整や情報共有する場を設けていくことが望まれる。

2. 体制の方向性

史跡日光山内の保存や活用に関わる様々な団体等の現在の体制を、今後も維持、継続しつつ、充実させていくこととし、その方向性について、第4章の基本方針と体制の現状・課題を踏まえ、以下のように定める。

<体制の基本方針>

二社一寺と行政機関の連携体制の維持・継続により、史跡の保存・活用を確実に実施する。

①管理団体の体制の充実

- ・史跡の管理事務を行う日光市教育委員会事務局の体制や、史跡の保存や活用に関わる日光市庁内の連携体制を充実させる。

②関係者間の連携体制の充実

- ・所有者、管理団体、管理関係者等による現在の連携体制を維持し、事業調整や情報共有を行うとともに、「史跡日光山内」保存・活用協議会の継続や、専門家や専門機関、教育機関との連携により、保存や活用に関わる調査、検討体制を充実させる。

3. 体制の方法

(1) 管理団体の体制の充実

①日光市教育委員会事務局の体制の充実

- ・ 史跡の保存を適切に実施してくために、学芸員の採用等による人材確保や、文化庁及び文化財に関連する専門機関が実施する研修への参加等による職員の技術向上を図り、管理団体の体制を充実させる。

②庁内で連携した事業の推進

- ・ 史跡の保存や活用に当たっては、日光市教育委員会事務局だけでなく、日光市の建設部や観光経済部等の複数部署が関係するため、関係課間で情報の共有・調整を図り、連携して整備等の事業を推進する。

(2) 関係者間の連携体制

①史跡の関係者間の連携体制の維持

- ・ 史跡指定地内及び周辺環境の保全について、所有者、管理関係行政団体、管理関係者間で協力して実施していくために、史跡の管理団体である日光市が中心となり、現在の連携体制を維持して事業調整や情報共有を行う。

②「史跡日光山内」保存・活用協議会の継続

- ・ 所有者と専門家による委員、行政助言者で構成する協議会を継続して、史跡及び周辺地域の適切な保存や活用に向けた審議や情報共有を行う。
- ・ 協議会は、通常は年1回程度開催して各年度に実施した保存や活用に関わる事業や次年度に予定している事業計画を報告し、事業内容について審議する。
- ・ 石垣の復旧（修理）等、専門的な調査、助言等が必要な事業に対しては、協議会の下に事案に関連した専門家や専門機関等で構成する検討委員会を設置して検討を行う。

③専門家や専門機関、教育機関との連携

- ・ 日光山については、近代以降、歴史、宗教、建築、文学、美術等の様々な分野で調査や研究が行われており、現在も新たな研究等により史実が明らかになりつつある。これらの調査・研究の成果は、史跡日光山内の新たな価値発見や魅力向上につながることを期待できるため、成果の収集や蓄積を進めるとともに、学術研究の専門家や専門機関、大学等の教育機関との協力体制を構築して連携していくことを検討する。

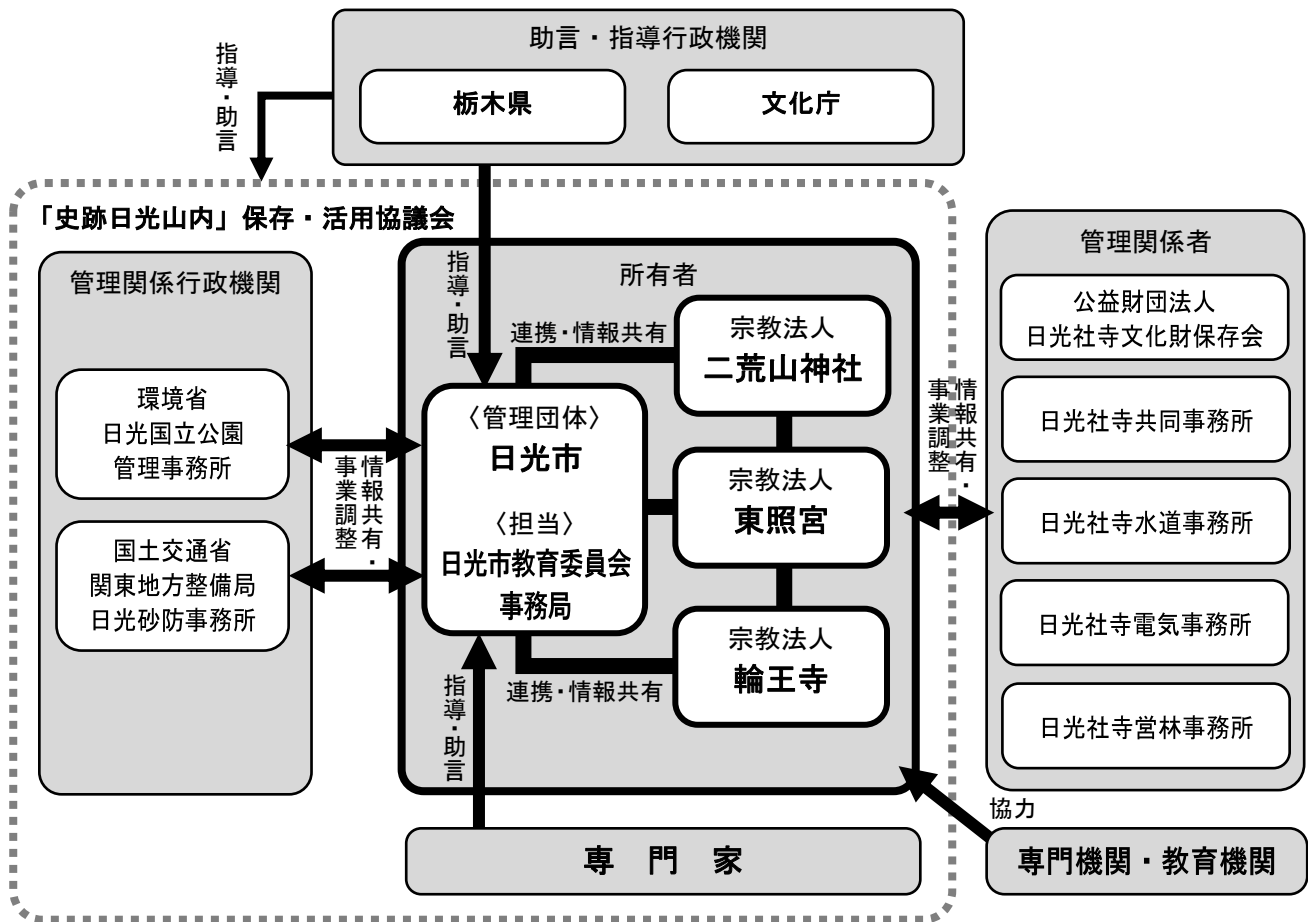


図 9-1：史跡日光山内の保存・活用体制図

第10章 施策の実施

1. 施策の実施の方向性

第5章から第9章に記載した今後取り組む内容について、施策として実施するための方向性を以下のように設定する。

①継続的に取り組む施策

史跡日光山内では、これまで二社一寺や日光市等の関係者が連携した体制により、維持管理や活用、整備に関わる様々な取組が行われ、適切な史跡の保存や活用が行われてきた。今後も、これまでの体制を維持し、有効な取組を継続するとともに、必要に応じて更新、改善して、確実に史跡の保存・活用を図っていく。

- ・ 史跡及び周辺の構成要素や保存・活用に関わる施設等の維持管理・更新の継続
- ・ 史跡の整備に伴う遺構確認、学術調査のための遺構調査や調査結果の蓄積と公開
- ・ 環境調査の継続と結果の分析
- ・ 日光社寺文化財保存会により計画的に実施される国宝・重要文化財の保存修理の継続
- ・ 史跡の保存や活用、防災・防犯に関わる関係者間の連携体制の維持 等

②短期的（計画策定後の5年間）に取り組む施策

史跡の保存に必要な調査や計画策定、史跡の活用上で早期に取り組むことが望まれる施策については、本計画策定後の5年間を目標に、早期に実施する。

- ・ 経年劣化が確認されている石垣の復旧（修理）に向けた調査と計画の策定
- ・ 情報提供、普及啓発の充実に向けた日光市や二社一寺で進める取組
- ・ 公開活用に関わる利用環境の充実に向けた取組 等

③中・長期的（計画策定後の5年以降）に取り組む施策

実施に当たって、日光市の他の施策・事業との調整や、関係者間で協議・調整を図る必要がある施策については、実施に向けた検討や協議・調整を進め、中長期的な視点で取り組む。

- ・ 調査結果及び計画に基づく、石垣の復旧（修理）
- ・ 史跡に隣接した既存の公共施設等を利用したガイダンス機能の整備
- ・ 情報提供、普及啓発の充実に向けた日光市や二社一寺、保存会が連携して進める取組
- ・ 史跡指定地内の車両乗り入れ規制
- ・ 日光山の調査・研究成果の収集や蓄積、専門家や専門機関、教育機関との連携 等

2. 施策の実施

施策の実施の方向性を踏まえて、第5章から第9章に記載した今後取り組む内容の実施主体及び時期について、次頁のように設定する。

表 10-1：史跡日光山内の保存・活用に向けた施策の実施主体と実施時期

関連する章		施策		概要等	実施主体	実施時期
第5章 保存(保存管理)	地区及び史跡の構成要素の保存(保存管理)	保存①	史跡の構成要素の維持管理・更新等	・史跡指定地内の史跡の構成要素の維持管理、毀損・劣化等の復旧、施設更新等	各要素(施設)の所有者	継続
	調査	保存②	建造物調査	・国宝・重要文化財の建造物調査と県・市指定文化財や未指定文化財の建造物の状況確認	日光市、二社一寺、日光社寺文化財保存会	継続
		保存③	石垣調査	・変動調査の継続と復旧(修理)のための基本計画の策定	日光市	短期
		保存④	樹木調査	・山内の樹林環境や史跡の保存・活用の支障となる樹木等を把握するための調査の実施と支障木の対応や山林のあるべき姿の検討	日光市	短期
		保存⑤	地下遺構調査	・整備に伴う遺構確認、学術調査としての発掘調査、調査成果の蓄積と公開	日光市等	継続
		保存⑥	環境調査(雨量、温湿度、風速、窒素酸化物)	・環境調査(雨量、温湿度、風速、窒素酸化物)の継続と結果の分析	日光市	継続
		保存⑦	史跡のマネジメントに関わる調査	・史跡の保存・活用状況の記録(経過観察)と協議会への報告及び対応の検討	日光市	継続
		保存⑧	調査成果の蓄積と公開	・各調査成果の保管、蓄積と一般に公開の検討	日光市	継続
	周辺地域の保全	保存⑨	周辺地域の要素の保存(保存管理)	・史跡の保存・活用のために重要となる要素の維持管理、施設更新等	日光市、二社一寺	継続
		保存⑩	周辺環境の保全	・周辺環境を保全する法令や条例を所管する関係機関、部署と情報共有、連携	日光市	継続
第6章 防災・防犯	防災	防災・防犯①	防災設備の維持と整備	・防災設備の定期的な動作点検、維持管理、設備の更新や追加等の整備	二社一寺	継続
		防災・防犯②	防災体制の継続	・関係者合同の防火避難訓練の実施、日光消防署による立入火災予防査察や指導等	日光市、二社一寺	継続
		防災・防犯③	災害発生時の避難経路と避難場所の共有	・災害発生時の避難経路と一時的避難場所、誘導體制の情報共有と体制整備	日光市、二社一寺	短期
	防犯	防災・防犯④	防犯設備の維持と整備	・防犯設備の定期点検等の維持管理、設備の更新や追加等の整備	二社一寺	継続
		防災・防犯⑤	史跡指定地内の巡視	・二社一寺による各社寺境内の巡視、文化財保護指導委員による文化財パトロール	栃木県、日光市、二社一寺等	継続
第7章 活用	情報提供の充実	活用①	ガイダンス施設の充実	(整備⑤に記載)	—	—
		活用②	案内・解説等の充実	・ガイドブックやパンフレットの充実、史跡内の案内・解説、情報提供の強化	日光市、二社一寺	短期
		活用③	保存修理の情報提供や現場公開	・日光社寺文化財保存会と連携した保存修理の情報提供、文化財修理現場の公開活用	日光市、日光社寺文化財保存会	中・長期
		活用④	二社一寺の情報提供や公開活用の連携	・史跡(世界遺産)に活用に関わる二社一寺の共同の取組の実施	二社一寺	中・長期
	普及啓発の促進	活用⑤	子供や社会人への普及啓発	・子ども向けの小冊子の作成や郷土学習の教材の開発、市内小学校での出前授業の実施 ・関係機関等と連携した史跡日光山内をテーマにした市民講座の開催	日光市	短期
		活用⑥	普及啓発イベントの実施	・市内の公共施設や市内で開催されるイベントを活用した史跡日光山内の情報提供	日光市	短期

関連する章		施策		概要等	実施主体	実施時期	
第7章 活用	利用環境の充実	活用⑦	史跡指定地及び周辺のバリアフリー化	(整備⑦に記載)	—	—	
		活用⑧	車両乗り入れ規制の検討	(整備⑧に記載)	—	—	
		活用⑨	夜間の利用環境の改善	(整備⑨に記載)	—	—	
	史跡指定地外と連携した活用	活用⑩	史跡指定地及び周辺の関連施設との連携	・史跡指定地内や周辺に所在する施設との相互案内や周遊ルートの設定等による連携	日光市、二社一寺	短期	
		活用⑪	日光市内の観光施設等との連携	・日光市内の観光資源、施設との連携	日光市	短期	
第8章 整備	保存に関わる整備	整備①	国宝・重要文化財建造物の保存修理	・日光社寺文化財保存会による事業計画に基づく保存修理の実施	二社一寺、日光社寺文化財保存会	継続	
		整備②	石垣の保存整備	・石垣復旧（修理）のための基本計画等に基づく復旧（修理）に必要な整備	日光市、二社一寺	中・長期	
		整備③	樹林整備	・史跡の保存や活用に支障を与える樹木等について、伐採や枝払い	日光社寺営林事務所	継続	
		整備④	防犯・防災設備の整備	・防犯・防災設備の維持管理と設備の更新及び追加等の整備	日光市、二社一寺、日光社寺文化財保存会、日光社寺共同事務所	継続	
	活用に關わる整備	整備⑤	ガイドンス機能の整備		・日光市歴史民俗資料館の史跡（世界遺産）に関する展示の充実	日光市	短期
					・史跡に隣接した既存の公共施設等を利用したガイドンス機能の整備	日光市	中・長期
		整備⑥	案内・解説板の整備	・史跡（世界遺産）全体の解説板や、史跡及び周辺の案内誘導に必要なサイン類の整備	日光市、二社一寺	短期	
		整備⑦	史跡指定地及び周辺のバリアフリー整備	・史跡指定地内及び周辺の見学ルートのバリアフリー化	日光市、二社一寺	短期	
		整備⑧	車両の規制と駐車場の整備		・車両乗り入れ規制の範囲や期間の検討	日光市	中・長期
					・史跡指定地外の遊休地や既存駐車場の整備・活用等による駐車スペースの確保	日光市	短期
整備⑨	街路灯の整備	・夜間の参拝客や防犯対策のための街路灯の新設や照明器具の仕様変更等	日光市	短期			
その他の整備	整備⑩	各施設等の維持・更新に必要な整備	・社寺の管理・運営施設、保存、公開活用に関わる施設、公共施設、その他施設（住居、飲食物販施設等）等の維持・更新に必要な整備	各要素（施設）の所有者	継続		
第9章 体制	管理団体の体制の充実	体制①	日光市教育委員会事務局の体制の充実	・学芸員の採用等による人材確保や、研修への参加等による職員の技術向上	日光市	継続	
		体制②	庁内で連携した事業の推進	・日光市教育委員会事務局と日光市の関係課間での情報の共有・調整と連携	日光市	継続	
	関係者間の連携体制	体制③	史跡の関係者間の連携体制の維持	・日光市を中心とした、管理関係行政団体、管理関係者間の連携体制の維持	日光市	継続	
		体制④	「史跡日光山内」保存・活用協議会の継続	・「史跡日光山内」保存・活用協議会の継続	日光市	継続	
		体制⑤	専門家や専門機関、教育機関との連携	・日光山の調査・研究の成果の収集や蓄積、学術研究の専門家や専門機関、大学等の教育機関との協力体制の構築	日光市	中・長期	

第11章 経過観察

1. 経過観察の方向性

史跡及び周辺の保存や活用状況を把握するために、経過観察の方向性を以下のように設定する。

史跡指定地及び周辺環境の状況把握と保存・活用への反映

- ・史跡日光山内の本質的価値を継承していくために、史跡指定地及び周辺環境の保存や活用の状況を的確に把握し、その結果を反映して適切な保存・活用を図る。

2. 経過観察の方法

保存や活用の状況を把握するための内容については、ユネスコ世界遺産センターへの定期報告⁸¹や文化庁に毎年提出している保全状況報告書⁸²への活用を考慮し、以下のように設定する。

観察及び結果の記録は、日光市教育委員会事務局文化財課で一括して管理することとし、「史跡日光山内」保存・活用協議会において、定期的に結果を報告し、対応の必要性等を協議する。

表 11-1：経過観察の指標と方法

観察内容		方法		
保存関係	史跡に影響を与える要因の把握	史跡指定地の現状変更等の状況	・現状変更等許可申請の記録 ・文化財毀損届の記録	
		周辺の開発状況	・行政による開発等の事業の記録（公共施設の新規整備・変更の計画等による把握） ・民間による開発等の事業の記録（開発行為や建築確認申請等による把握）	
			環境変化	・環境調査（雨量、温湿度、風速、窒素酸化物）結果の記録
	管理体制の状況の把握	・「史跡日光山内」保存・活用協議会の開催状況の記録 ・防災訓練の開催内容の記録 ・新規に設置された組織内容の記録		
		保護措置の状況の把握	・法規制による規制の変更内容の記録 ・新規に規定された規制等の保護措置の記録	
			地域コミュニティの参画状況の把握	・ボランティア団体等の参加状況の記録
	予算措置の把握	・史跡の保存に関わる年間予算と補助金の活用状況の記録		
	活用関係	来訪者の状況	・史跡への年間来訪者の記録	
		イベント等の開催状況	行事・催事の開催状況	・行政によるイベントの開催内容と参加者数の記録 ・民間によるイベントの開催内容と参加者数の記録
			普及啓発（講座、講演会等）の状況	・行政による普及啓発活動の開催内容と参加者数の記録 ・民間による普及啓発活動の開催内容と参加者数の記録

⁸¹ 定期報告は、平成 10 年(1998)の第 22 回世界遺産委員会において、各締約国が自国の世界遺産の保護状態等を定期的に世界遺産委員会に報告を行うことが決定されたことを受けて実施されているもので、各締約国は、i)世界遺産条約を適用するために自国がとった立法措置、行政措置、その他の措置など、締約国としての義務や責任全体に関する報告、ii)個々の世界遺産の保護状態に関する遺産物件ごとの報告について、定められた様式により6年ごとに世界遺産委員会に提出することとされている。

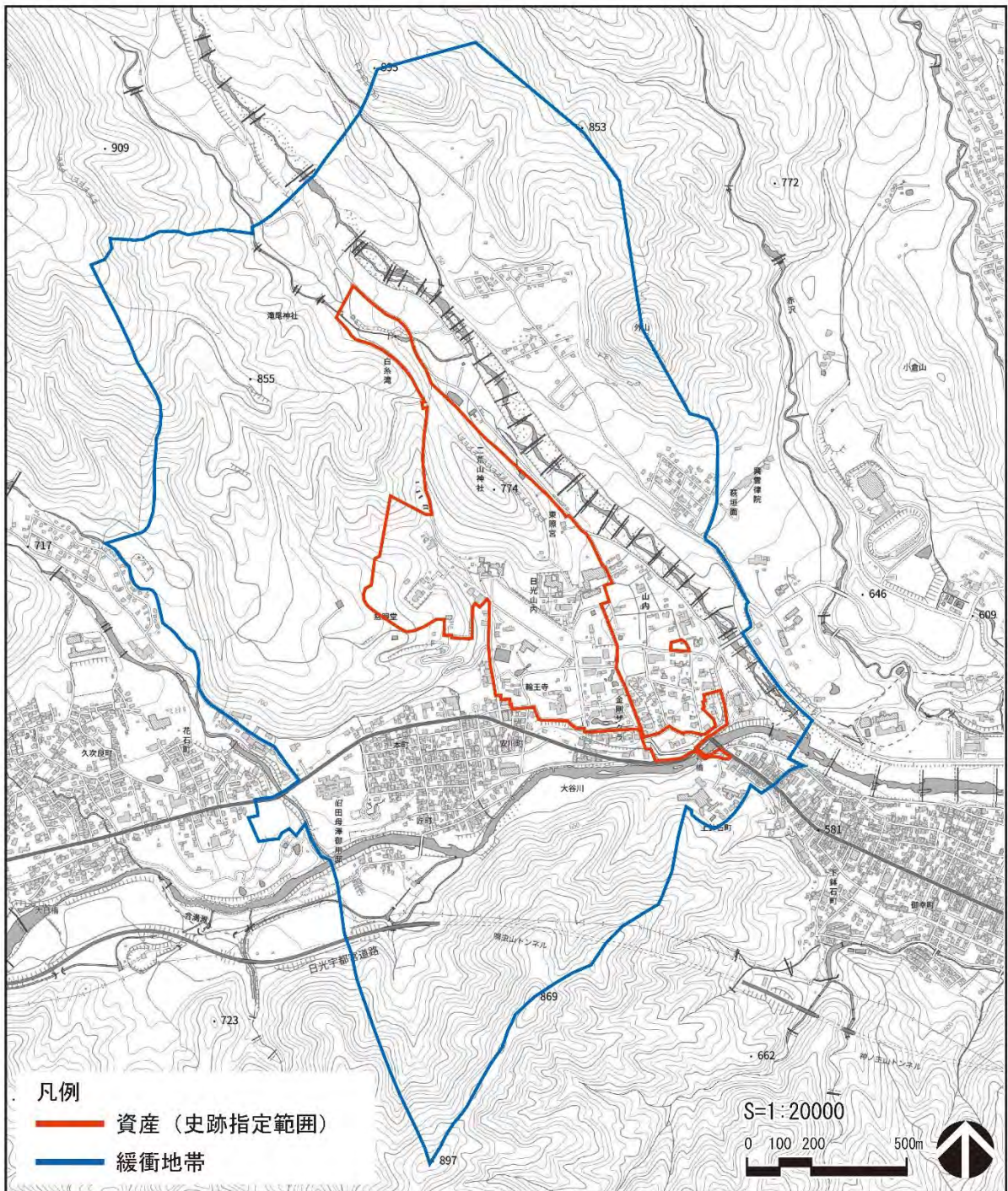
⁸² 保全状況報告書(世界遺産一覧表記載資産保全状況報告書)は、文化庁が国内の世界文化遺産の保存・管理等の状況について把握するため、世界文化遺産所在の都道府県に対して毎年、以下の事項についての報告を求めているもの。報告内容は、①資産名称、②所在地、③世界遺産一覧表への記載年、④顕著な普遍的価値の評価基準、⑤資産の適用種別、⑥資産に影響を与える要因⑦保存管理体制の状況、⑧法的保護措置の状況、⑨予算措置状況(予算額)、⑩来訪者数の推移、⑪その他。

資料編

資1. 世界遺産「日光の社寺」登録の概要

(1) 登録内容

史跡「日光山内」は、平成11年(1999)に「日光の社寺」として世界遺産リストに記載(登録)された。「日光の社寺」は、「世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約」の定義による「建造物群」と「遺跡」から構成されており、「建造物群」は二社一寺に属する103棟の建造物(国宝・重要文化財)、「遺跡」はそれらを取りまく環境(史跡「日光山内」)である。さらにその周囲は、資産を適切に保全するための緩衝地帯に設定されている。面積は、資産が50.8ha、緩衝地帯が373.2haである。



図資1-1: 資産・緩衝地帯の範囲

以下に、「日光の社寺」を構成する 103 棟の建造物群を示す。

表資1-1：世界遺産「日光の社寺」の構成要素の建造物群

No ⁸³	建物名	棟数	No ⁸³	建物名	棟数
A. 二荒山神社			B17	神廄	1
A1	本殿	1	B18	表門	1
A2	唐門	1	B18-(1)	(附) 籠子塀	
A3	掖門及び透塀(2棟)	2	B19	五重塔	1
A4	拝殿	1	B20	石鳥居	1
A5	鳥居	1	B20-(1)	(附) 鐘舎	
A6	神橋	1	B20-(2)	(附) 燈台穂屋	
A7	別宮滝尾神社本殿	1	B20-(3)	(附) 燈台穂屋	
A8	別宮滝尾神社唐門	1	B20-(4)	(附) 銅神庫	
A9	別宮滝尾神社拝殿	1	B20-(5)	(附) 渡廊	
A10	別宮滝尾神社楼門	1	B20-(6)	(附) 銅庫門及び板塀	
A11	別宮滝尾神社鳥居	3	B20-(7)	(附) 非常門及び銅板塀	
A12	別宮本宮神社本殿	1	B20-(8)	(附) 内番所	
A13	別宮本宮神社唐門及び透塀	2	B20-(9)	(附) 西浄	
A14	別宮本宮神社拝殿	1	B20-(10)	(附) 東通用御門(社家門)	
A15	別宮本宮神社鳥居	1	B21	坂下門	1
A16	神輿舎	1	B22	奥社宝塔	1
A17	大国殿	1	B23	奥社唐門	1
A18	末社朋友神社本殿	1	B24	奥社石玉垣	1
A19	末社日枝神社本殿	1	B25	奥社拝殿	1
B. 東照宮			B26	奥社銅神庫	1
B1	本殿・石の間及び拝殿	1	B27	奥社鳥居	1
B2	正面及び背面唐門	2	B28	奥社石柵	1
B3	東西透塀	2	B29	仮殿本殿・仮殿相の間・仮殿拝殿	1
B4	陽明門	1	B30	仮殿唐門	1
B5	東西廻廊	2	B31	仮殿掖門及び透塀	2
B5-(1)	(附) 潜門		B32	仮殿鳥居	1
B6	上社務所	1	B33	仮殿鐘楼	1
B7	神楽殿	1	B34	御旅所本殿	1
B8	神輿舎	1	B35	御旅所拝殿	1
B9	鐘楼	1	B36	御旅所神饌所	1
B10	鼓楼	1	B36-(1)	(附) 渡廊	
B11	本地堂	1	B37	旧奥社唐門	1
B12	経蔵	1	B38	旧奥社鳥居	1
B13	上神庫	1	C. 輪王寺		
B14	中神庫	1	C1	本堂(三仏堂)	1
B15	下神庫	1	C2	相輪櫓	1
B16	水屋	1	C3	本坊表門	1

⁸³ 世界遺産の構成要素に付されたナンバー。

No ⁸³	建物名	棟数
C4	開山堂	1
C5	常行堂	1
C6	法華堂	1
C7	常行堂法華堂渡廊	1
C8	慈眼堂廟塔	1
C9	慈眼堂拜殿	1
C10	慈眼堂経蔵	1
C11	慈眼堂鐘楼	1
C12	慈眼堂阿弥陀堂	1
C13	児玉堂	1
C14	護法天堂	1
C15	観音堂	1
C16	三重塔	1
C17	大猷院靈廟本殿・相の間・拜殿	1
C17-(1)	(附)厨子	
C18	大猷院靈廟唐門	1
C19	大猷院靈廟瑞垣	1
C20	大猷院靈廟掖門	1
C21	大猷院靈廟御供所	1
C22	大猷院靈廟御供所渡廊	1
C23	大猷院靈廟夜叉門	1
C24	大猷院靈廟夜叉門左右廻廊	2
C24-(1)	(附)潜門	
C25	大猷院靈廟鐘楼	1
C26	大猷院靈廟鼓楼	1
C27	大猷院靈廟二天門	1
C27-(1)	(附)左右袖塀	
C28	大猷院靈廟西浄	1
C29	大猷院靈廟水屋	1
C30	大猷院靈廟宝庫	1
C31	大猷院靈廟仁王門	1
C31-(1)	(附)左右袖塀	
C32	大猷院靈廟皇嘉門	1
C32-(1)	(附)左右袖塀	
C33	大猷院靈廟銅包宝蔵	1
C34	大猷院靈廟奥院宝塔	1
C35	大猷院靈廟奥院鑄拔門	1
C36	大猷院靈廟奥院拜殿	1
C37	大猷院靈廟別当所竜光院	1
C37-(1)	(附)玄関	
	合計	103

(2) 顕著な普遍的価値の遡及的言明

「顕著な普遍的価値の遡及的言明」とは、「顕著な普遍的価値の言明」に関わる用語である。

「顕著な普遍的価値の言明」(SOUV)とは、資産が持つ価値を簡潔かつ十分に記載したもので、2005年版作業指針から登録時に必要となった。その後、平成22年(2010)の第34回世界遺産委員会において、顕著な普遍的価値の言明が登録時の決議に盛り込まれていない資産(1978~2006年に登録された資産)について、「顕著な普遍的価値の遡及的言明」(rSOUV)を作成することが決議された。

これを受けて平成25年(2013)の第37回世界遺産委員会で採択された「日光の社寺」の「顕著な普遍的価値の遡及的言明」を以下に示す。

① 摘要

「日光の社寺」は、優れた自然環境に置かれた、2つの神社(東照宮と二荒山神社)と1つの寺院(輪王寺)の中の103棟の宗教施設で構成されたひとつの複合体である。登録資産は日本の関東地方北部の栃木県に所在する。これらの宗教施設は、その多くが17世紀に建てられたもので、様々な視覚的効果を生み出すように山の斜面に配置されている。最初の建造物群は8世紀に仏僧によって日光の霊山の斜面に建てられた。今日では数世紀にわたる保存と修復の伝統及び聖地と関係する宗教的慣習の継承を証明している。それらは、また、日本の歴史における輝かしい時代、特に江戸幕府の初代征夷大將軍であった徳川家康(1543~1616)の象徴的な人物像とも深く関係している。

50.8haの資産は、崇拝の長い伝統、高い水準の芸術的偉業、建築と周辺の自然環境との際だった一体性、そして国の記憶の蓄積という極めて重要で永続的な価値が結合していることに、資産の独特な特徴が見られる。

② 評価基準

評価基準(i) (人間の創造的才能を表す傑作である。)⁸⁴

「日光の社寺」は建築上、芸術上の傑出した能力を表すものである。この特質は、山林の中に建つ建造物群の調和的な一体性や、人々の営為によって管理されてきた自然によって、さらに強められている。

評価基準(iv) (歴史上の重要な段階を物語る建築物、その集合体、科学技術の集合体、あるいは景観(の類型、典型)を代表する顕著な見本である。)

日光は、神社仏閣に適用された江戸時代の建築様式の最適な例証である。東照宮と大猷院霊廟の2棟の霊廟は、日光における権現造の形式の完成形であり、後代に決定的な影響を与えた。これらの建築や装飾に関わった技能者・芸術家の創造性及び独創性は顕著に抜きんでて優れている。

評価基準(vi) (顕著な普遍的価値を有する出来事(行事)、生きた伝統、思想、信仰、芸術的作品、あるいは文学的作品と直接または実質的関連がある(この基準は他の基準とあわせて用いられることが望ましい。))

「日光の社寺」は、その周辺環境とともに、日本で古くから宗教の中心とされてきた場所の顕著な事例である。それは、神道における人間と自然との関わりに関係しており、宗教的なしきたりを通じて山や森を畏怖し、崇拝の対象とするもので、その慣習は今日においても生き生きと受け継がれている。

⁸⁴ 斜体は「世界遺産条約履行のための作業指針」(WHC.21/01 31 July 2021)に記載されている基準の内容。

③完全性

50.8haの資産は、(i)二荒山神社の建造物23棟、(ii)東照宮の建造物42棟、(iii)輪王寺の建造物38棟の3つの要素から成る。

資産の境界は、社寺境内の歴史的背景を尊重し、その歴史を表す上で不可欠なすべての建造物、高度な建築的・芸術的作品、それらを取り巻く神聖なる自然的環境と調和した景観を含んでいる。

また、資産範囲の全体と103棟の建造物群は、適切な範囲の緩衝地帯とともに、良好な状態で適切に保護されている。

したがって、資産は全体性と無傷性の双方に関して完全性の条件を保持している。

④真実性

神社及び寺院の建造物及びその周辺の自然環境は、何世紀にもわたって聖なる土地とされ、かつ、建築と装飾の傑作が集積する場所として知られてきた。現代に至るまで宗教儀礼や行事の場として、生活や精神の中に伝統として生き続けている。その間、さまざまな自然災害（火災、倒木、地震等）にも見舞われてきた。損傷した建造物の修復に当たっては、その都度、当初の平面構成・技術に厳密に基づき、できるかぎり建築当初の材料を使用するとともに、彩色、材料、装飾の保存に注意を払い、作業に関する記録も残してきた。資産の構成要素である建造物の大半は、創建当初の位置を維持している。建造物群と17世紀初めに造成された森林とが一体となった環境も維持されている。山や森林は神聖なる意味を保持し、日光の社寺は生きた宗教空間となっている。

以上のように、資産は、形態・意匠、材料・材質、伝統・技術、位置・環境、機能、精神性の観点から、高い水準の真実性を保持している。

⑤保護・管理に係る要件

登録資産の管理は、自然環境と建造物が一体となった豊かな調和のある景観を保つことを目的としている。資産を構成する建造物は、すべて保護されている。文化財保護法に基づき、9棟が国宝、94棟が重要文化財に指定されている。上述の建造物を含む50.8haの資産の範囲についても、同法の下に史跡に指定され、保護されている。同法により、資産の現状変更は規制され、いかなる変更も国の政府の許可を要することとされている。

また、資産が所在する地域は自然公園法に基づき国立公園にも指定され、保護されている。この法律により、工作物の新築、木竹の伐採等に制限が課せられている。

資産の周囲には、適切な範囲の緩衝地帯（373.2ha）が設けられている。緩衝地帯は、南東部の市街地を除き、自然公園法により保護されている区域と一致しており、その境界は資産を取り囲む山の稜線とほぼ一致している。緩衝地帯は、土地利用形態により部分的に(i)森林法による保安林、(ii)都市計画法による風致地区、(iii)日光市景観条例による景観計画重点区域なども重複しており、文化的環境及び自然環境に負の影響を与える行為について制限している。

登録資産は、二荒山神社・東照宮・輪王寺の所有であり、これらの3つの宗教団体が資産の管理責任を負っている。必要な修理は、資質を認められた保存建築家や専門技術者から成る(財)日光社寺文化財保存会により実施されている。火事は資産にとって最も大きな脅威であるが、資産は自動火災報知・消火・避雷の各設備を完備している。加えて、所有者は自衛消防組織を結成し、公共消防機関との協力体制を執っている。さらに、個々の宗教施設は一般に公開されているため、資産の所有者はそれぞれの見学・拝観者に対して、公開や保護の仕方を検討する必要がある。

文化庁・栃木県・日光市は、所有者に対して保存管理に必要な財政支援及び技術指導を行っている。

資 2. 関連計画の概要

(1) 第2次日光市総合計画

①第2次日光市総合計画 基本構想

計画名称	第2次日光市総合計画 基本構想
策定・改正年	平成28年(2016)3月
対象期間	平成28～令和7年度(2016～2025)
策定者	日光市
計画目的	地域における総合的かつ計画的な行政運営を図るため、「日光市まちづくり基本条例」で定めた「共有・参画・協働」を基本理念として、日光市の将来像を描き、人口減少対策や地域の課題解決に取り組む市政を柱に策定する計画。
計画概要	<p>将来像：feel so good!! 暮らして満足 訪ねて納得 自然と笑顔になれるまち</p> <p>まちづくりの重点施策：人口減少対策</p> <p>重点施策の4つの柱：1 定住促進対策 2 雇用対策 3 少子高齢化対策 4 交流人口の拡大</p>
史跡日光山内に関連する主な事項 <p>I 序論（史跡日光山内に関連する主な事項を抜粋） 第2章 総合計画策定の前提 第4節 第2次総合計画の方向性 歴史・文化：世界に誇る歴史的文化遺産、産業遺産等の保全・活用 日光市においては、世界遺産に登録された日光の社寺、国の天然記念物と特別史跡の二重指定を受け、世界一長い並木道としてギネスブックにも登録された日光杉並木街道、日本の近代化を支えた足尾銅山の施設など、世界に誇る歴史的文化遺産や産業遺産を数多く有している。これらは、世界的に優れた資源として高い評価を受けており、これらを求めて国内はもとより、海外からも数多くの方々を訪れている。その優位性を活かすため、景気の動向や来訪者のニーズを的確に捉え、戦略的な視点でこの世界に誇る資源を活かしていくことが重要である。</p> <p>また、各地域の歴史や風土に育まれてきた優れた文化は、市民の日光に対する誇りや愛着を高める共通の財産である。これらを後世にわたり保全・継承していくとともに、より多くの来訪者に感動を与えられることのできる環境づくりに努めていく必要がある。</p> <p>歴史・文化は、「市民の思い」においても多くの市民が認める日光市の強みであり、今後の日光市の振興・発展にとって保全と活用が期待されている。</p> <p>II 基本構想（史跡日光山内に関連する主な事項を抜粋） 第1章 日光市の将来像 第5節 土地利用 ■都市的土地利用の方向性 ③観光地を抱える既成市街地は、世界遺産「日光の社寺」などの文化資源、鬼怒川流域の溪谷美などの景観資源に恵まれている。こうした資源との調和を図りつつ、都市基盤や街並みを整備することで、国際的な観光地にふさわしい市街地の形成に努める。</p> <p>第2章 施策の大綱 第2節 まちづくりの基本施策 未来を拓きこころを育む、教育のまちづくり 世界遺産である「日光の社寺」、世界一長い並木道に認定された「日光杉並木街道」、産業遺産として価値の高い「足尾銅山施設」など、歴史的・文化的遺産の資源を保護・活用し、市民の日光に対する誇りや愛着を高める教育に努める。</p> <p>魅力と活力にあふれる、産業のまちづくり 日光市の基幹産業である観光については、自然、歴史・文化、温泉等の恵まれた観光資源を十分に活かし、積極的な情報発信やブランド力の強化、地域間の連携などによる、魅力にあふれた観光地域づくりを進める。</p>	

②第2次日光市総合計画 後期基本計画

計画名称	第2次日光市総合計画 後期基本計画
策定・改正年	令和4年(2022)3月
対象期間	令和4～7年度(2022～2025)
策定者	日光市
計画目的	第2次日光市総合計画 基本構想(平成28～令和7年度)と前期基本計画(平成28年～令和3年度)を継承しつつ、市政を取り巻く社会潮流や地域課題を踏まえ、改革の視点を重視し、策定する計画。
計画概要	まちづくりの重点施策(人口減少対策)を踏まえた3つの重点プロジェクト： 【産業振興】 魅力いっぱいプロジェクト 【互助・共助】 人がつながるプロジェクト 【教育】 未来かがやくプロジェクト
史跡日光山内に関連する主な事項	<p>第4章 まちづくりの基本施策(史跡日光山内に関連する主な事項を抜粋)</p> <p>第1節 未来を拓きこころを育む、教育のまちづくり</p> <p>③文化財</p> <p>施策目標 文化財の保存と有効活用の推進</p> <p>施策目標を達成するための方向性</p> <ul style="list-style-type: none"> ・次世代に受け継がれていくべき文化財や伝統技術を継承し、適切に保護・保存していくため、文化財の所有者や関係機関との連携を図るとともに、考古・歴史・民俗などの専門的知識や技能を持った人材の育成や登用を進めることで体制を確保する。 ・文化財を小中学校や社会教育の教材として活用するなど、広く普及を図るとともに、調査研究の成果をまとめた出版物や企画展の開催、文化財の活用による地域の魅力向上につながる取組を推進する。 <p>4年間で進める重要施策：文化財を活用したまちづくりの推進</p> <p><施策の方向性></p> <p>日光市には、各地域に多くの文化財があり、これまで保存に重点が置かれていた。これからも、多様な文化財の保存を進めるとともに、これらを活かしたまちづくりにより、地域の活性化につなげることが重要である。このため、豊富な文化財を活用し、市内外に日光市の魅力を発信する取組を強化する。</p> <p><目指すべき姿：文化財を活用した各地域の魅力向上></p> <ul style="list-style-type: none"> ・文化財普及事業 市内各所に存在する文化財の価値を広めるため、ウェブサイトを活用した情報発信を強化するとともに、文化財を巡る見学会や市内小中学校の教育普及事業を実施するなど、市への愛着の醸成や魅力の向上を図る。 ・文化財活用事業 文化財の収集や調査研究を進めるとともに、これらを活用した企画展や移動博物館の開催など、各地域の魅力発信事業を展開する。

(2) 日光市都市計画マスタープラン

計画名称	日光市都市計画マスタープラン
策定・改正年	平成21年(2009)3月
対象期間	平成21～令和10年(2009～2028)
策定者	日光市
計画目的	日光市の主要課題である“新市の一体感の醸成”“地域経済活動の低迷”“少子高齢化・人口減少の進行”“行財政基盤の確立”を基に、都市計画における課題を整理し、将来に向けての魅力と活力のある都市づくりの道筋を示すとともに、ソフト面の活動などを含めた広い意味での「まちづくり」における指針を明確化するために策定する計画。
計画概要	<p>まちづくりの理念</p> <p>【連携・交流】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国際的な観光都市として広域的な連携・交流を促進する。 ・「地域間の連携」、「広域的な連携」や「人や情報などの多様な交流」ができるまちづくりを推進する。 ・多くの来訪者を暖かく迎え入れることができるまちを形成する。 <p>【暮らし・環境】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・恵まれた景観を有効に保全・活用するとともに、安心して快適に生活することができるまちづくりを進める。 ・都市施設の計画的な整備と災害に強い良好な居住環境を備えた市街地づくりを推進する。 ・快適さと安全性が調和したゆとりある環境を創出する。 <p>【成長・発展】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日光市の豊かな自然環境や歴史的・文化的遺産を次世代に確実に引き継ぐとともに、5つの地域の特色を活かした、均衡ある振興と持続的発展を図る。 ・「おもてなしの心を感じてもらえる観光」や「水などの地域資源を活かした農・工・商業」を推進するとともに、各種産業の連携を強化しながら地域の活性化に取り組む。 ・次世代を担う人材の育成、市民との協働のまちづくりの推進や環境対策などに取り組む。
史跡日光山内に関連する主な事項	<p>第2章 まちづくりの目標（史跡日光山内に関連する主な事項を抜粋）</p> <p>3. 都市構造の設定</p> <p>(1) 拠点・地区の配置</p> <p>世界遺産に代表される歴史・文化的遺産、日光国立公園などの優れた自然環境、産業遺産などに代表される観光資源を保全・活用し、国際観光文化都市にふさわしい環境を構築していく地区を「観光レクリエーション地区」として位置づける。</p> <p>第3章 全体構想（史跡日光山内に関連する主な事項を抜粋）</p> <p>1. 土地利用の基本方針</p> <p>(2) 基本方針</p> <p>市街地ゾーン</p> <p>日光市街地</p> <p>世界遺産に代表される国際観光地としての整備を図るとともに、居住機能・商業機能などの調和のとれた市街地形成を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・東武日光駅やJR日光駅から二社一寺を經由し田母沢御用邸までの区域については、固有の歴史や文化など地域資源を活かした観光商業地として、歩いて楽しい魅力ある街並みの形成を図るとともに、業務・居住機能の確保を図る。 <p>第4章 地域別構想</p> <p>3. 日光地域</p> <p>(4) 地域のまちづくりの方針</p> <p>2) 拠点・地区の整備方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ●世界遺産観光レクリエーション地区 <ul style="list-style-type: none"> ・世界遺産地区については、文化遺産の保全を図るとともに、歩行環境の改善や景観向上のため、電線類の地中化などを推進する。 ・世界遺産地区としてふさわしい誘導・案内板整備を推進する。

(3) 日光市景観計画

計画名称	日光市景観計画
策定・改正年	令和3年(2021)10月
対象期間	—
策定者	日光市
計画目的	平成16年6月の景観法制定を受け、平成17年1月に景観行政団体となった日光市が、市内全域を対象に良好な景観形成の基本として策定する計画。
計画概要	<p>景観に対する基本姿勢：歴史・文化や自然環境を活かした景観づくり 観るけしきから感じるけしきづくり</p> <p>景観計画区域（日光市内全域）における共通の景観形成の方針：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日光の社寺などで培われてきた歴史景観の継承・活用 ・足尾銅山などの地域の歴史・文化を支えてきた産業遺産の保全・活用 ・地域の文化が育んできた祭りなどの伝統行事の伝承・活用 ・日光連山や足尾山地などの雄大で奥行きのある眺めの保全・創出 ・湯の郷やくらしの場を包む豊かなみどりの保全・育成 ・中禅寺湖、大谷川や鬼怒川などの清らかな水辺景観の保全・活用 ・国際観光文化都市にふさわしい市街地等景観の保全・創出 ・周辺環境に調和したまとまりのある集落景観の保全・創出
史跡日光山内に関連する主な事項	<p>第1章 景観計画の区域（史跡日光山内に関連する主な事項を抜粋）</p> <p>2. 景観計画重点区域</p> <p>景観計画区域（日光市内全域）のうち、日光市を象徴する景観などを有し、良好な景観の保全・形成が必要とされる地区で、制限等に関して地域住民との合意形成が図られた区域を景観計画重点区域とする。</p> <p>以下の地域を「世界遺産区域」として、景観計画重点区域に指定した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・世界遺産「日光の社寺」を抱える山内地区 ・豊かな自然景観とともに市街地の安全を支えてきた稻荷川地区 ・山内地区の門前町として栄えてきた東町及び西町地区 <p>第2章 良好な景観の形成に関する方針（史跡日光山内に関連する主な事項を抜粋）</p> <p>3. 景観計画重点区域における景観形成の方針</p> <p>[1] 世界遺産区域における地区毎の景観形成の方針</p> <p>(1) 山内地区</p> <ul style="list-style-type: none"> ・聖域を体感できる、荘厳さや神秘性のある空間の保全 連綿と守られてきた聖域を体感できる、荘厳さや神秘性のある空間を保全する。 ・世界遺産地区にふさわしい品格のある空間の形成 世界遺産を抱える地区として、聖域の持つ厳かな雰囲気と調和した誘導サインの形成を図る。 ・世界遺産地区にふさわしい誘導サインの形成 世界遺産地区としての厳かな雰囲気と調和した誘導サインの形成を図る。

(4) 日光市地域防災計画

計画名称	日光市地域防災計画
策定・改正年	令和4年(2022)3月
対象期間	—
策定者	日光市防災会議
計画目的	日光市における災害に係る予防、応急及び復旧・復興対策に関し、市、防災関係機関等が処理すべき事務や業務の大綱を定め、災害対策を総合的かつ計画的に推進することを目的とする計画。
計画概要	<p>目指す方向</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自主防災組織をはじめとする地域、市民やボランティア団体等の多様な主体との連携による防災体制の充実等のソフト対策を組み合わせ、総合的に防災対策を進めていく。 ・市民一人ひとりの「自助」、家族や地域社会、自主防災組織などの「互助・共助」、行政による「公助」を適切に機能させることにより、地域の防災力を高め、安全で安心して暮らせる地域を創造する。 ・広大な市域を見すえ、群馬・福島両県を含む近隣市町村との連携強化に努めるとともに、災害時応援協定の整備に取り組んでいく。 <p>主な取組内容：1 広大な面積をカバーしうる実効性のある防災体制の確立 2 総合的な風水害対策の推進 3 被害最小化に向けた防災体制の充実 4 避難行動要支援者対策の推進 5 自主防災組織の結成・育成支援</p>
史跡日光山内に関連する主な事項	<p>第2編 震災対策編（史跡日光山内に関連する主な事項を抜粋）</p> <p>第2章 予防</p> <p>第21節 文教・文化財対策</p> <p>第2 文化財災害予防対策</p> <p>世界遺産に登録された「日光の社寺」をはじめ、当市には、市のみならず、国、世界の文化遺産がある。このような文化財を震災による被害から守り、将来に引き継いでいくため、平常時から関係機関、文化財所有者、市民、専門家が協力して文化財に対する災害予防対策を推進する。</p> <p>1 文化財予防対策の研究</p> <p>震災の直接被害に対する耐震対策とともに、二次災害としての防火対策も含めて、文化庁の指導を受けつつ、「文化財建造物等の地震時における安全性確保に関する指針」等を参考にしながら必要な対策について研究を進める。</p> <p>2 文化財予防体制の強化</p> <p>(1) 市教育委員会は消防本部と連携し、文化財等の所有者又は管理団体若しくは文化財施設の所有者に対し、防災に関する指導、助言を行う。</p> <p>(2) 非常時に備えて収蔵品等個々の文化財の所在は所有者等に明確に把握させておくとともに、防火標識等の設置を促進し、所有者や見学者等の防火意識の高揚を図る。</p> <p>(3) 文化財の特性に応じた防火管理や収蔵庫、火災報知器、消火栓、避雷針等の防火施設・設備の整備充実を促進する。なお、当市の文化財は、日光東照宮をはじめとする木造建造物が多く、美術工芸品はこれら木造建造物の社寺に保管されているため、震災等による転倒、転落防止対策については、今後も文化庁及び所有者等と協議を行い、必要な対策について検討する。</p> <p>(4) 損壊した建物等から文化財を他の施設に移動する際には、平常時からの備えが必要なため、次の点について留意するよう文化財の所有者等に要請する。</p> <p>①必要な備品、資材を十分に確保する。特に梱包資材のように大量に必要なものについて、災害発生時に被災地周辺から集中的に投入できる体制をつくっておく。</p> <p>②搬出後に適当な一時保管場所を確保しておく。</p> <p>(5) 市教育委員会は、消防本部と連携し、防火管理者等に対し、自主防火管理体制の確立を指導する。また、自衛消防隊を育成し、自主警備体制の強化を図るとともに、付近住民による協力体制の確立、育成等を行う。</p> <p>(6) 文化財所有対象物の建造物の内部だけでなく、付近一帯についても喫煙、たき火等を制限するなど、出火防止を図る。</p> <p>(7) 「文化財防火デー」（1月26日）を中心として防火訓練を実施するとともに、文化財についての防火思想の普及啓発を図る。</p>

第3章 応急対策

第16節 文教・文化財対策

第6 文化財の保護

1 応急措置

(1) 出火防止

文化財所有者及び関係者は、巡回し、火気使用場所の点検等の出火防止措置を実施するものとする。

(2) 文化施設における応急対策

施設の被災により収蔵品等が損傷するおそれがある場合、施設の管理者は、施設・設備の緊急点検、収蔵品等の安全な場所への移動等被災防止の措置をとる。

また、見学者、入場者を安全な場所へ避難させ、臨時休館又は開館時間の短縮等の応急措置をとる。

(3) 災害発生の措置（通報）

文化財所有者（防火管理者を置くところは防火管理者）を通報責任者として、災害が発生した場合には直ちにその被害状況を市（教育部）に通報するものとする。

所有者、管理者が市の場合の通報責任者は、市教育長とする。通報を受理したときは、県教育委員会に報告する。

(4) 文化財建造物及び文化財の保存

文化財所有者及び関係者は、文化財建造物及び文化財の保護に努めるとともに、必要な場合は次のような措置を行うものとし、市（教育部・消防部）は、これに支援・協力する。

第3編 風水害等対策編（史跡日光山内に関連する主な事項を抜粋）

第3章 応急対策

第16節 文教・文化財対策

第6 文化財の保護

1 応急措置

(1) 出火防止

文化財所有者及び関係者は、巡回し、火気使用場所の点検等の出火防止措置を実施するものとする。

(2) 文化施設における応急対策

施設の被災により収蔵品等が損傷するおそれがある場合、施設の管理者は、施設・設備の緊急点検、収蔵品等の安全な場所への移動等被災防止の措置をとる。

また、見学者、入場者を安全な場所へ避難させ、臨時休館又は開館時間の短縮等の応急措置をとる。

(3) 災害発生の措置（通報）

文化財所有者（防火管理者を置くところは防火管理者）を通報責任者として、災害が発生した場合には直ちにその被害状況を市（教育部）に通報するものとする。

所有者、管理者が市の場合の通報責任者は、市教育長とする。通報を受理したときは、県教育委員会に報告する。

(4) 文化財建造物及び文化財の保存

文化財所有者及び関係者は、文化財建造物及び文化財の保護に努めるとともに、必要な場合は次のような措置を行うものとし、市（教育部）は、これに支援・協力する。

(5) 栃木県文化財保存活用大綱

計画名称	栃木県文化財保存活用大綱
策定・改正年	令和3年(2021)2月
対象期間	—
策定者	栃木県教育委員会
計画目的	平成30(2018)年の文化財保護法の改正により、都道府県による文化財保存活用大綱の策定が制度化されたことを受け、県や市町、県民など地域全体で連携・協力しながら相互に矛盾なく同じ方針のもとで文化財の保存・活用に取り組む共通の基盤とするため、本県における文化財の保存・活用の基本的な方向性を明確化し、今後の取組に対する基本的な方針として策定する計画。
計画概要	<p>今後目指すべき方向性・将来像：</p> <ol style="list-style-type: none"> (1)文化財への理解と地域の歴史・文化への愛着と誇りの醸成 (2)「わたしたちの宝」としての認識 (3)文化財を受け継いでいく子どもたちの育成 (4)分野を越えた横断的な連携と、地域づくりと一体となった保護活動 (5)ハードとソフト両面からのアプローチ
史跡日光山内に関連する主な事項	<p>第3章 文化財の保存・活用を図るために講ずる措置（史跡日光山内に関連する主な事項を抜粋）</p> <p>2 県が行う文化財の保存・活用</p> <p>(4)世界遺産の保存と管理</p> <p>ア 世界遺産「日光の社寺」の保存と整備</p> <p>世界遺産「日光の社寺」は、我が国で8番目の世界文化遺産として平成11(1999)年に登録された。世界遺産登録には国内法での保護が前提であり、二荒山神社、東照宮、輪王寺の「二社一寺」の境内地が国指定史跡「日光山内」として平成10年(1998)5月に指定され、この条件を満たすことになった。このため、史跡指定範囲をもって世界遺産の資産範囲としている。</p> <p>史跡の管理団体は日光市が指定されており、所有者としての「二社一寺」と管理団体としての日光市が「日光山内」の保存と整備を担っている。また、史跡指定地内に所在する指定文化財建造物は二社一寺がそれぞれの所有者としてその保全に努めている。この指定文化財建造物群と史跡の保存・整備が、すなわち世界遺産「日光の社寺」の保存と整備となっている。</p> <p>イ 世界遺産「日光の社寺」の管理等に向けた文化庁との協議・調整</p> <p>史跡「日光山内」は、所有者である二社一寺が現在も宗教活動を続けており、文化財はその活動による影響を受けている。また、史跡の管理は管理団体に指定されている日光市が実施しているが、史跡指定地での事業は二社一寺が主体となるもの、日光市が主体となるものが存在し複雑になっている。その取扱いを明確にするために日光市・日光市教育委員会が「史跡日光山内保存管理計画」「史跡日光山内整備活用計画」を策定し、対応を整理している。</p> <p>主な取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・二社一寺が行う修理や整備等に対し助言や指導を行う。 ・保存や整備事業等の実施に当たっては、国、県、日光市、二社一寺等の関係者が緊密に連携し、調整を図る。

(6) 日光国立公園日光地域管理計画

計画名称	日光国立公園日光地域管理計画
策定・改正年	平成13年(2001)12月
対象期間	—
策定者	環境省
計画目的	環境基本法施行に伴う環境基本計画の閣議決定、行政手続法の施行に伴う申請に対する審査基準の明確化への対応として、地域の現況、特性を踏まえ、自然環境の保全と各種行為との調整の円滑化並びに快適な環境の創出を図るため、地域の実情に適合した公園管理の方針を作成するとともに、適正な公園利用の促進を図ることを目的とする計画。
計画概要	日光国立公園の日光地域は、日光国立公園の南部に位置し、利用形態も日光地区の日光東照宮、二荒山神社、輪王寺の二社一寺を中心とする拝観とハイキング、奥日光・霧降地区の自然観察、登山、野外レクリエーション、スキー等と異なるため、管理計画区ごとに風致景観の管理方針、その他必要な事項について定めるものとする。
史跡日光山内に関連する主な事項	<p>第2 日光管理計画区（史跡日光山内に関連する主な事項を抜粋）</p> <p>1 管理の基本的方針</p> <p>(1)保護に関する方針</p> <p>ア 風致景観の特性及び保全対象 二社一寺等の歴史的建造物や史跡等を中心とする歴史的景観とともに、その背景として、あるいは一体となって地区の景観を醸し出している杉巨木林、大谷川河畔林、鳴虫山自然林や裏見滝等の豊かな自然環境を形成している地域である。</p> <p>イ 保全対象の保全方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・周辺市街のアメニティの創出及び道路沿線の修景 道路沿線の修景緑化を含めた歴史的環境にふさわしい風情のある街並みづくりを促進するとともに、道路及び利用地点からの男体山等への眺望に配慮する。 <p>(2)利用に関する方針</p> <p>ア 利用の特性及び利用方針 本管理計画区は東照宮、二荒山神社、輪王寺の二社一寺や滝尾神社、含満淵等の歴史的建造物及び史跡と寂光滝、裏見滝、スギ巨木林、河畔林、鳴虫山自然林等の豊かな自然とが一体となっている地域である。国内各地はもとより、広く海外から多数訪れる等利用者も多い。 以上のような利用形態から、自然環境を保全しつつ、利用の推進を図るものとする。</p> <p>イ 利用施設の整備及び管理方針 (整備方針)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・快適な利用環境を確保するものとするが、規模が過大とならないよう留意するものとする。 ・利用拠点においては、施設のデザインに統一性を持たせ、地域の自然環境の保全についても配慮するものとする。 ・施設の整備に当たっては、自然環境の保全に十分留意し、野生動物の生息環境にも配慮した整備を行うものとする。 ・汚水処理等の設備には、環境保全技術上、最良の機能を有すると認められるものを積極的に導入すること等により、環境に対する負荷を極力低減するものとする。 ・道路等の整備に際しては、側溝に斜路を設ける等、野生動物の生息環境に配慮した工法を検討するものとする。

資3. 日光社寺文化財保存会による建造物保存修理事業

史跡日光山内の指定範囲の国宝及び重要文化財に指定されている建造物については、公益財団法人日光社寺文化財保存会により事業計画が作成され、計画的に保存修理事業が実施されることで建造物が適切に保存（保存管理）されている。

日光山内では、昭和25年（1950）から「日光二社一寺国宝建造物修理事務所」による大修理事業が進められた。同事務所による修理は、現在は保存会に引き継がれている。

昭和25年度に始まった修理事業は、現在も継続しており、令和2年度（2020）から5期目へと移行している。以下に昭和25年の第1期以降に実施された修理事業の主な修理対象を整理する。

表資3-1：日光社寺文化財保存会による建造物保存修理事業一覧

修理計画	実施年度	主な修理対象		
		二荒山神社	東照宮	輪王寺
第1期修理事業	第1次 昭和25～ 昭和41年度 (1950～1966)	本殿・唐門・掖門及び透塀(2棟)・拝殿・鳥居(銅製)・神橋・別宮本宮神社本殿 (中宮祠本殿・中宮祠拝殿・中宮祠中門・中宮祠掖門及び透塀(2棟)・中宮祠鳥居(2基))	本殿・石の間・拝殿・本殿及び拝殿の蒔絵扉・正面及び背面唐門(2棟)・東西透塀(2棟)・神楽殿・東西回廊(2棟)・御供所及び御供所廊下・附潜門・上神庫・中神庫・下神庫・水屋・神廐・表門・附籠子塀・燈台徳屋・燈台徳屋(八角)・渡廊下・石柵・銅燈籠(16基)・石燈籠(104基)・奥社石玉垣・奥社石柵・仮殿掖門及び透塀(2棟)・仮殿鐘楼・御旅所本殿・御旅所拝殿・御旅所神饌所	本殿・相の間・拝殿・唐門・瑞垣・掖門・御供所・御供所渡廊・二天門・附左右袖塀・西浄・皇嘉門・附左右袖塀・銅燈籠(7基)・石燈籠(9基)・石柵(仁王門前・二天門前・二天門夜叉門間両側)・奥院参道脇・宝塔・拝殿周囲)・本堂(三仏堂)・本坊表門・慈眼堂廟塔・附石柵・附石燈籠(15基)・石造多宝塔(1基)・本地堂(焼損)・
		本殿・唐門・掖門及び透塀(2棟)・神橋・別宮本宮神社唐門及び透塀(2棟) (中宮祠本殿・中宮祠拝殿・中宮祠中門・中宮祠掖門及び透塀(2棟))	本殿・石の間・拝殿・正面及び背面唐門(2棟)・東西透塀(2棟)・神楽殿・附旧天井板・東西回廊(2棟)・御供所及び御供所廊下・上神庫・中神庫・下神庫・水屋・神廐・表門・銅神庫・銅庫門・	本殿・相の間・拝殿・瑞垣・掖門・御供所・御供所渡廊・二天門・皇嘉門・附左右袖塀・銅包宝蔵・本堂(三仏堂)・本坊表門・児玉堂・本地堂
			附板塀・非常門・附銅板塀・奥社唐門・奥社銅神庫・奥社鳥居・旧奥社唐門・旧奥社鳥居	
第2期修理事業	第1次 昭和43～ 昭和47年度 (1968～1972)	本殿・唐門・掖門及び透塀(2棟)・拝殿・神橋・別宮滝尾神社本殿・別宮滝尾神社唐門・附石玉垣・別宮滝尾神社拝殿・別宮滝尾神社楼門・別宮本宮神社本殿・別宮本宮神社唐門及び透塀(2棟) (中宮祠本殿・中宮祠拝殿・中宮祠中門・中宮祠掖門及び透塀(2棟))	本殿・石の間・拝殿・正面及び背面唐門(2棟)・東西透塀(2棟)・神楽殿・陽明門・附旧天井板・東西回廊(2棟)・御供所及び御供所廊下・鼓楼・上神庫・中神庫・下神庫・神廐・表門・附籠子塀・渡廊下・銅庫門・非常門・奥社拝殿・奥社銅神庫・仮殿鐘楼・御旅所本殿・御旅所拝殿	本殿・相の間・拝殿・唐門・瑞垣・掖門・御供所・御供所渡廊・二天門・附左右袖塀・西浄・仁王門附左右袖塀・皇嘉門・附左右袖塀・奥院鑄拔門・奥院拝殿・本堂(三仏堂)・本坊表門・常行堂・児玉堂・経蔵
		本殿・拝殿・神輿舎・大国殿・末社朋友社本殿・末社日枝神社本殿・別宮滝尾神社本殿・別宮滝尾神社楼門・別宮滝尾神社鳥居(3基)・附石橋及び石柵・参道・別宮本宮神社本殿・別宮本宮神社唐門及び透塀(2棟)・別宮本宮神社拝殿 (中宮祠本殿)	本殿・石の間・拝殿・東西透塀(2棟)・上社務所・神楽殿・神輿舎・東西廻廊(2棟)・鐘楼・鼓楼・上神庫・中神庫・下神庫・水屋・神廐・表門・附籠子塀・五重塔・附参道・鐘舎・燈台徳屋・燈台徳屋(八角)・渡廊下・内番所・西浄・東通用御門(社家門)・坂下門・御旅所拝殿	本殿・相の間・拝殿・唐門・瑞垣・御供所・御供所渡廊・二天門・西浄・宝庫・皇嘉門・附左右袖塀・本堂(三仏堂)・本坊表門・常行堂・法華堂・常行堂法華堂渡廊・経蔵
	第2次 昭和48～ 昭和55年度 (1973～1980)			

修理計画	実施年度	主な修理対象			
		二荒山神社	東照宮	輪王寺	
第2期 修理事業	第3次	昭和56～ 昭和60年度 (1981～1985)	唐門・掖門及び透塀(2棟)・拝殿・神橋・神輿舎・別宮滝尾神社本殿・別宮滝尾神社唐門・別宮滝尾神社拝殿 (中宮祠本殿・中宮祠拝殿・中宮祠掖門及び透塀(2棟))	本殿・石の間・拝殿・正面及び背面唐門(2棟)・東西透塀(2棟)・上社務所・神楽殿・神輿舎・東西廻廊(2棟)・御供所及び御供所廊下・鐘楼・鼓楼・上神庫・中神庫・水屋・神廐・表門・銅神庫・西浄・奥社拝殿・仮殿本殿相の間・拝殿・仮殿唐門・仮殿掖門及び透塀(2棟)・仮殿鐘楼・御旅所本殿・御旅所拝殿	本殿・相の間・拝殿・唐門・瑞垣・御供所・御供所渡廊・二天門・宝庫・仁王門附左右袖塀・皇嘉門・附左右袖塀・児玉堂
	第1次	昭和61～ 平成2年度 (1986～1990)	別宮滝尾神社本殿・別宮本宮神社本殿 (中宮祠拝殿)	東西廻廊(2棟)・表門・附齋子塀・石鳥居・石柵	夜叉門附左右袖塀・夜叉門左右廻廊(2棟)・二天門・銅包宝蔵・三仏堂・本坊表門・常行堂・慈眼堂阿弥陀堂・三重塔
第3期 修理事業	第2次	平成3～ 平成8年度 (1991～1996)	本殿・神輿舎・別宮滝尾神社拝殿・別宮滝尾神社楼門	東西廻廊(2棟)・御供所及び御供所廊下・水屋・表門・附齋子塀・石柵・仮殿唐門・仮殿掖門及び透塀(2棟)	鐘楼・二天門・附左右袖塀・水屋・奥院拝殿・開山堂
	第3次	平成9～ 平成14年度 (1997～2002)	神橋・神輿舎	東西廻廊(2棟)・上神庫・燈台(阿蘭陀)	本殿・相の間・拝殿・鼓楼・仁王門附左右袖塀・本堂(三仏堂)
	第1次	平成15～ 平成18年度 (2003～2006)	神橋	中神庫	三重塔
第4期 修理事業	第2次	平成19～ 平成24年度 (2007～2012)	掖門及び透塀(2棟)・別宮滝尾神社鳥居(3基) (中宮祠中門・中宮祠掖門及び透塀(2棟))	石の間・拝殿・正面及び背面唐門・東西透塀・神輿舎・東西廻廊・附齋子塀・附參道・石柵・銅燈籠・石燈籠	二天門・石燈籠・三仏堂・慈眼堂廟塔・慈眼堂阿弥陀堂附石燈籠(15基)・石造多宝塔(1基)
	第3次	平成25～ 令和元年度 (2013～2019)	本殿・末社日枝神社本殿・別宮滝尾神社本殿・別宮滝尾神社拝殿・別宮本宮神社本殿・別宮本宮神社拝殿	本殿・石の間・陽明門	本堂(三仏堂)・大猷院二天門
第5期 修理事業	第1次	令和2年度 (2020)～	神輿舎・大国殿・朋友神社本殿 (中宮祠本殿・中宮祠拝殿)	東西透塀・下神庫・齋子塀・非常門・鐘舎・仮殿鐘楼・背面唐門	慈眼堂拝殿・相輪櫓・護法天堂

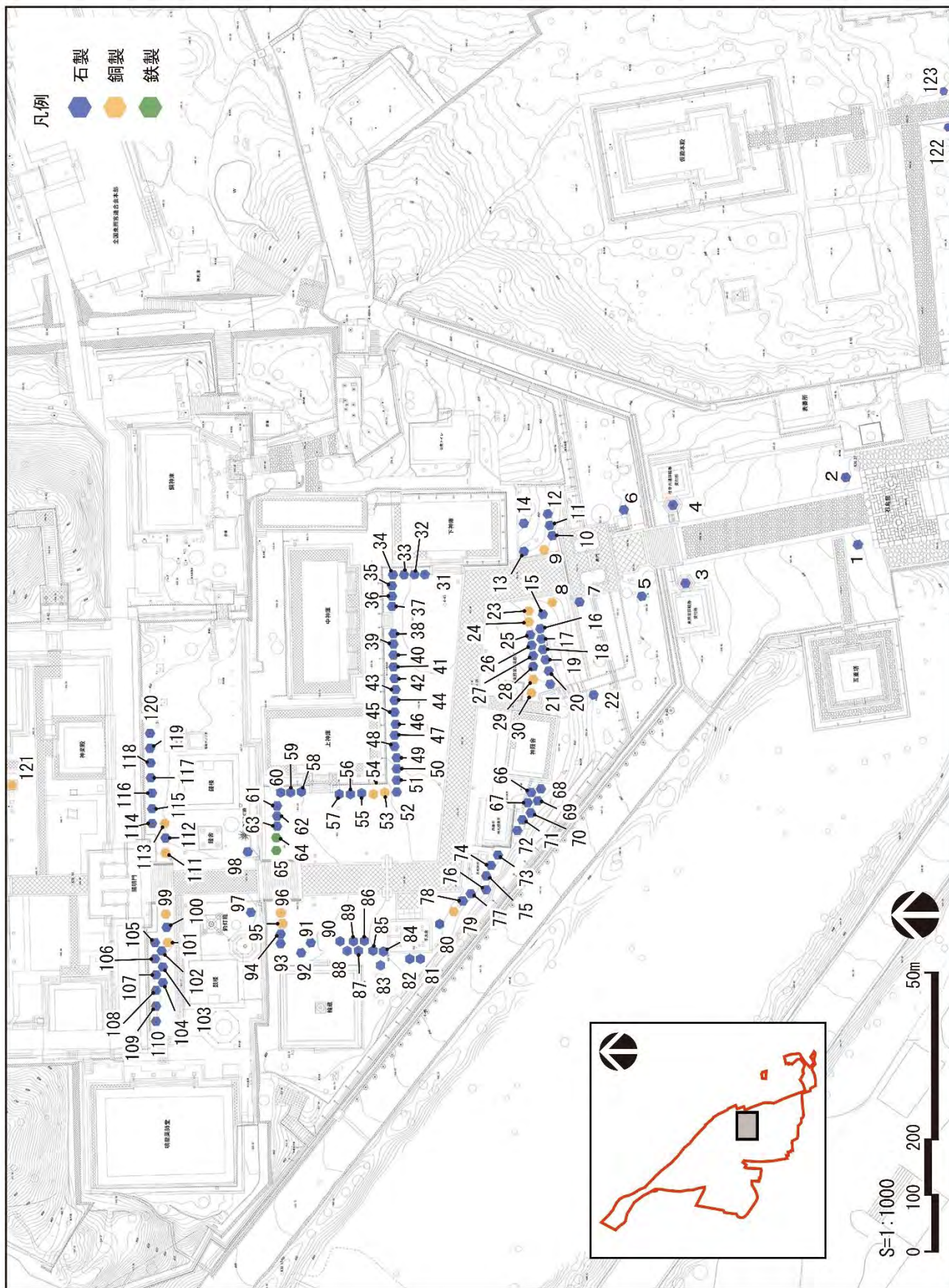
資4. 東照宮・輪王寺大猷院の燈籠

江戸時代には諸国の大名から東照宮と大猷院に燈籠が献納された。東照宮では石製 105 基、銅製 16 基、鉄製 2 基の合計 123 基、大猷院では、石製 249 基、銅製 66 基の合計 315 基が確認されている。以下に燈籠の一覧及び位置図を整理する。

表資 4-1：東照宮燈籠一覧

番号	材質	献納者
1・2	石	有馬 忠頼
3・4	石	酒井 忠勝
5・6	石	—
7	石	伊奈 忠政
8・9	銅	榊原 忠次
10・11	石	本多 富正
12	石	岡部 長盛
13	石	石川 総輔
14	石	津軽 信枚
15	石	伊奈 忠治
16・17	石	分部 光信
18	石	安倍 実季
19	石	高力 忠長
20	石	戸沢 政盛
21	石	小出 吉英
22	石	生駒 正俊
23・24	銅	加藤 明成
25	石	岡部 宣勝
26・27	石	大関 高増
28	石	堀 親昌
29・30	銅	松平 清匡
31	石	溝口 宣勝
32	石	水谷 勝隆
33	石	脇坂 安元
34	石	土井 利勝
35	石	井伊 直勝
36・37	石	中川 久盛
38	石	金森 重頼
39・40	石	酒井 家次
41・42	石	本多 忠政
43	石	松平 信吉
44・45	石	有馬 豊氏
46・47	石	加藤 嘉明
48・49	石	蜂須賀 至鎮
50	石	福島 正則
51・52	石	黒田 長政妻
53・54	銅	井伊 直孝
55・56	石	伊達 秀宗
57	石	毛利 秀元
58・59	石	細川 忠興
60・61	石	佐竹 義宣
62・63	石	松平 忠長

番号	材質	献納者
64・65	鉄	伊達 政宗
66・72	石	鳥居 忠政
67	石	小笠原 忠政
68	石	新庄 直好
69	石	本多 康紀
70	石	内藤 信正
71	石	松平 康重
73・74	石	本多 忠刻
75	石	松平 忠長
76	石	板倉 勝重
77・78	石	堀尾 忠晴
79	銅	山内 忠義
80	石	永井 尚政
81・82	石	藤堂 高虎
83・84	石	京極 高知
85・86	石	池田 光政
87・88	石	京極 忠高
89・93	石	森 忠政
90・91	石	毛利 秀就
92・94	石	松平 忠利
95・96	銅	島津 家久
97・98	石	—
99・111	銅	水野 忠成
100・112	石	松平 武元
101・113	銅	秋元 喬知
102	石	小出 英持
103	石	松平 忠恒
104	石	田沼 意次
105・114	石	堀田 正盛
106	石	松平 信綱
107	石	阿部 重次
108	石	朽木 種綱
109	石	太田 資宗
110	石	西尾 忠昭
115	石	奥平 忠昌
116	石	阿部 忠秋
117	石	三浦 正次
118	石	板倉 重宗
119	石	水野 忠善
120	石	松平 乗寿
121	銅	—
122・123	石	—



図資 4-1：東照宮の燈籠位置（東照宮提供資料を基に作成） ※図中番号は表資 4-1 の「番号」と対応。

表資 4-2 : 輪王寺大猷院燈籠一覽

番号	材質	献納者
1	銅	—
2	銅	—
3	銅	—
4	銅	松平清良
5	銅	酒井忠勝
6	銅	紀伊徳川頼宣
7	銅	水戸徳川頼房
8	銅	尾張徳川光義
9	銅	松平光長
10	銅	前田犬千代丸
11	銅	※朝鮮燈籠
12	銅	井伊直孝
13	銅	池田光政
14	銅	伊達忠宗
15	銅	島津光久
16	銅	松平光道
17	銅	松平直政
18	銅	黒田直之
19	銅	藤堂高次
20	銅	上杉實勝
21	銅	山内忠義
22	銅	蜂須賀光隆
23	銅	松平頼重
24	銅	浅野光晟
25	銅	鍋島勝茂
26	銅	佐竹義隆
27	銅	森長継
28	銅	有馬忠頼
29	銅	池田光仲
30	銅	細川六丸
31	銅	毛利千代熊丸
32	銅	酒井清忠
33	銅	保科正之
34	石	松平武元
35	石	松平定行
36	石	松平乗寿
37	石	松平忠次
38	石	中川久盛
39	石	奥平忠昌
40	石	松浦鎮信
41	石	永井尚政
42	石	小出吉英
43	石	水野勝俊
44	石	京極高和
45	石	牧野忠成
46	石	相馬勝胤
47	石	松平光重
48	石	戸澤千代鶴丸

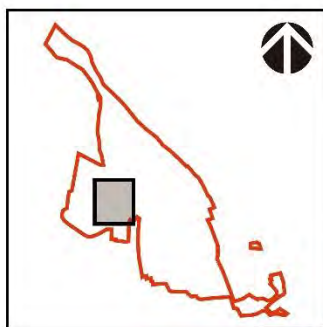
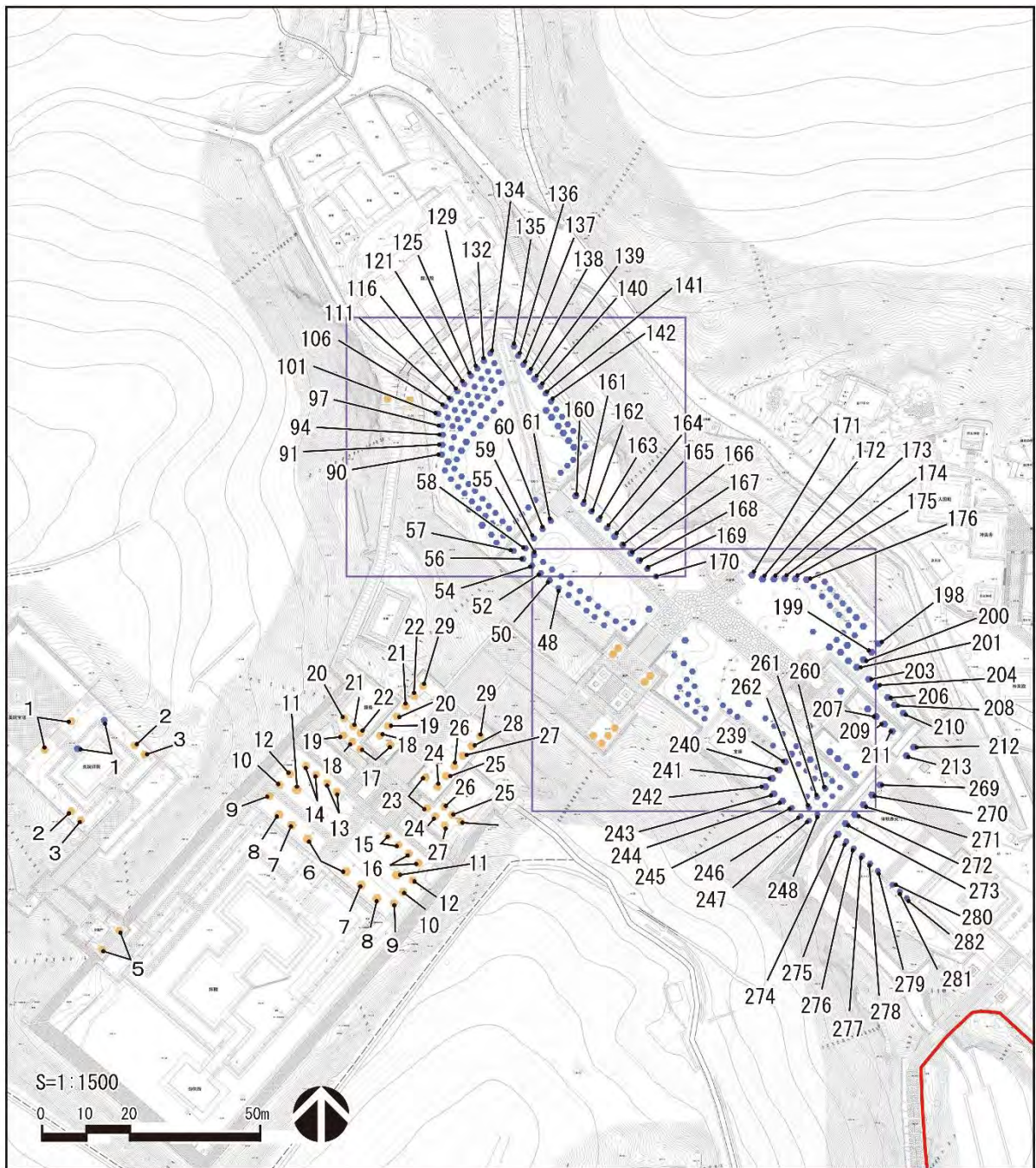
番号	材質	献納者
49	石	水野忠職
50	石	仙石政俊
51	石	内藤忠興
52	石	加藤泰興
53	石	松平康映
54	石	伊藤祐久
55	石	松平忠親
56	石	脇坂安元
57	石	浅野長直
58	石	松平忠房
59	石	鳥居忠春
60	石	井伊直之
61	石	増山正利
62	石	松平昌勝
63	石	石川昌勝
64	石	小笠原忠眞
65	石	小笠原貞信
66	石	諏訪忠恒
67	石	本多重照
68	石	阿部定高
69	石	植村家貞
70	石	松平忠房
71	石	松平忠昭
72	石	細川行孝
73	石	青山宗俊
74	石	嶋津久雄
75	石	北條氏重
76	石	九鬼隆昌
77	石	諏訪忠恒
78	石	小出吉親
79	石	京極高直
80	石	西尾忠照
81	石	秋月種春
82	石	松平忠昭
83	石	一柳直興
84	石	土屋利直
85	石	木下俊治
86	石	松平隆綱
87	石	大村純長
88	石	新庄直好
89	石	松平忠房
90	石	遠藤常季
91	石	木下利當
92	石	小笠原忠知
93	石	谷衛政
94	石	戸川正安
95	石	高力忠房
96	石	黒田長興

番号	材質	献納者
97	石	内藤政直
98	石	相良頼寛
99	石	松平忠親
100	石	溝口宣直
101	石	水野忠善
102	石	日根野吉明
103	石	堀親昌
104	石	松平忠晴
105	石	稲葉信通
106	石	毛利就隆
107	石	松浦鎮信
108	石	毛利高尚
109	石	永井直清
110	石	秋田盛季
111	石	松平恒元
112	石	小出吉英
113	石	織田信久
114	石	太田資宗
115	石	浅野長治
116	石	金森頼直
117	石	中川久盛
118	石	分部嘉治
119	石	鳥居忠春
120	石	毛利光廣
121	石	黒田之勝
122	石	秋元富朝
123	石	酒井忠朝
124	石	井伊直之
125	石	亀井滋政
126	石	京極高和
127	石	土方雄次
128	石	井伊政重
129	石	津軽信義
130	石	相馬勝胤
131	石	池田薫彰
132	石	山崎虎之助
133	石	戸澤千代鶴丸
134	石	水谷勝隆
135	石	加藤明友
136	石	青木重兼
137	石	大田原政清
138	石	五嶋盛次
139	石	細川行孝
140	石	久留嶋通春
141	石	市橋政信
142	石	大関増親
143	石	有馬康純
144	石	九鬼隆季
145	石	浅野長直
146	石	真田信政

番号	材質	献納者
147	石	脇坂安元
148	石	岩城宣隆
149	石	伊藤祐久
150	石	六郷政勝
151	石	加藤泰真
152	石	内藤政直
153	石	仙石政俊
154	石	日根野吉明
155	石	片桐貞昌
156	石	小出吉親
157	石	稲垣重種
158	石	土岐頼行
159	石	松平昌親
160	石	酒井忠能
161	石	永井直清
162	石	青山宗俊
163	石	松平勝隆
164	石	太田資宗
165	石	高力忠房
166	石	松平忠晴
167	石	小笠原忠知
168	石	青山幸利
169	石	井上正利
170	石	安藤重長
171	石	内藤信照
172	石	水野忠善
173	石	松平康信
174	石	松平忠房
175	石	眞田信之
176	石	松平藤松丸
177	石	南部重直
178	石	丹羽光重
179	石	黒田長興
180	石	毛利光廣
181	石	水谷勝隆
182	石	立花忠茂
183	石	山崎虎之助
184	石	織田高長
185	石	津軽信義
186	石	亀井慈政
187	石	京極高廣
188	石	黒田之勝
189	石	宗
190	石	石川昌勝
191	石	松平成政
192	石	本多利長
193	石	前田利治
194	石	毛利就隆
195	石	伊達守秀宗
196	石	松平恒元

番号	材質	献納者
197	石	青山幸俊
198	石	松平康信
199	石	内藤信照
200	石	松平康映
201	石	岡部宣勝
202	石	松平利次
203	石	安藤重長
204	石	水野忠職
205	石	酒井忠當
206	石	内藤忠興
207	石	本多忠義
208	石	本多俊次
209	石	阿部定高
210	石	松平光重
211	石	戸田氏信
212	石	三浦安次
213	石	秋元富朝
214	石	松平武元
215	石	松平定行
216	石	松平乗寿
217	石	小笠原忠眞
218	石	本多政勝
219	石	大久保季任
220	石	有馬康純
221	石	溝口宣直
222	石	本多利長
223	石	浅野長治
224	石	本多俊次
225	石	秋田盛季
226	石	北篠氏重
227	石	稲葉信通
228	石	岡部宣勝
229	石	松平正國
230	石	京極高廣
231	石	小笠原長次
232	石	伊達守秀宗
233	石	前田利治
234	石	松平成政
235	石	本多重照
236	石	松平利次
237	石	宗 義氏
238	石	本多重照
239	石	松平直次
240	石	植村家貞
241	石	松平忠國
242	石	稲葉正則
243	石	戸田氏信
244	石	大久保季任
245	石	小笠原長次
246	石	井上正利

番号	材質	献納者
247	石	酒井忠當
248	石	松平忠次
249	石	牧野忠成
250	石	水野勝俊
251	石	丹羽光重
252	石	立花忠茂
253	石	本多政勝
254	石	奥平忠昌
255	石	本多忠義
256	石	松平藤松丸
257	石	松平昌勝
258	石	松平昌親
259	石	永井尚政
260	石	真田信之
261	石	堀田正信
262	石	南部重直
263	石	土井利隆
264	石	松平定良
265	石	松平定良
266	石	土井利隆
267	石	堀田正信
268	石	稲葉正則
269	石	松平隆綱
270	石	土井利直
271	石	西尾忠勝
272	石	丹羽氏定
273	石	戸田忠治
274	石	土井利長
275	石	土井利房
276	石	栗山一玄
277	石	堀田正俊
278	石	内田正衆
279	石	片桐為元
280	石	小堀正之
281	石	堀直吉
282	石	堀直景



凡例

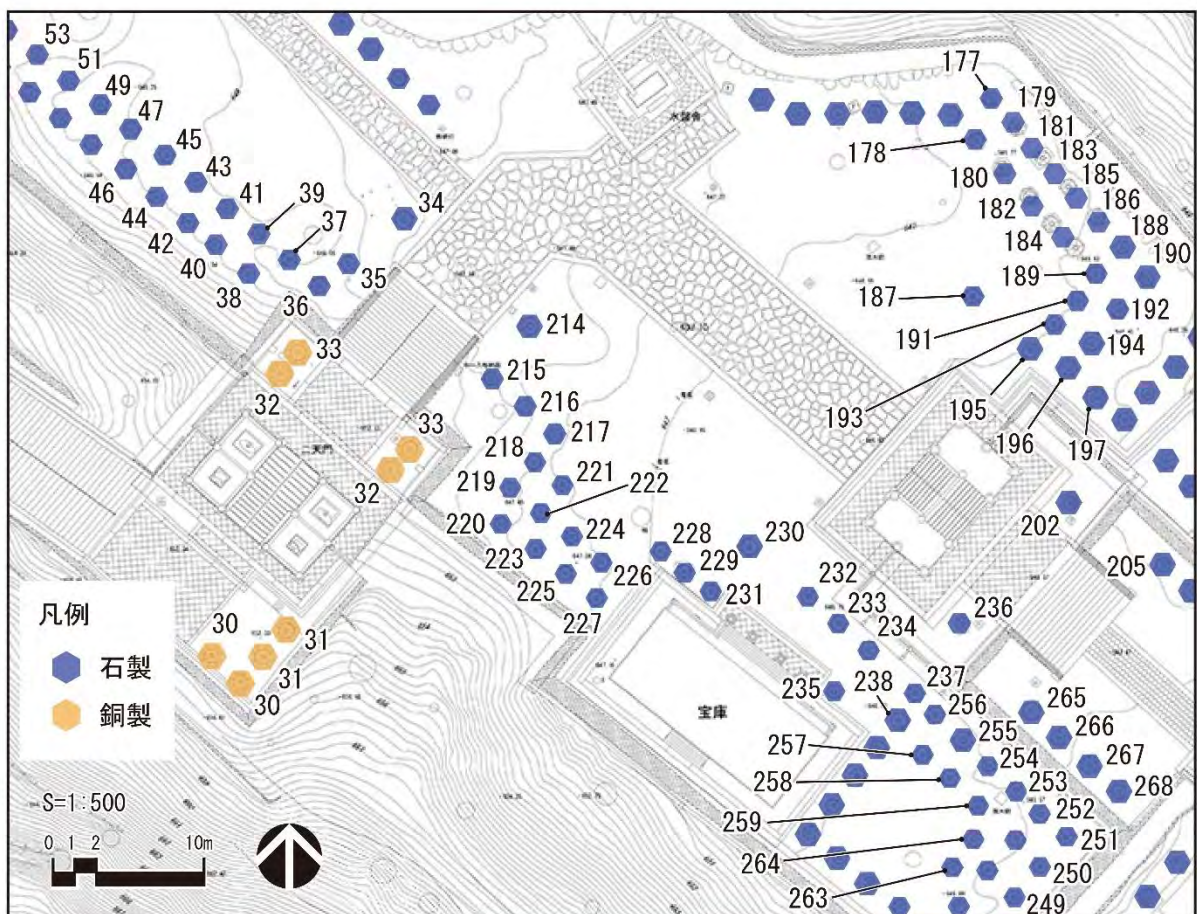
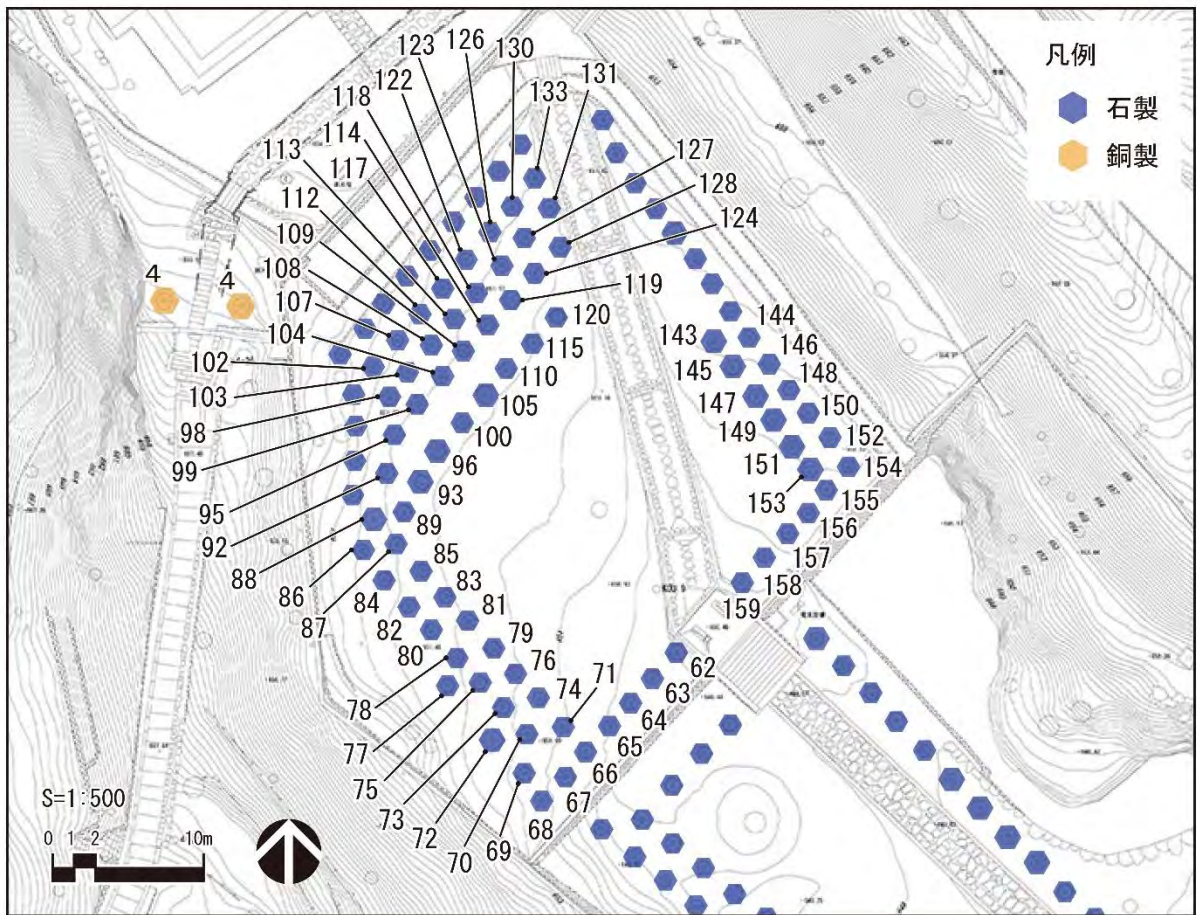
● 石製

● 銅製

— 史跡指定範囲

図資 4-2 : 輪王寺大猷院の燈籠位置① (輪王寺提供資料を基に作成)

※図中番号は表資 4-2 の「番号」と対応。 ※紫の枠内は図資 4-3 の範囲。



図資 4-3 : 輪王寺大猷院の燈籠位置②

※図中番号は表資 4-2 の「番号」と対応。

資5. 二荒山碑

『日光市史上巻』（日光市史編纂委員会 1986）をもとに、「二荒山碑」⁸⁵の神護寺所蔵の本文（左）と読み下し文（右）を整理する⁸⁶。

沙門勝道歴山水瑩玄珠碑 并序

沙門遍照金剛撰

蘇巔驚嶽 異人所都 達水竜坎 靈物斯在 所以
異人卜宅 所以靈物化産 豈徒 然乎 請試論之

夫 境随心変 心垢則境濁 心逐境移 境閑則心
朗 心境冥会 道德玄存 至如 能寂常居以利見

妙祥 鎮住以接引 提山垂迹 孤岸津梁 竝皆
靡不 依仁山託智水 台鏡瑩磨 俯応機水 者也

有沙門勝道者 下野芳賀人也 俗姓若田氏 神
邈救蟻之齡 意清惜囊之齒 桎枷四民之生事

調飢三諦之滅業 厭聚落之轟々 仰林泉之皓然

粵有同州補陀洛山 葱嶺插銀漢 白峯衝碧落
礮雷腹而鼉吼 翔鳳足而羊角 魑魅罕通 人

蹊也絶 借問振古 未有攀躋者

法師顧義成而興歎 仰勇猛以策意 遂以去神護
景雲元年四月上旬跋上 雪深巖峻 雲霧雷迷

不能上也 還住半腹 三七日而却還 又天応
元年四月上旬 更事攀陟 亦上不得也

二年三月中 奉為諸神祇 写経凶仏 裂裳裹足
棄命殉道 緹負経像 至于山麓 読経礼仏 一

七日夜 堅発誓願日 若使神明有知 願察我心
我所凶写経及像等 当至山頂 為神供養 以崇

神威 饒群生福 仰願 善神加威 毒竜巻霧 山
魅前導 助果我願 我若不到山頂 亦不到菩提

修行僧の勝道が靈山靈湖を周遊しながら身心を鍛錬したことを讃える碑文 序とともに
空海作

高い山や深い湖には、昔から尊いかたや不思議な動物が住みついているといわれている。世界の中心に聳え立つ須弥山には帝釈天や四天王が、インドの高山の靈鷲山には釈尊が住まれたというのも、また、深い湖の阿耨達池に不思議な竜がひそんでいたというのも、そういうことなのであろう。まことに、もっともだという気がする。そこで、このことについて次に解説を加えてみようと思う。

そもそも、われわれを取りまく自然の環境は、人間の心しだいで変化して映る。心が汚れていけば環境も汚れて映るものである。また逆に、人間の心は自然の環境しだいで変質して映るものでもある。環境が静かで清らかであれば、心もこれにしたがって朗らかで清らかになる。つまり、心と環境とは、われわれの眼には映らないが、一致しているものである。だからこそ道理もその奥におごそかに存在しているということができるのだ。お釈迦さまが常におられて衆生をみそなわされる、文殊菩薩がいつも住まれ衆生を教導される、これらのことは、法羅提耶山や補陀落迦山で行われたという話であるが、みな論語にもいう「智者は水を楽しみ、仁者は山を楽しむ」のたくいだ。磨き研いだ鏡を水面の上にかかげ附せると、清らかな水面をそのまま映し出すように、山で鍛錬した身心で湖に臨めば、必ずや汚れない悟りの境地を心の中に映しとるものである、という趣旨なのである。

修行僧の勝道という人がいる。下野国芳賀郡の出身で、俗姓は若田氏。まだ少年にもなっていないうちから人々を救おうと、出家の決心を起して見習となり、20歳で受戒することができた。彼は、人間社会の煩わしいいろいろな事柄で悩まされたため、仏教の真理を悟ろうとする気持ちが強くなった。そこで村里の喧騒を避け、静かな山林・泉水に臨んで修行しようと思った。

ここに、同じ国に補陀洛山という高山がある。夏の青々とした嶺は、天の河を突き刺さるばかりに高く聳え、冬の白い嶺は、冷えわたった大空に突出して立っている。怪獣のように吼え狂う雷雲も山腹までしか届かないし、天空高く舞う霊鳥も、角突きあわせあっている羊の群と同じように、この山では下のほうを飛び交っているにすぎない。怪しげな化物も、恐れて通ろうとはしない。まして人間など登ろうとは思わないところである。昔からこの山に登った人はいなかったそうである。

勝道は、あの釈尊が山林で修行したことを思い起こし、釈尊の故事に倣うものが少ないこと歎き、一大勇猛心を起こして登山を決意した。ついに去る神護景雲元年(767)夏4月上旬を期して登攀こかかった。しかし雪はまだ深く残っており、巖石はきびしくそそり立ち、おまけに雲が立ちこめ霧も深くかかって、ときおり雷鳴すら轟いたため、前途を迷い登頂することができなかつた。そこで中腹まで戻り、21日間籠ってやむなく引き上げてしまった。快いで、14年後の天応元年(781)の夏4月上旬にも、再び登攀を決行したが、これも成功しなかつた。

二年三月中、彼は、まず諸神に祈願をこらし、經典を写し仏像を描き、着物の一部を裂いて足にまきつけ、準備を整えてから決死の覚悟で真理を求めて出発しようとした。写経と仏画を背負って山の麓までやって来た彼は、そこで経を読み仏を礼拝して、七日間修行を勤めたすえ、心に堅く誓願を發し、次のように決心した。もし神々がこのことをご存知だったら、どうか私の願いを納受していただきたい。私は、自分で書いた写経と仏画を背負って、山頂まで登り神々のため供養し、神々のご威光を崇めて人々の生活を豊かにしようと思います。願わくば、神々のご威光で毒竜どもが霧にまぎれて退散し、山の精の導きによって私の登頂の願が達成できるようにしていただきたいものです。もし私が山頂を極めることができなかつたとなれば、私は悟の境地に永遠に到達することはないでありましょう。

⁸⁵ 「沙門勝道歴山水瑩玄珠碑」や「沙門勝道歴山瑩玄珠碑」、「沙門勝道上補陀洛山碑」などの題名で知られる弘法大師空海作の勝道上人の伝記で、俗に「二荒山碑」「日光山碑」ともいわれている。本計画の本文では『日光市史上巻』に記載されている「二荒山碑」を用いた。

⁸⁶ 『日光市史上巻』では、神護寺所蔵の本文をもとに読んでいるが、明らかな誤りを訂正し、欠落している部分も補っている。本資料編には市史に記載された内容を掲載した。なお、市史には、原文のほか、古文調の読み下し文、意識した現代文が記載されており、本資料編には意識した現代文を掲載した。

如是發願訖 跨白雪之皚々 攀綠葉之璀璨 脚踏一半 身疲力竭 憇息信宿 終見其頂
怳々惚々 似夢似悟 不因乘查 忽入雲漢 不當妙藥 得見神窟 一喜一悲 心魂難持 山之為狀也 東西竜臥 弥望無極 南北虎踞 棲息有興 指妙高以為儔 引輪鉄而作帶 咲衡岱之猶卑 晒岷香之又劣 日出先明 月來晚入 不仮天眼 万量目前 何更乘鶴 白雲足下 千般錦花 天機常織 百種靈物 誰人陶冶

北望則有湖 約計一百頃 東西狹南北長 西顧亦有一小湖 合有二十余頃 眇坤更有一大湖 幕計一千余町 東西不闊南北遠 四面高峯 倒影水中 百種異莊 木石自有 銀雪敷地 金花發枝 池鏡無私 万色誰逃山水相映 乍看絶腸 瞻佇未飽 風雪趁人 我結蝸庵 于其坤角 住之礼讖 動經三七日 已遂斯願 便歸故居

去延曆三年三月下旬 更上經五箇日 至彼南湖 辺 四月上旬 造得一小船 長二丈広三尺 即与二三子 棹湖遊覽 遍眺四壁 神麗夥多 東看西看 汎濫自逸 日暮興余 強託南州 其州則去陸三十丈余 方円三十丈余 諸州之中 美花富焉 復更遊西湖 去東湖十五許里 又覽北湖 去南湖三十許里 竝雖盡美 惣不如南 其南湖則碧水澄鏡 深不可測 千年松柏 臨水而傾緑蓋 百圍檜杉 竦巖而構紺樓 五彩之華 一株而雜色 六時之鳥 同響而異鳴 白鶴舞汀 紺鳧戲水 振翼如鈴 吐音玉響 松風懸琴 砥浪調鼓 五音争奏天韻 八德澹々自貯 霧帳雲幕 時々難陀之幕歴 星燈電炬 数々普香之把束 見池中円月 知普賢之鏡智 仰空裏慧日 覺遍智之在我 託此勝地 聊建伽藍 名曰神宮寺 住此修道 荏苒四祀

このように発願しおわると、まっ白な残雪を踏みわけ、青く輝く新緑の間をくぐって登って行った。しかし半分も登山しないうちに、疲労が襲ってきてしまった。そこで二泊ばかり休息してから、やっと山頂を克服することができた。

山頂から見渡すと、恍惚として夢か現かもわからない。空飛ぶという浮木にも乗ってはいないのに、天の河を渡っているようでもあるし、仙人の秘薬を嘗味してもいないのに、神仙境に辿り着いたような気持でもある。いろいろな感情が去来して、心が落ちつかない。山岳のようすを表現すると、東西には竜が臥しているようで、眺望するにははてしなく、南北には虎が踞るよううねっていて、あちらこちらと泊り休息するにも趣があるようだ。例の須弥山と同趣のところもあり、その周囲を取りまく鉄圍山とも似通っているところもある。中国のどんな高山も、この偉容には及ぶまいと思われる。陽が登れば、まっ先に明るくなる。月は登っても、いつまでも沈もうとはしない。神通力がなくても、隅隅まで目の前に展開してくる。不思議な大鳥に乗って飛び上らなくても、白い雲は自分の足下にあるではないか。みごとな錦のような花の景観を、織機がなくても常に織り出されている。いろいろの不可思議な事物を、いったい誰が作り出しているのだからか。

北を見渡すと、湖がある。約百頃(100万平方メートル)の広さで、東西は狭く南北に細長い。西の方に眼を転じれば、一小潮がある。二十余頃(20万平方メートル)くらいだろう。更に西南方へ眼を移して行くと、もっと大きな湖がある。全体では千余町(1000万平方メートル)はあるだろう。東西には拡がらずに、南北に長い。水面には四周の山々の高い峰を逆さに映している。更に、よく水面を眺めると、いろいろの草花がおい茂り、古木巨石が配置されている。また残雪が地面一面に敷きつめられたようで、木立の花々は、雪で反射した日光に照らされてまばゆいばかりに枝に輝いているのではないか。つまり、鏡のように清らかなこの大湖は、あらゆるものを、あるがままに水面に映し出しているのである。山と水とが一体となって、絶景となっているのだ。ぼうぜんとして佇み、飽かず眺めていたのだが、風が吹き雪が舞ってきたため、やむなく見物を諦めることにした。そこで小庵を西南の隅の岩蔭に結び、そこに住まいながら仏を礼拝供養していると、気がついた時にはもう21日ほど経っていた。このようにして彼は自分の頭が達成されたので山を下り、もとの住居に戻ったのである。去る延暦3年(784)3月下旬、彼は再び登頂して5日ばかりを過ごしてから下山し、例の南湖のほとりに行った。4月上旬には、長さ二丈(3メートル60)、幅三尺(90センチ)ほどの小舟を造ることができた。そこで、同行の2、3人のものと漕ぎ出して湖を遊覧した。ぐるりと四周の山肌を眺めると、みごとな景色が、実に多い。東を眺め西を振り返ると、水は充ちあふれ、ゆったりとうねっている。そうこうするうちに、日が暮れてしまったが、興は尽きないので、強引に南の砂州まで舟を漕いで行った。その砂州は、陸から三百丈余(約480メートル)ほど離れており、三十丈余(約58メートル)の周囲である。いろいろな砂州には花々が美しい。更に西湖に遊んだ。東にある南湖から約十五里離れ、北湖は南湖からは約三十里。北湖も西湖も、ともに美しいが、やはりこの南湖には及ぶものではない。

その南湖というのは、青々とした澄んだ水を鏡のようにたたえた湖で、深さは測り知れないほどである。樹齢千年もの松柏が水際に立ち並び緑の蓋を湖水の上に差しかけているかと思えば、周囲百圍(約15メートル)もある檜杉が巖の間にそびえ立ち、楼閣を構えているようである。いろいろの色の花の草が、一つの株から混じり育って咲いているようでもあり、朝鳴くはずの鳥も夜鳴くはずの鳥もいっしょに鳴き廻っているが、やはりそれぞれの鳥の鳴く音は別々である。白い鶴は汀に舞い遊び、紺色の鴨は湖に戯れ、翼を振れば鈴のような音をたて、一声鳴けば玉のような響きが返ってくる。松を騒がす風の音は、琴の音のように寄せては返せず小波は、鼓の調べのようだ。いろいろの音は天然の音楽。さまざまな水がゆらゆらとして湖にあふれている。霧のカーテンや雲の幕は、ときどき難陀竜王がおおい広げるものであろうか。星の灯や稲光の炬火は明星天子が束ねて持っているものではあるまいか。湖の中に映る円い月を見ては、普賢菩薩の澄みわたった悟の智慧を知り、天空に輝く太陽を仰ぎ見ては、仏の廣大無辺の智慧が自分のま近かにあることを自覚するようである。彼はこの景勝の地に寺院を建立し、神宮寺と名づけた。そうして、この寺に住み修業すること、四年に及んだ。

七年四月 更移住北涯 四望無導 沙場可愛
異花之色 難名驚目 奇香之臭 叵尋悅意
靈仙不知何去 神人髣髴如存 忿歲精之無記
惜王侯之不遊 思餓虎而不遇 訪子喬而適去
觀花藏於心海 念実相於眉山 蘊蘿遮寒 蔭
葉避暑 喫菜喫水樂在中 乍夕乍予出塵外 九
臯鶴声 易達于天

去延曆中柏原皇帝聞之 便任上野国講師 利他
有時 虚心逐物 又建立華嚴精舍 於都賀郡城
山 就此往彼 利物弘道 去大同二年国有陽九
州司令法師祈雨 師則上補陀洛山祈禱 応時
甘雨露霈百穀豐登 所有仏業 不能縷説
咨 日車難駐 人間易變 従心忽至 四蛇虚羸
撰誘是務 能事畢矣 前下野伊博士公 与法
師善 秩滿入京 于時法師 歎勝境之無記 要
属文於余筆 伊公与余故 固辞不免 課虚抽毫
乃為銘日

鷄黄裂地 粹気昇天 蟾烏運転 万類駢闐

山海錯峙 幽明殊阡 俗波生滅 真水道先 其一

一塵構嶽 一滴深湖 埃涓委聚 書葩飭神都

嶺岑不梯 鸞鷲無囟 皚々雪嶺 曷矚誰廬 其二

沙門勝道 竹操松柯 仰之正覚 誦之達磨

帰依観音 礼拝釈迦 殉道斗数 直入嵯峨

龍跳絶巘 鳳拳経過 神明威護 歴覧山河 其三

山也崢嶸 水也泓澄 綺花灼々 異鳥嚶々

地籟天籟 如筑如箏 異人乍浴 音楽時鳴 其四

一覽消憂 百煩自休 人間莫比 天上寧儔

孫興擲筆 郭詞豈周 咄哉同志 何不優遊 其五

弘仁之年敦祥之歲月次壯朔三十之癸酉也

延暦7年(788)4月、彼は更に湖の北のはてへと移住した。こども四方の見はらしよく、砂州がすばらしい。さまざまの珍しい花の色は、何と名づけてよいかわからないほどである。珍しい香のただよいは、その源を探りあてがたいが、楽しいものである。仙人たちはどこへ行ってしまったのだろうか、でもどこかに潜んでいるような気もする。中国の名勝記に登載されていないのはけしからんと思ったり、中国の仙人たちが一度も遊びに来ないのが残念だと思ったりする。釈尊と同じように飢えた虎に会うのではないかと心配したが、そのような場面には遭遇しなかった。不死の仙人がいるのではないかと訪れてみたが、すでにごつて行ってしまったあとのようであった。湖水を眺めながら悟りの世界を知り、山を眺めながら真実の相を考えた。雑草の中に身を横たえて寒をしのぎ、繁った木蔭に暑気を避ける。野菜を食べ水を飲む生活のなかにも楽しみがあった。進んだり立ち止まったりしながら、ふと気がつくといつてこの世に出てきてしまう。深い谷間から聴える鶴の声が天に達するほど、静寂である。

去る延暦年間、桓武天皇は、勝道のことを伝え聞いて、上野国の講師に任命した。彼は、適宜他人のために計り、わだかまりなく事に処した。また彼は花嚴の寺を都賀郡の城山に建立した。ここで教えかしくでも教えして、衆生を利益を与えて仏道をひろめた。大同2年(807)には下野国に早害が起つたので、国の役人らは勝道に祈雨の修法を行わせた。彼が、補陀洛山に上つて祈禱に励むと、またたくうちに恵みの雨がざあざあ降ってきたため、作物は豊かに稔ることができた。このほかの彼の仏のような行いを、ひとつひとつ説明することはできないのが残念である。

ああ、歳月の流れを停めることはできない。人の世はどんどん変わっていつてしまう。70歳の老齢が、あつというまにやってくる、身体の中のいろいろなもの、衰えてむなしくなってしまった。人々を導いた一生、なすべきことはすべてしおわつたのである。下野の前の国学の先生、伊博士某は、勝道と友人であった。彼が任期が終了して、京都へ戻ることになった時、勝道は、かねてこの景観を描いた文章がないことを残念に思っていたので、彼が京都に戻ったら自分(空海)に頼んで書いて貰ってくれないかと依頼したのだ。伊博士某とは、自分は昔からの知りあだから、この申し出を断りきれず、ともかくも筆を執ることにした。そこで、作った銘が、これである。

鷄黄 地を裂き 粹気 天に昇る 蟾烏 運転し 万類 駢闐せり

山海錯わり 峙つて 幽明 殊なり 俗波は生滅して 真水道の先にあり

一塵 嶽を構え 一滴 深を深うす 埃涓 委り 聚りて 神都を書き飭る

嶺岑 梯をせず 鸞鷲も囟ることなし 皚々たる雪嶺 曷か矚 誰か 廬とせん

沙門勝道は竹操松柯あり 仰ぐに正覚 誦するに達磨

観音に帰依し 釈迦を礼拝して 道を斗数に殉め 直ちに嵯峨に入り

竜のごとく絶巘を眺ね 鳳のごとく拳り経て過れば 神明威護して 山河を歴覧る

山また崢嶸たり 水また泓澄たり 綺花は灼均として 異鳥は嚶々たり

地籟も天籟も 筑のごとし 箏のごとし 異人乍ちに浴すれば 音楽 時に鳴れり

一たび覽れば憂を消し 百の煩ひは自ら休む 人間に比なく 天上にも寧る 儔 あらむや

孫興も筆を擲げ 郭が詞 豈周からむ 咄い哉 志を同じくして 何ぞ優遊せざる

弘仁の敦祥の歳(五年) 月次は壯朔(八月) 三十の癸酉(三十日)なり

人之相知 不必在対面久話 意通則傾蓋之遇也
余与道公 生年不相見 幸因伊博士公 聞其
情素之雅致 兼蒙請洛山之記 余不才当仁 不
敢辞讓 輒拙拙詞 竝書絹素上 詞翰俱弱 深
恐玄之猶白 寄以瓦礫 表其情至 百年之下
莫忘相憶耳

西岳沙門 遍照金剛題

人間どおし仲良くなるには、なにも対面して長々語りあう必要はない。意気投合すれば、道端で会釈しただけの間柄でも、仲良しといえる。自分は、勝道と生まれてこのかた、会ったことがない。だが幸せなことに伊博士を介して彼の人柄の立派なことを知っていた。以前、彼から補陀洛山記を書いてくれと依頼されていた。自分は浅学菲才と思っはいたが、人選に入ったのを嬉しく思い、この依頼を辞退しないことにした。そこで、拙いことばではあるが、選び並べて、紙の上にした。ことばも文章も未熟で、文字にして書いてはあるが内容がない、と人からいわれはしないだろうか。とるにたらぬ碑文ではあるが、まごころだけは表わしている。たとえ死んだのちの、のち世になっても、お互に忘れることなく友情を暖めあっていたいものである。

高尾の神護寺僧 空海

資6. 法規制の概要

(1) 自然公園法

指定地内及び周辺は、日光国立公園の特別保護地区、第2種特別地域、第3種特別地域、普通地域に指定されている。日光国立公園では、自然環境の保全のため、自然公園法に基づき、許可、届出等や公園事業に関する取扱方針が定められている。

①許可、届出等取扱方針

日光国立公園内においては、優れた自然風景を保護するため、自然公園法に基づき各種の行為が規制されており、行為を行う場合は許可や届出が必要である。

ア. 特別地域（特別保護地区を含む）

特別地域（特別保護地区を含む）で以下の行為を行う場合は、環境大臣の許可が必要である。

<特別保護地区において許可を要する行為>

- ・特別地域における規制行為
- ・木竹の損傷
- ・木竹の植栽
- ・家畜の放牧
- ・物の集積
- ・火入れ、たき火
- ・植物の採取等、落葉落枝の採取
- ・木竹以外の植物の植栽又は播種
- ・動物の捕獲等
- ・車馬等の乗り入れ

<特別地域（特別保護地区を除く）において許可を要する行為>

- ・工作物（住宅、道路等）の新築、改築、増築
- ・木竹の伐採
- ・高山植物等の採取又は損傷
- ・鉱物や土石の採取
- ・河川、湖沼の水位・水量の増減
- ・指定湖沼への汚水等の排出
- ・広告物の設置等
- ・物の集積（貯蔵）
- ・水面の埋立等
- ・土地の形状変更
- ・木竹以外の植物の植栽又は播種
- ・動物の捕獲又は殺傷、動物の卵の採取又は損傷
- ・動物の放出（家畜の放牧を含む。）
- ・屋根、壁面等の色彩の変更
- ・指定区域内の立入り許可申請
- ・指定地域での車馬等の乗り入れ

なお、以下の取扱方針に適合していない既存施設等は、改築時等に取扱方針に基づいて統一する。

表資 6-1：特別地域（特別保護地区を含む）における各種行為の取扱方針

行為の種類	取扱方針
<p>1 工作物 (1) 建築物</p>	<p>①基本方針 建築物が風致景観を損なうことなく、自然に溶け込み自然公園としての雰囲気を醸し出すよう留意するものとする。 なお、山内地域においては、二社一寺等の歴史的景観との調和に、市街化している地域においては、良好な町並み景観やアメニティの創出に配慮するものとする。</p> <p>②規模 設置目的をかなえる範囲で必要最小限の規模とし、壁面は主要利用道路から極力後退させるものとする。</p> <p>③デザイン、色彩、材料 特殊な用途の建築物を除き、次の要件に適合したものとする。 なお、山内地域においては、二社一寺等の歴史的景観に配慮し、極力和風仕上げとする。</p> <p>(1) 屋根 ア 形状は原則として切妻、寄棟又は入母屋等の勾配屋根であること。 イ 勾配は10分の2以上であること。 ウ 色彩は焦げ茶系色、茶系色、暗灰系色又は黒色であること。ただし、銅板、黒灰色の和瓦、藁等を用いる場合、或いは増改築であって既存部分と同色にする場合はこの限りでない。</p> <p>(2) 壁面 木材や石材等の自然材料を多用した重厚味のある落ち着いたものであること。 また、自然材料以外の材料を用いる場合の色彩は、原則としてクリーム系色、ベージュ系色、茶系色又は灰系色であること。</p> <p>④修景緑化方法 支障木の伐採は必要最小限とし、建築物から道路側の樹木は極力残すものとする。 また、工事により裸地化した場所や建築物の周囲等については、原則として当該地域に生育する植物と同種の植物により、修景のための緑化を行うものとする。</p> <p>⑤その他 (1) 敷地境界等に設けられる塀等の遮蔽物は、原則として設けないものとし、やむを得ず設けなければならない場合には生け垣等風致に配慮した方法を用いるものとする。ただし、ガソリンスタンド等他法令により塀を設けなければならない場合及び安全上遮蔽物を設けることが必要な場合には、建築物の周囲に必要最小限の規模で設置できるものとするが、その場合の色彩は③・(2)に準じたものとする。 (2) 敷地の造成については、できる限り現地形を生かし、切土、盛土を少なくするよう配慮するものとする。また、擁壁を用いる場合にあっては、原則として木材、自然石又はそれらを模したブロック、緑化ブロック等風致景観に配慮した工法を用いるものとする。</p>
<p>(2) 車道</p>	<p>①基本方針 安全性に配慮した上で、地形の改変が少ない線形とする。 また、支障木の伐採は必要最小限とし、野生動物の活動を妨げないよう配慮された道路構造とする等、風致景観及び野生生物の保護に十分配慮するものとする。 なお、山内地域においては、歴史的景観の保全や徒歩利用者の安全に十分配慮するものとする。</p> <p>②路面処理方法 特に歴史的景観を形成すべき地区の路面は、交通安全上支障がない範囲で石畳等歴史的景観に適合したものとする。</p> <p>③法面処理方法</p>

行為の種類	取扱方針
(2) 車道	<p>(1) 線形を地形に順応させる等により、法面の面積や高さ等を最小限とし、その法面は、原則として当該地域に生育する植物と同種の植物により修景のための緑化を行うものとする。</p> <p>(2) 擁壁は、原則として木材、自然石又はそれらを模したブロック、緑化ブロック等風致景観に配慮した工法を用いるものとする。やむを得ずコンクリート擁壁を用いる場合には、壁面を自然石に模した表面仕上げとするとともに、顔料を混入する等風致景観に配慮するものとする。なお、特に歴史的景観を形成すべき地区の擁壁等は、既存石垣と調和した表面仕上げとするものとする。</p> <p>(3) モルタル吹き付けについては、上記(1)及び(2)の工法による施工ができない場合にのみ用いるものとし、顔料を混入する等により風致景観に配慮するものとする。</p> <p>④残土処理方法</p> <p>残土は原則として公園区域外に搬出し、適切に処理するものとするが、やむを得ず公園区域内で処理しなければならない場合には、次の要件に適合したものとする。</p> <p>(1) 風致及び自然環境の保全上支障のない位置であること。</p> <p>(2) 土砂が流出或いは崩壊しないような措置が十分に講じられていること。</p> <p>(3) 処理跡地は、原則として当該地域に生育する植物と同種の植物により修景のための緑化が行われるものであること。</p> <p>⑤修景緑化方法</p> <p>(1) 支障木で移植可能なものについては、極力移植するものとする。</p> <p>(2) 工事に伴い裸地化した場所は、原則として当該地域に生育する植物と同種の植物により修景のための緑化を行うものとする。</p> <p>(3) 道路改良に伴い生じた廃道敷部分については、舗装を撤去し、必要に応じて客土の上、原則として当該地域に生育する植物と同種の植物により修景のための緑化を行うものとする。</p> <p>⑥附帯施設の取扱い</p> <p>安全を確保する上で必要最小限の規模に留めるものとするが、附帯施設を設置する場合は、次の要件に適合したものを設置するものとする。</p> <p>(1) 交通安全柵は、原則としてガードケーブル(ガードロープ)とし、ボールの色彩は交通安全上必要な部分を除き、焦げ茶色又は亜鉛メッキ仕上げであること。やむを得ずガードレールを使用する場合には、ガードレールの外側部を焦げ茶系色に塗色するか、又は全体が亜鉛メッキ仕上げであること。なお、特に歴史的景観を形成すべき地区の交通安全柵は、交通安全上支障がない範囲で石柱等歴史的景観に適合したものとする。</p> <p>(2) スノーシェッド、ロックシェッド、橋梁、落石防護柵等の金属部分の色彩については、原則として焦げ茶系色又は亜鉛メッキ仕上げであること。</p>
(3) 電柱・鉄塔・アンテナ	<p>①基本方針</p> <p>できる限り主要利用道路より離れた位置か、又は建築物の背後に設置するものとする。やむを得ず道路沿いに設置する場合には、原則として主要展望方向の反対側に設置するものとする。なお、特別保護地区、第1種特別地域又はその他風致景観の保護を図るべき地域においては、電線等は原則として地下埋設とし、既存の電線等は更新時に極力地下埋設にするものとする。また、山内地域においては、電柱には擬木柱の使用、地下埋設する場合については、地上に設置する設備類収納ボックスの意匠を工夫する等歴史的景観に配慮したデザインにするものとする。</p> <p>②規模、構造、色彩等</p> <p>高さ、本数とも必要最小限とするものとする。なお、電柱として木柱以外を使用する場合は、その色彩は原則として焦げ茶色とするものとする。また、鉄塔、アンテナは、原則として焦げ茶系又は灰色とするものとする。</p> <p>③その他</p>

行為の種類	取扱方針
(3) 電柱・鉄塔・アンテナ	<p>(1) 電力柱と電話柱が並行する場合の電線は、原則として共架とする。</p> <p>(2) 広告、看板類は、掲出しないものとする。</p>
(4) 砂防等の施設	<p>①基本方針 風致景観及び野生動物の保護に留意するものとする。</p> <p>②材料等 必要に応じて木材、自然石による化粧張り、魚道の設置等を行うものとする。</p>
(5) 自動販売機	<p>①基本方針 自動販売機は、原則として建築物に併設するものとし、道路脇に単独で設置しないものとする。</p> <p>②設置場所、色彩等 次の要件に適合したものとする。</p> <p>(1) 設置場所は軒下で、かつ、建築物壁面と同一面に納まるよう設置すること。また、壁面と同一面に納めることが不可能な場合には、木材等の化粧板で覆う等、修景に配慮すること。</p> <p>(2) 自動販売機の色は建築物と調和のとれたものとする。</p> <p>(3) 空き缶等の回収が適正に行われること。</p>
2 木竹の伐採	<p>基本方針</p> <p>(1) 国有林及び民有林の施業については、「自然公園区域内における森林の施業について」(昭和34年11月9日付け国発第643号)及び「自然公園区域内における森林の施業について(国有林の取扱い)」(昭和48年8月15日付け環自企第516号)を基本とし、地域の風致に配慮した施業とするものとする。</p> <p>(2) 野生動植物の生息又は生息環境の保全及び主要利用道路沿線等における風致景観の保護に特に配慮するものとする。</p>
3 広告物等の提出、設置又は表示	<p>①基本方針</p> <p>(1) 商標広告及び営業地以外での社名広告(いわゆる野立広告物)は設置しないものとする。</p> <p>(2) スポンサー名付きの店名表示は、原則として行わないものとする。</p> <p>(3) 駐車場、広場、道路等に設ける案内標識は、その利用上及び管理上支障のない位置に必要最小限の数を設置するものとする。</p> <p>(4) 同一地点に複数の広告物等を設置する場合には、極力統合を図るものとする。</p> <p>(5) 同一地区内に設置される広告物等については、地区の協力のもと極力基本的デザインの統一を図るものとする。なお、山内地域においては、歴史的景観に配慮したデザインとするものとする。</p> <p>②設置場所</p> <p>(1) 主要展望方向には設置しないものとし、かつ、風致上支障のない箇所を選定するものとする。</p> <p>(2) 建築物の壁面に掲出する場合は、できるだけ建築物下部に設置するものとする。</p> <p>③規模、材料、色彩、照明等</p> <p>規模は極力抑え、次の要件に適合したものとする。ただし、ガソリンスタンドの登録商標の広告は、営業敷地内に限り一基まで認めるものとし、次の要件は適用しない。</p> <p>(1) 材料は、原則として木材、石材等の自然材料とする。</p> <p>(2) 色彩は、木材、石材等自然材料を用いる場合を除き、原則として黒又は茶系色(焼板仕上げも可)とし、文字は原色を避け、白色又は黒色とする。</p> <p>(3) 照明を用いる場合にあっては、原則として白色のスポットライト等を使用した外部からの照明とする。</p> <p>④その他</p> <p>設置された標識類が汚損した場合は、設置者に速やかに撤去又は補修等の維持管理を行うよう指導するものとする。</p>

行為の種類	取扱方針
<p>4 植物の採取又は損傷、動物の捕獲、殺傷又は損傷</p>	<p>①基本方針 以下に定める事項に該当しないものは原則として許可しないものとする。なお、特別保護地区において、帰化植物を採取する等の保護管理行為として行われる植物の採取についてはこの限りでない。</p> <p>②行為の目的 (1) 研究又は学問上の目的で行われるもので、調査・研究の成果が学会等に公表されることになっているもの。 (2) 標本類の採取及び捕獲を目的とするものではなく、また、採取及び捕獲により得られた標本類のうち特に貴重なものは公的機関等で保管されることになっているもの。 (3) 過去の研究・調査または文献・資料によって知り得ない事実を明らかにするもの。</p> <p>③行為者の資格 (1) 研究等の目的の場合は原則として、大学または公的研究機関（以下「研究機関等」という）に所属する者または公的機関から依頼を受けた者とし、その機関の活動として行われる場合に限るものとする。ただし次の各号の一に該当する者はこの限りではない。 (ア) 申請に係る分野において、学問上評価される研究調査の経歴及び実績を持つ者 (イ) 申請に係る分野に関する研究機関等より推薦を受けた者 (2) これまでに自然公園法に違反する等の自然公園の保護・管理上著しい支障となるような行為を行った者でないこと。</p> <p>④採取及び捕獲の対象及び方法 (1) 採取及び方法により当該地域の生態系に著しい影響を及ぼすおそれのないものであること。 (2) 行為目的を達成するため適当と認められる方法であり、必要最小限のものであること。 (3) 自然保護及び公園利用に対して十分配慮されたものであること。</p> <p>⑤その他 (1) 公的研究機関等の申請（協議）の場合、原則としてその機関等として申請（協議）するものとする。 (2) 同一の調査・研究を複数の者で行う場合、原則として一件として代表者が申請するものとする。 (3) 長期にわたる行為については、毎年申請するものとし、全期間を明確にすること。 (4) ③・(1)・(ア) の判定については、研究・調査の実績及び経歴を証明できる学術的論文及び経歴書等を添付させ判断する。</p>
<p>5 車馬、動力船の使用又は航空機の着陸</p>	<p>基本方針 ヘリコプターの乗り入れについては、「国立、国定公園におけるヘリコプターの乗り入れについて」（昭和59年3月26日環自保第109号）によるほか、以下の取扱いによるものとする。 車馬、動力船の使用又は航空機の着陸を行う際には、野生生物の保護及び公園利用者の安全に十分配慮するものとする。</p>

イ. 普通地域

普通地域で以下の行為を行う場合は、環境大臣への届出が必要である。

<普通地域において届出を要する行為>

- ・大規模な工作物の新築、改築、増築
- ・特別地域内の河川、湖沼の水位・水量の増減
- ・広告物の設置等
- ・水面の埋立等

<ul style="list-style-type: none"> ・ 鉱物や土石の採取（海域では海域公園地区周辺での行為に限る） ・ 土地の形状変更 ・ 海底の形状変更（海域公園地区周辺での行為に限る）
--

なお、建築物に係る行為は、以下の取扱方針に基づくものとする。

表資 6-2：普通地域における建築物に係る行為の取扱方針

行為の種類	取扱方針
建築物	①建築物の規模等 (1) 建築物の高さは25メートル以下とする。 (2) 総建築面積の敷地面積に対する割合は30%以下とする。ただし、建築基準法第8条第1項第1号の用途地域が定められている地域については適用しない。 (3) 建築物の水平投影外周線が敷地境界線から5メートル以上、主要道路から20メートル以上離れていること。ただし、用途地域については適用しない。 (4) 主要展望地からの展望に著しい支障がないものであること。 ②建築物の意匠 (1) 屋根及び外壁は、周囲の自然と調和する目立たない色を使用すること。 (2) 屋根は周囲の自然との調和を著しく乱すものでないこと。 ③緑地計画 (1) 敷地内の工作物（建築物、屋外運動施設、駐車場、道路等をいう）が設けられている土地以外の土地（以下「残地」という）に現存する樹木は原則として保存する。 (2) 残地は樹木を中心とする緑化を図ること。 (3) 敷地面積に対する保存緑地の割合は40%以上とする。ただし用途地域については適用しない。

②公園事業取扱方針

公園事業は、事業決定の内容、「国立公園及び国定公園事業取扱要領⁸⁷」、及び以下の取扱方針に基づくものとし、適合していない既存施設等は改築時等に取扱方針に基づいて統一する。

表資 6-3：日光国立公園（日光管理計画区 山内地区）における公園事業の取扱方針

事業の種類	取扱方針
5 休憩所	①基本方針 利用者の安全及び歴史的景観並びに自然景観との調和に配慮して整備するものとする。 ②施設の規模等 設置目的をかなえる範囲で必要最小限の規模とする。案内所等の便益施設を設置する場合には、利用性及び管理面を考慮するとともに、歴史的景観及び周辺の自然環境に調和したデザインとするものとする。なお、施設の規模等については、次のとおりとする。 (1) 建築物 第2・2・(2)・3園地②・(1)と同様とする。 (2) 標識類 第2・2・(2)・3園地②・(2)と同様とする。 ③管理運営方法 (1) 管理体制を明確にするとともに、十分な維持管理計画を立て、快適で安全な利用環境を維持するよう努めるものとする。

⁸⁷ 平成12年3月30日付け環自国第179-1号。

事業の種類	取扱方針
5 休憩所	<p>(2) 危険箇所及び自然環境等の保全上必要な場所には、防護柵、注意標識等を設置し、利用の安全及び自然環境の保全を図るものとする。</p> <p>(3) クズカゴ等は、十分な維持管理が可能な場所以外には設置しないものとし、また、美観上や野生動物への影響の観点から、適当なデザインの蓋付き箱に納める等の工夫を行うとともに、ゴミの投げ捨て防止、ゴミ持ち帰り運動等を推進し、敷地内の草刈り、清掃等を定期的実施するものとする。</p>
7 博物館	<p>①基本方針 輪王寺、二荒山神社及び東照宮に代表される日光の歴史等に関する博物館として整備するものとする。</p> <p>②施設の規模等 設置目的をかなえる範囲で必要最小限の規模とする。休憩所、公衆便所、駐車場、案内所等の便益施設を設置する場合には、利用性及び管理面を考慮するとともに、周辺の自然環境に調和したデザインとするものとする。なお、施設の規模等については、次のとおりとする。</p> <p>(1) 建築物 第2・2・(2)・3園地②・(1)と同様とする。</p> <p>(2) 標識類 第2・2・(2)・3園地②・(2)と同様とする。</p> <p>(3) 駐車場 第2・2・(2)・3園地②・(3)と同様とする。</p> <p>③管理運営方法 第2・2・(2)・5休憩所③と同様とする。</p>

(2) 森林法（保安林）

指定地内及び周辺は保安林に指定されている。保安林では、自然環境の保全・形成、森林の有する公益的な機能維持・増進を図るため、森林法に基づき、以下の行為を行う場合は都道府県知事の許可が必要である。また、伐採跡地へは指定施業要件⁸⁸に従って植栽をしなければならない。

<保安林において許可を要する行為>

- ・立木の伐採・竹木の伐採
- ・土地の形質の変更

(3) 砂防法（砂防指定地）

指定地内及び周辺は砂防指定地に指定されている。砂防指定地では、治水上砂防のため、栃木県砂防指定地の管理等に関する条例（平成15年4月1日施行）に基づき、以下の行為を行う場合は都道府県知事の許可が必要である。

<砂防指定地において許可を要する行為>

- ・土地の掘削、盛土、切土、その他の土地の形状の変更
- ・竹木の伐採
- ・土石、砂れき又は鉱物の投棄又はたい積
- ・竹木、土石等の滑下又は地引による運搬
- ・火入れ又はたき火をすること。
- ・工作物の新築、改築又は除却
- ・砂防設備の占用
- ・砂防設備における土石、砂れき、芝草等の採取

(4) 河川法（河川区域及び河川保全区域）

指定地内及び周辺は、河川区域及び河川保全区域に指定されている。河川区域及び河川保全区域では、河川の管理や堤防・護岸等の保護のため、河川法に基づき、河川管理者の許可が必要である。

<河川区域において許可を要する行為>

- ・河川の水の取水
- ・河川区域内の土地の自由使用の範囲を超えた継続的な利用（占用）
- ・河川区域内の土地での土石やヨシ等の採取
- ・河川区域内の土地での工作物の新築・改築又は除却
- ・河川区域内の土地の形状の変更（盛土、切土、掘削等）
- ・河川保全区域内の土地での工作物の新築又は改築、土地の形状の変更（盛土、切土、掘削等）

<河川保全区域において許可を要する行為>

- ・土地の掘さく、盛土又は切土その他土地の形状を変更する行為
- ・工作物の新築又は改築

⁸⁸ 保安林の指定目的を達成するため、個々の保安林の立地条件等に応じて、立木の伐採方法及び限度、並びに伐採後に必要となる植栽の方法、期間及び樹種が定められている。

(5) 景観法（景観計画重点区域）

指定地内及び周辺は、景観計画重点区域の世界遺産区域（山内地区・稲荷川地区・東町地区・西町地区）に指定されている。景観計画重点区域では、良好な景観を形成するため、日光市景観条例に基づき、以下の行為を行う場合は市長への届出が必要である。また、建築物や屋外広告物に関する行為に制限がある。

なお、日光市屋外広告物条例により、指定地内及び周辺（史跡指定範囲、保安林のある地域、国立公園の区域）は、広告物を表示し、又は掲出物件を設置してはならない禁止地域とされている。

<景観計画重点区域において届出を要する行為>

- ・ 建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更
- ・ 工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更
- ・ 主として建築物の建築又は特定工作物の建設の用に供する目的で行なう土地の区画形質の変更で次の基準に該当するもの
- ・ 当該行為に伴い生ずる切土の高さが2mを超えるもの又は盛土の高さが1mを超えるもの
- ・ 木竹の伐採で次の基準に該当するもの
 - ① 伐採面積が1,000㎡を超えるもの
 - ② 樹高10m以上のもの又は地上1.5mの高さにおける幹の周囲が1mを超えるもの

表資 6-4：景観計画重点区域（世界遺産区域 山内地区）における建築物等に関する行為の制限

区分	基準
建築物等の高さ	・ 高さ13m以下
建築物等の意匠・色彩・素材	<ul style="list-style-type: none"> ・ 主要な展望地から展望する場合の著しい妨げにならないものであること ・ 山稜線を分断する等眺望の対象に著しい支障を及ぼすものでないこと ・ 当該建築物の屋根及び壁面の色彩並びに形態がその周辺の風致又は景観と著しく不調和でないこと ・ 屋根の形状は原則として切妻、寄棟又は入母屋等の勾配屋根であること。色彩は焦げ茶系色、茶系色、暗灰色系又は黒色であること。ただし、銅板、黒灰色の和瓦、藁等を用いる場合、或いは増改築であつて既存部分と同色にする場合はこの限りでない ・ 壁面は木材や石材等の自然材料を多用した重厚味のある落ち着いたものであること。また、自然材料以外の材料を用いる場合の色彩は、原則として白系色、クリーム系色、ベージュ系色、茶系色又は灰色系色であること
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・ 道路から容易に望見できる部分の窓ガラスの内側に貼られている広告物等は必要最小限とし、意匠及び色彩等が周囲の景観を損ねないものとする ・ 太陽光発電設備等を設置する場合は、モジュールやフレームが黒又は、濃紺色等かつ、低反射が目立たないものとする

表資 6-5：景観計画重点区域（世界遺産区域 山内地区）における屋外広告物に関する行為の制限

区分	基準		
壁面広告物	<table border="0"> <tr> <td style="vertical-align: top;"> 高さ：6m以下かつ軒高以下 ㊦ イントマーク無制限 面積：最大面積3㎡以内 ㊦ イントマーク1㎡以内（全体で3㎡） 色彩：発光塗料不可 </td> <td style="vertical-align: top;"> 位置等：開口部への掲出不可 建築物からのみ出し不可 基数：1基／1建築壁面 ㊦ イントマーク同上 その他：光源は白色系で点滅不可とする。 </td> </tr> </table>	高さ：6m以下かつ軒高以下 ㊦ イントマーク無制限 面積：最大面積3㎡以内 ㊦ イントマーク1㎡以内（全体で3㎡） 色彩：発光塗料不可	位置等：開口部への掲出不可 建築物からのみ出し不可 基数：1基／1建築壁面 ㊦ イントマーク同上 その他：光源は白色系で点滅不可とする。
高さ：6m以下かつ軒高以下 ㊦ イントマーク無制限 面積：最大面積3㎡以内 ㊦ イントマーク1㎡以内（全体で3㎡） 色彩：発光塗料不可	位置等：開口部への掲出不可 建築物からのみ出し不可 基数：1基／1建築壁面 ㊦ イントマーク同上 その他：光源は白色系で点滅不可とする。		

区分	基準	
壁面突出広告物	高さ：6 m以下かつ軒高以下 面積：最大面積 1.5 m ² 以内/面 3 m ² 以内/基 出幅：最大幅 壁面から 1 m以内 道路への突出不可	色彩：発光塗料不可 基数：1 基/有効壁面 その他：光源は白色系で点滅不可とする。
屋上広告板	禁止	
屋上広告塔	禁止	
敷地内広告板	高さ：3 m以下 面積：最大面積 3 m ² 以内/面 表裏各 1 面 後退距：道路から 1 m以上	色彩：地色 こげ茶、文字 白・黒 基数：1 基/敷地 その他：光源は白色系で点滅不可とする。
敷地内広告塔	禁止	
野立広告板	禁止（誘導案内を目的とし、日光市の許可したもののみ掲出可）	
野立広告塔	禁止（誘導案内を目的とし、日光市の許可したもののみ掲出可）	
置き看板	高さ：3 m以下 面積：最大面積 1.5 m ² 以内/面 6 m ² 以内/基 位置等：道路へ突き出さないこと。	色彩：発光塗料不可 基数：2 基以内/敷地 その他：光源は白色系で点滅不可とする。
のぼり旗（公共）	高さ：3 m以下 面積：最大面積 1.5 m ² 以内/面 表裏各 1 面 表示期間：1 月以内（自己の営業所等に設置するものに限り 3 月以内）	色彩：発光塗料不可 位置等：敷地又は建築物の出入り口に設置する 1 対（2 本）を除き、相互間距離を 6 m以上とする。
のぼり旗（民間）	高さ：3 m以下 面積：最大面積 1.5 m ² 以内/面 表裏各 1 面 表示期間：1 月以内（自己の営業所等に設置するものに限り 3 月以内）	色彩：発光塗料不可 位置等：道路へ突き出さないこと。 2 本以内/敷地 その他：営業時間以外は掲出せずに、適切に管理を行うものとする。
電柱広告	禁止（巻付広告で誘導案内を目的とし、日光市が許可したもののみ掲出可）	

(6) 都市計画法

指定地の周辺は、都市計画法に基づき、用途地域（近隣商業地域、商業地域、第1種住居地域）や風致地区の地域地区が指定されている。用途地域では、良好な市街地環境の形成や都市における住居、商業等の適正な配置による機能的な都市活動の確保のため、建築物の容積率、建ぺい率が以下のとおり制限されている。

表資 6-6：用途地域における建築物の制限

用途地域	建ぺい率	容積率
近隣商業地域	80%以下	200%以下
商業地域	80%以下	300%以下
第1種住居地域	60%以下	200%以下

また、風致地区と都市計画公園では、それぞれ都市計画法と日光市風致地区条例に基づき、以下の行為を行う場合は市長の許可が必要である。

<風致地区において許可を要する行為>

- ・ 建築物その他の工作物の新築、改築、増築又は移転
- ・ 宅地の造成、土地の開墾その他の土地の形質の変更
- ・ 木竹の伐採
- ・ 土石の類の採取
- ・ 水面の埋め立て又は干拓
- ・ 建築物その他の工作物の色彩の変更
- ・ 屋外における土石、廃棄物又は再生資源の堆積

<都市計画公園において許可を要する行為>

- ・ 建築物の建築

資7. 文化財保護法に基づく手続き

(1) 文化財の管理・保護に関する諸手続き

文化財保護法等に記載されている管理・保護の手続きを整理する。

文化財保護法や同法施行令及び規則の関係する部分については、原文（抜粋）を資5に掲載する。

表資7-1：管理・保護に関する諸手続き

事項	手続	期限	根拠法令	規則等
管理責任者の選任、解任	届出	20日以内	文化財保護法第119条第2項	特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の管理に関する届出書等に関する規則第1条、第2条
所有者の変更	届出	20日以内	文化財保護法第120条	特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の管理に関する届出書等に関する規則第3条
管理責任者の変更	届出	20日以内	文化財保護法第120条	特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の管理に関する届出書等に関する規則第4条
所有者（管理責任者）の氏名、名称又は住所の変更	届出	20日以内	文化財保護法第120条	特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の管理に関する届出書等に関する規則第5条
滅失、毀損、亡失及び盗難	届出	10日以内	文化財保護法第118条、第120条	特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の管理に関する届出書等に関する規則第6条
土地の所在、地番、地目又は地積の異動	届出	30日以内	文化財保護法第115条第2項	特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の管理に関する届出書等に関する規則第7条
現状変更等	許可申請	—	文化財保護法第125条第1項	特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可申請等に関する規則第1条、第2条、第3条
	報告	遅滞なく		
復旧	届出	30日前まで	文化財保護法第127条第1項	特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の復旧に関する届出に関する規則第1条、第2条、第3条
	報告	遅滞なく		
管理、修理等に関する技術的指導	依頼	—	文化財保護法第118条、第120条	国宝、重要文化財等の管理、修理等に関する技術的指導に関する規則第3条
保存活用計画の認定	申請	—	文化財保護法第129条の2	重要文化財保存活用計画等の認定等に関する省令第40条、第41条

(2) 現状変更等の手続きの流れ

史跡日光山内の保存（保存管理）に当たって、必要となる諸手続きの流れについて、通常の間況変更等の手続きの流れと、緊急処理を要する可能性が高い毀損等の処理の諸手続きの流れは以下のとおり。

①現状変更等の手続きの流れ（図資 7-1）

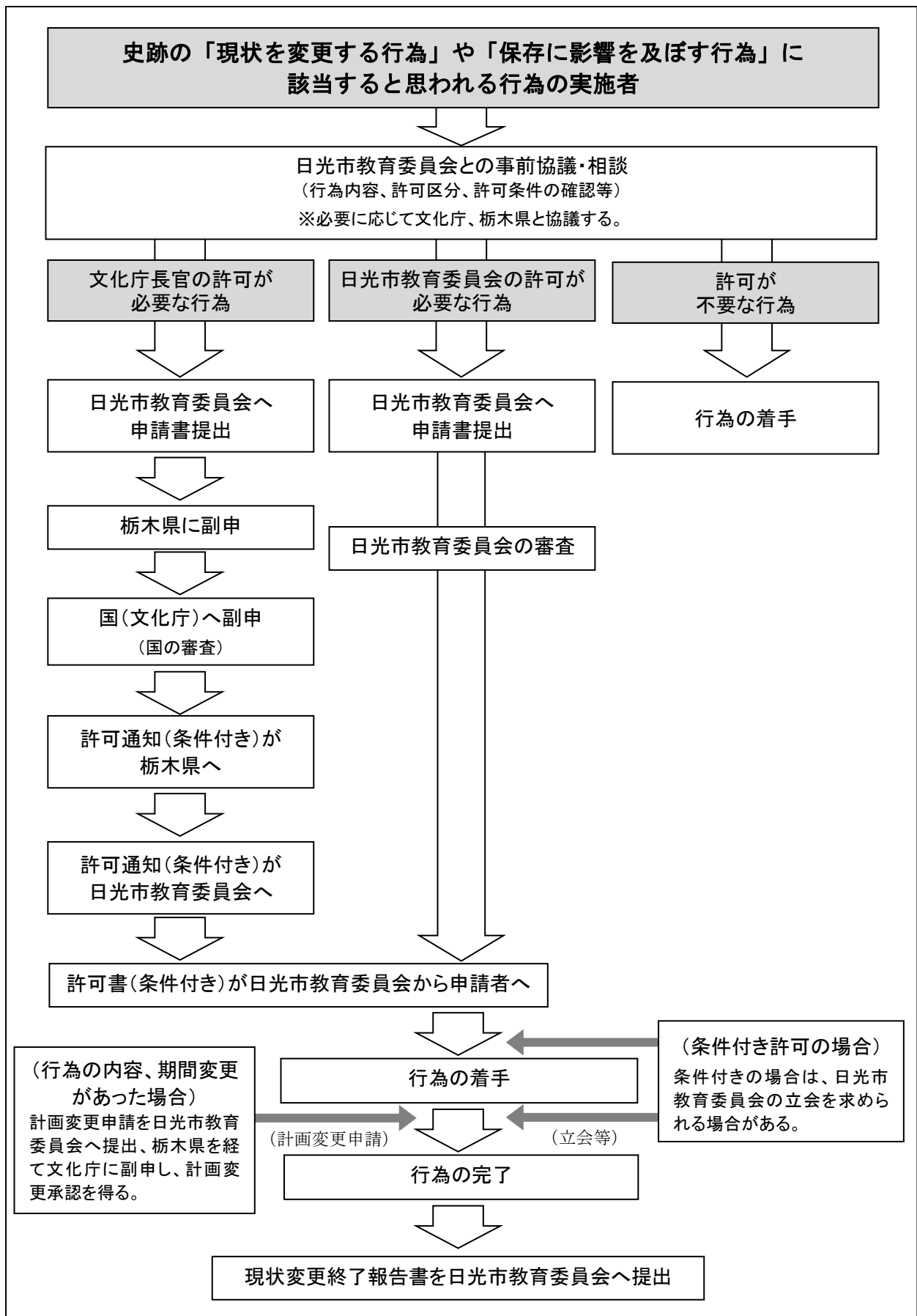
史跡指定地内及び周辺地で史跡の「現状を変更する行為」や「保存に影響を及ぼす行為」に該当すると思われる行為を実施する場合は、実施者が日光市教育委員会と事前協議・相談を行うことを基本とし、必要に応じて文化庁、栃木県と協議する。具体的には次に示す流れで手続きを進める。

事前協議は、申請から許可までの期間と現状変更行為の内容を考慮し、計画段階から実施する。

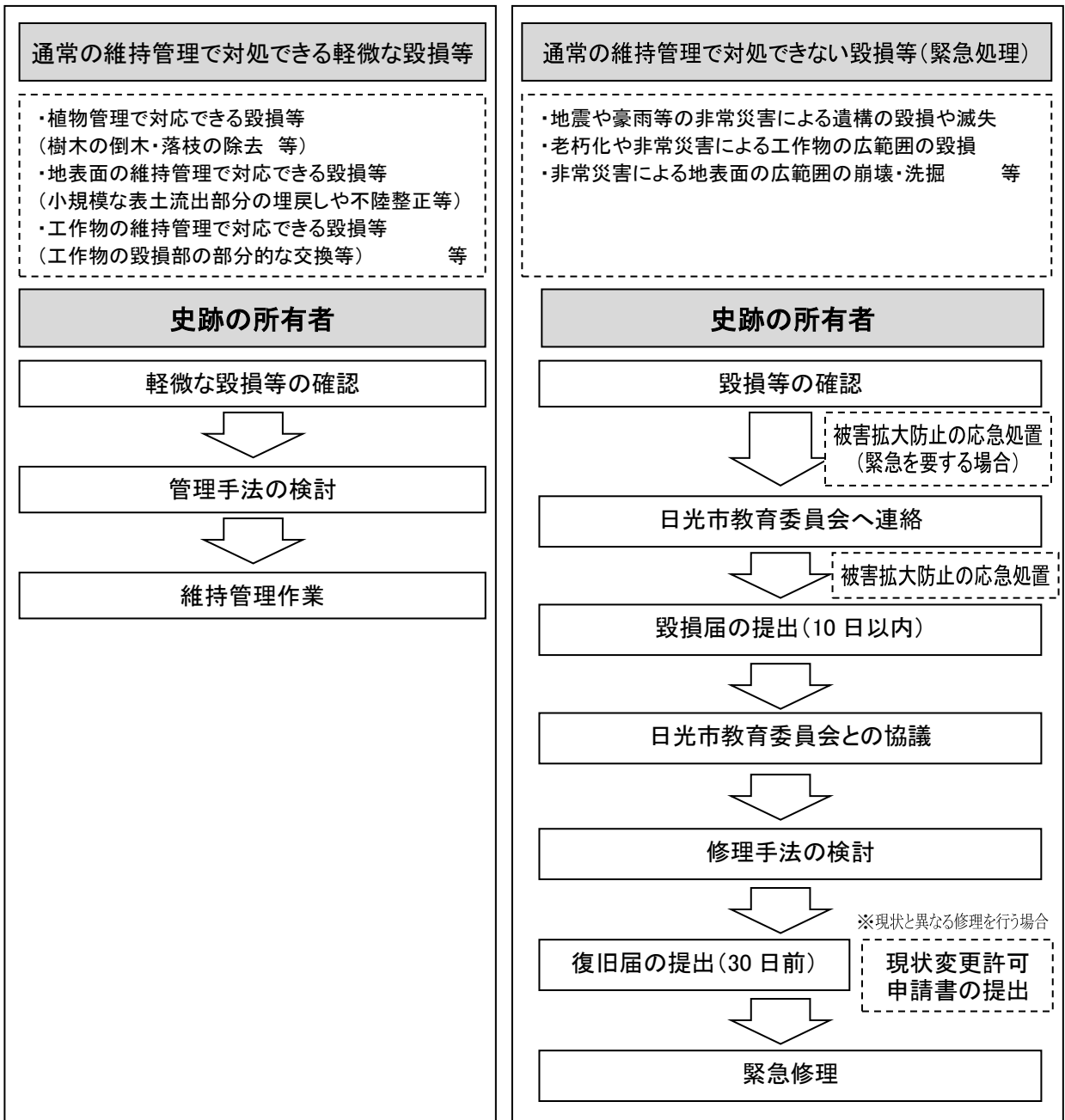
②毀損等の手続きの流れ（図資 7-2）

台風や大雨、地震等により緊急を要する毀損等が起こった場合は、通常の間況管理で対処できる軽微な毀損等を除いて、先ず、史跡の所有者が毀損等の状況を迅速に日光市教育委員会に報告した上で、文化庁長官宛てに毀損等に関する届出を行う必要がある。また、発生した毀損等が二次災害の危険を及ぼす場合は、被害拡大防止の応急処置を施し、今後の対応について日光市教育委員会と協議を行い、修理手法等の検討を行う必要がある（協議は、日光市教育委員会の判断により、状況に応じて文化庁及び栃木県と行う。）。

修理手法が原状復旧であれば、復旧届を着工の 30 日前までに文化庁長官宛てに提出し、修理を行う。ただし、現状と異なる素材等を使用して修理を行う場合については、現状変更許可申請の提出を行い、その許可を得て対処を行う必要がある。



図資 7-1：現状変更等の諸手続きのフロー図



図資 7-2 : 毀損等の発生時の諸手続きのフロー図

資 8. 文化財保護法等の抜粋

(1) 文化財保護法（抜粋）

（昭和 25 年 5 月 30 日法律第 214 号）

最終改正：令和 4 年 6 月 17 日法律第 68 号

第三章 有形文化財

第一節 重要文化財

第二款 管理

（管理方法の指示）

第三十条 文化庁長官は、重要文化財の所有者に対し、重要文化財の管理に関し必要な指示をすることができる。

（所有者の管理義務及び管理責任者）

第三十一条 重要文化財の所有者は、この法律並びにこれに基づいて発する文部科学省令及び文化庁長官の指示に従い、重要文化財を管理しなければならない。

- 2 重要文化財の所有者は、当該重要文化財の適切な管理のため必要があるときは、第百九十二条の二第一項に規定する文化財保存活用支援団体その他の適当な者を専ら自己に代わり当該重要文化財の管理の責めに任ずべき者（以下この節及び第百八十七条第一項第一号において「管理責任者」という。）に選任することができる。
- 3 前項の規定により管理責任者を選任したときは、重要文化財の所有者は、文部科学省令の定める事項を記載した書面をもつて、当該管理責任者と連署の上二十日以内に文化庁長官に届け出なければならない。管理責任者を解任した場合も同様とする。
- 4 管理責任者には、前条及び第一項の規定を準用する。

（所有者又は管理責任者の変更）

第三十二条 重要文化財の所有者が変更したときは、新所有者は、文部科学省令の定める事項を記載した書面をもつて、且つ、旧所有者に対し交付された指定書を添えて、二十日以内に文化庁長官に届け出なければならない。

- 2 重要文化財の所有者は、管理責任者を変更したときは、文部科学省令の定める事項を記載した書面をもつて、新管理責任者と連署の上二十日以内に文化庁長官に届け出なければならない。この場合には、前条第三項の規定は、適用しない。
- 3 重要文化財の所有者又は管理責任者は、その氏名若しくは名称又は住所を変更したときは、文部科学省令の定める事項を記載した書面をもつて、二十日以内に文化庁長官に届け出なければならない。氏名若しくは名称又は住所の変更が重要文化財の所有者に係るときは、届出の際指定書を添えなければならない。

（管理団体による管理）

第三十二条の二 重要文化財につき、所有者が判明しない場合又は所有者若しくは管理責任者による管理が著しく困難若しくは不相当であると明らかに認められる場合には、文化庁長官は、適当な地方公共団体その他の法人を指定して、当該重要文化財の保存のため必要な管理（当該重要文化財の保存のため必要な施設、設備その他の物件で当該重要文化財の所有者の所有又は管理に属するものの管理を含む。）を行わせることができる。

- 2 前項の規定による指定をするには、文化庁長官は、あらかじめ、当該重要文化財の所有者（所有者が判明しない場合を除く。）及び権原に基づく占有者並びに指定しようとする地方公共団体その他の法人の同意を得なければならない。
- 3 第一項の規定による指定は、その旨を官報で告示するとともに、前項に規定する所有者、占有者及び地方公共団体その他の法人に通知してする。
- 4 第一項の規定による指定には、第二十八条第二項の規定を準用する。
- 5 重要文化財の所有者又は占有者は、正当な理由がなくて、第一項の規定による指定を受けた地方公共団体その他の法人（以下この節及び第百八十七条第一項第一号において「管理団体」という。）が行う管理又はその管理のため必要な措置を拒み、妨げ、又は忌避してはならない。
- 6 管理団体には、第三十条及び第三十一条第一項の規定を準用する。

第三十二条の三 前条第一項に規定する事由が消滅した場合その他特殊の事由があるときは、文化庁長官は、管理団体の指定を解除することができる。

- 2 前項の規定による解除には、前条第三項及び第二十八条第二項の規定を準用する。

第三十二条の四 管理団体が行う管理に要する費用は、この法律に特別の定のある場合を除いて、管理団体の負担とする。

- 2 前項の規定は、管理団体と所有者との協議により、管理団体が行う管理により所有者の受ける利益の限度において、

管理に要する費用の一部を所有者の負担とすることを妨げるものではない。

(滅失、き損等)

第三十三条 重要文化財の全部又は一部が滅失し、若しくはき損し、又はこれを亡失し、若しくは盗み取られたときは、所有者（管理責任者又は管理団体がある場合は、その者）は、文部科学省令の定める事項を記載した書面をもって、その事実を知った日から十日以内に文化庁長官に届け出なければならない。

(所在の変更)

第三十四条 重要文化財の所在の場所を変更しようとするときは、重要文化財の所有者（管理責任者又は管理団体がある場合は、その者）は、文部科学省令の定める事項を記載した書面をもって、且つ、指定書を添えて、所在の場所を変更しようとする日の二十日前までに文化庁長官に届け出なければならない。但し、文部科学省令の定める場合には、届出を要せず、若しくは届出の際指定書の添付を要せず、又は文部科学省令の定めるところにより所在の場所を変更した後届け出ることをもって足りる。

第三款 保護

(管理又は修理の補助)

第三十五条 重要文化財の管理又は修理につき多額の経費を要し、重要文化財の所有者又は管理団体がその負担に堪えない場合その他特別の事情がある場合には、政府は、その経費の一部に充てさせるため、重要文化財の所有者又は管理団体に対し補助金を交付することができる。

- 2 前項の補助金を交付する場合には、文化庁長官は、その補助の条件として管理又は修理に関し必要な事項を指示することができる。
- 3 文化庁長官は、必要があると認めるときは、第一項の補助金を交付する重要文化財の管理又は修理について指揮監督することができる。

(管理に関する命令又は勧告)

第三十六条 重要文化財を管理する者が不適任なため又は管理が適当でないため重要文化財が滅失し、き損し、又は盗み取られる虞があると認めるときは、文化庁長官は、所有者、管理責任者又は管理団体に対し、重要文化財の管理をする者の選任又は変更、管理方法の改善、防火施設その他の保存施設の設置その他管理に関し必要な措置を命じ、又は勧告することができる。

- 2 前項の規定による命令又は勧告に基いてする措置のために要する費用は、文部科学省令の定めるところにより、その全部又は一部を国庫の負担とすることができる。
- 3 前項の規定により国庫が費用の全部又は一部を負担する場合には、前条第三項の規定を準用する。

(補助等に係る重要文化財譲渡の場合の納付金)

第四十二条 国が修理又は滅失、き損若しくは盗難の防止の措置（以下この条において、「修理等」という。）につき第三十五条第一項の規定により補助金を交付し、又は第三十六条第二項、第三十七条第三項若しくは第四十条第一項の規定により費用を負担した重要文化財のその当時における所有者又はその相続人、受遺者若しくは受贈者（第二次以下の相続人、受遺者又は受贈者を含む。以下この条において同じ。）（以下この条において、「所有者等」という。）は、補助又は費用負担に係る修理等が行われた後当該重要文化財を有償で譲り渡した場合においては、当該補助金又は負担金の額（第四十条第一項の規定による負担金については、同条第二項の規定により所有者から徴収した部分を控除した額をいう。以下この条において同じ。）の合計額から当該修理等が行われた後重要文化財の修理等のため自己の費した金額を控除して得た金額（以下この条において、「納付金額」という。）を、文部科学省令の定めるところにより国庫に納付しなければならない。

- 2 前項に規定する「補助金又は負担金の額」とは、補助金又は負担金の額を、補助又は費用負担に係る修理等を施した重要文化財又はその部分につき文化庁長官が個別的に定める耐用年数で除して得た金額に、更に当該耐用年数から修理等を行った時以後重要文化財の譲渡の時までの年数を控除した残余の年数（一年に満たない部分があるときは、これを切り捨てる。）を乗じて得た金額に相当する金額とする。
- 3 補助又は費用負担に係る修理等が行われた後、当該重要文化財が所有者等の責に帰することのできない事由により著しくその価値を減じた場合又は当該重要文化財を国に譲り渡した場合には、文化庁長官は、納付金額の全部又は一部の納付を免除することができる。
- 4 文化庁長官の指定する期限までに納付金額を完納しないときは、国税滞納処分の例により、これを徴収することができる。この場合における徴収金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。

- 5 納付金額を納付する者が相続人、受遺者又は受贈者であるときは、第一号に定める相続税額又は贈与税額と第二号に定める額との差額に相当する金額を第三号に定める年数で除して得た金額に第四号に定める年数を乗じて得た金額をその者が納付すべき納付金額から控除するものとする。
- 一 当該重要文化財の取得につきその者が納付した、又は納付すべき相続税額又は贈与税額
- 二 前号の相続税額又は贈与税額の計算の基礎となつた課税価格に算入された当該重要文化財又はその部分につき当該相続、遺贈又は贈与の時までに行つた修理等に係る第一項の補助金又は負担金の額の合計額を当該課税価格から控除して得た金額を課税価格として計算した場合に当該重要文化財又はその部分につき納付すべきこととなる相続税額又は贈与税額に相当する額
- 三 第二項の規定により当該重要文化財又はその部分につき文化庁長官が定めた耐用年数から当該重要文化財又はその部分の修理等を行つた時以後当該重要文化財の相続、遺贈又は贈与の時までの年数を控除した残余の年数（一年に満たない部分があるときは、これを切り捨てる。）
- 四 第二項に規定する当該重要文化財又はその部分についての残余の耐用年数
- 6 前項第二号に掲げる第一項の補助金又は負担金の額については、第二項の規定を準用する。この場合において、同項中「譲渡の時」とあるのは、「相続、遺贈又は贈与の時」と読み替えるものとする。
- 7 第一項の規定により納付金額を納付する者の同項に規定する譲渡に係る所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第三十三条第一項に規定する譲渡所得の金額の計算については、第一項の規定により納付する金額は、同条第三項に規定する資産の譲渡に要した費用とする。

（現状変更等の制限）

- 第四十三条 重要文化財に関しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、文化庁長官の許可を受けなければならない。ただし、現状変更については維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合は、この限りでない。
- 2 前項但書に規定する維持の措置の範囲は、文部科学省令で定める。
 - 3 文化庁長官は、第一項の許可を与える場合において、その許可の条件として同項の現状変更又は保存に影響を及ぼす行為に関し必要な指示をすることができる。
 - 4 第一項の許可を受けた者が前項の許可の条件に従わなかつたときは、文化庁長官は、許可に係る現状変更若しくは保存に影響を及ぼす行為の停止を命じ、又は許可を取り消すことができる。
 - 5 第一項の許可を受けることができなかつたことにより、又は第三項の許可の条件を付せられたことによつて損失を受けた者に対しては、国は、その通常生ずべき損失を補償する。
 - 6 前項の場合には、第四十一条第二項から第四項までの規定を準用する。

（管理又は修理の受託又は技術的指導）

- 第四十七条 重要文化財の所有者（管理団体がある場合は、その者）は、文化庁長官の定める条件により、文化庁長官に重要文化財の管理（管理団体がある場合を除く。）又は修理を委託することができる。
- 2 文化庁長官は、重要文化財の保存上必要があると認めるときは、所有者（管理団体がある場合は、その者）に対し、条件を示して、文化庁長官にその管理（管理団体がある場合を除く。）又は修理を委託するように勧告することができる。
 - 3 前二項の規定により文化庁長官が管理又は修理の委託を受けた場合には、第三十九条第一項及び第二項の規定を準用する。
 - 4 重要文化財の所有者、管理責任者又は管理団体は、文部科学省令の定めるところにより、文化庁長官に重要文化財の管理又は修理に関し技術的指導を求めることができる。

第七款 雑則

（所有者変更等に伴う権利義務の承継）

- 第五十六条 重要文化財の所有者が変更したときは、新所有者は、当該重要文化財に関しこの法律に基いてする文化庁長官の命令、勧告、指示その他の処分による旧所有者の権利義務を承継する。
- 2 前項の場合には、旧所有者は、当該重要文化財の引渡と同時にその指定書を新所有者に引き渡さなければならない。
 - 3 管理団体が指定され、又はその指定が解除された場合には、第一項の規定を準用する。但し、管理団体が指定された場合には、もつぱら所有者に属すべき権利義務については、この限りでない。

第七章 史跡名勝天然記念物

(指定)

第九十九条 文部科学大臣は、記念物のうち重要なものを史跡、名勝又は天然記念物（以下「史跡名勝天然記念物」と総称する。）に指定することができる。

- 2 文部科学大臣は、前項の規定により指定された史跡名勝天然記念物のうち特に重要なものを特別史跡、特別名勝又は特別天然記念物（以下「特別史跡名勝天然記念物」と総称する。）に指定することができる。
- 3 前二項の規定による指定は、その旨を官報で告示するとともに、当該特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の所有者及び権原に基づく占有者に通知してする。
- 4 前項の規定により通知すべき相手方が著しく多数で個別に通知し難い事情がある場合には、文部科学大臣は、同項の規定による通知に代えて、その通知すべき事項を当該特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の所在地の市町村の事務所又はこれに準ずる施設の掲示場に掲示することができる。この場合においては、その掲示を始めた日から二週間を経過した時に同項の規定による通知が相手方に到達したものとみなす。
- 5 第一項又は第二項の規定による指定は、第三項の規定による官報の告示があつた日からその効力を生ずる。ただし、当該特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の所有者又は権原に基づく占有者に対しては、第三項の規定による通知が到達した時又は前項の規定によりその通知が到達したものとみなされる時からその効力を生ずる。
- 6 文部科学大臣は、第一項の規定により名勝又は天然記念物の指定をしようとする場合において、その指定に係る記念物が自然環境の保護の見地から価値の高いものであるときは、環境大臣と協議しなければならない。

(所有権等の尊重及び他の公益との調整)

第一百十一条 文部科学大臣又は都道府県の教育委員会は、第九十九条第一項若しくは第二項の規定による指定又は前条第一項の規定による仮指定を行うに当たっては、特に、関係者の所有権、鉱業権その他の財産権を尊重するとともに、国土の開発その他の公益との調整に留意しなければならない。

- 2 文部科学大臣又は文化庁長官は、名勝又は天然記念物に係る自然環境の保護及び整備に関し必要があると認めるときは、環境大臣に対し、意見を述べることができる。この場合において、文化庁長官が意見を述べるときは、文部科学大臣を通じて行うものとする。
- 3 環境大臣は、自然環境の保護の見地から価値の高い名勝又は天然記念物の保存及び活用に関し必要があると認めるときは、文部科学大臣に対し、又は文部科学大臣を通じ文化庁長官に対して意見を述べるすることができる。

(解除)

第一百十二条 特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物はその価値を失つた場合その他特殊の事由のあるときは、文部科学大臣又は都道府県の教育委員会は、その指定又は仮指定を解除することができる。

- 2 第一百十条第一項の規定により仮指定された史跡名勝天然記念物につき第九十九条第一項の規定による指定があつたとき、又は仮指定があつた日から二年以内に同項の規定による指定がなかつたときは、仮指定は、その効力を失う。
- 3 第一百十条第一項の規定による仮指定が適当でないとして認めるときは、文部科学大臣は、これを解除することができる。
- 4 第一項又は前項の規定による指定又は仮指定の解除には、第九十九条第三項から第五項までの規定を準用する。

(管理団体による管理及び復旧)

第一百十三条 史跡名勝天然記念物につき、所有者がないか若しくは判明しない場合又は所有者若しくは第九十九条第二項の規定により選任された管理の責めに任ずべき者による管理が著しく困難若しくは不適當であると明らかに認められる場合には、文化庁長官は、適当な地方公共団体その他の法人を指定して、当該史跡名勝天然記念物の保存のため必要な管理及び復旧（当該史跡名勝天然記念物の保存のため必要な施設、設備その他の物件で当該史跡名勝天然記念物の所有者の所有又は管理に属するものの管理及び復旧を含む。）を行わせることができる。

- 2 前項の規定による指定をするには、文化庁長官は、あらかじめ、指定しようとする地方公共団体その他の法人の同意を得なければならない。
- 3 第一項の規定による指定は、その旨を官報で告示するとともに、当該史跡名勝天然記念物の所有者及び権原に基づく占有者並びに指定しようとする地方公共団体その他の法人に通知してする。
- 4 第一項の規定による指定には、第九十九条第四項及び第五項の規定を準用する。

第一百十四条 前条第一項に規定する事由が消滅した場合その他特殊の事由があるときは、文化庁長官は、管理団体の指定を解除することができる。

- 2 前項の規定による解除には、前条第三項並びに第九十九条第四項及び第五項の規定を準用する。

第一百十五条 第一百十三条第一項の規定による指定を受けた地方公共団体その他の法人（以下この章（第三十三条の二第

一項を除く。)及び第百八十七条第一項第三号において「管理団体」という。)は、文部科学省令の定める基準により、史跡名勝天然記念物の管理に必要な標識、説明板、境界標、囲いその他の施設を設置しなければならない。

2 史跡名勝天然記念物の指定地域内の土地について、その土地の所在、地番、地目又は地積に異動があつたときは、管理団体は、文部科学省令の定めるところにより、文化庁長官にその旨を届け出なければならない。

3 管理団体が復旧を行う場合は、管理団体は、あらかじめ、その復旧の方法及び時期について当該史跡名勝天然記念物の所有者（所有者が判明しない場合を除く。）及び権原に基づく占有者の意見を聞かなければならない。

4 史跡名勝天然記念物の所有者又は占有者は、正当な理由がなくて、管理団体が行う管理若しくは復旧又はその管理若しくは復旧のため必要な措置を拒み、妨げ、又は忌避してはならない。

第百十六条 管理団体が行う管理及び復旧に要する費用は、この法律に特別の定めのある場合を除いて、管理団体の負担とする。

2 前項の規定は、管理団体と所有者との協議により、管理団体が行う管理又は復旧により所有者の受ける利益の限度において、管理又は復旧に要する費用の一部を所有者の負担とすることを妨げるものではない。

3 管理団体は、その管理する史跡名勝天然記念物につき観覧料を徴収することができる。

第百十七条 管理団体が行う管理又は復旧によつて損失を受けた者に対しては、当該管理団体は、その通常生ずべき損失を補償しなければならない。

2 前項の補償の額は、管理団体（管理団体が地方公共団体であるときは、当該地方公共団体の教育委員会）が決定する。

3 前項の規定による補償額については、第四十一条第三項の規定を準用する。

4 前項で準用する第四十一条第三項の規定による訴えにおいては、管理団体を被告とする。

第百十八条 管理団体が行う管理には、第三十条、第三十一条第一項及び第三十三条の規定を、管理団体が行う管理及び復旧には、第三十五条及び第四十七条の規定を、管理団体が指定され、又はその指定が解除された場合には、第五十六条第三項の規定を準用する。

（所有者による管理及び復旧）

第百十九条 管理団体がある場合を除いて、史跡名勝天然記念物の所有者は、当該史跡名勝天然記念物の管理及び復旧に当たるものとする。

2 前項の規定により史跡名勝天然記念物の管理に当たる所有者は、当該史跡名勝天然記念物の適切な管理のため必要があるときは、第百九十二条の二第一項に規定する文化財保存活用支援団体その他の適当な者を専ら自己に代わり当該史跡名勝天然記念物の管理の責めに任ずべき者（以下この章及び第百八十七条第一項第三号において「管理責任者」という。）に選任することができる。この場合には、第三十一条第三項の規定を準用する。

第百二十条 所有者が行う管理には、第三十条、第三十一条第一項、第三十二条、第三十三条並びに第百十五条第一項及び第二項（同条第二項については、管理責任者がある場合を除く。）の規定を、所有者が行う管理及び復旧には、第三十五条及び第四十七条の規定を、所有者が変更した場合の権利義務の承継には、第五十六条第一項の規定を、管理責任者が行う管理には、第三十条、第三十一条第一項、第三十二条第三項、第三十三条、第四十七条第四項及び第百十五条第二項の規定を準用する。

（管理に関する命令又は勧告）

第百二十一条 管理が適当でないため史跡名勝天然記念物が滅失し、き損し、衰亡し、又は盗み取られるおそれがあると認めるときは、文化庁長官は、管理団体、所有者又は管理責任者に対し、管理方法の改善、保存施設の設置その他管理に関し必要な措置を命じ、又は勧告することができる。

2 前項の場合には、第三十六条第二項及び第三項の規定を準用する。

（現状変更等の制限及び原状回復の命令）

第百二十五条 史跡名勝天然記念物に関しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、文化庁長官の許可を受けなければならない。ただし、現状変更については維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合は、この限りでない。

2 前項ただし書に規定する維持の措置の範囲は、文部科学省令で定める。

3 第一項の規定による許可を与える場合には、第四十三条第三項の規定を、第一項の規定による許可を受けた者には、同条第四項の規定を準用する。

4 第一項の規定による処分には、第百十一条第一項の規定を準用する。

5 第一項の許可を受けることができなかつたことにより、又は第三項で準用する第四十三条第三項の許可の条件を付せられたことによつて損失を受けた者に対しては、国は、その通常生ずべき損失を補償する。

6 前項の場合には、第四十一条第二項から第四項までの規定を準用する。

7 第一項の規定による許可を受けず、又は第三項で準用する第四十三条第三項の規定による許可の条件に従わないで、

史跡名勝天然記念物の現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をした者に対しては、文化庁長官は、原状回復を命ずることができる。この場合には、文化庁長官は、原状回復に関し必要な指示をすることができる。

(復旧の届出等)

第二百二十七条 史跡名勝天然記念物を復旧しようとするときは、管理団体又は所有者は、復旧に着手しようとする日の三十日前までに、文部科学省令の定めるところにより、文化庁長官にその旨を届け出なければならない。ただし、第二百五条第一項の規定により許可を受けなければならない場合その他文部科学省令の定める場合は、この限りでない。

2 史跡名勝天然記念物の保護上必要があると認めるときは、文化庁長官は、前項の届出に係る史跡名勝天然記念物の復旧に関し技術的な指導と助言を与えることができる。

(管理団体による買取りの補助)

第二百二十九条 管理団体である地方公共団体その他の法人が、史跡名勝天然記念物の指定に係る土地又は建造物その他の土地の定着物で、その管理に係る史跡名勝天然記念物の保存のため特に買い取る必要があると認められるものを買い取る場合には、国は、その買取りに要する経費の一部を補助することができる。

2 前項の場合には、第三十五条第二項及び第三項並びに第四十二条の規定を準用する。

(史跡名勝天然記念物保存活用計画の認定)

第二百二十九条の二 史跡名勝天然記念物の管理団体又は所有者は、文部科学省令で定めるところにより、史跡名勝天然記念物の保存及び活用に関する計画（以下「史跡名勝天然記念物保存活用計画」という。）を作成し、文化庁長官の認定を申請することができる。

2 史跡名勝天然記念物保存活用計画には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 当該史跡名勝天然記念物の名称及び所在地
- 二 当該史跡名勝天然記念物の保存及び活用のために行う具体的な措置の内容
- 三 計画期間
- 四 その他文部科学省令で定める事項

3 前項第二号に掲げる事項には、当該史跡名勝天然記念物の現状変更又は保存に影響を及ぼす行為に関する事項を記載することができる。

4 文化庁長官は、第一項の規定による認定の申請があつた場合において、その史跡名勝天然記念物保存活用計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。

- 一 当該史跡名勝天然記念物保存活用計画の実施が当該史跡名勝天然記念物の保存及び活用に寄与するものであると認められること。
- 二 円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること。
- 三 第八十三条の二第一項に規定する文化財保存活用大綱又は第八十三条の五第一項に規定する認定文化財保存活用地域計画が定められているときは、これらに照らし適切なものであること。
- 四 当該史跡名勝天然記念物保存活用計画に前項に規定する事項が記載されている場合には、その内容が史跡名勝天然記念物の現状変更又は保存に影響を及ぼす行為を適切に行うために必要なものとして文部科学省令で定める基準に適合するものであること。

5 文化庁長官は、前項の認定をしたときは、遅滞なく、その旨を当該認定を申請した者に通知しなければならない。

(認定を受けた史跡名勝天然記念物保存活用計画の変更)

第二百二十九条の三 前条第四項の認定を受けた史跡名勝天然記念物の管理団体又は所有者は、当該認定を受けた史跡名勝天然記念物保存活用計画の変更（文部科学省令で定める軽微な変更を除く。）をしようとするときは、文化庁長官の認定を受けなければならない。

2 前条第四項及び第五項の規定は、前項の認定について準用する。

(現状変更等の許可の特例)

第二百二十九条の四 第二百二十九条の二第三項に規定する事項が記載された史跡名勝天然記念物保存活用計画が同条第四項の認定（前条第一項の変更の認定を含む。以下この章及び第一百五十三条第二項第二十五号において同じ。）を受けた場合において、当該史跡名勝天然記念物の現状変更又は保存に影響を及ぼす行為をその記載された事項の内容に即して行うに当たり、第二百五条第一項の許可を受けなければならないときは、同項の規定にかかわらず、当該現状変更又は保存に影響を及ぼす行為が終了した後遅滞なく、文部科学省令で定めるところにより、その旨を文化庁長官に届け出ることをもって足りる。

(認定史跡名勝天然記念物保存活用計画の実施状況に関する報告の徴収)

第二百二十九条の五 文化庁長官は、第二百二十九条の二第四項の認定を受けた史跡名勝天然記念物の管理団体又は所有者に対し、当該認定を受けた史跡名勝天然記念物保存活用計画(変更があつたときは、その変更後のもの。次条第一項及び第二百二十九条の七において「認定史跡名勝天然記念物保存活用計画」という。)の実施の状況について報告を求めることができる。

(認定の取消し)

第二百二十九条の六 文化庁長官は、認定史跡名勝天然記念物保存活用計画が第二百二十九条の二第四項各号のいずれかに適合しなくなつたと認めるときは、その認定を取り消すことができる。

2 文化庁長官は、前項の規定により認定を取り消したときは、遅滞なく、その旨を当該認定を受けていた者に通知しなければならない。

(管理団体等への指導又は助言)

第二百二十九条の七 都道府県及び市町村の教育委員会は、史跡名勝天然記念物の管理団体又は所有者の求めに応じ、史跡名勝天然記念物保存活用計画の作成及び認定史跡名勝天然記念物保存活用計画の円滑かつ確実な実施に関し必要な指導又は助言をすることができる。

2 文化庁長官は、史跡名勝天然記念物の管理団体又は所有者の求めに応じ、史跡名勝天然記念物保存活用計画の作成及び認定史跡名勝天然記念物保存活用計画の円滑かつ確実な実施に関し必要な指導又は助言をするように努めなければならない。

(保存のための調査)

第三十条 文化庁長官は、必要があると認めるときは、管理団体、所有者又は管理責任者に対し、史跡名勝天然記念物の現状又は管理、復旧若しくは環境保全の状況につき報告を求めることができる。

第三十一条 文化庁長官は、次の各号のいずれかに該当する場合において、前条の報告によつてもなお史跡名勝天然記念物に関する状況を確認することができず、かつ、その確認のため他に方法がないと認めるときは、調査に当たる者を定め、その所在する土地又はその隣接地に立ち入つてその現状又は管理、復旧若しくは環境保全の状況につき実地調査及び土地の発掘、障害物の除却その他調査のため必要な措置をさせることができる。ただし、当該土地の所有者、占有者その他の関係者に対し、著しい損害を及ぼすおそれのある措置は、させてはならない。

一 史跡名勝天然記念物に関する現状変更又は保存に影響を及ぼす行為の許可の申請があつたとき。

二 史跡名勝天然記念物がき損し、又は衰亡しているとき。

三 史跡名勝天然記念物が滅失し、き損し、衰亡し、又は盗み取られるおそれのあるとき。

四 特別の事情によりあらためて特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物としての価値を調査する必要があるとき。

2 前項の規定による調査又は措置によつて損失を受けた者に対しては、国は、その通常生ずべき損失を補償する。

3 第一項の規定により立ち入り、調査する場合には、第五十五条第二項の規定を、前項の場合には、第四十一条第二項から第四項までの規定を準用する。

第十二章 補則

第二節 国に関する特例

(重要文化財等についての国に関する特例)

第七十二条 文化庁長官は、国の所有に属する重要文化財、重要有形民俗文化財又は史跡名勝天然記念物の保存のため特に必要があると認めるときは、適当な地方公共団体その他の法人を指定して当該文化財の保存のため必要な管理(当該文化財の保存のため必要な施設、設備その他の物件で国の所有又は管理に属するものの管理を含む。)を行わせることができる。

2 前項の規定による指定をするには、文化庁長官は、あらかじめ、文部科学大臣を通じ当該文化財を管理する各省各庁の長の同意を求めるとともに、指定しようとする地方公共団体その他の法人の同意を得なければならない。

3 第一項の規定による指定には、第三十二条の二第三項及び第四項の規定を準用する。

4 第一項の規定による管理によつて生ずる収益は、当該地方公共団体その他の法人の収入とする。

5 地方公共団体その他の法人が第一項の規定による管理を行う場合には、重要文化財又は重要有形民俗文化財の管理に係るときは、第三十条、第三十一条第一項、第三十二条の四第一項、第三十三条、第三十四条、第三十五条、第三十

六条、第四十七条の二第三項及び第五十四条の規定を、史跡名勝天然記念物に係るときは、第三十条、第三十一条第一項、第三十三条、第三十五条、第一百五十五条第一項及び第二項、第一百六条第一項及び第三項、第二百一十一条並びに第三十条の規定を準用する。

第七十四條の二 第七十二條第一項の規定による指定を受けた地方公共団体その他の法人が作成する重要文化財保存活用計画、重要有形民俗文化財保存活用計画又は史跡名勝天然記念物保存活用計画については、それぞれ第五十三條の二から第五十三條の八までの規定、第八十五條の二から第八十五條の四までの規定又は第二百二十九條の二から第二百二十九條の七までの規定を準用する。

2 文化庁長官は、前項において準用する第五十三條の二第四項、第八十五條の二第四項又は第二百二十九條の二第四項の認定（前項において準用する第五十三條の三第一項（前項において準用する第八十五條の四において準用する場合を含む。）又は第二百二十九條の三第一項の変更の認定を含む。）をしようとするときは、あらかじめ、文部科学大臣を通じ当該重要文化財、重要有形民俗文化財又は史跡名勝天然記念物を管理する各省各庁の長と協議しなければならない。ただし、当該各省各庁の長が文部科学大臣であるときは、その承認を受けるべきものとする。

（２）文化財保護法施行令（抜粋）

（昭和 50 年 9 月 9 日政令第 267 号）

最終改正：令和 6 年 4 月 25 日政令第 174 号

第 5 条 4 項

4 次に掲げる文化庁長官の権限に属する事務は、都道府県の教育委員会（第一号イからリまで及びルに掲げる現状変更等が市の区域（法第一百五十五条第一項に規定する管理団体（以下この条及び次条第二項第一号イにおいて単に「管理団体」という。）が都道府県である史跡名勝天然記念物の管理のための計画（以下この条並びに次条第二項第一号イ及びハにおいて「管理計画」という。）を当該都道府県の教育委員会が定めている区域を除く。以下この項において「市の特定区域」という。）内において行われる場合、第一号ヌに掲げる現状変更等を行う動物園又は水族館が市の特定区域内に存する場合並びに同号ヲに規定する指定区域が市の特定区域内に存する場合にあつては、当該市の教育委員会（当該市が特定地方公共団体である場合にあつては、当該市の長。以下この条において同じ。）が行うこととする。

一 次に掲げる現状変更等（イからチまでに掲げるものにあつては、史跡名勝天然記念物の指定に係る地域内において行われるものに限る。）に係る法第二百二十五条第一項並びに同条第三項において準用する法第四十三条第三項及び第四項の規定による許可及びその取消し並びに停止命令

イ 小規模建築物（階数が二以下で、かつ、地階を有しない木造又は鉄骨造の建築物であつて、建築面積（増築又は改築にあつては、増築又は改築後の建築面積）が百二十平方メートル以下のものをいう。ロにおいて同じ。）で二年以内の期間を限って設置されるものの新築、増築又は改築

ロ 小規模建築物の新築、増築又は改築（増築又は改築にあつては、建築の日から五十年を経過していない小規模建築物に係るものに限る。）であつて、指定に係る地域の面積が百五十ヘクタール以上である史跡名勝天然記念物に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第八条第一項第一号の第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域又は田園住居地域におけるもの

ハ 工作物（建築物を除く。以下このハにおいて同じ。）の設置若しくは改修（改修にあつては、設置の日から五十年を経過していない工作物に係るものに限る。）又は道路の舗装若しくは修繕（それぞれ土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更を伴わないものに限る。）

ニ 法第一百五十五条第一項（法第二十條及び第七十二條第五項において準用する場合を含む。）に規定する史跡名勝天然記念物の管理に必要な施設の設置又は改修

ホ 電柱、電線、ガス管、水管、下水道管その他これらに類する工作物の設置又は改修

ヘ 建築物等の除却（建築又は設置の日から五十年を経過していない建築物等に係るものに限る。）

ト 木竹の伐採（名勝又は天然記念物の指定に係る木竹については、危険防止のため必要な伐採に限る。）

チ 史跡名勝天然記念物の保存のため必要な試験材料の採取

リ 天然記念物に指定された動物の個体の保護若しくは生息状況の調査又は当該動物による人の生命若しくは身体に対する危害の防止のため必要な捕獲及び当該捕獲した動物の飼育、当該捕獲した動物への標識若しくは発信機の装着又は当該捕獲した動物の血液その他の組織の採取

ヌ 天然記念物に指定された動物の動物園又は水族館相互間における譲受け又は借受け

- ル 天然記念物に指定された鳥類の巣で電柱に作られたもの（現に繁殖のために使用されているものを除く。）の除却
ヲ イからルまでに掲げるもののほか、史跡名勝天然記念物の指定に係る地域のうち指定区域（当該史跡名勝天然記念物の管理計画を都道府県の教育委員会（当該管理計画が市の区域（管理団体が当該都道府県である史跡名勝天然記念物の指定に係る地域内の区域に限る。）又は町村の区域（次条第七項に規定する特定認定市町村である町村であつて同条第二項に規定する事務を行うこととされたものにあつては、管理団体が当該都道府県である史跡名勝天然記念物の指定に係る地域内の区域に限る。）を対象とする場合に限る。）又は市の教育委員会（当該管理計画が市の特定区域を対象とする場合に限る。）が定めている区域のうち当該都道府県又は市の教育委員会の申出に係るもので、現状変更等の態様、頻度その他の状況を勘案して文化庁長官が指定する区域をいう。）における現状変更等
- 二 法第三十条（法第七十二条第五項において準用する場合を含む。）及び第三十一条の規定による調査及び調査のため必要な措置の施行（前号イからヲまでに掲げる現状変更等に係る法第二十五条第一項の規定による許可の申請に係るものに限る。）

（3）特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の管理に関する届出書等に関する規則（抜粋）

（昭和 26 年 3 月 8 日文化財保護委員会規則第 8 号）

最終改正：平成 31 年 4 月 1 日文部科学省令第 7 号

（管理責任者選任の届出書の記載事項）

第一条 文化財保護法（昭和二十五年法律第二百四十四号。以下「法」という。）第一百九条第二項で準用する法第三十一条第三項の規定による管理責任者を選任したときの届出の書面には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 史跡（特別史跡を含む。以下同じ。）、名勝（特別名勝を含む。以下同じ。）又は天然記念物（特別天然記念物を含む。以下同じ。）の別及び名称
- 二 指定年月日
- 三 史跡、名勝又は天然記念物の所在地
- 四 所有者の氏名又は名称及び住所
- 五 管理責任者の氏名又は名称及び住所
- 六 管理責任者が個人である場合にあつては、その職業及び年齢
- 七 選任の年月日
- 八 選任の事由
- 九 その他参考となるべき事項

（管理責任者解任の届出書の記載事項）

第二条 法第一百九条第二項で準用する法第三十一条第三項の規定による管理責任者を解任したときの届出の書面には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 史跡、名勝又は天然記念物の別及び名称
- 二 指定年月日
- 三 史跡、名勝又は天然記念物の所在地
- 四 所有者の氏名又は名称及び住所
- 五 管理責任者の氏名又は名称及び住所
- 六 解任の年月日
- 七 解任の事由
- 八 新管理責任者の選任に関する見込みその他参考となるべき事項

（所有者変更の届出書の記載事項等）

第三条 法第二十条で準用する法第三十二条第一項の規定による所有者が変更したときの届出の書面には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 史跡、名勝又は天然記念物の別及び名称
- 二 指定年月日
- 三 史跡、名勝又は天然記念物の所在地

- 四 旧所有者の氏名又は名称及び住所
- 五 新所有者の氏名又は名称及び住所
- 六 所有者の変更が指定地域の一部に係る場合は、当該地域の地番、地目及び地積
- 七 変更の年月日
- 八 変更の事由
- 九 その他参考となるべき事項

2 前項の書面には、所有権の移転を証明する書類を添えるものとする。

(管理責任者変更の届出書の記載事項)

第四条 法第二百十条で準用する法第三十二条第二項の規定による管理責任者を変更したときの届出の書面には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 史跡、名勝又は天然記念物の別及び名称
- 二 指定年月日
- 三 史跡、名勝又は天然記念物の所在地
- 四 所有者の氏名又は名称及び住所
- 五 旧管理責任者の氏名又は名称及び住所
- 六 新管理責任者の氏名又は名称及び住所
- 七 新管理責任者が個人である場合にあつては、その職業及び年齢
- 八 変更の年月日
- 九 変更の事由
- 十 その他参考となるべき事項

(所有者又は管理責任者の氏名若しくは名称又は住所変更の届出書の記載事項)

第五条 法第二百十条で準用する法第三十二条第三項の規定による所有者又は管理責任者が氏名若しくは名称又は住所を変更したときの届出の書面には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 史跡、名勝又は天然記念物の別及び名称
- 二 指定年月日
- 三 史跡、名勝又は天然記念物の所在地
- 四 管理団体がある場合は、その名称及び事務所の所在地
- 五 変更前の氏名若しくは名称又は住所
- 六 変更後の氏名若しくは名称又は住所
- 七 変更の年月日
- 八 その他参考となるべき事項

(史跡、名勝又は天然記念物の滅失、毀損等の届出書の記載事項等)

第六条 法第一百八条、第二百十条及び第七十二条第五項で準用する法第三十三条の規定による史跡、名勝又は天然記念物の全部又は一部が滅失し、毀損し、若しくは衰亡し、又はこれを亡失し、若しくは盗み取られたときの届出の書面には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 史跡、名勝又は天然記念物の別及び名称
- 二 指定年月日
- 三 史跡、名勝又は天然記念物の所在地
- 四 所有者の氏名又は名称及び住所
- 五 管理責任者がある場合は、その氏名又は名称及び住所
- 六 管理団体がある場合は、その名称及び事務所の所在地
- 七 滅失、毀損、衰亡、亡失又は盗難（以下「滅失、毀損等」という。）の事実の生じた日時
- 八 滅失、毀損等の事実の生じた当時における管理の状況
- 九 滅失、毀損等の原因並びに毀損の場合は、その箇所及び程度
- 十 毀損の場合は、毀損の結果当該史跡、名勝又は天然記念物はその保存上受ける影響
- 十一 滅失、毀損等の事実を知った日
- 十二 滅失、毀損等の事実を知った後に執られた措置その他参考となるべき事項

2 前項の書面には、滅失、毀損等の状態を示すキャビネ型写真及び図面を添えるものとする。

(土地の所在等の異動の届出)

第七条 法第一百五條第二項（法第二百十條及び第七十二條第五項で準用する場合を含む。）の規定による土地の所在等の異動の届出は、前条第一項第一号から第六号までに掲げる事項並びに異動前の土地の所在、地番、地目又は地積及び異動後の土地の所在、地番、地目又は地積その他参考となるべき事項を記載した書面をもつて、異動のあつたのち三十日以内に行わなければならない。

2 地番、地目又は地積の異動が分筆による場合は、当該土地に係る登記事項証明書及び登記所に備えられた地図の写本を前項の書面に添えるものとする。

（４）特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可申請等に関する規則（抜粋）

（昭和 26 年 7 月 13 日文化財保護委員会規則第 10 号）

最終改正：平成 31 年 4 月 1 日 文部科学省令第 7 号

（許可の申請）

第一条 文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号。以下「法」という。）第二百五條第一項の規定による許可を受けようとする者（以下「許可申請者」という。）は、次に掲げる事項を記載した許可申請書を文化庁長官（法第八十四條第一項第二号及び第八十四條の二第一項（法第八十四條第一項第二号に掲げる事務に係る部分に限る。第三條第一項において同じ。）の規定により当該許可を都道府県又は市（特別区を含む。以下同じ。）町村の教育委員会（当該都道府県又は市町村が法第五十三條の八第一項に規定する特定地方公共団体（第六條第一項第四号において単に「特定地方公共団体」という。）である場合にあっては、当該都道府県の知事又は市町村の長。以下この条及び第三條第一項において同じ。）が行う場合には、当該都道府県又は市町村の教育委員会）に提出しなければならない。

一 史跡（特別史跡を含む。以下同じ。）、名勝（特別名勝を含む。以下同じ。）又は天然記念物（特別天然記念物を含む。以下同じ。）の別及び名称

二 指定年月日

三 史跡、名勝又は天然記念物の所在地

四 所有者の氏名又は名称及び住所

五 権原に基づく占有者の氏名又は名称及び住所

六 管理団体がある場合は、その名称及び事務所の所在地

七 管理責任者がある場合は、その氏名又は名称及び住所

八 許可申請者の氏名及び住所又は名称及び代表者の氏名並びに事務所の所在地

九 史跡、名勝又は天然記念物の現状変更又は保存に影響を及ぼす行為（以下「現状変更等」という。）を必要とする理由

十 現状変更等の内容及び実施の方法

十一 現状変更等により生ずる物件の滅失若しくは毀損又は景観の変化その他現状変更等が史跡、名勝又は天然記念物に及ぼす影響に関する事項

十二 現状変更等の着手及び終了の予定時期

十三 現状変更等に係る地域の地番

十四 現状変更等に係る工事その他の行為の施行者の氏名及び住所又は名称及び代表者の氏名並びに事務所の所在地

十五 その他参考となるべき事項

2 埋蔵文化財の調査のための土地の発掘を内容とする現状変更等の場合における許可申請書には、前項各号に掲げる事項の外、左に掲げる事項を記載するものとする。

一 発掘担当者の氏名及び住所並びに経歴

二 出土品の処置に関する希望

（許可申請書の添附書類等）

第二条 前条の許可申請書には、左に掲げる書類、図面及び写真を添えなければならない。

一 現状変更等の設計仕様書及び設計図

二 現状変更等に係る地域及びこれに関連する地域の地番及び地ぼうを表示した実測図

三 現状変更等に係る地域のキャビネ型写真

四 現状変更等を必要とする理由を証するに足りる資料があるときは、その資料

- 五 許可申請者が所有者以外の者であるときは、所有者の承諾書
 - 六 許可申請者が権原に基く占有者以外の者であるときは、その占有者の承諾書
 - 七 管理団体がある場合において、許可申請者が管理団体以外の者であるときは、管理団体の意見書
 - 八 管理責任者がある場合において、許可申請者が管理責任者以外の者であるときは、管理責任者の意見書
 - 九 前条第二項の場合において、許可申請者が発掘担当者以外の者であるときは、発掘担当者の発掘担当承諾書
- 2 前項第二号の実測図及び同項第三号の写真には、現状変更等をしようとする箇所を表示しなければならない。

(終了の報告)

- 第三条 法第二百二十五条第一項の規定による許可を受けた者は、当該許可に係る現状変更等を終了したときは、遅滞なくその旨を文化庁長官（法第八十四条第一項第二号及び第八十四条の二第一項の規定により当該許可を都道府県又は市町村の教育委員会が行った場合には、当該都道府県又は市町村の教育委員会）に報告するものとする。
- 2 前項の終了の報告には、その結果を示す写真又は見取図を添えるものとする。

(維持の措置の範囲)

- 第四条 法第二百二十五条第一項ただし書の規定により現状変更について許可を受けることを要しない場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。
- 一 史跡、名勝又は天然記念物がき損し、又は衰亡している場合において、その価値に影響を及ぼすことなく当該史跡、名勝又は天然記念物をその指定当時の原状（指定後において現状変更等の許可を受けたものについては、当該現状変更等の後の原状）に復するとき。
 - 二 史跡、名勝又は天然記念物がき損し、又は衰亡している場合において、当該き損又は衰亡の拡大を防止するため応急の措置をするとき。
 - 三 史跡、名勝又は天然記念物の一部がき損し、又は衰亡し、かつ、当該部分の復旧が明らかに不可能である場合において、当該部分を除去するとき。

(5) 特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の復旧の届出に関する規則(抜粋)

(昭和 29 年 6 月 29 日文化財保護委員会規則第 9 号)

最終改正：平成 31 年 4 月 1 日 文部科学省令第 7 号

(復旧の届出)

- 第一条 文化財保護法（昭和二十五年法律第二百四十四号。以下「法」という。）第二百二十七条第一項の規定による届出は、次に掲げる事項を記載した書面をもつて行うものとする。
- 一 史跡（特別史跡を含む。以下同じ。）名勝（特別名勝を含む。以下同じ。）又は天然記念物（特別天然記念物を含む。以下同じ。）の別及び名称
 - 二 指定年月日
 - 三 史跡、名勝又は天然記念物の所在地
 - 四 所有者の氏名又は名称及び住所
 - 五 権原に基づく占有者の氏名又は名称及び住所
 - 六 管理団体がある場合は、その名称及び事務所の所在地
 - 七 管理責任者がある場合は、その氏名又は名称及び住所
 - 八 復旧を必要とする理由
 - 九 復旧の内容及び方法
 - 十 復旧の着手及び終了の予定時期
 - 十一 復旧施工者の氏名及び住所又は名称及び代表者の氏名並びに事務所の所在地
 - 十二 その他参考となるべき事項
- 2 前項の届出の書面には、左に掲げる書類、写真及び図面を添えるものとする。
- 一 設計仕様書
 - 二 復旧をしようとする箇所を表示した当該復旧に係る地域又は復旧をしようとする箇所の写真及び図面
 - 三 復旧をしようとする者が管理団体であるときは、所有者及び権原に基く占有者の意見書

(届出書及びその添附書類等の記載事項等の変更)

第二条 前条第一項の届出の書面又は同条第二項の書類又は写真若しくは図面に記載し、又は表示した事項を変更しようとするときは、あらかじめ文化庁長官にその旨を届け出なければならない。

(終了の報告)

第三条 法第二百七条第一項の規定により届出を行った者は、届出に係る復旧が終了したときは、その結果を示す写真及び図面を添えて、遅滞なくその旨を文化庁長官に報告するものとする。

(6) 国宝、重要文化財等の管理、修理等に関する技術的指導に関する規則(抜粋)

(昭和 50 年 9 月 30 日 文部省令第 29 号)

最終改正：平成 31 年 4 月 1 日 文部科学省令第 7 号

(国宝、重要文化財又は重要有形民俗文化財の場合)

第一条 文化財保護法(以下「法」という。)第四十七条第四項(法第八十三条において準用する場合を含む。)の規定により国宝、重要文化財又は重要有形民俗文化財の管理又は修理に関し技術的指導を求める場合には、次に掲げる事項を記載した書面をもつて行わなければならない。

- 一 国宝、重要文化財又は重要有形民俗文化財の名称及び員数
 - 二 指定年月日及び指定書の記号番号又は番号
 - 三 現在の所在の場所(指定書記載の所在の場所と異なる場合は、指定書記載の所在の場所を併記するものとする。)
 - 四 所有者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
 - 五 管理責任者がある場合は、その氏名又は名称及び住所
 - 六 管理団体がある場合は、その名称及び住所並びに代表者の氏名
 - 七 技術的指導を必要とする理由
 - 八 その他参考となるべき事項
- 2 前項の書面には、次に掲げる書類、図面又は写真を添えなければならない。
- 一 管理につき技術的指導を求める場合は、管理計画の概要
 - 二 修理につき技術的指導を求める場合は、その設計仕様書又は計画書
 - 三 現状の写真又は図面

(史跡名勝天然記念物の場合)

第三条 法第一百八条及び法第二百十条において準用する法第四十七条第四項の規定により特別史跡、特別名勝若しくは特別天然記念物又は史跡、名勝若しくは天然記念物(以下「史跡名勝天然記念物」と総称する。)の管理又は復旧に関し技術的指導を求める場合には、次に掲げる事項を記載した書面をもつて行わなければならない。

- 一 史跡名勝天然記念物の名称
 - 二 指定年月日
 - 三 所在地
 - 四 所有者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
 - 五 管理責任者がある場合は、その氏名又は名称及び住所
 - 六 管理団体がある場合は、その名称及び住所並びに代表者の氏名
 - 七 技術的指導を必要とする理由
 - 八 その他参考となるべき事項
- 2 前項の書面に添付すべき書類、図面又は写真については、第一条第二項の規定を準用する。

(7) 重要文化財保存活用計画等の認定等に関する省令（抜粋）

（平成 31 年 4 月 1 日 文部科学省令第 5 号）

最終改正：令和 3 年 6 月 14 日 文部科学省令第 32 号

（史跡名勝天然記念物保存活用計画の認定の申請）

第四十条 法第二百二十九条の二第一項（法第七十四條の二第一項において準用する場合を含む。）の規定による史跡名勝天然記念物（特別史跡名勝天然記念物を含む。以下同じ。）の保存及び活用に関する計画（以下「史跡名勝天然記念物保存活用計画」という。）の認定の申請をしようとする者は、別記様式第十八号による申請書を文化庁長官に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類、図面及び写真を添えなければならない。

一 史跡名勝天然記念物保存活用計画に法第二百二十九条の二第三項（法第七十四條の二第一項において準用する場合を含む。第四十二条第二項において同じ。）に規定する事項を記載している場合には、次に掲げる書類、図面及び写真

イ 現状変更等の設計仕様書及び設計図又は計画書

ロ 現状変更等を必要とする理由を証するに足りる資料があるときは、その資料

ハ 申請者が管理団体であるときは、現状変更等に係る工事その他の行為が行われる土地の所有者の承諾書

ニ 申請者が権原に基づく占有者（現状変更等に係る工事その他の行為が行われる土地に係るものに限り。）以外の者であるときは、権原に基づく占有者の承諾書

ホ 管理団体がある場合において、申請者が所有者であるときは、管理団体の意見書

ヘ 管理責任者がある場合は、その意見書

二 その他参考となるべき書類、図面又は写真

（添付書類等の記載事項等の変更）

第四十一条 前条第二項の書類、図面若しくは写真に記載し、又は表示した事項を変更しようとするときは、あらかじめ、文化庁長官にその旨を届け出なければならない。

(8) 文化財保護法施行令第 5 条第 4 項第 1 号イからルまで並びに第 6 条第 2 項第 1 号イ及びロに掲げる史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可の事務の処理基準

（平成 12 年 4 月 28 日 文部大臣裁定）

最終改正：平成 31 年 3 月 29 日

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 9 第 1 項及び第 3 項の規定に基づき、文化財保護法施行令（昭和 50 年政令第 267 号。以下「令」という。）第 5 条第 4 項第 1 号イからルまで並びに令第 6 条第 2 項第 1 号イ及びロに掲げる史跡名勝天然記念物の現状変更又は保存に影響を及ぼす行為（以下「現状変更等」という。）の許可の事務を都道府県若しくは市（特別区を含む。以下同じ。）の教育委員会（当該都道府県又は市が文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号。以下「法」という。）第 53 条の 8 第 1 項に規定する特定地方公共団体（以下単に「特定地方公共団体」という。）である場合にあっては、当該都道府県の知事又は当該市の長。以下同じ。）又は認定市町村（法第 183 条の 3 第 5 項の認定を受けた市町村をいう。以下同じ。）である町村の教育委員会（当該町村が特定地方公共団体である場合にあっては、当該町村の長。以下同じ。）が処理するに当たりよるべき基準を次のとおり定める。

I 共通事項

(1) 現状変更等が「市」又は「認定市町村である町村」と当該市又は認定市町村である町村以外の「市町村」とにまたがって行われる場合には、現状変更等の許可申請は、許可の権限を有するそれぞれの都道府県若しくは市の教育委員会又は認定市町村である町村の教育委員会が受理し、許可の事務を行う。この場合には、関係教育委員会相互間において、必要に応じ、適宜連絡調整を行うものとする。なお、管理団体が都道府県である史跡名勝天然記念物の管理のための計画を当該都道府県の教育委員会が定めている区域においては、「市」又は「認定市町村である町村」と当該市又は認定市町村である町村以外の「市町村」とにまたがって現状変更等が行われる場合であっても、当該現状変更等の許可申請は、許可の権限を有する都道府県の教育委員会が受理し、許可の事務を行う。

(2) 次の場合には、当該現状変更等を許可することができない。

① 史跡名勝天然記念物の適切な保存活用等のために策定された「保存活用計画（保存管理計画）」に定められた保

存（保存管理）の基準に反する場合

- ② 史跡名勝天然記念物の滅失、毀損又は衰亡が著しいものとなるおそれがある場合
 - ③ 史跡名勝天然記念物の価値を著しく減じるおそれがある場合
 - ④ 地域を定めて指定した天然記念物に関し、指定対象である動植物の生息環境又は生態系全体に対して著しい影響を与えるおそれがある場合
- (3) 都道府県若しくは市の教育委員会又は認定市町村である町村の教育委員会に対する現状変更等の許可申請の審査のため、地方公共団体等が事前に発掘調査を行う場合は、当該発掘調査の実施につき法第 125 条第 1 項の規定による文化庁長官の許可を要する。
- (4) 都道府県若しくは市の教育委員会又は認定市町村である町村の教育委員会が現状変更等の許可をするに当たっては、法第 125 条第 3 項において準用する法第 43 条第 3 項の規定により、許可の条件として次の例のような指示をすることができる。なお、当該許可の条件として指示した発掘調査の実施については、改めて現状変更等の許可を要しない。
- ① 当該現状変更等の事前に発掘調査を行うこと。
 - ② 当該現状変更等に際し、関係教育委員会の職員の立会いを求めること。
 - ③ 重要な遺構などが発見された場合は、設計変更等により、その保存を図ること。
 - ④ 当該現状変更等の実施に当たっては、関係教育委員会の指示を受けること。
 - ⑤ 当該現状変更等の許可申請書又は添付した書類、図面若しくは写真の記載事項又は表示事項のうち、現状変更等の内容及び実施の方法の変更、許可申請者の変更などの実質的な変更については、改めて現状変更等の許可を申請すること。ただし、許可申請者の住所や事務所の所在地の変更など実質的な変更ではないものについては、その旨を報告すること。
 - ⑥ 当該現状変更等を終了したときは、遅滞なくその旨を報告すること。

II 個別事項

1 令第 5 条第 4 項第 1 号イ関係

- (1) 「建築面積」とは、建築基準法施行令（昭和 25 年政令第 338 号）第 2 条第 1 項第 2 号に定める建築面積をいう。
- (2) 次の場合は、本号による許可の事務の範囲には含まれない。
 - ① 新築については、小規模建築物の設置期間の更新があらかじめ予想される場合
 - ② 増築又は改築については、増築又は改築部分の設置期間が本体である建築物の新築を完了した日から 2 年を超える場合
 - ③ 新築、増築又は改築については、当該新築等に伴う土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更が、当該新築等に必要の最小限度のやむを得ない規模を超える場合
- (3) 新築、増築又は改築の際に木竹の伐採を伴う場合には、当該木竹の伐採について、別途、法第 125 条第 1 項の規定による文化庁長官の許可又は令第 5 条第 4 項第 1 号トによる都道府県又は市の教育委員会の許可を要する（法第 125 条第 1 項ただし書の維持の措置である場合を除く。）。
- (4) 新築、増築又は改築の際に除却を伴う場合には、「新築及び除却」、「増築及び除却」又は「改築及び除却」として許可の申請をさせ、除却と併せて許可をするものとする。

2 令第 5 条第 4 項第 1 号ロ関係

- (1) 新築、増築又は改築に伴う土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更が、新築等に必要の最小限度のやむを得ない規模を超える場合には、本号による許可の事務の範囲に含まれない。
- (2) 新築、増築又は改築の際に木竹の伐採を伴う場合には、当該木竹の伐採について、別途、法第 125 条第 1 項の規定による文化庁長官の許可又は令第 5 条第 4 項第 1 号トによる都道府県又は市の教育委員会の許可を要する（法第 125 条第 1 項ただし書の維持の措置である場合を除く。）。

3 令第 5 条第 4 項第 1 号ハ関係

- (1) 「工作物」には、次のものを含む。
 - ① 小規模建築物に附随する門、生け垣又は塀
 - ② 既設の道路に設置される電柱、道路標識、信号機又はガードレール
 - ③ 小規模な観測・測定機器
 - ④ 木道
- (2) 「道路」には、道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 3 条各号に掲げる道路（ただし、道路と一体となってその効用を全うする施設及び道路の附属物で当該道路に附属して設けられているものを除く。）のほか、農道、林道、漁港関連道を含む。
- (3) 「道路の舗装」とは、既設の未舗装の道路の舗装をいう。
- (4) 「道路の修繕」とは、既設の舗装又は未舗装の道路の破損、劣化等に対応して行われる部分的な修復その他これに類する工事をいう。

- (5) 道路についての「土地の形状の変更」には、道路の幅員の拡張、路床の削平、側溝の設置及び道路の構造の変更に伴うものを含む。
- (6) 工作物の設置又は改修の際に木竹の伐採を伴う場合には、当該木竹の伐採について、別途、法第125条第1項の規定による文化庁長官の許可又は令第5条第4項第1号トによる都道府県又は市の教育委員会の許可を要する（法第125条第1項ただし書の維持の措置である場合を除く。）。
- 4 令第5条第4項第1号ニ関係
- (1) 「史跡名勝天然記念物の管理に必要な施設」とは、法第115条第1項の標識、説明版、境界標、囲さくその他の施設をいう。
- (2) 設置又は改修に伴う土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更が、設置等に必要最小限度のやむを得ない規模を超える場合には、本号による許可の事務の範囲に含まれない。
- (3) 標識、説明版、標柱、注意札、境界標又は囲さくその他の施設であって、史跡名勝天然記念物標識等設置基準規則（昭和29年文化財保護委員会規則第7号）に定める基準に合致しないものについては、その設置又は改修の許可をすることができない。
- 5 令第5条第4項第1号ホ関係
- (1) 「電線」には、配電管内の電線及び電話線等の通信線を含む。
- (2) 「その他これらに類する工作物」には、側溝、街渠、集水ます及び電線共同溝を含む。
- (3) 設置又は改修に伴う土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更が、設置又は改修に必要な最小限度のやむを得ない規模を超える場合には、本号による許可の事務の範囲に含まれない。
- 6 令第5条第4項第1号ヘ関係
- (1) 除却に伴う土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更が、除却に必要な最小限度のやむを得ない規模を超える場合には、本号による許可の事務の範囲に含まれない。
- (2) 除却の際に木竹の伐採を伴う場合には、当該木竹の伐採について、別途、法第125条第1項の規定による文化庁長官の許可又は令第5条第4項第1号トによる都道府県又は市の教育委員会の許可を要する（法第125条第1項ただし書の維持の措置である場合を除く。）。
- 7 令第5条第4項第1号ト関係
- (1) 「木竹の伐採」とは、幹を切ること及び枝を切断して除去することをいう。
- (2) 「危険防止のため必要な伐採」とは、倒木や落枝によって人身又は建物に危害が及ぶ危険性の高い場合における危険防止に必要な最小限度のやむを得ない程度の伐採をいう。
- (3) 木竹の伐採が、法第125条第1項ただし書の維持の措置である場合には、許可を要しない。
- 8 令第5条第4項第1号チ関係
- (1) 「保存のため必要な試験材料の採取」とは、その保存を目的として史跡名勝天然記念物の現状を適切に把握するために行われる土壌、植物、鉱物等のサンプル採取をいう。
- (2) 学術研究のために行われるものなど、史跡名勝天然記念物の保存を目的としない試験材料の採取については、本号による許可の事務の範囲に含まれない。
- 9 令第5条第4項第1号リ関係
- (1) 「個体の保護のため必要な捕獲」とは、天然記念物に指定された動物が傷ついている場合や生命の危険にさらされている場合などに当該動物の個体の安全を確保するため、やむを得ず捕獲することをいう。
- (2) 「生息状況の調査のため必要な捕獲」とは、学術調査、公共事業の事前又は事後の環境影響評価のための調査等のため、必要最小限度のやむを得ない程度の一時的な捕獲をいう。
- (3) 「人の生命若しくは身体に対する危害の防止のため必要な捕獲」とは、人の生命若しくは身体に対する危害の防止の必要性が具体的に生じている場合の捕獲をいい、財産に対する危害を防止するための捕獲を含まない。
- (4) 「捕獲」には、捕殺を含む。
- (5) 「その他の組織の採取」には体毛及び羽毛の採取を含む。
- (6) 次の場合には、本号による許可の事務の範囲に含まれない。
- ① 「捕獲」と「飼育」、「標識又は発信機の装着」又は「血液その他の組織の採取」とが、許可の事務を行う都道府県又は市の区域を超えて行われる場合
- ② 「捕獲」、「捕獲及び飼育」、「捕獲及び標識又は発信機の装着」又は「血液その他の組織の採取」以外に、移動等天然記念物に指定された動物に対する他の現状変更等を併せて行う場合
- (7) 「標識又は発信機の装着」については、標識又は発信機の高さ、材質又は装着の方法が天然記念物に指定された動物に著しい影響を与えるおそれがある場合には、許可をすることができない。
- (8) 「血液その他の組織の採取」については、その方法や量が天然記念物に指定された動物に著しい影響を与えるおそれがある場合には、許可をすることができない。
- 10 令第5条第4項第1号ヌ関係

- (1) 「動物園」又は「水族館」とは、博物館法（昭和26年法律第285号）第10条の規定により登録を受けた博物館、同法第29条の規定により指定された博物館に相当する施設又はそれ以外の公益社団法人日本動物園水族館協会の正会員である動物園又は水族館をいう。
 - (2) 本号による譲受け又は借受けの許可の場合には、天然記念物に指定された動物の譲渡若しくは貸出しを行う動物園又は水族館においては、当該譲渡又は貸出しについての許可を受けることを要しない。
 - (3) 天然記念物に指定された動物の輸出については、法第125条第1項の規定による文化庁長官の許可を要する。
- 11 令第5条第4項第1号ル関係
天然記念物に指定された鳥類で、電柱に巣を作るものとしては、例えば、天然記念物カササギ生息地におけるカササギがある。
- 12 令第6条第2項第1条イ及びロ関係
令第6条第2項第1号イ及びロに掲げる現状変更等については、1から11までの基準を準用する。
- III その他
この裁定は、平成31年4月1日から適用する。

